

令和2年 第3回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和2年第3回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和2年9月8日(火)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年9月8日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年9月8日 午後 3時32分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 児玉 智博 君

8番 松本 明雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月8日から9月23日までの16日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 9. 8)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

台風10号はものすごい風と共に、朝鮮半島のほうに突き進みました。宮崎他本体の進路外側でも大きな被害をもたらしています。今のところ、小国地方では特別級の被害のほうは報告されていません。しかしながら、今後も含めて海水温度の情報、それから今後の台風発生するであろういろいろな情報については、最大限の警戒をしなければならないと思っております。地域の方々も早期の避難やガラスの窓にテーピングをしたりとか、暴風のための備えをされているのを多く見かけました。これからも、備えのほうは万全にしてもらいたいと思いますし、避難や備えなど半ば予行練習にはなったと思っております。

さて、令和2年第3回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。本定例会は決算議会ということでもございまして、十分なる御審議方お願い申し上げる次第です。

それでは、最初に渡邊町長に御挨拶をいただきます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、おはようございます。

御多用にも関わりもせずお集まりをいただきまして、ありがとうございます。本日、定例会初日でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

先ほど議長からも御挨拶がございましたけれども、台風10号一過、住民の皆さまには大変御心配をおかけいたしました。また、ここに御列席の皆さま方、それから消防団、自主防災組織、そして民生委員の皆さまを含む関係各機関の皆さま方には、大変お世話になりました。御協力をいただきまして感謝申し上げます。

被害状況につきましては、町内において現状上がってきている分だけを、少しお伝えをしたいと思っております。避難者の方につきましては、分かっている時点で187世帯、302名、ドームを含めた9箇所でございます。その他に木魂館に24世帯45名、福祉避難所に1世帯3名ということでございます。

また、それぞれの住民の皆さまにおかれましては、安全なところにそれぞれで避難もされていたと聞いているところでございます。7月6日から24日までの7月豪雨のときには431世帯、686人で、最大は7月10日の日、64世帯105名でございましたので、今回の台風の脅威というものが、皆さま方避難をしていただいたというところでございます。道路、施設等の被害におきましては7日の8時25分に中尾集落内におきまして、町道に倒木があったと連絡を受けております。また小原田のところでございますけれども、庭木が倒れかかっているというような報告も上がってきております。また、7日に西里におきまして、鯛ノ田周辺でございますけれども、27軒が11時から12時43分まで停電をしたというところでございます。また水稻、ハ

ウスの被害は現在調査中でございますけれども、水稻におきましては地域によってかなり面積が倒れているというような報告も上がっておりますし、ハウスにおきましては現在被害状況というのは、今のところは入ってきていないところでございます。

また町民センターにおきまして、新聞にも載っておりますけれども、高齢の方がトイレに行く途中で手をついて骨折をしたというところでございます。熊日新聞にも書いておりますけれども、その方も次の日の朝一で公立病院に行って職員もついて行って、対応したということでございます。

以上、今のところ町に上がっている、私のところに上がってきている報告は以上でございます。町としては、大きいというところではなかったかもしれませんが、今回の台風に関しましても町の外ではお亡くなりになられている方もいらっしゃいます。改めて、私のほうからもお悔やみを申し上げたいと思っております。町としてもまだ台風ですね、今回だけではございませんので、しっかりと気を引きしめて対応に当たって参りたいと思っておりますので、皆さま方もいろいろとお知恵をお貸しいただきたいと思っております。

今回の決算定例会でございます。またコロナ関連の対策、それから災害対策についての補正予算と町民の皆さまのためにもできるだけ早期の事業着手を行いたいと思っております。御審議方、よろしく願い申し上げます、挨拶に代えたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、令和2年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

5番 児玉智博君

8番 松本明雄君

をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る9月1日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月8日から9月23日までの16日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月8日から9月23日までの16日間と決定いたしました。

本会議は、本日と14日、15日、18日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「議案第45号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集をお開き願いたいと思います。1ページをお願いいたします。

議案第45号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第7号）をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度小国町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37億8千78万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億867万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

（一時借入金の補正）

第3条 一時借入金の借入れの最高額に10億円を追加し、一時借入金の借入れ最高額を15億円とする。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御報告申し上げます。

総務課長（小田宣義君） 皆さん、おはようございます。

私からは、補正予算の内容の説明をさせていただきます。

補正予算書をお願いいたします。それではまず、第1表といたしまして2ページから4ページには歳入歳出のそれぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

5ページは第2表、地方債補正としての起債の追加、変更の目的、限度額等が記載してあります。

6ページ、7ページは歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

12ページをお開きください。歳出の大きな額の補正項目について説明させていただきます。各ページごとに時々出てくる職員手当等につきましては、災害対応に伴う職員の時間外勤務手当の増となっております。

では、12ページの上段です。財産管理費の中の24積立金で、地熱の恵み基金積立金として300万円を計上させていただいております。地熱開発業者と協定に基づき、地熱開発が起因する被害への補償などのため、発電規模に応じた基金積立を行うものでございます。財源は全て寄附金となります。中段をお願いします。SDGs推進費で300万円を計上させていただいております。環境省が進める補助事業を活用し、SDGsや地域環境共生圏の理解促進及び地域の基盤となる担い手の確保に伴う事業を行うものでございます。財源は全額、地域循環共生圏CO2排出抑制対策事業費補助金を充当予定で。一番下の段になります新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で775万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、乗合タクシー運行委託料で330万円、これは感染症拡大防止を目的に1運行当たりの利用者数が3名以上となる場合に、車両を追加して運行する費用に臨時交付金を活用するものです。財源は全額新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を充当予定で。また、リモート会議整備事業として445万円を計上させていただいております。これも感染症防止のため増えてきておりますリモート会議に対応するため、機器を整備するものです。内容的にはノートパソコンを5台、タブレットを15台等でございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当予定で。

13ページ中段の戸籍住民登録費をお願いいたします。委託料と負担金補助及び交付金で550万円を計上させていただいております。これは国外転出者によるマイナンバーカード等の利用実現を図るため、戸籍附表システムなどの情報システムの整備委託を行うものです。財源は全額、国の社会保障税番号制度補助金を充当予定で。

14ページ中段の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費をお願いいたします。敬老会等事業費助成金で202万8千円を計上させていただいております。これは、協議会等が主催している敬老会が開催できない場合の記念品を贈呈するための助成金や、3密対策をして行う敬老会への助成をするものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当予定で。

14ページの一番下の段、児童福祉費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費をお願いい

たします。保育園の3密を解消するために建物、これは木造平屋建て80平米を計画しております。1棟を増設するための費用として、4千250万円を計上させていただいております。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当予定で。

15ページ中段の環境衛生費をお願いいたします。総額で1億6千500万円を計上させていただいております。これは豪雨被害で発生した災害ゴミ処分委託料、家屋の公費解体撤去費用、家屋を自主解体した費用に補助を行うものでございます。財源は補助の対象事業費については、国の補助金50%、残りは町債で50%、補助の対象にならない事業1千万円分については、一般財源となります。

15ページの下段から16ページ上段にかけてですが、農業費になります。強い農業・担い手づくり支援交付金（被災農業者支援型）で900万円を計上させていただいております。これは、被災した農業用ハウスや農業用機械等、トラック等の再建、修繕の経費を助成するものでございます。財源は事業者が1割負担した残りを国が10分の5、県が10分の2、町が10分の2を負担いたします。この場合の町の一般財源は200万円になります。次に水田農業構造改革対策事業費は181万8千円の減額で計上させていただきました。地域農業再生協議会が南小国町と合併したことに伴い、小国町の事業量が減少するための減額となっております。次に新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で1千150万円を計上させていただいております。まず、農作物等作付支援対策事業支援金で850万円。これは、新型コロナウイルスの影響で卸売市場等の市況が不透明な中、農業者の不安を解消し、生活活動を継続してもらうため、出荷実績のある品目、小国ではキュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、春菊等を生産する農業者に対して、作付面積10アール当たり5万5千円を支給するものでございます。次に農作物等小規模生産者支援金として300万円。これは新型コロナウイルスの関係で、農産物直売所が閉鎖されたことにより計画出荷ができなかった小規模生産者の活動を継続するため、出荷実績がある方に対し一律2万円を支給するものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当予定で。

16ページの中段をお願いいたします。林業振興費の中で林業振興事業交付金で250万円を計上させていただいております。小国町の森林保全に共感する団体からの資金を活用し、緊急的に必要な事業である被災した作業道等の補修を行うものでございます。財源はJ-VERクレジット売払収入140万円と寄附金110万円を充当予定でございます。同じく、中段の治山事業費をお願いいたします。総額で6千530万円を計上させていただきました。豪雨で崩壊した山腹の災害復旧事業費で7件分を計上しております。内訳は東帯田、城村下、杉ノ平、弓田、市井野、西村を実施するものでございます。財源は県が工事費の3分の2で2千666万6千円、町債が2千230万円、受益者負担金が400万円、残りの1千233万4千円が一般財源となります。

16ページの一番下の段をお願いします。観光費で383万5千円を計上させていただいてお

ります。まず、修繕費で153万5千円。これは豪雨で被害を受けた観光施設等、鍋ヶ滝、下城滝遊歩道、柴三郎記念館、奴留湯温泉協同浴場等の修繕を行う費用でございます。財源は一般財源となります。次に杖立温泉環境整備補助金で230万円、これはふるさと納税で寄附を受けた財源を活用し、橋梁の塗装、足湯施設の修繕、植栽を行うものでございます。

17ページの一番上の段をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で、3千300万円を計上させていただいております。観光施設照明設備整備工事として鍋ヶ滝、下城滝、鍋釜滝のライトアップ設備を整備することにより、観光客の増加を図るものでございます。財源は全額新型コロナウイルス感染症対応経済対策のための地方創生臨時交付金を充当予定でございます。

17ページの中段をお願いいたします。人件費を200万円の増額で計上させていただいております。災害復旧等に伴う職員の時間外勤務の増額になります。財源は一般財源でございます。

17ページが一番下の段をお願いいたします。危険住宅移転費で300万円を計上させていただきました。県の土砂災害危険住宅移転促進事業を活用して、レッドゾーン区域内の危険住宅の解体撤去及び移転先住宅の建築費等を補助するものです。1件あたりの補助上限は300万円となっております。財源は全額県の補助となります。

18ページをお願いいたします。消防費の中の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で55万4千100円を計上させていただいております。現在、避難所として使用している8箇所、内訳は旧万成小学校、旧北里小学校、西里多目的集会所、旧西里小学校、旧下城小学校、旧蓬萊小学校、杖立防災センター、町民センターのうちWi-Fiが整備されていない6箇所にWi-Fiを設置し、カメラ及びタブレットを活用し、本部で避難状況の確認ができるようにするものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当予定です。

18ページが一番下の段をお願いいたします。小学校費の中の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で68万2千100円を計上させていただいております。学校情報機器購入費は新型コロナウイルス感染症対策のため、教室を分散させた際も電子黒板を使用できるよう、未設置教室分を整備するものでございます。また、オンライン学習を可能にするための貸与用モバイルルーターの整備や遠隔学習を実現するために、教員が使用するウェブカメラ、マイクの整備も併せて行います。校務支援システム、サーバー等購入費は、休校に伴い教員の校務処理時間が偏ったことによる業務時間の増大の解消や、校務の効率化のため、支援システムの導入を行うものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当予定です。

19ページ上段の中学校費の中の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費をお願いいたします。58万3千100円を計上させていただいております。先ほど説明しましたとおり、中学校も小学校と同じ授業を行うものでございます。同じく中段の社会教育費の中の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費をお願いいたします。990万円を計上させていただいております。コロナ

ウイルスの感染リスク軽減のための3密対策として、図書室の改修等を行うものでございます。財源は全額、地方創生臨時交付金を充当予定です。その下の段、保健体育費をお願いいたします。工事請負費で750万円を計上させていただいております。豪雨で崩壊したドーム周辺の法面の復旧工事2箇所を行うものです。財源は全て町債を充当予定でございます。

20ページをお願いいたします。上段の農地災害復旧費です。総額で8億1千190万円を計上させていただきました。被災した農地300件分の災害復旧を行うものでございます。財源は県が工事費の50%、測量設計の30%で3億6千568万円、分担金が15%で9千840万円、町債が2億3千600万円、残りの1億1千182万円が一般財源となります。次に農業用施設災害復旧費になります。総額で2億1千840万円を計上させていただいております。こちらも被災した農業施設、この場合は農道、水路等が対象となります。70件分の災害復旧を行うものでございます。財源は県が工事費の65%、測量設計の30%で1億1千992万円、分担金が3%で510万円、町債が5千660万円、残りの3千678万円が一般財源となります。

20ページの一番下から21ページの上段をお願いいたします。林業用施設災害復旧費です。総額で2億2千230万円を計上させていただいております。これも被災した林道11路線の災害復旧事業を行うものでございます。財源は県が工事費の50%、測量設計の30%で8千160万円、町債が7千420万円、残りの6千650万円が一般財源となります。

21ページ中段をお願いいたします。土木施設災害復旧費です。総額で21億2千755万円を計上させていただいております。これは被災した道路と河川の300件分、内訳は道路災で200件、河川災で100件分の災害復旧事業を行うものでございます。財源は国が工事費の3分の2で11億3千390万円、同じく国が災害査定設計費の50%で3千万円、町債が8億4千610万円、残りの1億1千755万円が一般財源となります。

以上が歳出の説明でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

8ページから11ページにかけますが、今回の補正に対する財源の内訳になります。先ほどから説明させていただきました補助金の説明がここに掲載されております。

8ページをお願いいたします。ここに普通交付税を1億円増額して計上させていただいております。歳出総額から国庫補助金、地方債等の特定財源を差し引いた一般財源が3億6千582万7千円となり、その財源を補うために普通交付税を1億円増額しております。それと繰越金5千500万円の増額を計上し、その不足する分につきましては繰入金として財政調整基金2億1千82万7千円を増額させていただいております。財政調整基金につきましては、補正前の額と合わせると総額で3億2千558万6千円の繰入額となります。ちなみに令和2年3月31日現在の財政調整基金の額は5億8千336万7千円です。また今回も計上しております新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金につきましては、今回の補正で1億2千487万1千円の事業を

計上しております。これまでの予算計上分1億1千118万3千円と合わせると、総額2億3千605万4千円となります。現在、小国町への国の交付限度額は第一次と第二次分の合計で3億2千439万3千となっているため、残りの8千833万9千円以上の事業については、今後の補正で計上予定でございます。

以上で、簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。どうか、よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、議案第45号について質疑に入ります。なお、質問者はページを言って質問していただきたいと思います。

4番（久野達也君） おはようございます。

まずもって7月初旬の豪雨災害に関しまして、家屋あるいは農地、道路等山林、いろんな面で被害が生じました。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

それでは、補正予算の第7号について、今説明を受けながら気付いた分について御質問させていただきたいと思います。

まず20ページの農林水産業に関しまして、農災の部分です。災害復旧事業としまして12億円、総額計上されております。今後災害査定も受けますし、いろんな形で国の補助等をいただきながら進めていくかと思っております。その中で1点、個人的に思う部分です。確認をさせていただきたいと思いますが、災害査定準備を執行部として順次進めているかと思っております、そのような中で、いざ災害査定を受けた場合、災害の要望はあったけれども災害査定に認定を受けなかったと、要は補助の災害として認定漏れという言い方はいけないかもしれませんが、認定を受けることができなかった、こういった事業に対して執行部として対応に今の段階でございます、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました災害査定認定に足りなかった部分につきましては、町のほうで制度としてございますのは、20ページにございます単独農業用施設小災害復旧事業補助金というものがございます。こちらにつきましては、40万円という農災の規定に達しなかった部分の農道と水路等の施設につきましては、町の方で2万円以上40万円未満についての事業につきまして、2分の1以内で補助する制度はありますので、今回の補正で200万円というものを計上させていただいております。

以上です。

4番（久野達也君） 今、御説明いただきましたように、説明いただいた部分は施設災害です。やはり、農業経営しておりまして、例えば水田が段差があったと。上の段の人と下の段の人の所有者が違う場合、やはり心情的には下の段の方を考えると、それは復旧しなければならないという気持ちになるかと思っておりますけれども、一番危惧すると言うか、懸念する部分が農地のほうなん

ですよね。やはり近隣関係もあります。圃場を確保するという部分もございます。そういった場合に要は補助採択を受けなかった部分について、ぜひとも対応をお願いしたいというか、例えば40万円という区切りがありますので、42万円と38万円のどこか違うのかと言うような話も生じるかもしれません、今後。それらも念頭に置いて対応はしていただきたいと思います。これは、農家の方から切実な問題だと思います。それから今、ウンカも発生しております。昨日までの台風で圃場を見ますと倒れている、収穫はどうしようかというのが正直なところです。それに7月の災害も相まっていると、農家の部分でいろんな、先ほどコロナ関係で所得補償の部分も補正予算では上がっておりますけれども、やはりその部分と合わせて生産基盤の安定を図るといっても、執行部として町として行っていく重要な課題ではなかろうかと思います。実は、一般質問でもさせていただこうと思っていた部分なんですけれども、今回、こうやって農地の災害復旧を見ましたときに、今後も機会があってもまだまだ補正を組む時期もあろうかと思います。できるだけ、農家を継続するんだという意気込みは、やっぱり大切にさせていただいて、やる気を起こすような政策として災害復旧も対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

今、久野議員が質問したとおり、その40万円以下の分。当議会のほうも特別委員会をつくっております。南小国町のほうの話をちらほら聞くと、40万円以下をどうするかと。一時金を出すような話も出ておりますので、今後、特別委員会のほうでも皆さんと協議をしながら、議会のほうからの意見も出したいと思います。そして、そちらの執行部は執行部でよりよい対策があれば、意見があれば出していただきたいと思います。

今度ともよろしく願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 今回、台風でウンカにやられた稲がまた倒れるといった被害も出てくるのかもしれない。災害関係、今皆さま方に御説明をさせていただきましたけれども、国からの分、それから町からの分、それからそれぞれの負担の分、非常に大きな災害でございますので、負担の受け取り方もきついかもしれません。しかしながら、40万円というガイドラインを町が定めているところは、この40万円ガイドラインを例えば20万円にするときには、それ相応の理由が要ります。でない限りは、ガイドラインを町が定めさせていただいておりますけれども、そのガイドラインを変えるということは、それに確実に見合った中身がないと、そのガイドラインを変えるということも難しいかと思います。しかしながら、議会の皆さまの御意見は非常に住民の皆さんを心配されての御発言だというふうに思いますので、重く受け止めさせていただいて、検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君）　まず災害復旧費関係で伺います。

今回、災害家屋解体工事や災害家屋自主解体費補助金ということで出ております。全員協議会のときに、この積算根拠を確認しましたところ、30件ということで公費解体の対象となる半壊、大規模半壊、全壊に判定された家屋に対する解体費用だということでした。結局、その30件を実際に解体する方たちがいるのかといえば、そうではなくて、とにかくそれに判定された分を全て盛り込んで、ここに出してきたというような状況です。8月12日の臨時議会では、応急修理費用の予算が出ております。1千399万円ということでありましたが、この応急修理は準半壊、そして半壊に判定された家屋の持ち主が、とにかく住めるようにしないといけないから、その応急修理のために費用を国が補助するというものでした。それで、この応急修理を申請して、応急修理をした人がやっぱり家を崩すからという判断をしたとしても、これは国は「いや、あなたは住むために応急修理をしたんでしょ。」ということになって、この家屋の解体費用というのは基本的に受けることができません。つまり、何が言いたいかといいますと、豪雨災害から丸2カ月たちました。それにしては、あまりにこの積算が甘いのではないかというふうに思うわけです。恐らく、今後こうした費用というのは減額補正をするか、それとも不用額として決算のときに不用額とするのかということになると思うのですが、やはり私はそれは少ないよりは多く準備しておくという考えもあるかもしれません。しかし、あまりに今回の補正で一般会計予算が100億円を超えます。つまり、それに伴い今回財政調整基金からの繰入であったりとか、そういう対応をしているわけですね。だから、今現状で見れば、かなりこれは小国町の財政は今後大丈夫だろうかというような印象を持つわけですが、しかし、よくよく中身を見てみると、こういうあまりに大きすぎるような積算であったりとか、また激甚災害に指定されましたので、実際は国からくる補助金というのも増えていくのですけれども、もうちょっと災害を受けた方たちの意向を聞きとって、どんと30件出すわけではなくて、もうちょっとこの実情に見合うような予算計上の仕方ができなかったのかと思うわけですが、この点について御説明をお願いします。

住民課長（石原誠慈君）　まず、今の公費解体ですが、今後また事業を進めていくわけですが、まず公費解体ですね、本来は解体は所有者の財産の処分行為の一つとして、原則所有者の責任において行われるわけですがけれども、今回は豪雨災害により被害が甚大であったということで、生活環境上の使用物の除去とか、あるいは被害者の生活再建を図るために、特例措置として公費を負担するというので今回、公費解体を実施する予定でございます。

今言われた解体工事に係る部分ですが、工事請負費1億2千万円を計上させていただいております。全員協議会でもちょっとお話をさせていただきましたが、1件につき300万円か400万円かかるということで、今、町のほうで災害家屋の判定を行っているところでございますが、今現時点では約30件、30戸あるということで、今から申請が出てくる可能性もございます。さっき言われたように、概算でありますけれども1件につき400万円ということで今現時点で3

0件ということですが、先ほど言いましたように、これは所有者の財産でありますので、今から公募をして何件上がってくるかは公募したあとに分かる部分ですけれども、今言ったように概算として予算を1億2千万円計上させていただきました。公募の結果によっては減額補正、あるいはこれ以上大規模な解体工事費が出てくると、これ以上の予算が必要になるかと思っております、そのときは補正をお願いするというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 何というか、災害から2週間じゃないんですよ。2カ月も経っているんですね。それで、本当に町が被災者の人たちに寄り添った復旧復興をしようというのであれば、もうちょっと罹災証明書の判定が出た段階で、やっているのかもしれないけど、こういう制度を受けることができますよというような形で、しっかりと相談に乗ってれば、もうちょっとリアルな数字が出てくるのではないかと思うわけなんです。それで、災害家屋も本来は所有者の責任で行わなければならないとおっしゃるけれども、この災害救助法というのは、これは被災者の権利です。これまで地震あるいは台風、大雨ということで日本各地で災害がこれまで歴史的に起きていますが、そのたびに被災者の人たちが声を上げて、それによってこの災害救助法というのがこれまで改善してきているわけですね。やはり、そういった制度の歴史的な経過を踏まえれば、何とかな、町というか国なんですけど出すのは、出してやっているんだというような答弁というのは出てこないと思うのですよ。やはり、もうちょっと今から被災した皆さんに寄り添って、何を町がしなければいけないのかというのをしっかりと考えて、進めていっていただきたいなと思います。

それでこれは全員協議会でも取り上げましたが、そういう半壊や全壊やそういう状況に至っていなくても、例えば家の裏手が崩れて、家屋に土砂が押し寄せてきたというお宅がたくさんあります。全員協議会で町はそういったお宅で、まだ土砂の撤去が済んでいない世帯が大体40世帯あるというお話でありました。国は堆積土砂撤去事業や災害廃棄物処理事業ということで、そういった宅地内の土砂の撤去などに対して、国費で全額補助するという制度があります。また、その制度にもれる部分について、熊本県が県費で補助をするという制度、これもすでに発表されているわけですが、残念ながら2カ月経った現在も、今回の補正予算にはそういったものが反映をされておられません。やはり、これはいつになったらそういったお宅の土砂が撤去されて、安心して生活を送ることが被災者の皆さんができるのかというのは、これは本当に町ももうちょっと心を寄せていただきたいと思うところなんです、こういった土砂が堆積したままのお宅が一体いつになれば安心して生活を送ることができる環境をつくれるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 前段の公費解体に係る部分について、私のほうからも少し御説明をさせていただきます。そもそも論からいうと、公費解体をされるときには一般に公募をしなければならないという規定がございますので、まず公募をさせていただいて、規定が半壊以上のお

宅が対象というところがございますので、積算を上げさせていただいておりますけれども、この中には家が大きい小さいというのが含まれておりませんので、大きい小さいがあってその家の規模によって非常にお金がかかるところもあるのではないかとということで、積み上げ的には入れさせてもらっています。通常、皆さんもお考えいただきたいと思いますが、半壊の一般の御家庭を半壊の基準で解体をされようと思われる方は半壊で公費解体をしても、建て替える費用は出るわけではございませんので、なかなか厳しいところがあるので、やはり応急の修理というところに届くのではないかなと思います。ですので、全体的な流れからいうと全壊のところを対象に大きくはなっていくのではないかなと思いますが、その中でも半壊でも聞き取りによって公費解体が適用できないかというお話も伺っております。住民課だけではなくて、福祉課のほうも災害に遭われているところ1軒1軒まわらせていただいておりますし、勿論査定の話も出ましたので査定につきましては総務課、それから総務課だけでは手が足りませんので税務課から、それから他のところ産業課も含めて、いろいろな人たちと査定をしてみわっているところではありますけれども、一旦皆さま方にここに積算でお出しした根拠は、ある程度大まか、というふうに先ほどお答えしましたけれども、それでもやはり大規模なところがありますので、そんなに少ない額を乗せるわけにはいかないというところがございますので、乗せさせていただいているというところがございます。

堆積土砂につきましても、できるだけ早急にというところは住民の皆さまにはそうかもしれませんが、やはり農災等々の被害も重なって現場、現場でそれぞれ判断があると思いますので、その部分でもちょっと時間がかかっているというふうにも思っておりますし、この前、県がお示ししていただいてからも少し状態が変わったような状態で町も動いております。ですので、今回の補正には乗せることができなかったというところが大きなところがございますけれども、町としては災害に関わった皆さま方を含めて寄り添ってというか、職員の皆さんもそれぞれに直接聞き取り調査をしながら、その現場、現場で対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 現場、現場ということでは言われましたので、具体的な事例を御紹介したいと思います。

ある町内の方なのですが、畑を所有されている方がいて、その畑の下に別の方が住んでいるという所がございます。その畑の法面が崩壊して、よそのお宅の裏にまだ泥が溜まったままの状態ということがありました。それで、崩れた法面には何枚もブルーシートが張ってありますので、今回台風が連続してくるということで、やはり心配になられたのでしょうか。役場のほうに「どうなりますか」という御相談に来られたそうです。聞きましたら、農災の申請はされているということでした。そこで、誰が担当したのかは分かりませんが言われたことが「あその現場は300万円ぐらい負担金がかかりますよ。でも、自分で農災を使わずに自分で誰か探してきて頼まれ

たら100万円ぐらいでできるのではないですか。100万円かからないかもしれない。100万円あればお見舞金を支払うことができるのではないですか」というような対応をされたそうです。この方はびっくりされて、御友人のほうに「こういうふうに言われたけれども、自分はどうしたらいいだろうか」ということで、相談に行かれたということなんですね。実際、その100万円というのが工事費全体を指しているのか、それとも15%なり激甚に指定されたあとの4%、3%になったときに300万円か、それはあり得ないと思うのですけれども、やはり余りに本当にこれで被災者に寄り添っていると言えるのかというふうに思うわけです。私は、町としてはなるべくそういう公的な支援制度も活用していただいて、この方はおひとり暮らしの方ですよ、年金暮らしで。やはり、もうちょっと公的な支援制度、それも紹介をして、なるべく負担の出ないで済むようにお話をしていくと、そういう立場に立つべきだと思うのですよ。だから、この方の話を聞くと、要は全てもう自分の自己責任で行えと言っているに等しいと思うのですよね。私はこれはあんまりではないかなと思います。例えば農災を使わなくても県が宅地内の堆積土砂撤去については、まだ詳しくは決まっていませんけれども、やると言っていますと、だからそちらのほうの活用を考えてみてはどうですか、とかですね。その上で崩れた法面については、御自分で頼まれて固めるとか、ブロックをつくとかされたほうが御負担も少なく済みますよという案内をするのが役場ではないかと思うのですよ。しかも、それをお見舞金をとか、そんな出す出さないなんて個人間の関係なので、役場がどうこう言う大きなお世話だと思うのですけれども。私はこれはもうちょっと本当に反省していただかなければならないんじゃないかと思いますが、町長として、そういったところもきちんと正していくべきところは正していくという姿勢が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩します。

（午前10時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

町長（渡邊誠次君） 先ほどの5番議員の質疑に答弁したいと思います。

今、確認をさせていただきました。個人名は伏せさせていただきます。しかしながら、先ほどの話からすると職員、非常に失礼な話です。その話が本当であれば、職員を本当に怒らなければいけない状況だと思います。しかしながら、そういった事実はないと。ただし、その災害において300万円とか100万円とかいう話は出たそうです。しかしながら、上と下で話し合いをしていただいたほうがよろしいのではないかというお話は確実にしております。

それから、災害の査定を受けて15%、多分見たときはそうだったのかもしれませんが、15%の負担金は要りますよというお話もさせていただいております。しかしながら、全部繋ぎあわせて先ほどの5番議員からのお話からすると、職員、本当に失礼な対応をしておりますので、

そういう対応をしているのであれば、その対応は絶対に役場の職員としてはしてはならないと思いますが、先ほどの5番議員の御質問の件に関しても、本当に確かな情報なのかどうか、しっかりとこの公の場で発言をするときには確認をして発言していただきたいと思いますし、今日はテレビも入っております。どこが流れるか分かりません。それから、後ろにも傍聴の方がたくさん来ております。先ほどの話からすると、職員、非常に失礼な話というふうに思っております。住民の皆さんも非常にお困りになっていて、町もしっかり頑張りたいと思っておりますが、職員も本当に頑張っております。そこのところ、おくみ取りいただいて質問をしていただきたいと思えます。

5番（児玉智博君） 何も職員が頑張っていないということは一言も言っていないし、私もその情報というのは信頼できる情報をもって質問をしております。でもこれ、結局ですね、私もその場にいたわけではありませんので、結局「言った」「言わない」の話になりますが、少なくともそういうふうに非常に心配をされたわけですから、今回はこれ以上言いませんけれども、そういうふうに受け取れるような事実があったということですから、だから相談に来られたのであれば、いついつぐらいまでに査定は今後国の査定が入って行って、調査はすでに終わっているでしょうから、そういう順序立てて、いついつぐらいまでに撤去できますよというところであったりとか、すでに同じような状態、1戸建ての家に家主以外の方の所有する農地が崩れているようなところで、すでに町が撤去した所もあるじゃないですか。ですから、少なくともいち早く家の裏手に崩れ込んでいるような土砂については撤去していくと、そういう姿勢が必要だと思えますよね。ですので、今回そういった県費補助あたりの補正予算が出てきておりませんが、それが付けられる段階になりましたら、いち早く予算化していただいて、そういう困っていらっしゃる方たちの宅地内の土砂は早く撤去していくという立場に立っていただきたいと、このように思えます。

町長（渡邊誠次君） 先ほども言ったとおりでございます。今の質疑のときにもあったように、事実であるということは、本当に事実かどうか確認が取れない以外は答えようがございませんので、今後は確定が取れてから答弁をさせていただきたいと思えます。

やはり、質疑もしっかりとした確実なもとに、事実として伝える。町としても、勿論答弁が間違いのないようにお答えしなければいけませんので、それは変わらないというふうに思いますが、ある方がどなたなのか、先ほどちょっと聞きましたけれども、もう一回確認をさせていただいて、徹底して確認をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

9番（熊谷博行君） 17ページの一番上、観光施設照明設備整備工事。なかなか全員協議会できわった項目なのですが、説明を受けた中では鍋ヶ滝と下城滝の2箇所。私は仕事柄、下城地区

にお世話になっていたということもありまして、要するに水害でライトアップがあったのが流れて、もうなくなっているんですね、実際。だから実際のライトアップがあったときの状況も知っています。とても綺麗だったので、イチョウの木も一緒にされたらどうかなというのも私の頭の中にありましたが、かなりの反対者がいらっしゃいましたので、その場では言いませんでしたが、極端に言えば3つの滝です。鍋ヶ滝と下城が2つですね。1千万円、1千万円、1千万円使っても、こんなものかなと私は思っていました。鍋ヶ滝のほうは別に流されたわけでもないと思いますが、下城のほうは相当前から流されております。その前に遊歩道の工事を出すというのも決まっているようなふうで、いつの議会かもう忘れましたが、やっぱり遊歩道をすれば、勿論ライトアップの修理もするべきと思います。ただ、どうしても水害に弱いところのライトアップですので、水のくるところ辺にあるのが大体普通でございます、川の滝を照らすというのは。その点で課長のほうに。技術的にどういうライトアップを考えているのか、この間、聞きませんでした、今回お教えください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

まず、議員がおっしゃられたとおり、下城滝のほうは増水によりまして設置した照明器具が流されたという過去の経緯があります。今回の計画では、まず鍋ヶ滝もそうですけれども、下城滝も上のほうから、上空からのライトアップの灯光を考えています。それについては、先般、企業の方たちとデモで投光器を当てて位置の関係、確認しましたけれども、技術的にはできます。河川敷に下から照明を当てるとということも方法の中にはありますけれども、この部分については河川法の警戒水位等で増水した場合の構造物を設置する場合の手続きとか非常に困難でございますし、過去にも流されたということがありますので、今回は上からの照明を計画しております。

以上です。

9番（熊谷博行君） そうですね、川からはライトアップはちょっと無理かと思っておりました。私がこんなに、このライトアップの件で返事をするとは思いませんでしたので残念なんです、今日このあとに動議まで上がっています。どうなるかは、ちょっと分かりませんが、今回だめでも将来のために、どうしても鍋ヶ滝の人には申し訳ないのですが、下城滝はあったものです、もともとが。鍋ヶ滝もやっぱり川からするのがライトアップですので、要らなくなったら撤去をするというパターンになるのかなとも思っていますが、どうか良いところを見せて、1年2年3年かかっても「わあ、あそこに何かあるな」とお客を。勿論、あそこでお金が落ちることはそうはないと思います。下城のほうで。賄いをしているほうですので。でも、そういう客を寄せるという、一生懸命、下城地区の方は行っております。そこで、もっともっと客が来ればというところで、何だったか名前が難しい、チチコブ何とかという会がありますので、そういう人たちの要望も勿論あったと思います。私は自分の昔の考えをそのまま伝えただけなのですが、どうか今回、通るか通らないか分からなくても、必ず将来はこういうところにお金を費やしてもらって、元通

りにできるように。でないと、遊歩道をつくる意味もないと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

7番（西田直美君） この間の全協のときに、私のほうから申し上げましたけれども、ちょっとこの間聞き忘れたところで、ライトアップをするに当たりまして、町のほうの試算としてどれくらい宿泊客を対象にした入場者を予定している、特別料金を予定している、早朝の写真を撮ったりとかするような分の特別を考えているということがあったのですけれども、果たして小国の宿泊者数がどれくらいであるのか。そのうちで、大体どれくらい週末とかに入る予定があるのか。それから、1年のうちにどれくらいの期間がライトアップをするのに適切な時期なのか。若しくは、何曜日とかにするのか。それで近隣の方々の同意は取れているのか。夜になってライトアップするとなれば、当然、交通量が増えます。ということは、近隣の方たちが車の騒音であるとかライトに対して迷惑を被ることがないのか。それから、遅くまで開けているとなれば、当然人件費もかかってきます。その人件費をどのようにして賄うのか。1回の入場料をどの程度にして設定しているのか。その辺のところをしっかりと試算を出した上でのライトアップだと思うんですよね。設置が悪いとは言いませんけれども、それがしっかりと分かった上でないといけない。それから今、熊谷議員のほうから私は昔の考えでと言いますが、私は今の考えで今後のアドベンチャーツーリズム、それからアグリカルチャーツーリズム、いろいろあります。アクティビティツーリズムもあります。そういうことをしっかりと認識した上でのニーズを考えてのライトアップになっているのかどうかというところを、御答弁いただきたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

少し質問の数が多かったので、もし漏れていたら、また教えてください。

まず考え方として、議員おっしゃられているとおり現在コロナ禍でありますので、どう考えて日本の国内旅行というのが都市部やテーマパークからは回避されて、自然豊かな3密回避ができるような観光地を求められているのが今の動きだと思います。そういう意味では、鍋ヶ滝と下城滝はまさにそういう場所だと認識しております。しかしながら、現在コロナ禍において、やはり平日開園しかできていないという現状もございます。

その上で先ほどの質問ですけれども、まずは宿泊者については小国町の宿泊者は全体が現在20万人程度です。鍋ヶ滝の実際の日帰りの観光客は今23万人、24万人ですが、それ以上の観光客が訪れているということでございます。今回、夜のライトアップをすることによりまして、どれだけの方がそこに訪れるかという試算は、今のところできておりません。ただし、それは一つはコロナ禍ということがありまして、まずは宿泊客、豪雨とコロナで非常に大きな被害を受けている観光業、ここに力を入れたいということで宿泊者限定でまずは宿泊者のリストを把握しながら、国のほうは大規模な集客等がある場合は、参加者の名簿を把握するように指示が出ていますので、そういう意味でいえばコロナ禍であっても旅館の中のリストというのは宿泊者名簿がご

ございますので、そういう形でコロナ禍で何とかやっていける方法はということで、旅館宿泊者からの鍋ヶ滝への訪問ということをまずは考えていきたいと思っています。

それから、今のシャトルバスでの1日2千人から3千人で対応していますけれども、どうしてもそれでも渋滞は地域の皆さんにも迷惑をかけていると。苦肉の策でやってはおりますけれども、なおさら今後コロナが万が一解消したならば、もっと人が増えるチャンスがありますし、これはチャンスだと受け止めておりますけれども、交通アクセス等の整備が終わらなければそこは根本的には解決しないと思っています。そういう背景の中で、まずはコロナで影響を受けた観光業にもう一度お客さんを呼び込むと、そういう方法の一つとして夜のライトアップでそこを活用したいという背景でございます。したがって今の段階では地域の集落の方への渋滞とか、そういうものは発生はしないと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 試算ができていないということでしたけれども、試算というのは一番いい状態のときにするべきだと思います。今コロナというのは、いずれ収束します。今は大変ですけれども、いずれ収束しますが、例えば鍋ヶ滝で一番訪問者が多かった年度の分を試算でするはずだし、小国でベッド数ですよ、要するに旅館とかホテルのベッド数、何百か何千かの中のいつもお客さんが入っている率、80%入っているのか90%入っているのかということで、数は出てきます。そのうちの何割ぐらいが実際にそこに行く、鍋ヶ滝に行きますというシャトルバスとか交通量を利用してするかということ計算すればいいわけだし、その中で1回に、今鍋ヶ滝の入場料は300円です。それに一人が特別に送迎がつくからといって何千円か何万円か出すか、少なくとも1万円出して何十人行くか。今でいえば3密を避けるといっても、コロナがなくなったときには何百人が入っても構わなくなるわけですよ。ではそのときに、200人入りました。そのときに200万円一晩で入りますよということになるのかという試算は、絶対に必要だと思います。国のお金といえども、3千300万円も使おうということ予算として計上するのであれば、やはりそれは国のお金を使わせていただく私たちとしてしっかり検討しなければいけないと思いますし、地元の方たちにとって迷惑にならないことというのは一番最優先されるべきだと思います。地元の方々にいわゆる広聴会的に地元説明会でそういうことをしっかり言った上で、「こういういいこともあります、こういう心配される材料もあります」というのがしっかりないことには、この予算をこのままでライトがつけばいいだろうということではないと思うのですよね。本当に何が大事か、鍋ヶ滝でいえば私個人的にはあのトイレを改修するべきだろうと思えますし、売店をもうちょっときれいにしてということも、個人的に考えます。下城はものすごくポテンシャルのあるところですよ。イチョウだけではなくて、30メートルの落差のある下城滝は見事ですし、あのポットホールのある鍋釜滝もものすごく大事です。なので、これをただライトアップだけで終わらせていいのかというのではなく、あそこの下城楽夢でしたっけ、あの建物なん

かもものすごく有効に活かせるものだというのを、行政の側がもうちょっと観光促進のために「こういうアイデアがありますよ、こういうことをしてみたらどうですか」とか、「こういうお手伝いをしましょうか」ということを言ってあげるほうが先なのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） 少し地元の方もいらっしゃるし、私もその地元の一人でございますので、少し言いづらい面もありますが、質問事項にお答えします。

まず、ライトアップについては、確かにライトアップをすればいいということではないというのは、十分認識しております。ただ、こういった照明施設を大規模につくる場合に、全国の観光名所でもありますけれども、なかなか補助財源というか補助事業は見つかりません。今回のコロナの交付金というのは、まさに観光業がダメージを受けた場合の国からの有利な10分の10の補助金でございますので、私の立場から申しますと、この機を逃したらいつ財源が見つかって、こういう整備ができるかどうか心配でございます。

それから、地元のいろいろな組織の運営とか建物等もありますけれども、この辺は地域の方としっかり連携を取りながら、今後も検討していきたいと思えます。

以上です。

7番（西田直美君） 小国には観光のプロがいないのです。役場の側にもいないし、ASOおぐに観光協会にも観光に関する、いわゆるツーリズムに関するプロがいないから、地元の方たちだけでやったとき、都会とか海外から来るお客さんのニーズに対してというところのすり合わせができていないのです。だから当然です、地元の方たちはライトアップをしたい、来ていただきたい、活性化したいと思われるのは当然のことです。できる限りのお手伝いをしたいと、町のほうも思っていると思えます。私たちも思っています。少しでもよくなるようにというのは、みんな同じ思いだと思うのですよ。それをどういうふうにしたらいいかというところでの相互が出てくるわけですね。食い違いが出てきたりするとき、じゃあどういうふう、目の前のお金に飛びつくのか、それとも3年後5年後10年後の小国の観光について考えた上での今現在何をしなければいけないかということを考えないといけないところだと思うのです。

なので、関係ない話になって申し訳ないですが、薬味野菜のときも私はあそこは見切り発車だったと思っておりますが、今回も見切り発車的なところをどうしても感じるの、ハードを先につくってしまうよりも、ソフトをもっとしっかり考えた上でというところでは、この予算にはちょっと無理があるのではないかと正直思っておりますが、どうしても今でないとだめ。例えば、何年後かにしっかり考えておいて、こういうことをやろうということを積み上げた上で何年後にということとは考えられないですか。

町長（渡邊誠次君） 地元協議もある程度させてもらっておりますし、昔から私も観光させていただいております。地域の方々とも10年以上も前からお付き合いもでございます。その中で、この

話を御提案させていただきますので、自信を持って提案させていただきたいと思っておりますし、またライトアップに関しては3千300万円出ておりますが、この方法とか技術はこの中でしっかりと今から試行錯誤しながらライトアップを設置しなければできません。簡単に、ここからこうというふうな、この前試験的な部分はさせていただきましたけれども、すぐに決まるものでもありません。ですので、しっかり今回早めに予算を上げさせていただいて、その中でしっかりと練りながら、この設置を考えていきたいと思っております。この中には当然ですけれども、場所によってライトの種類、色等々も全然変わってきます。それも含めて専門家の方々、それから地域の方々と一緒に話をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） ただ今、各議員からライトアップの件につきまして質疑がっております。当然のことながら、照明をつけていく、景観を良くするということにつきましては、私もその思いは一緒であります。

しかしながら、今回の予算財源であります。この予算がいわゆる新型コロナ感染の予算であると。この予算が一次補正が国のほうで1億円、二次補正が約2億円ということで出ております。その中で、先ほど説明がありましたようにトータル的には約3億2千万円ほどという数字が出ておりますが、非常にこれを繰越ができるわけですね。使い勝手が。ですから、この前の全協のときにも申し上げましたが、今果たしてする必要があるのかと。今、同僚議員からもお話がありましたけれども、下城滝と鍋ヶ滝と分けて考えていただいたほうがいいかなというような気もいたします。

そういったことも考えて、今回はそういった予算のほうをもう少し考えていただいて、そしてまた次の段階で新たにライトアップの予算を繰越が切れる前に、また計上していただくという方法はありますか。

町長（渡邊誠次君） 繰越でということですが、先ほども言ったように、これを今回上げさせていただいても、執行がいつできるか。繰越はしないぐらいではできるとは思いますけれども、しっかりと地元と話をしながら進めさせて。

まず、この部分に関しては、もう方法論という話であれば、予算は決めさせていただきたいと思えます。本質的にこの予算がだめだというのであれば、勿論修正等々もしていただかないといけないかもしれませんけれども、今話しているのは、皆さん技術論的な話になられていると思えますので、今回予算を上げさせていただいて、その中で技術的に例えば鍋ヶ滝はこうしたほうがいい、下城滝はこうしたほうがいいという話ができればいいのではないかなと思えます。

以上です。

1番（時松昭弘君） それともう1点ですね。鍋ヶ滝のほうですが、以前から道路のアクセスです

ね、それと下滴水線の橋、これも長年の懸案でもう前町長、その前の町長の時代からそういった話が上がっております。今回、そういったこと辺も地元住民の方たちのことも考えながら、今後どういうふうな形でアクセスあるいは照明、そういった結果があれば町長にお答えをいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 今、お答えするべきかどうかは分かりませんが、当然ですけれども、地元の皆さまとは協議を今までもさせていただいておりますし、担当課の建設課も当然ですけれども、お話もさせていただいております。その中で、今回はコロナウイルスの臨時交付金ということで、観光に特化して振興策を入れさせていただきたいと。鍋ヶ滝、下城滝、鍋釜滝と3つの滝についてのライトアップの御提案をさせていただいているというところでございます。

それぞれの各地域の地域振興においても、私も自ら出向いて行って最近ではコロナウイルスがありますので、住民との懇談会ができておりませんが、住民の皆さんとの懇談会もいつでもやりたいというふうにも思っております。その中でも、しっかりと話をしていきながら、町をそしてそれぞれの地域を盛り上げていきたいなと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 今回の7月の豪雨について、被災された方には本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

これに関連しまして、指定避難所というのが今、設けられていますけれども、これから先、高齢者が増える中でそういう遠い所までは行かれないという中で、近くにある公民館であったり集会所というものが非常に大事な部分ではなかろうかと思えます。まして、指定避難所においては耐震強化設備ができていないと指定避難所にはなれませんが、そういう中で地域の公民館や集会所の充実を図って、近くの避難される方たちの受け皿になっていただきたい。そのため、今何が必要であるか。住民の目線になって、何が必要であるか。また指定避難所においては、いろんな方々がたくさん集まる中で、この中で何があったら何時間も過ごせることができるのであろうと。例えばテレビであったり、情報としてのそういうものも必要かと思えます。これから災害というのが頻繁に起こる可能性がありますので、やっぱり自宅で待機して避難できればいいけれども、一人暮らしの方たちというのは非常に心配な部分であります。一番近いところのそういうところを充実して、なるだけ指定避難所みたいな形で整えていただければ一番いいのかなと感じます。

議長（松崎俊一君） 大塚議員、大変申し訳ありません。予算書のページを言っていただけますか。御意見であれば、また。

ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私もページでいえば17ページです。

照明設備整備工事について伺います。今さっき時松議員の質問に町長は「十分、地元協議を進めている」という答弁がございました。それで私も、今回これを初めて知ったのが今月に入ってからなのですが、この予算が計上されると、3千300万円。全員協議会で質問しましたら、情報課長もいわゆる地元の団体からの強い要望が鍋ヶ滝についてありましたというお答えでした。それで、私はそういう鍋ヶ滝に関わっている人たちだけではなくて、たまたま蓬莱線、下滴水線の沿線に住んでいて、今までも渋滞等で生活に著しく支障を受けていた人たちの意見は聞いたのですかと、説明会をしましたかと聞きましたら、そこについてはまだしていないということだったのですね。

それで、説明会とかはなかったとはいえ、やはりそういう地元からの要望というのがあったのであれば、私は沿線に住んでいる人たちも直接町からは聞いていなくても、情報としては知っているだろうと思って、その住民の方たちに何人か、何人かといっても私の携帯に電話番号が入っている方ぐらいですけど、聞きましたが誰も知らなかったのですよね。「それは初めてあなたから聞いたよ」というような反応だったのですよ。それで、知らないのかと思ってそういう地域団体に加入されている方にも、どういう話だったのですかということは何名かの方に聞かせていただきました。ところが一人も「いや、それは今聞いた」というような反応だったので、私も非常にこれは不自然というか、どうしてだろうなと思ったわけです。それで、そういう地域からの要望自体を役場がでっち上げるなんていうことは、まずないと思います。それでも、そういう要望が上がったと町が主張する団体に加入している複数の方が、情報を知らないということ自体がですね、これはなぜかと考えたときに、私はどう考えたら一番筋が通るかと言えば、行政がこの情報について箝口令を敷いていたのではないかと思うわけですね。ですから、そういった事実があったのか。もし仮にあったとすれば、一体それは誰からの指示でそういうことになったのか御説明ください。

情報課長（村上弘雄君） 答弁いたします。

まず、全協のときの地元の要望でという話を私が確かにさせていただきました。そのときは、鍋ヶ滝と大イチョウの二つを議論している最中でございました。ということで、要望書が正式に出たのは平成28年に下城のほうから要望書が出たというやり取りの中で議論させていただいたのが、鍋ヶ滝のほうにも一緒になったような形で情報が流れたと思っております。

黒淵のほうは今日も来ていただいていますけれども、照明のデモをやった時に立ち会っていただいて、そのときに今後感触が良ければ町のほうもこういうことをやっていきたいということで、説明をしております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり、それは全員協議会のときのやり取りが下城と黒淵というところでごっちゃになってしまって、御説明されている真意が私にちょっと変わって伝わったということで

理解しました。

いずれにしても事実として、黒淵のほうの話ですけど、地元の人が全く知らないのに。だから町長は今別に予算がこれが成立しても、いつ執行するか分からないというような立場で言われておりますが、やはり予算を付ける以上は結局私が一番危惧するのは、この予算が成立したことを既成事実で地元の人たちの意向が置いてけぼりになって、どんどん進んでいってしまうことが、私は一番あってはならないと思うんですよね。

やはり、せめてこれは地域の皆さんにきちんと執行部内での計画、夜間開園をするのであれば何時から何時まで開園するのか、時期はいつなのか。ウィズコロナの時代では密にならないようにと言いますが、開園した場合であって周りが暗くなってから1日何台ぐらいが地元の蓬莱線、そして下滴水線を行き交うのかと。そういった具体的な計画、予測、それを煮詰めた上で地域の皆さんに説明をして、御協力いただけませんかというのが、私、行政のやることだと思うのですよね。やはりこれは、民間企業でも何か事業を始めるときに、きちんとそういった筋道を、きちんとしている会社であれば立てると思うのですよ。私はやはり、これは順番がちょっと違うのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 地元協議も今から先も、予算が決まっても続けていきたいと思ひますし、よりたくさんしたいと思ひます。

それから周知徹底が足りないのであれば、周知徹底も図っていきたくと思ひます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

1番（時松昭弘君） 私のほうから、今回、議案第45号小国町の補正予算に対しての修正動議の提出をさせていただきたいと思ひます。

議長（松崎俊一君） では、議員ちよつとお座りください。

質疑のほうは大丈夫ですね。

それでは最後に松本議員。

8番（松本明雄君） 僕もこの17ページのライトアップの件ですけども、今、コロナがあつています。これもコロナ対策の予算です、3千300万円。それで、本当にこれでコロナが終わるのか。終わっていただければ、ライトアップは僕も大賛成です。下城滝、鍋ヶ滝、本当ライトアップすることに関しては賛成しています。けれど、今の時期に本当にこれを出すのがいいのか。町民の方もこれで安心できるのか心配しているだけなんです。

そして町長が言われたとおり、うちも半分は観光業もさせてもらっています。そして今、土曜日曜は鍋ヶ滝は閉まっています。それで来るお客さん、お客さんが「なぜ閉まっているのか」と非常に激怒して帰られるお客さんもいます。この前から、町長の説明の中に密を避けるために12月予算では予約で運営していきたいと、僕はそれが成功すれば昼間のお客さんがスムーズに流

れて、ライトアップしても夜もスムーズに流れて、あの沿線の方々に迷惑を掛けずに済むのであれば、もう大賛成です。ですが、これがいままでが鍋ヶ滝の沿線の方々には本当に御迷惑をかけていると思います。うちも話は違いますけれども、両神社の前におります。そこに20万人の方が来ればうちの道路も渋滞するし、皆さまも本当心配するし大変だと思います。それ以上に、今鍋ヶ滝は道も狭いので、この道の解消、今さっき1番議員も言われたとおり、道も本当に広がるのか。町長としての考え方もいろいろあると思います。今度は7月豪雨で臨時予算だけでも37億円ですよ。この予算があって、本当に何年後かに。今、実施設計でバイパスもつくっていると思いますが、本当にこれでバイパスの金額まで出るのか。そういうところも心配しております。いつ、そういう渋滞を解消できるのか。そういうことです。

だから、僕は今9月ですよ、12月予算でもいいと思うのですよ。そういうことができれば、今1番議員が出したように予算を組み替えるようなこともしなくていいと思うのですけれども、なぜそんなに急ぐのか。そこを知りたいです。鍋ヶ滝はちょっとお話をします。なら下城滝は今度は出していけばですね。下城滝だけなら僕は賛成したと思います。11月にちちこぶ祭もありますので、それでやっぱり地元の方も急いでいると思いますから、それならあそこは密になる必要もないし、滝を見せたい、イチョウも見せたいというなら僕は非常に大賛成です。ですが、まだ鍋ヶ滝の渋滞もどうなるか分からない。予約制にしても人の流れが分からない。これに夜まで入れてどうなるのか。宿泊者の方に来ていただくというけれども、小国町の宿泊業の方ならまだしも、南小国の某有名な温泉街の方々がどやどや来てもらうのもどうかと、僕のほうは思っておりますので、町長に御説明をお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） もう間違いなく松本議員が言われるように、私も観光で今までごはんを食べさせていただけおりましたので、観光業の大切さ、勿論他の産業の大切さもしっかりと認識しているつもりでありますけれども、今回この3千300万円に関しては確実に観光に限って提案させていただきました。なぜ12月なのかと言われましても、できれば私はこの予算を考えるのに上げられるのであれば、6月でも早くてもよかったと思います。できれば去年でも予算があれば去年でも上げたかったぐらいの予算です。

しかしながら、今回このコロナウイルス関連の臨時交付金がついたと、100%の臨時交付金がついたことが、何より一番の理由のうちの一つです。これを12月に伸ばしたと仮にしても、この3カ月間の先ほども1番議員の御質問に答えましたが、本質論で話をさせていただいて、技術論は後からにさせていただきたいなというふうに思っているのが一番です。まずは予算をつけさせていただかないと、行政側も動くに関しても予算がついていないのにはっきりしたお約束はできませんので、しっかりと住民の人たちと話をするためにも、まずは予算を付けさせていただいて、地元の人たちと「もう予算も付いておりますので」という確約の基に事業を進めさせていただきたいと思います。

私が時々「All For The Next」という言葉を使わせていただいております。これは「次世代のために」というところもありますけれども、やはり1番は次のためにどういう対策を打つか、これは非常に大事なところだと思います。12月でも補正予算を組ませていただきますけれども、9月予算に基づいて12月も上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（松崎俊一君） 本案に対しましては、1番、時松昭弘君からお手元に配付しました修正動議が提出されております。従いまして、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

1番（時松昭弘君） 今回、補正7号につきまして修正動議を提出いたしました。

小国町議会議長 松崎 俊一様

発議者 小国町議会議員 時松昭弘

議案第45号 令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

議長（松崎俊一君） 中身はこの案でよろしいですね。お手元の。

それでは、ただいま1番、時松昭弘君の説明に対しまして質疑はございませんか。

1番、時松昭弘君。申し訳ありません、この内容を少し御説明いただけますか。歳出と歳入の分ですか。

1番（時松昭弘君） 今回の補正予算の説明をさせていただきたいと思います。

今回の補正予算、言うなれば国からの助成金、これがほとんど100%と先ほどから説明もありました。先ほどから商工観光費の予算でありますけれども、この3千300万円という予算は一旦修正をして、再度、黒淵地区の鍋ヶ滝と下城滝を別途に考えていただいて、場合によっては下城滝あたりとのことにつきましては同僚議員からも話がありましたけれども、そういったことあたりも別に考えていただいてしていただくということも一つの方法ではないかと思えます。ただいまありましたけれども、3千300万円の減額の歳出のほうの修正をしたいということで説明をいたします。

議長（松崎俊一君） 質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、採決に移りたいのですがよろしいですか。

勿論、討論はしますが、採決のほうに進む。

修正案が出ましたので、それは両方諮っていかなければなりません。よろしいですね。

それでは質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の順番は原案賛成者、原案というのは町執行部が出したものです。それから、その次に原案及び修正案に対する反対者、それから3番目に、また今度戻りまして原案の賛成者、そのあと

に修正案の賛成者というような順番で行いたいと思います。

討論ございませんか。

4番（久野達也君） 確認ですけれども、討論はこの動議に対する討論を最初にする。

議長（松崎俊一君） 原案も入っています。

4番（久野達也君） だから、意見が違うときは例えば動議。

議長（松崎俊一君） 御理解いただけましたか。もう1回言いましょうかね。

討論の順番を申し上げました。順番です。全て討論があるかどうかは分かりませんが、大体、賛成者、反対者、賛成者、反対者というようなその順番でいきます。その順番が原案、原案というのはこの本案に対する討論。それから原案及び修正案両方とも反対する方の討論。そのあとが原案賛成者にまた戻りまして、原案というのは町執行部ですね。それから、最後に修正案の賛成者の討論ですね。討論がなくても構いません。今は討論がある方の討論を求めたいと思います。

いえ。4回聞くのではありません。討論があるだけ聞きます。

4番（久野達也君） それでは、私は小国町一般会計補正予算の修正動議について、反対の立場から討論させていただきます。よろしいですよ。

議長（松崎俊一君） 原案賛成のほうは、よろしいですか。

暫時休憩します。

（午前11時52分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時56分）

4番（久野達也君） 失礼いたしました。なかなか、理解できませんでした。

それでは、原案について賛成の立場から討論させていただきます。

修正動議で提出されております部分としまして、17ページの新型コロナウイルス感染症経済対策費の観光に関する部分で3千300万円でございます。要するに、この鍋ヶ滝、下城滝、それから鍋釜滝、これまでもライトアップをしておりました。特に鍋ヶ滝の冒頭は地元の387会でゴールデンウイーク時期、もう非常に好評でお客さんも多い時期でした。それから、あまりゴールデンウイークに昼間も夜もということで、早めの4月の段階から取り組むようになった経緯がございます。それから下城滝につきましても、ちちこぶ祭りのとき及びイチョウの木のライトアップと共に、滝のライトアップも過去に行ってきた経緯がございます。

そんな中で、この観光資源の今回、コロナウイルス感染症対策として取り上げられました一つの要因としまして、交流が少なくなってきた。そして町外あるいは県外、人の移動が少なくなってきた。これから先、コロナとの共生の社会にだんだん移行しているかと思えます。そんな時に当然、前もって準備をしておくのも、それも必要条件の一つかと思えます。また、人との交流

が大きくなったときに改めて一般財源でライトアップをする。なかなか厳しい部分もあろうかと思えます。

それから併せて、縷々質疑の中でも意見もなされておりましたけれども、事業計画があつて地元で説明する部分、あるいは地元からの要望によって事業計画を取り立てる部分、二つがあろうかと思えます。今回の場合、事業計画を基に地元の理解もいただくというような御説明もありました。また地元も、それを望んでいた過去の経緯もございます。執行部としては当然、過去の経緯を踏まえて今回、予算計上となったところでしょう。財源措置として、国からの補助金も100%賄われます。ある意味、今回災害等で今後、財政も逼迫してまいります。時期を見て使えるとき、使えるときに有効な財源が確保できれば、それに頼るのも一つの方法だと思います。そういったような意味合いからも、今回、観光施設照明設備整備工事として3千300万円計上されております。その他、災害関連の予算も計上されております。地域住民、小国町住民の安定した生活支援、それから発展を望む上からも本7号補正予算に賛成の立場から討論いたします。

議長（松崎俊一君） 現在、原案賛成の討論がございました。そのほかに討論ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 順番にいきますね。原案及び修正案に反対の方、討論ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、原案賛成者ございますか。

6番（大塚英博君） 原案について、賛成の立場から討論をいたします。

この原案というのは、7号議案全体の補正予算ですね。

議長（松崎俊一君） そうです。

6番（大塚英博君） 今コロナ対策交付金という国が地方の財政が非常に厳しく逼迫するだろうという中から地方の活性化と将来を見据えた資金というものが、多分意図がそこにあると思うのです。そういう中で小国町においては地熱と観光開発というものが、これから外貨獲得の大きなポイントになろうかと思えます。その中でこのライトアップというものは地域のその場所のライトアップだけでなく、小国町全体の皆さんが心に思っている希望の明かり、それと同時に地域の方たちの足元を照らす明かり、そういうところに明かりが灯れば、おのずとこれからの活性化に向けたお金というものが、そこにどんどん吸い込まれるだろう。それをこの3千300万円というものが生きてくれば、将来の小国町において非常に活気づく大きな要になるのではないかと私はそれに期待を込めて、賛成の討論といたします。

議長（松崎俊一君） 次、修正案賛成者の討論。

7番（西田直美君） 私は修正案に賛成のところで討論させていただきます。

先ほどから申し上げましたように、いくら国のお金が今出るからといって、今その箱物をつくるのではなくて、地元協議をしっかりとやる、周知をしっかりとやる、将来を見据えた小国の観光に

ついでに計画をしっかりと立てる、その辺をやった上でのことだと思います。そのあとでライトアップが本当に出てくるのか、出てこないのか。出てきたときに検討すればいいことだとも、私は思っております。もっと違う新しい形の観光が今いっぱい出てきているときに、それを分からないままに進めていっても問題はあると思います。一旦、実際にものをつくってしまうと、それには当然、維持管理費もかかる人件費もかかるということを考えると、ただ今お金が出るからつくればいいのかということではないということです。

町長の言われる「All For The Next」と言われますが、All For The Nextにするためには何かということ、小国の人口が減らないことです。そのためには雇用の機会が増えないといけません。職場がないことには話にならないです。観光で生きていくために、観光で働く人たちの場所が増えるということの政策がきちんと出来上がって、その受け入れ先をどういうふうにするのか、どういうふうに発展させていくというのを、行政側もそうですが議員の側もちゃんと町民を代表してきたところで、私たち一人ひとりがそれをしっかり考えた上で、こういう予算に関してというのはイエスかノーかということを決めていかないといけないと思います。

それでいえば今回のことは、これは見送りにしたほうが良いと私は思っておりますので、修正案に賛成をいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は議案第45号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案に賛成の立場から討論を行います。

本題に入る前に一言。町長は同僚議員の質問の中で、「技術論はあとから」ということを繰り返し述べられました。私は、「技術論はあとから」さも正しいように自信満々におっしゃられますけれども、そうじゃないと思います。きちんと詰めた上で予算化をしていかないと、あとから後悔することにもなると思うのです。例えば記憶に新しいところでは、これは国のほうですけれども、アベノマスクです。これこそ本当に技術論はあとからといって打ち上げたところ、全く国民からはそれが失敗ではなかったのかという厳しい指摘が起きていますし、各地に高度経済成長期に建てられた箱物なんかがあります。こうしたものも今になってみれば、この管理費が非常に財政を逼迫させる原因になっております。

小国町にもいくつかありますが、それは私も当時の議事録なんかも読んだことがありませんので、技術論があとからだったのかどうかは分かりませんが、やはり将来的に。今、西田議員が質疑でおっしゃられましたように、やはりウィズコロナの時代だけではなくて、ウィズコロナを乗り越えた先の終息後の在り方がどうあるかというのも十分検討した上で予算化すべきであるというのが、私の立場です。

本題に入ります。賛成する最大の理由は、鍋ヶ滝の夜間開園計画が地域住民に何も知らされることのないまま関連予算をつけることは、住民自治に真っ向から反するからであります。私が鍋

ヶ滝近くにお住まいの皆さんに確認しましたところ、沿線住民の皆さんからは「今、初めて聞いた」と大変驚きをもって受け止められ、開園時間変更で夏場の時間を1、2時間長くするくらいなら理解ができる。しかし、ライトアップのための夜間開園なんて、道路整備をしましてからの話だろうとおっしゃっていました。これまで黒淵地域は東蓬莱、山角、下鶴、下滴水をはじめ、5月の大型連休やお盆期間、秋の行楽シーズンなどに町道蓬莱線と下滴水線、ひどいときには国道387号線にも続く大渋滞という影響を繰り返し受けてきました。路上駐車に警察が出動したこともありますし、車が建物にぶつかる交通事故も発生しております。これらの問題に町は決して手をこまねいていたわけではないと思います。駐車場整備など、対応策を打っているのは分かります。しかし、これらの問題が解決しているわけではありません。大きなところでは、バイパスあるいは既存の町道の拡幅工事など、小さいところでは、こういった黒淵2部地域がありますが、それ以外の1部であったり3部、4部という地域においても、迷い込んだ車が集落の中を右往左往するということが繰り返しております。このため、案内看板の整備の要望も出ているはずですが、しかしなかなかそれが実現しないから、自分たちで手づくりの看板をつくって対応をしているという現状もあるわけです。

このように、鍋ヶ滝に対する対応が道半ばであるにも関わらず、辺りが真っ暗になってわずかな案内看板が確認しにくくなってからも、地理を知らない観光客が狭い道路を行き交うようになるかもしれないと聞いたら、地域住民の皆さんはどう思うか。町が一番考えるべきは、これではありませんか。しかし今、肝心なことが無視をされております。住民を無視して、行政が思い描いたとおりに事を運ぼうなど、政治の暴走以外の何者でもありません。そのようなことに、議会がくみするようなことは絶対にあってはならないと思います。

修正案を御提案いただいた時松議員に感謝を申し上げ、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）について、採決に入ります。

まず、本件に対する1番、時松昭弘君から提出された修正案について挙手によって採決いたします。修正案というのは、37億8千万円から3億300万円を引いた分ですね、端がありますが、本修正案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（松崎俊一君） 挙手少数です。よって、修正案は否決されました。

次に原案、原案は37億8千万円のほうです。

原案について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第45号、令和2年度小国町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

それではここで、暫時休憩をいたします。昼の会議は1時15分から。

(午後0時10分)

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

(午後1時12分)

議長（松崎俊一君） 日程第4、「議案第46号 令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集をお開き願いたいと思います。1ページ下段をお願いいたします。

議案第46号 令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお開き願いたいと思います。1ページです。

令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千788万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億840万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

今回の補正の中身といたしましては、介護給付金（国）（支払基金）への返還金が主なもので

ございます。よろしくお願い申し上げます。

福祉課長（生田敬二君） 介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳出のほうで款2保険給付費の地域密着型介護予防サービス給付費、120万円の増額でございます。この給付費につきましては、要支援1、2の方に対する給付で、地域密着型施設のショートステイ等を利用される方が増えてきておりますので、予算の増額をさせていただくというものでございます。これに伴いまして、上の5ページですが歳入の中で款3、款4、款5、国、県の負担金、支払基金交付金の増額をされるということになります。

次に歳出6ページに戻っていただきまして、款3地域支援事業費の項2一般介護予防事業費、あわせて項3包括的支援事業・任意事業費における事務費の増減補正となります。コロナ禍で消耗品費につきましては、元気クラブや介護予防教室、研修会等の際に使用するコロナ対策としての検温器であるとか、消毒剤などの感染症予防のための物資購入による予算の増額でございます。また、中ほどの委託料につきましては、介護予防事業に係る委託料の増減補正でございます。これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休止をして不要となりました元気クラブ等の送迎であるとか、リーダー派遣のための委託料の減額、また事業を実施していく中で新型コロナウイルス対策のためのリーダー研修等に係る委託費の増額の補正予算ということになります。

6ページ下段にあります款4諸支出金でございますが、国または支払基金への介護給付費負担金等の返還金で合わせて3千659万3千円となります。これにつきましては、令和元年度に概算交付をされました負担金交付金の返還金ということになりますけれども、令和元年度につきましては年度中途での変更申請等がありませんでしたので、その精算の返還額が比較的大きい金額となっております。返還金の財源につきましては、5ページ歳入の下段にあります7繰越金で対応させていただくものとなります。

以上によりまして、歳入歳出とも3千788万1千円の増額となる予算補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより、議案第46号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

採決のほうは18日に行いたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「同意第9号 小国町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集の2ページをお開きください。

同意第9号 小国町教育委員会委員の任命について

小国町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

住 所 小国町大字下城73番地

氏 名 田 代 篤 雄

生年月日 昭和36年11月4日

提案理由といたしましては、令和2年9月30日に、現教育委員会委員の田代篤雄氏が任期満了となり、教育委員会委員を任命する必要があるためでございます。

田代篤雄さんに関しましては、もう皆さま方も御存じだと思います。教育関連の経歴といたしましては、平成15年度から下城小学校のPTA会長をされております。そのときに小国町のPTAの連合会の会長をされて、PTA会長それから阿蘇地域特別支援ネットワークの委員だったりとか小国中学校のPTA会長、あとは社会教育委員長、熊本県のPTA連合会の理事等々も務めていただいているところでございます。今現在といたしましては、教育委員会の阿蘇郡市連絡協議会の会長も務めていただいているというところでございます。

教育委員の任命に関しましては、根拠法令といたしましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。第3条が「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」第4条「委員は、被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者で、町長が議会の同意を得て、任命する。」第5条「委員の任期は4年とする。また再任されることができる。」というふうになっております。今回の任命者の任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間となっております。

委員の任命に当たっては、職業や性別に著しい偏りがないように配慮をするということでございます。現時点では男性が4名、女性が1名ということになっております。現在の委員の皆さんは申し上げないでよろしいですかね。今回3期でございまして、次が4期目をお願いをしたいというところでございます。

私からは以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより同意第9号について、質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

5 番（児玉智博君） 今、町長の説明にもありました職業や性別についての著しい偏りが無いようにということでは言われました。特段、性別についてであります。性別についての著しい偏りということについて、これはどういったところに規定がありますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 法令等の規定ですので、私のほうから報告させていただきます。

先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、任命の第4条第5項のほうに、その文言が記載されているところです。

5 番（児玉智博君） これですね、今教育長を含めると教育委員会の合議体に入る人が5人いるうちに、もう5分の1ですね、女性が。これ著しい偏りだと思います。最近まで北里町長から渡邊町長になったときには女性は2名で5分の2、教育委員だけでいえばちょうどバランスが取れていたわけですね。同僚議員からその時、質問がありましたけれども、男女比のバランスはどう考えるかという質疑がありました。そのときに今の千明委員が提案されていたわけですが、そのときに町長は「今回はこうなってしまいましたけれども、次からバランスを考えます」という答弁をされていたんですね。本当に何というかな、こそくな答弁しかしないというか。もう何というかな、自分の発言に責任が持てないのかなというふうに思っているのですが、その自分の発言についてどう考えているのですか。

町長（渡邊誠次君） こそくな答弁をさせていただきます。

私から申しあげましたのは、今回は田代さんが一番最適ではないかというところで、提案をさせていただいているところでございます。確かに、著しい偏りが生じないように配慮するということは考えております。今回も実際に考えました。しかしながら、田代篤雄さんだけは今回もぜひとも再任していただきたいとの思いがありましたので、次回御提案させていただくときは、その部分についても配慮させていただきたいと思っております。

以上です。

5 番（児玉智博君） まあ、こそくな上に自分の発言に責任を本当に負ってくれるかどうかというのは気になる場所なんですけど、普通ですね、自分の発言に責任を持つ人であれば、今回女性を提案してきたら、ただそれで適任だと思うから現職の男性を提案するのであれば、まず、自分で著しい偏りが無いようにしなければならぬというふうになっていますと言うときに、自分の発言を振り返って、あの時はこう言いましたけれども、けれども、こうこうこういう理由でその時の約束は果たせませんけれども、今回提案していただけますよというふうに言うのが大人だと思っんですね。そういう中で、やっぱりこそくな答弁というふうに断言されましたから、次も責任を負う覚悟があってそう言っているのかどうか分からないのですが、そうでしょ。

町長（渡邊誠次君） 次は責任を持って、答弁をさせていただきます。

次回に関しましては、女性の方もこちらのほうでお話をさせていただいて、勿論受けていただ

けるかどうかのところ非常に大きなところがあります。前回は女性の方になっていただきたいというのは、たくさんこちらのほうでも提案というか、いろいろ話をさせていただきましたけれども、どうしてもそこが叶いませんでしたので千明さんをお願いをしたというところが一番です。

それから、本日の田代篤雄さんに関しては他に代わる人がいないぐらい、田代篤雄さんは今までの経歴、それから、これから4年間の部分でお願いしたいという思いがございますので、提案をさせていただきました。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいまの出席議員は9人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に1番、時松昭弘君、7番、西田直美君を指名いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって、立会人に1番、時松昭弘君、7番、西田直美君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のために申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いします。

(投票)

議長(松崎俊一君) 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

議長(松崎俊一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票に移ります。

1番、時松昭弘君及び7番、西田直美君に立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(松崎俊一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 8票

反対 1票

議長(松崎俊一君) 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(松崎俊一君) 日程第6、「認定第1号 令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第7から日程第14、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号までの8件は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計の決算認定になっていきますので、一括して議題といたします。

なお、本日は小国町代表監査委員であります古賀代表監査委員の御出席をいただいております。後ほど意見書の説明をお願いしたいと思います。

はじめに執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定の説明をお願いします。

町長(渡邊誠次君) それでは、認定第1号、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号、令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定までを、一括して提案させていただきます、そのあとに課長から概要説明をいたさせます。

では、議案集の3ページをお開き願います。

認定第1号、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙

監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第2号、令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に4ページをお願いいたします。

認定第3号、令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算
を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第4号、令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に5ページをお願いいたします。

認定第5号、令和元年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸
付金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第6号、令和元年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳

出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に6ページをお願いいたします。

認定第7号、令和元年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第8号、令和元年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

最後に、7ページをお願いいたします。

認定第9号、令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

以上、9つの決算認定になります。よろしくをお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、私からは令和元年度一般会計決算の中身についての概略説明をさせていただきます。

令和元年度一般会計の歳入歳出決算書をお開き願います。

2ページ、3ページです。総括表といたしまして、歳入歳出それぞれの款ごとの決算金額を記載させていただいております。歳入総額65億1千416万5千556円、歳出総額60億4千994万7千808円でございます。

決算書の14ページをお願いいたします。14ページに今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引といたしまして、4億6千421万7千748円が残額として出ております。この処分

といたしましては、全額翌年度への繰越額となっております。

また、15ページ以降には歳入歳出決算の事項別明細がございますが、これにつきましては後日、各担当課から概要の詳細説明をさせていただきます。

それでは総務課資料で一般会計の決算についての概要を説明させていただきます。使います資料は総務課資料（2）、令和元年度決算主要施策（事業）成果報告書、それから総務課資料（3）と書いてある令和元年度決算に係る財政資料、この2つの資料が一般会計決算書の資料となります。よろしいでしょうか。

ではまず総務課資料（2）、令和元年度決算主要施策（事業）成果報告書をお開き願います。1枚めくっていただきますと、目次がございます。目次では各所管課ごとの主要施策の成果調書のページを表記させていただいております。以下、事業内容、成果の説明及び決算額とそれに係る財源内訳を表記させていただいておりますので、決算確認の時に参考にしていただければと思っております。

次に総務課資料（3）、令和元年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。

まず1ページをお開き願います。一般会計決算の状況です。平成26年度からの数値で推移の経過等が比較できますよう表記させていただいております。今回は、令和元年度の決算ということで、1ページの一番右側が主な概要になります。令和元年度の標準財政規模が32億543万2千円で、財政力指数は0.24です。小国町の場合、ここ数年は財政力指数が0.21から0.24の間を推移している状況で、大部分は交付税に頼っているという財政状況が分かります。

歳入の内訳としまして、歳入総額65億1千416万6千円に対して、一番主なものが地方交付税、これは特別交付税、普通地方交付税の合計額です。合計で25億698万1千円ということで、かなりの額を地方交付税に頼っていることとなります。それから、町債、町の借入金ですけれども8億4千65万1千円となっております。それ以外の歳入といたしましては、国庫支出金、町税、県支出金が主なものとなっております。

次に歳出総額は60億4千994万8千円です。義務的経費を除いたその他の経費といたしましては、大きいものでは普通建設事業費で12億9千820万8千円です。昨年度は防災センター、庁舎耐震工事、ゆうステーション周辺整備工事、畜産酪農収益力強化整備事業、小中学校エアコンの設置等の事業があり、例年より事業費が増えております。

次に補助費等、いわゆる負担金や負担金補助及び交付金になります。一部事務組合への負担金等もこれに含まれます。これが総額で11億4千663万円ほどあります。投資的経費も昨年度はかなり増加しております。普通建設事業費と災害復旧事業費をあわせた額が投資設計費になります。総額で14億5千254万9千円になります。

歳入総額から歳出総額の差引が形式収支となります。4億6千421万8千円、これに翌年度

に繰り越すべき財源3千407万1千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支は令和2年度へ繰り越して使える予算ということで、4億3千14万7千円となります。4億3千14万7千円を繰り越して、その2分の1以上を積み立てるという根拠になる数字でございます。

それから、単年度収支は1億9千51万3千円のプラスの数字となっております。昨年の実質収支が2億3千963万4千円あり、今年は4億3千14万7千円となっておりますので、差引1億9千51万3千円昨年よりは増えたという結果になっております。その下の実質単年度収支につきましては、年度中に事業等を実施する場合、資金が不足すれば基金からの繰入れを行います。また、令和2年度に基金への積立ても行います。この実質単年度収支というのは、預貯金をどう利用したかを計る数字になります。簡単にいえば、基金の繰入れが少なくて積立てが多い場合はプラスの数字が出てまいります。令和元年度の場合は、2億5千264万4千円増えているといった決算の状況でございます。

2ページは歳入歳出ごとに数値をグラフで表示させていただいております。

次に3ページをお願いいたします。令和元年度における借入の状況です。一般会計で、8億4千65万1千円の借り入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業名、交付税算入率を表示させていただいております。また参考といたしまして、農業集落排水事業特別会計と水道事業会計についても起債の部分を書かせていただいております。

4ページにつきましては、この借り入れた起債別の年間の推移です。最初に平成29年度末高がありまして、次に平成30年度中に借り入れた分、そして平成30年度中に返した分、そして平成30年度末高と続き、令和元年度も同様に借り入れた分、返した分、末高とまとめております。令和元年度の一般会計の末高は、62億3千257万2千円になります。

5ページは借入先別に表にしております。借入先といたしましては、国の融資資金、いわゆる財務局からの借り入れが大部分でございます。

6ページをお願いいたします。6ページは基金の年度末額状況ということで、平成26年度末から令和元年度末までの現在、町が持っております基金の流れを表にしております。令和元年度末で基金の総額は10億1千771万9千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の用途状況です。この基金は寄附金に伴う積立金ですので、その用途等につきましては令和元年度、産業関係で4項目、子育て関係で5項目、福祉関係で3項目、観光関係で1項目、国際交流関係で1項目の合計14の項目に対しまして、基金の中から4千200万円を運用させていただいております。寄附の目的を寄附者が指定したものを踏まえた上での充たになります。

最後に昨年までは付けておりました地方消費税の増収分につきましては、その用途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされており、その報告はこの財政資料の中でしております。ただ、この令和2年3月の予算のほうから、その報告は充た状況につきましては、この決

算書の269ページに新たに付けておりますので御覧ください。ちなみに、地方消費税の増収分の交付金は5千253万4千円になっております。これに対しまして、この交付金が充てられる社会保障施策に要する経費といたしまして、表のとおり社会福祉・社会保険・保健衛生関係に充当しております。

以上が、一般会計決算の総括的な説明になります。よろしく願いいたします。

福祉課長（生田敬二君） 福祉課のほうから、まずは国民健康保険特別会計決算についての説明をさせていただきます。

特別会計決算書の1ページ目からが国民健康保険特別会計でございます。まず、決算書のほうにはございませんが、国民健康保険の加入状況といたしまして、令和元年度末の数値を申し上げます。被保険者数は2千208名、世帯数1千336世帯でございます。対前年比で被保険者数で140人、世帯数で21世帯の減少ということになっております。3月末現在の住基人口が6千944人でございますので、国保の加入率としては約31.8%ということで、この数値は年々減少、微減でございますが、減少傾向でございます。

決算状況について2ページ、3ページの総括表で御説明をいたします。国保事業につきましては、平成30年度から財政運営の主体が熊本県のほうに移管をされております。新しい形での予算構成になりまして2年目の決算ということになります。前年度決算との比較または変更点を中心にして御説明をいたします。

2ページの歳入に関しましては、主なものとしまして1の国民健康保険税2億2千137万846円でございます。歳入決算全体の約22.3%ということになっております。4の県支出金でございますが、この中に歳出保険給付費の大部分を支払うための保険給付費等交付金、普通交付金と言っておりますが、その交付金や保険者努力支援分等の特別交付金が含まれておりまして、総額で6億8千877万5千320円、全体の69.4%となっております。続いて款6繰入金の6千380万4千717円でございます。この中にありますのは保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の制度上のルール分とされるものになります。7繰越金は平成30年度からの繰越分1千332万2千491円でございます。歳入合計は9億9千248万5千959円となります。対前年度で1億1千416万9千195円、約10.3%の減少でございます。

3ページにあります歳出に関しましてでございます。主なものとしまして、2の保険給付費6億5千118万3千819円、歳出全体の67%を占めております。3の国民健康保険事業費納付金につきましては、平成30年度から新設された県への納付金となります。この納付金が保険税相当分ということになりますが、その財源としまして歳入の保険税、また歳入の中の保険基盤安定繰入金、これは税の軽減補てん分でございます。そちらを合わせたもので基本的に賄うような形になっております。次に6の保健事業費1千435万7千298円ですが、こちらは人間ドックであるとか特定健診、保健指導等に係る費用の決算でございます。また8の諸支出金246

万1千886円には、保険税の還付金であるとか公立病院への直営診療施設勘定繰出金等が含まれております。歳出合計は9億7千148万7千979円となります。対前年度で1億2千184万円4千684円、約11.1%の減少でございます。歳入歳出ともに合計額のほうで対前年度で1億1千万円から1億2千万円ほど減少しております。これにつきましては、保険給付費、医療費になりますけれども、平成29年度、平成30年度につきましては、非常に高い水準で医療費が推移をしております、令和元年度におきまして数値的に落ち着いてきたというか、元の水準に戻ってきたことによるものと考えております。

10ページをお開きいただきたいと思っております。歳入総額から歳出総額を差し引きました2千99万7千980円の全額につきまして、翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

以上で、令和元年度国民健康保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の37ページからが、介護保険特別会計でございます。

まず、介護保険の加入状況を申し上げます。令和元年度末で被保険者数2千917人、要介護認定者につきましては128人。こちらは対前年比で24人の減少ということになっております。また、認定率におきましては約20.1%ございまして、前年比で約0.9ポイントほど減少をしております。決算状況につきまして、38、39ページの総括表で御説明いたします。

38ページの歳入に関しましては、主なものとしまして、1の保険料2億1千496万9千760円、3の国庫支出金の3億1千349万1千197円、4の支払基金交付金2億6千958万3千621円、5の県支出金1億4千551万6千622円、6の繰入金1億4千624万703円、7の前年度からの繰越金が4千156万9千475円となっております、歳入合計につきましては11億3千469万3千38円となります。対前年度で827万6千529円、約0.7%の減少でございます。

39ページの歳出に関しましては、主なものとしまして、2の保険給付費9億6千462万1千100円、3の地域支援事業費4千944万5千661円、4の諸支出金は国庫、県の負担金交付金等の過年度精算に係る返還金となりますけれども、1千76万122円などとなっております。また令和元年度において、300万円を基金に積み立てをさせていただいております。6の公債費につきましては、前介護保険計画、前期の計画ですが、こちらで県のほうから借入れを行いました財政安定化基金1千650万円の返還金550万円でございます。平成29年度から3カ年での返還となりますので、令和2年度で完済するというような形になります。以上、歳出合計は10億4千42万2千956円となります。対前年度で6千97万7千136円、約5.5%の減少でございます。歳出減の主な要因としましては、保険給付費と地域支援事業費あわせて5千70万円ほど減少したということによるものと考えております。

46ページをお開きいただきたいと思っております。歳入総額から歳出総額を差し引きました9千4

27万82円の全額につきまして、翌年度に繰越させていただくものでございます。

以上で、令和元年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町後期高齢者医療特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の73ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療につきましては、熊本県広域連合が保険者となります。本町における加入状況としまして、令和元年度末での被保険者数、1千567人、対前年比で22人の減少となっております。

決算状況について、74、75ページの総括表で御説明をいたします。

74ページの歳入につきましては、主なものとしまして、1の保険料7千211万100円、4の一般会計からの繰入金の3千269万3千411円、5の諸収入、これは健康保持増進事業の助成収入等でございますけれども、387万3千268円などとなっております。歳入合計は1億1千61万3千693円となります。対前年度で134万202円、約1.2%の増加でございます。

75ページの歳出に関しましては、主なものとしまして、2の広域連合納付金1億399万7千211円、3の保健事業費は健康診査や人間ドックに係る費用でございますけれども、431万8千132円となっております。歳出合計は1億928万6千781円となります。対前年度で194万604円、約1.8%の増加でございます。

80ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差し引きました132万6千912円の全額につきまして、翌年度に繰越させていただくものでございます。

以上で、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

福祉課で所管をしております3つの特別会計の決算状況を説明させていただきましたけれども、お配りしております福祉課資料2の決算資料の中に、委託料、補助金、負担金の明細を記載しておりますので、御参照いただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

住民課長（石原誠慈君） それでは住民課から、小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について、説明をさせていただきます。

特別会計歳入歳出決算書92、93ページをお開きください。歳入歳出総括表で御説明させていただきます。まず、92ページの歳入の款1諸収入、61万8千875円でございますが、これは住宅新築資金貸付金に伴う収入で、貸付者から貸付金の元利償還金を諸収入として受け入れているものでございます。現在、償還者は1名でございます。今年度、令和2年度で償還については終了する予定でございます。

続きまして93ページ、歳出でございます。歳出合計61万8千875円でございます。内訳としましては、款1公債費、49万3千410円、これは町が住宅資金を貸し付けた際に財源として起債を借り入れておりますので、その起債の元金と利子の償還金を歳出するものでございま

す。款2諸支出金、12万5千465円でございますが、歳入総額の61万8千875円から公債費の49万3千410円を差し引いた額、12万5千465円を一般会計へ繰り出すものでございます。

98ページをお願いします。会計の収支でございますけれども、歳入歳出差引残額及び翌年度への繰越額、共にゼロ円となるものです。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（木下勇児君） それでは、坂本善三美術館特別会計の決算について説明させていただきます。

小国町特別会計歳入歳出決算書106、107ページのほうをお願いいたします。こちら総括表にて説明をさせていただきます。

106ページ、歳入です。款1使用料及び手数料として282万3千450円、こちらは美術館の入館料となっております。ちなみに前年度よりも約80万円ほど増額となっております。款2繰入金、こちらが853万8千357円で、一般会計からの繰入金となっております。款3諸収入、98万1千931円。こちらはミュージアムショップの売上や助成金、著作権などが主な収入となっております。歳入合計は1千234万3千738円です。

次に107ページ歳出。歳出につきましては、総務費として1千234万3千738円。こちら美術館の管理運営費用ということでなっております。

続きまして、112ページをお願いします。歳入歳出決算額が同額のため、翌年度へ繰り越す額はございません。

以上、簡単ですが説明を終わります。

建設課長（時松洋順君） それでは、私のほうから小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

特別会計歳入歳出決算書122ページをお開きください。総括表に歳入の記載がございます。使用料及び手数料といたしまして、水道使用料592万9千430円と前年度繰越金22万円がございます。合計歳入決算額といたしましては614万9千430円でございます。対前年比1.5%増となっております。

隣の123ページが歳出でございます。総務費といたしまして592万9千430円でございます。対前年比1.5%増となっております。

続きまして128ページをお開きください。歳入から歳出を差し引きました残りの22万円を繰越しさせていただいたものでございます。

簡易水道特別会計につきましては、概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、概要を説明させていただきます。

同じく決算書の138ページをお開きください。総括表に歳入の記載がございます。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の合計が1億4千904万1千819円でございます。対前年比6.6%増となっております。

隣の139ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計といたしまして1億4千549万8千932円となっております。対前年比10.8%増となっております。

144ページをお開きください。歳入歳出差引残額が354万2千887円を繰越させていただいたものでございます。

続きまして、小国町水道事業会計につきまして、こちらも概要を説明させていただきます。

別冊になります。小国町水道事業会計決算書を御覧ください。水道事業会計につきましては、収益的収支と資本的収支として区分されておりますが、収益的収入及び支出につきましては16ページ、17ページを御覧ください。収入であります事業収益といたしましては、計の1億2千810万2千706円でございます。前年度に比べますと322万2千807円、率にしまして2.5%の減となっております。収入のうち料金収入といたしましては、給水収益に掲載しております1億1千250万3千527円でございます。前年度に比べまして323万8千482円、率にして2.8%の減となっております。

次に戻っていただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしまして、企業債が2千500万円、一般会計からの出資金が1千60万6千円、合計3千560万6千円となっております。資本的支出につきましては建設改良費が5千240万7千775円、企業債償還金が3千531万325円、合計8千771万8千100円となっております。

次に8ページ、9ページを御覧ください。当年度未処分利益剰余金といたしまして、2億1千422万6千589円につきましては、937万5千900円を減債基金とし積み立てまして、残金を翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

以上、小国町水道事業会計について概要を説明させていただきました。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。ここでお諮りいたします。

去る9月1日に議会運営委員会を開催し、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定については、全員協議会で審議することに決定いたしました。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、全員協議会で審議することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。代表監査の席あたりの準備がありますので、2時3

0分から行います。

(午後2時15分)

議長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時30分)

議長(松崎俊一君) それでは、ここで古賀代表監査委員より、令和元年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いしたいと思えます。着座のままで結構です。御説明をよろしくお願ひしたいと思えます。

代表監査委員(古賀尚年君) こんにちは。監査委員の古賀でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは令和元年度各決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について報告いたします。

まず表紙をお開けいただきまして添付資料がありますので、見ていただきたいと思えます。8月31日に議選の大塚議員と各審査の合議を経て町長のほうに提出した際の写しが添付してあります。

それでは目次を過ぎて1ページをお開きください。令和元年度小国町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書ということで、対象が令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算及び特別会計7項目について審査をいたしました。審査の期間につきましては、令和2年6月23日から7月30日まででございます。審査の結果でございます。審査に付された令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確でありましたことを認めます。また予算は概ね適正に執行されていることを認めました。その内容並びにこれらに対する決算の概要及び意見は以下のとおりであります、ということで2ページからお願ひいたします。

決算の概要。2ページから13ページまでが総括になっております。

決算規模。一般会計と特別会計の総決算額は、歳入決算額89億2千11万2千108円、歳出決算額83億3千553万6千499円で、予算現額91億7千788万8千円に対する執行率は、歳入97.2%、歳出90.8%でありました。なお予算現額91億7千788万8千円から、翌年度への繰越額3億1千408万円を除いた予算額は88億6千380万8千円に対する歳出決算額83億3千553万6千499円の当該年度の実質的な執行率は、94%でありました。また前年度決算額と比較すると、歳入において3億2千724万9千699円、3.8%の増加となっております。歳出において1億2千459万3千681円、1.5%の増加となっております。

続きまして6ページをお願いいたします。決算収支でございます。総決算における歳入歳出差引額は5億8千457万5千609円の黒字で、形式収支額から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額も5億5千50万4千609円の黒字となっております。内訳は一般会計で、4億3

千14万6千748円、特別会計で1億2千35万7千861円でありました。また実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は2億4千539万2千18円となっています。内訳は一般会計で1億9千51万2千572円、特別会計で5千487万9千446円でありました。

7ページでございますが、町債の状況ということで、8ページ9ページに図表を載せてあります。一般会計と特別会計を合わせた年度末未償還元金の合計は70億7千696万2千113円で、前年度より2億7千785万3千985円増加しております。

次に10ページをお開きください。財務分析であります。図表1-5-1のとおりであります。実質収支比率は3%から5%が望ましいとされております。本年度は13.4%で、前年度を6ポイント上回っております。経常収支比率であります。70%に収まるのが妥当な数値と言われておりますが、75%を超える場合は弾力性を失いつつあるとされております。本年度は90%で前年度から1.6ポイント悪化しております。依然75%を超えており、今後経常収支比率は悪化する要素が多く、更に財政硬直化が進行していることを自覚する必要があります。

12ページをお開きください。財政力指数であります。地方公共団体の財政上の能力を示す指数を言い、この指数が1に近いほど財政力が強いとみることができます。本年度は0.244で前年度を0.005ポイント上回っております。依然として財政力が低い状況が続いております。実質公債費比率でございます。この指数も財政構造の健全性を示し、本年度は9.7%であり、前年度をマイナス1.1ポイント下回っております。

次に14ページをお願いいたします。一般会計でございます。14ページから46ページまで記載しております。決算の概要であります。歳入65億1千416万5千556円、歳出60億4千994万7千808円。歳入歳出差引額4億6千421万7千748円を翌年度へ繰り越しておりますが、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき3千407万1千円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は4億3千14万6千748円の黒字となっております。なお、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1億9千51万2千572円の黒字となっております。また、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は2億5千264万4千405円の黒字となっております。財政状況において黒字となっておりますが、今後も歳入の確保、歳出の削減に努められたいと思います。

次に17ページをお願いいたします。財源別決算状況ということで、歳入決算額を自主財源及び依存財源別にみると、自主財源は15億5千759万9千円で、前年度と比較するとマイナス3千841万6千円減となっております。一方、依存財源は49億5千656万6千円で、前年度と比較すると4億7千704万9千円の増となっております。財源別の構成比率は、自主財源23.9%、依存財源76.1%となっており、前年度と比較して自主財源が2.4ポイント低下しております。この主な要因は、自主財源である町税の収入が低下したことによるものであります。

次に20ページをお願いいたします。その町税についてであります。自主財源のうち10.7%を占める町税について述べさせていただきます。町税の収入済額は6億9千459万8千円で、この主なものは固定資産税が3億3千927万2千円、町民税2億6千182万8千円で、全体の86.5%を占めております。収入済額は前年度と比較すると、マイナス6千641万9千円、これは主に町民税が前年度と比較してマイナス1億3千148万2千円の減少によるものであります。今後とも口座振替の推進を図ると共に、未収金の時効管理に努めていただきたいと思います。

次に28ページをお願いいたします。収入未済額であります。3千390万7千円の内訳は町税が1千608万6千円と半分を占めております。収入未済額を前年度と比較すると、198万3千円増加しています。今後は、負担の公平性と適正な債権管理の見地からも、その解消に向けて更なる効率的な努力をされるよう要望いたします。

次に36ページをお願いいたします。歳出でございます。款別決算状況、予算現額66億2千380万3千円に対し、本年度の歳出総額は60億4千994万8千円で、前年度と比較して2億9千85万8千円増加しており、翌年度への繰越額3億1千408万円を差し引いた2億5千977万5千円が不用額となっております。執行率は91.3%で、翌年度への繰越額を差し引いた実質執行率は95.9%となっております。

45ページをお開きください。その不用額であります。不用額は2億5千977万5千円で、予算現額に対する割合は3.9%であり、前年度と比較して8千466万円増加しています。構成比率で最も高いものは民生費の21.2%であり、以下、土木費、総務費、諸支出金となっております。前年度と比較して、増額の大きなものは土木費4千123万5千円、民生費1千774万4千円であります。

続きまして46ページをお願いいたします。予算の流用であります。本年度の項・目間の流用件数は5件で、前年度と比較して2件減少しております。金額は44万9千円で、前年度と比較してマイナス24万2千円減少しています。通常の流用については件数、金額ともほぼ変化はありません。流用は財務手続上は認められた行為であります。議会の議決を要しない執行であるため、その制度趣旨に鑑み、今後とも流用については十分慎重を期されるよう要望いたします。

次のページ、47ページであります。89ページまでが特別会計になっております。内容説明、内容内訳については、先ほど執行部からも説明があったと思いますので割愛させていただきます。そこで6ページにお戻りください。6ページのほうに単年度収支状況表があります。この表の特別会計のスクリーントーンの部分が合計になっております。歳入決算額24億594万6千552円、歳出決算額22億8千558万8千691円、実質収支額が1億2千35万7千861円、単年度収支額5千487万9千446円となっております。

飛びまして89ページを御覧ください。収入未済額の総額でございます。各特別会計で収入未

済額について述べていますが、総額は2千294万2千円で、前年度と比較して185万2千円、増減率8.8%の増となっております。今後とも債権管理の立場から、解消に向けて更なる努力を強く要望いたします。

次に96ページをお願いいたします。一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の結びに入りたいと思います。前段のほうは国際、国内情勢を記載してあります。この部分は本日割愛させていただきまして、21行目の中ほどであります、「そのような中」というところがあります。そこから報告させていただきます。令和元年の一般会計の決算状況を見ると、歳出は60億4千900万円で、前年度と比べ2億9千万円、約5.1%の増額となっております。これは主にゆうステーション周辺整備工事、町営住宅屋上外壁改修工事及び杖立防災センター建設工事等の投資的支出の増大によるものでございます。

また、歳入は65億1千400万円と前年度に比べ4億3千800万円、約7.2%の増額となっております。歳出に関する普通建設事業費で国庫及び県支出金、地方交付税の依存財源が増加となっているが、自主財源では3千800万円ほど前年度より減少しています。これは財政調整基金等の繰入金の減少によるもので、町税は昨年度の高額納税を考慮すれば例年より多少の増額となっております。使用料、寄附金等も含めた町の基本的な収入は増加していることから、財政的には概ね良好であります。特にふるさと寄附金は昨年度と比較して、件数及び金額ともに2倍以上、7千万円を超えたことを評価いたします。しかし、まだまだ取り組む部分は多々あるので、近隣町村を参考に検討を重ねてほしいと思います。

歳入から歳出の差引額、形式収支額は4億6千400万円の黒字で、単年度収支額も4億3千万円の黒字となり、いずれも前年度より増額となっております。また実質単年度収支額も前年度と比較して大幅な増額となっております。しかし増額の主な要因が国庫及び県支出金と地方交付税という依存財源の歳入増額であることは、依然厳しい財政状況であります。

特別会計の決算状況は各会計で記述したとおりであります。農業集落排水事業において、毎年8千万円ほど一般会計からの繰り入れとなっております。今後は施設の老朽化に伴う維持管理や人口の減少も考えられますので、総合的な見直しを検討すべきかと思われま。

終わりに、前述したとおり、新型コロナウイルス感染症等が来年度以降、当町財政に大きな影響を及ぼすことは必然であり、更なる厳しい財政運営が迫られることは言うまでもありません。今後も国・県の施策情報の収集や分析に努め、諸々の課題に対し議会及び執行部がそれぞれの立場で解決を目指した議論を深め、小国町の発展、安心安全な町づくりに繋がることを期待し、令和元年度の結びといたします。

引き続き98ページをお開けください。令和元年度小国町基金運用状況審査意見書であります。審査の対象は小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金であります。そしてもう一つ、小国町生活保護生活資金貸付基金であります。期間といたしましては同じく令和2年6月23日から7

月30日までであります。結果といたしまして、本年度各基金の運用状況報告書の計数は正確であり、運用状況も適正なものと認めました。審査の概要であります、99ページ、100ページに掲載してあります。

次に101ページを御覧ください。令和元年度小国町水道事業会計決算審査意見書ということで、審査の対象が令和元年度小国町水道事業会計決算、審査の期間が同じく令和2年6月23日から7月30日までであります。審査の結果といたしまして、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めます。また、運営状況についても経済性を発揮すると共に、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

次に112ページをお願いいたします。水道料金に係る未収金についてであります、表9に表しております。今年度の未収額は442万2千630円で、前年度と比較してマイナス67万4千762円の減となっております。今年度は金額が減少し、徴収率の向上が見られます。水道料金は収入の根幹をなすものであり、今後も加入者の不公平感をなくすためにも、未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

最後に116ページをお願いいたします。水道事業会計の結びであります。令和元年度水道事業会計の決算概要は、損益計算書を見ると当年度の純利益は937万5千円となっております。

事業収支の主なもの、収益面で給水収益がマイナス323万8千円の減、補助金が158万7千の増、長期前受金戻入がマイナス87万4千円の減となっております。

費用面では、前年度比マイナス211万8千円減少しています。その主な内容は、総係費マイナス174万7千円の減、資産減耗費マイナス284万8千円の減となっております。

純利益については、昨年度より赤字となっております。収入面での主な要因は、経営収益A営業収益の給水収益の減、経営費用B営業費用の総係費及び資産減耗費の減によるものであります。漏水等を未然に防ぐため、老朽管の耐震化を伴う布設替工事を行っているところではありますが、その財源として企業債借入額も今後増加してくることから、事業の改善、経営の効率化に一層の努力を求めます。

以上で、令和元年度決算に係る監査委員の意見書ということで報告いたしました。

引き続き、小国町財政健全化等審査意見書というのがありますのでお願いいたします。表紙をお開けください。ここにも町長に提出の際のコピーが添付してあります。これもお開けください。令和元年度小国町財政健全化等審査意見書ということで、審査の対象が令和元年度決算に基づく健全化判断比率4項目と、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類ということになっております。審査の期間として同じく令和2年6月23日から7月30日までとなっております。審査の結果であります。審査に付された令和元年度決算に係る健全化

判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

その下に表が書いてありますが、ハイフン付記号で書いてあるところにつきましては赤字がないということを表示しています。

次のページをお開けください。令和元年度小国町公営企業の資金不足比率審査意見書ということで、対象が令和元年度決算に基づく公営企業の資金不足比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類ということになっております。期間といたしまして、令和2年6月23日から7月30日であります。審査の結果といたしまして、審査に付された令和元年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正にされているものと認めました。ここにも表が表していますが、ハイフンで書いてある部分については資金不足がないということからデータがありません。

以上で報告を終わりたいと思います。

これをもちまして、監査報告を終了いたします。ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） どうも、ありがとうございました。

ここで、古賀代表監査委員に対しまして質問等ございましたらお願いしたいと思います。

5番（児玉智博君） 大変お疲れ様でした。また日頃から大変お世話になっております。

いくつかあるのですが、監査意見書の結びの部分に一般会計から農業集落排水事業に対する毎年8千万円の繰り出しについて、非常に指摘をいただいております。この中で、総合的な見直しを検討すべきと思われるという書き方をされているのですが、何か具体的な御意見というかお考えがあれば教えていただければと思います。

代表監査委員（古賀尚年君） 考え方なのですがけれども、人口減により地方のほうによればもう家だけしか残っていないとか、そういう部分を含めたところの農業排水そのものの全体を見て、ここは要らないとか要るとかいうところが出てくると思うのですがけれども、そこあたりの部分を考えながら今後やっていったらどうかなという監査の考え方ということで、報告してあります。

5番（児玉智博君） 分かりました。ありがとうございます。

今後、参考にさせていただきたいと思います。

それであと2つございまして、この財政健全化等意見書の中にも付されております財政援助団体に対する部分でございますが、まず1点目。商工会のところで監査の結果・意見ということでおもてなし補助金、空き家対策補助金、創業補助金事業の希望者も減少し、今度の新たな事業創出を求めるといふ御意見があります。この中でおもてなし補助金、空き家対策補助金、創業支援事業補助金のどういった方が補助金を受けているのかというのは、議会のほうでは分かりませんが、監査委員をされていけば、それが具体的にどういう方が受けていらっしゃるかというのを見ることができると思うのですね。件数だけは、議員配付の資料にも書いてありまして、創業支援

事業は2件、空き家は3件といったようなことで、配付資料には書いてございます。

そこで確認なのですが、その2件、3件と非常に件数は少ないとはいえ、この受けていらっしゃる方たちが今現在もきちんと商売を続けているのかといったような確認までされているでしょうか。

代表監査委員（古賀尚年君） 今の件につきましては、担当課である情報課が半年に1回、その補助金を出している部分については確認、書類検査もやっております。その部分を私たち監査委員が検査していますが、そこに書いてある「新しい事業はどうか」という部分は、この小国活性化補助金という事業が始まって、見直しの時期がもう過ぎてきて、これで大体終わりの時期にきています。そういう中で事業を続けているのは間違いありませんけれども、事業そのものが終わりになってくる人数になっています。申し込みも、そういうふうにはありませんということで、補助金を受けている商店等については、事業は継続して発展的にやっております。

5番（児玉智博君） はい、ありがとうございます。

それでは、最後にもう1問させていただきたいと思います。ASOおぐに観光協会への補助金であります。これはASOおぐに観光協会への補助金としては、この令和元年度の補助金が最初だと思います。平成30年度までの予算については、それぞれ杖立温泉観光協会並びにわいた温泉組合に別々に補助金が支出されておりましたので、私も監査委員を務めていたときには、それぞれの杖立、わいたのほうに出向きまして、組合長、会長あるいは事務局担当の方、会計担当の役員などからいろいろ聞き取りも行っておりましたが、恐らくASOおぐに観光協会からもそういった杖立、わいたなんかにトンネル補助金というか、そのまま渡されている部分もあるやに聞いております。そこで、そういった実際に事業を使われた杖立やわいたの方々からも、そういった聞き取りなどは行われたのでしょうか。

代表監査委員（古賀尚年君） 昨年までは、今議員がおっしゃったように杖立とわいたということで補助金を出しておりました。昨年度から観光協会が小国にできたので、そこに補助金を出すということになっております。その補助金の使い方については、ASOおぐに観光協会が割り振りをするというので、杖立温泉観光協会のほうには昨年までは行きましたけれども、今年度からはゆうステーションに来ていただいて、杖立のほうも来ていただいて、そこでASOおぐに観光協会を含めたところの意見、それらの監査状況ということで対話を行ったところでございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、古賀代表監査委員におかれましては各意見書の説明、質問に対する答弁、大変御苦労さまでした。また特に、決算審査におかれましては、限られた時間の中で審査業務に精励されましたことに対しまして、一同厚くお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

代表監査委員（古賀尚年君） ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） どうぞ、御退席をお願いします。

（古賀代表監査委員 退席）

議長（松崎俊一君） 日程第15、「報告第3号 令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より、報告をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） では、議案集は8ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号、令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

総務課長（小田宣義君） それでは私のほうからは、先ほど古賀代表監査委員から御報告にもございましたが、改めて報告の中身について説明をさせていただきます。

議案集の8ページの中段から下、記の部分からの説明になります。

記といたしまして、健全化判断比率の表を御覧ください。実質赤字比率、下の備考に書いてありますように、実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率、又は将来負担比率が算定されていない場合は「－」として表記されます。実質赤字比率とは、一般会計に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは、赤字が出ていないということで、これも横線となっております。この場合、危ない状態であると判断される基準は15%でございます。

その横になります。連結実質赤字比率とは一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字、または資金不足の標準財政規模に対する比率です。これも赤字が出ていないということで、横線となっております。これは危ない状態であると判断される基準は20%でございます。

次に、実質公債費比率を御覧ください。これは公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割ったものの3年間の平均値になります。令和元年度決算では、9.7%ということで、前年に比べて1.1ポイント減少しております。危ない状態であると判断される基準は25%でございます。表の一番右にありますのが将来負担比率です。これは一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが、この比率となります。この決算では、34.7%となっており、前年に比べて0.3ポイント改善しております。危ない状態であると判断される基準は350.0%です。

次にその下の表を御覧ください。資金不足比率です。6つの企業会計とも、資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されませんので横線で表示が出ております。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

議長（松崎俊一君） これより報告第3号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第16、「報告第4号 専決処分事項の報告について（報告第4号：公共工事請負契約金額の変更について（杖立防災センター建築工事）」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 専決処分事項の報告について、議案集をお開き願います。

9ページになります。

報告第4号、専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和2年1月30日

変更に係る議案 平成31年 議案第24号

公共工事請負契約の締結について

（補第120号（仮称）杖立防災センター建築工事）

変更前契約金額 1億5千33万6千円

変更後契約金額 1億5千548万1千678円

です。本来であれば6月議会で御報告をしなくてはいけないところでした。報告が遅れましたことにお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。

総務課長（小田宣義君） それでは、私からは変更理由の内容についての説明をさせていただきます。

総務課資料（5）を添付しておりますので、御覧ください。変更契約書の写しと工事概要、変更理由書を添付しております。設計では基礎下の地業工事で3メートルの掘削する予定で計算をされておりました。実際に掘削をしたところ掘削中に巨石が出てきたため、計画した工法では石

の破碎や撤去、コンクリート等の資材に係る費用が増加しております。そのための増額の契約となっております。

ただいま町長からお詫びを申し上げましたが、今回の報告が遅れましたことにつきましては、大変申し訳ございませんでした。今後は、このようなことがないように十分な確認を心掛けたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

議長（松崎俊一君） これより、報告第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） どのようなことがあったために、このように報告が遅れたのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 文字どおり、チェックが不足していたと。言わせていただければ、結局、繰越事業で平成31年度からの繰越でございます。もう、その分のチェックが不十分でした。今後は、こういう繰越も十分チェックをして報告を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第17、「発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について」を議題といたします。

ここで提出者より、発議第3号について提案理由の説明を求めます。

1番（時松昭弘君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についての説明をいたします。

発議第3号

小国町議会議長 松崎俊一様

提出者 小国町議会議員 時松昭弘

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。

この中で、地方税や地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

地方自治体が地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためにも地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めるものであります。

2枚目に意見書の案を添付しておりますので、朗読は省略させていただきます。

なお、この意見書（案）は添付資料のとおり全国町村会議長より、熊本県町村議会をとおして本意見書について協力依頼が本議会宛に届いておりますので、御参照ください。議員の皆さま方の御賛同をよろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） ただいま、提出者であります1番、時松昭弘議員より説明がありました。

これより発議第3号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

1番、時松昭弘議員より提出された、発議第3号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第18、「請願第1号 核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

この請願第1号の取り扱いについては議会運営委員会において協議をいたし、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よって請願第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議をいたします。

それでは、事務局長より請願書の朗読をお願いします。

議会事務局長（藤木一也君） それでは、朗読をさせていただきます。

請願第1号

2020年8月26日

小国町議会議長様

核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願

請願者 阿蘇郡小国町宮原 1 1 7 番地

あそ九条の会 代表 禿 浩道

紹介議員 児玉智博

二十一年三月十一日東北の地震と原発事故が発生した翌年、二十二年あそ九条の会が催した阿蘇火山博物館の館長、須藤靖明さんの講演で明らかに述べられた事。火山ガスと放射性物質の共通点は風で流される。放射性の方は無害化されることは無い。四国の伊方原発・九州の玄海原発・川内原発で放射能漏れが起こった際、阿蘇にも流れ来る可能性がある警戒を訴えられました。

まして核兵器を落とされた場合は、広島・長崎でその悲惨は実証済です。阿蘇郡市町村の多くは、非核平和都市宣言をして被爆を警戒しております。その心配が全く無くなる「核兵器禁止条約」の発効を早期に実現するよう、阿蘇郡市町村議会からの「意見書」を政府に提出して頂き、日本が批准国となるよう請願致します。

尚、阿蘇郡内外の方々から頂いた「核兵器禁止条約」批准を求める署名 1 3 2 0 筆程を元総理大臣に届けてあります。

記

請願項目

(1) 核兵器禁止条約の早期発効のために、唯一の被爆国である日本政府が積極的な役割を果たすよう、議会として「意見書(別紙案)」を提出してください。

以上。

なお、令和 2 年 8 月 2 6 日に事務局のほうで受付をしております。

以上でございます。

議長(松崎俊一君) はい。続きまして、紹介議員より請願の説明を求めます。

5 番(児玉智博君) まず、この核兵器禁止条約について説明をいたします。

この条約の目的は、核兵器の全面廃止と根絶です。ただし、平和目的での原子力の保有は禁じておりません。前文において、被爆者の苦痛に対する憂慮と共に、国際人道法と国際人権法の原則が核兵器廃絶に関して再確認されております。2017年7月7日に、122か国、地域の賛成多数により採択をされましたが、全核保有国は不参加。アメリカの核の傘のもとにあるカナダやドイツなどNATO加盟国や、親米で2国間軍事同盟を結ぶ日本、オーストラリア、韓国なども不参加であります。一方でアメリカ軍と密接な関係を有する同盟国のMNA諸国の多くが賛成をしております。反対票を投じた国はオランダのみで、棄権した国はシンガポールのみでした。今年8月9日現在、81か国が署名、43か国が批准をしております。この条約は50か国

が批准して90日後に発効することになっております。そして、この請願書にありました阿蘇火山博物館の当時の館長の須藤靖明さんの講演会の様子を伝える新聞記事を資料として付けていただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございました。

これより請願第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 本年8月9日に開催されました長崎平和祈念式典で発表されました長崎平和宣言では、3年前に国連で採択された核兵器禁止条約は、核兵器をなくすべきだという人類の意思を明確にした条約です。核保有国や核の傘のもとにいる国々の中には、この条約をつくるのはまだ早すぎるという声があります。そうではありません。核軍縮が余りにも遅すぎるのです、と指摘をして、同時に田上市長は「若い世代の皆さん、新型コロナウイルス感染症、地球温暖化、核兵器の問題に共通するのは、地球に住む私たちみんなが当事者だということです。あなたが住む未来の地球に核兵器は必要ですか。核兵器のない世界へと続く道とともに切り開き、そして一緒に歩いていきましょう」と若者に呼びかけ、同時に核兵器の怖さを体験した国として1日も早く、核兵器禁止条約の署名批准を実現すると共に、北東アジア非核兵器地帯の構築を検討してください。戦争をしないという決意を込めた日本国憲法の平和の理念を、永久に顕示してくださいと、政府と国会議員に迫っておられました。

また、自身も2歳のときに被爆した経験のある長崎市議会議員の佐藤正洋議長は、全国市議会議長会などを通じ、全国の市議会に政府に核兵器禁止条約への批准を求める意見書を提出するよう要望をされております。

この小国町にとっても、被爆というのは長崎や広島だけのよそごとではありません。阿蘇保健所によりますと、小国町内で被爆者健康手帳を保有されているのは現在2名いるということで、この小国町内にも戦後75年経ったいまだに、原爆の後遺症に苦しんでいる人がいらっしゃいます。また黒淵出身で現在南小国町赤馬場にお住まいの方は終戦の前年、1944年4月に志願をして航空技師の養成のために長崎県の大村基地に行かれました。45年8月9日には諫早にありますが海軍のトンネルで作業をしていたということです。そのとき、突然今までに見たことのないような閃光が走り、その後、大きな爆音が聞こえてきたということです。そして更に熱風に襲われたということです。一体、何事だろうとその時は思ったそうですが、兵舎に帰りましたら「長

崎市に新型爆弾が投下された、諸君の中で片付けに参加する者は。」と募られたそうです。そのときは迷わず手を上げて、今で言う復旧活動に志願をしたということでありました。そして、翌日から3日間かけて長崎市内への片付けに参加をしたということでもあります。戦後、9月20日に日田駅に降り立ったということをおっしゃっていましたが、戦後、後遺症も出るということで、被爆者健康手帳を取得されたということです。その方の両親も、また5人いらっしゃる兄妹の誰もがんにかかった人はいないということでもあります、その方だけが胃がんを患い、手術もされたということです。やはり、これは原爆の影響に違いないと、強く感じているとおっしゃっておられました。そして今、一番心配なのが自分はもう90歳まで生きることができたけれども、被爆2世である2人いらっしゃる娘さんにいつの日か自分のような症状が出るのではないかというのが、一番心配でたまらないと話していらっしゃいます。その上で、こうした思いをするのは自分たちで最後にしてほしいということで、こうした核兵器禁止条約は、何としても被ばく国の日本が批准をして発効するべきであるということを訴えていらっしゃいました。

このように、小国町に関係する被爆者の方も切に願っている、そういう条約でありますので、どうぞ皆さんの本意見書への御賛同をお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号、核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

議長（松崎俊一君） 日程第19、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元に配付のとおり、小国町議会会議規則第122条の規定により、6月議会以降今日まで、研修会等に各議員を派遣しましたので御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第20、「行政報告」。

執行部より報告事項がございましたら、お願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 行政報告をさせていただきます。

職員の採用試験についてです。職員採用試験につきましては10月18日、例年よりは1カ月遅れているようでございますけれども、一次試験を行います。11月下旬に二次試験を行って、事務3名程度行う予定としております。

それから、養護老人ホーム悠和の里、新しい部分ですけれども、一部有料老人ホームを含むと

ということですが、今月建設工事が完了して9月26日に入所者が新施設に移る予定となっているそうでございます。なお、社協からの御報告によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響から、落成式の式典は行わないとおっしゃっております。

それから、今コロナウイルスの感染症まだあっておりますけれども、イベントの中止が決まったところにつきましてお話をさせていただきますと、ふるさとの秋祭りが中止になりました。文化祭につきましては集客はなしということでございますが、展示につきましては収録しておくチャンネルで放送ができればというところで話が進んでいるみたいでございます。人権フェスティバルに関しましては、作品を展示するという方向でお話が進んでおります。敬老会につきましては、中止するところが多ございますけれども、補正予算で計上させていただきましたように、記念品などを配られるところもあるように聞いております。

それから中止をしないイベントにつきましては、イチョウの木のライトアップは屋外のため、ライトアップにつきましては中止をしないということで、御報告を受けております。

それから最後に、小学校、中学校の運動会につきまして、小学校が9月12日、中学校が9月19日、いずれも土曜日でございますが、実施を予定しております。しかしながら、今年は新型コロナウイルスの関係で議員の皆さまには御案内を控えさせていただきたいということでございます。

私からは、以上です。

議長（松崎俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時32分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 2 日

令和2年第3回小国町議会定例会会議録

(第 2 日)

1. 招集年月日 令和2年 9月14日(月)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年 9月14日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年 9月14日 午後 3時分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 9. 14)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

天気の方は一段落したように思われますが、コロナ対策、それから豪雨の復旧はまだまだ続きますし、直ぐに終わるというものでもありません。引き続き、緊張感を持って進めなければと思っております。また、同時に地域振興策、安心安全のまちづくり、福祉の充実なども図らなければなりません。皆さんと共に進めるような議論を御期待申し上げるところです。

さて、本日は9月定例本議会2日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問1日目となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は登壇順に、熊谷博行議員、久野達也議員、時松昭弘議員、児玉智博議員、西田直美議員となっています。よろしくお願いいたします。

それでは9番、熊谷博行議員、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） はい、熊谷です。おはようございます。

今回は久々に一番最初の質問になりました。相当、早く提出いたしましたので、内容はなかなかいっていませんでしたが、今回の7月豪雨で被害を受けた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。今回みたいに、1カ月も2カ月も災害の片づけ処理に時間を要したような災害はまれだと思います。それどころか、まだ幹線道路の212号線、387号線、まだ片側通行になっているような現状でございます。世間でいうコロナ禍の中の災害に遭った、踏んだり蹴ったり。でもコロナ禍の「禍」というのも災害の「災」も「わざわざ」と読みますが、コロナは防ぎようがないというか、みんなが努力すれば自然と収束していくものでございます。ただし、災害はなかなか一人ひとりが頑張ったところで防げるものではございません。しかし、災害は時間とお金があれば復旧はできますので、時間を要するかもしれませんが数年で元通りに戻ると思います。

今回の質問には、このコロナと7月豪雨の災害2つでいきますので、担当課長及び町長は一問一答でお答えいただきたいと思っております。私も一問ずつお聞きしてこれに書きますので、どうかよろしくお願いいたします。特に町民の皆さまに理解できるような答弁をお願いします。もう分かる範囲でございまして。災害が起きてまだ2カ月。設計も査定も終わっていない状態でございます。分かる範囲と考えだけでございまして、お答えくだされば幸いです。

今回は災害に対する質問が4、5件入っております。私があとの人の何割ぐらいを今日聞くの分かりませんが、あの方と同じことを聞かないように調整していただきたいと思います。

では、通告通りに一般質問に入ります。災害からいこうかと思っていましたが、通告がコロナからでしたので、コロナ対策の給付金とかそういうのでいきたいと思います。

まず、5月の臨時議会、専決等で可決された給付金等の項目が約11項目ほどありましたが、よろしかったら一つずつ実績、若しくは成果をお答えください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

コロナの経済対策等につきましては数が多いので、少し時間がかかるかもしれませんが、状況次第でできるだけ分かりやすく答弁したいと思います。

臨時議会の5月8日に最初にトータルで2千550万円の対策費を打たせていただいております。中身につきましては、休業支援給付金。これは自主的に7日以上休業した場合に、5万円を一律給付するという政策でございました。熊本県の特措法に基づく休業要請から外れた飲食店とか理髪店とか美容室等も町のほうでは救済するような制度として実施しております。実績としましては、122件、610万円です。事業給付金につきましては国・県の考え方プラスアルファの裾野を広げた形での支援ができたのではないかと考えています。

それから家賃支援給付金です。これにつきましては、対前年度月比の15%以上の売上減ということで、緊急アンケート調査を取った際にどうしても家賃を払えなくて、この先心配だというような御意見等もございまして、国県の対策としてはこの時点ではまだ出ておりませんでしたけれども、町としては家賃の2分の1、5万円を上限として給付をしております。実績としましては、28件の74万7千円の執行をしております。

それから、事業継続支援給付金というのがございます。これは、国のほうが50%以上の売上減少という部分については、200万円、100万円という法人と個人に給付がございまして、県のほうはその下のランクの30%以上50%未満についての支援をする制度をつくっておりますが、今回うちが事業継続支援給付金を実施したのは、被害の減少が15%以上かつ、どうしても運転資金等で当面困っている方が融資を受けた際に、その融資額の10分の1かつ上限を30万円ということで、支援をさせていただきました。件数は72件、2千39万円でした。

それから宿泊施設支援給付金、これにつきましてはゴールデンウィーク中に一番稼ぎ時というような時期でございますけれども、2月3月のコロナの影響、そして5月のゴールデンウィークでの収益の時期に県からの休業要請という全体的な動きの中で、非常に厳しい時期となったということで、今回その部分について宿泊施設の支援給付をしております。これについては件数が36件、970万円でございます。

それから同じく飲食業関係のダメージが、宿泊業の次に大きいということで、飲食店を応援するという意味での飲食店応援キャンペーンというものを6月10日からスタートさせております。これにつきましては、現在実施の最中でございまして、来年の2月までプレミアム商品券が使われます。現在の売れ行きからいくと、今1千万円を少し越していますが、12月から1月の頭ぐ

らいには、売れ行きからいいますと完売してしまうのではという推計ですが、見込まれております。これにつきましては1千万円の投資をすることで、経済的な効果としては5千万円のお金が動きますので、効果がある政策かなと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

9番（熊谷博行君） 私は飲食店応援キャンペーン、プレミアムチケットですかね、これはなかなか売れないのではないかと考えていました。今お聞きすれば、年内若しくは1月ぐらいで完売するのではないかとこの予想でございます。私も相当利用させていただきましたが、こんなに早く売れるとは少し驚いております。また、いつ買おうかなと思っていましたが、追加で出してくださいとかいうことはもうないと思いますが、正直いって5月8日の臨時議会から8月12日、先週の9月までいろいろありましたが、なかなか内容が厳しく、給付金もそんなに高額ではないのでどうかと思っていましたが、目標をかなり達成しているのではないかと思います。

今後はどういった、また、もう1期、今3期目ですかね4期、5期、6期があるのかは分からないのですが、次はどのような感染経済対策の事業を考えているのか、分かる範囲でよろしいのでお答えください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

今後のコロナの対策また振興策については経済活動と感染予防というのは非常にアクセルとブレーキという形で対策が難しい中で今実際やっております。現在はどちらかというと支援給付金を中心にやってきましたけれども、日本中国内、どこでもそうですけれども、観光業については新しくこれからお客さんを呼び込むということで、準備の期間中にもなっております。そういう意味で言いますと、今できる範囲でコロナ禍の中で準備作業を進めていかななくてはいけないというふうに思っております。そういう意味では、現在、CM等については予算化して承認していただいておりますけれども、その辺の制作について今仕様書の準備をしております。制作ができて、実際にCMを打つときについては、またタイミングをかなり注意して、打っていかなくてはいけないかなと思ってます。財源についても臨時交付金でございますので、繰越は可能ということで、その辺は注意して効果的な時期にPRしていきたい。

今後の経済対策はその他に、これはできればの話ですけれども、どうしても鍋ヶ滝等について今平日だけの運営になっておりますので、どうしてもどちらかというと低空飛行のお客さんになっていきます。この辺を、これから先予約システム等がもし可能であれば、この辺も検討していきながら3密を回避できるような観光施設をつくり上げていきたいなと思ってます。

あとはJR豊肥本線の8月8日の開通、それから国道57号線の10月開通、そして北側ルート同時開通、それから来年の3月の阿蘇大橋ということで、阿蘇全体の動きもありますので、その辺と絡めながら対策を打てたらなと思っております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 分かりました。

先週、観光施設照明設備工事、下城滝ほかの2つの滝のライトアップなのかライトダウンなのかちょっと分からないのですが、なかなか皆さん議論をされて可決された案件でございます。よかったら一緒にイチョウの木もライトアップを新しく追加でしていただいて、LEDですれば1週間ぐらいは落葉も遅れるのではないかと思いますので、よろしかったら町長の考え一つでございますので。そこは、そんなに何十個もかかるものではないと思います。今を取り替えればいだけの問題でもないかもしれませんが、そういうものも見込んで行っていただきたいと思えますし、通れば通ったで早くしていただきたいのですが、先伸ばしにならないように。もう、通れば通ったでしていくべきだと思いますので、どうか早めにですね。冬のライトアップもライトダウンもかっこいいので、夏だけではございません。どうか前に前に進んでいってほしいと思います。観光のあれからは前後するのもかもしれませんが、なかなか前後していくのが世の中でございますので、まずはやってみて反省するところは反省すればいいし、そういうことは多々ありますので今の事業の中でもしっかりコロナの対策支援の分でございます。なかなか一般財源でライト照明なんか普通はできませんので、ここはしっかり考えて行っていただきたいと思えます。

この辺で情報課のほうのコロナに対する質問は終わりたいと思えますが、次は一番大事な7月豪雨の質問に入りたいと思えます。前回の質問から今回の質問と、情報課長と建設課長ばかりですが、別にいじめているわけではございませんので、しょうがないと思っていただければいいと思えます。

豪雨から約2カ月過ぎて、町民の皆さまの生活は戻りつつあると思えますが、どうしてもまだ復旧というか仮復旧が終わっていないような状態でもございます。ここは通告していませんでしたが、今仮復旧が何%ぐらい進んでいるのか、分かる範囲でよございますのでお答えください。

建設課長（時松洋順君） お答えします。

応急仮復旧といたしましては、2箇所、ファームロードの田原の辺りと西里について仮復旧にかかっております。

以上です。

9番（熊谷博行君） この間視察に行ったときの現場だと思えますが、それを仮復旧だけで、あとは仮復旧をする所はないということで捉えてもいいんですかね。まだ他に仮復旧するところがあるのかなのか私も分かりませんが、ファームロードはこの間、議員全員で見せていただき説明まで受けて把握していますが、分かる範囲でよございますので、大体普通の生活に支障がなければ、それは仮復旧と一緒にということでもよろしいと思えますが、100%ではないですけど相当なパーセンテージが上がっていると思えますので、お答えしなくてもよろしいです。

では本題に入ります。今回の災害、何百箇所というような話をよく聞きますが、まず具体的に100単位でもよろしいです、道路、河川、治山、農地、水路、農地の施設ですね、よろし

たら大体何カ所ぐらいあるのかを、査定もまだ通っていない部分もありますが、申請だけでも構いませんので、治山は7件というのはこの間上がっておりますので分かりますが、あとは大体100単位でしか聞いていませんので、何百何十ぐらいが分かれば申し上げます。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

すみません、100単位の答えとなってしまいますが、道路につきましては約200件、河川災が約100件、農地災が約300件、そのうち田んぼにつきましては約170件、畑が130件でございます。今お話がありましたとおり、今後、国の補助事業に乗せます災害査定等を経ていきますと、数字については今後変化が生じて参るところでございます。

9番（熊谷博行君） 水路災害が出ていませんので、水路までお願いします。

建設課長（時松洋順君） 失礼いたしました。

農業用施設につきましては約70件でございます、水路が30件、農道が30件、頭首工が10件となっております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 約600件ですね。今から査定を受けていかないといけないと思いますが、私も査定というものに参加したこともございます。今聞くのが非常識ですが、査定も終わっていないのに工事の発注なんか聞いても分からないと思いますが、大体、建設課にもどこにも、そういうことに詳しい人はいると思いますので、大体、今査定を受けていつ頃に一番早い工事の発注ができて、考えている中で、どの路線やどの河川、どの農地を優先してしていこうという考えがあれば、おっしゃってください。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えします。

現在も国の補助事業の査定期間中でございます、今の予定でありますと12月まで毎週各件、各件というのは1件2件という、その工事の現場ごとということなのですが、査定は予定されております。議員の御指摘のあった「査定」を終えてからという話もありましたとおり、それを終えて本設計に移りまして、それにも期間を要するというふうに考えております。

その後の発注という予定になってまいりますけれども、査定が3月までかかる見込みもありまして、今年度の発注というのは難しいのかもしれないというふうに考えております。本格的には来年度からの発注になるのかなという予定が立つのではないかと考えております。

優先順位というお話が出ましたけれども、農災ということであれば水路や農道とかの施設を先に、町道であれば通行量と復旧作業の容易さなどを勘案して発注していきたいと、今の時点では考えているところです。

9番（熊谷博行君） そうですね、課長の言うとおりに、まだ何も前に進んでいないのに無理な話だろうけれども、考え的には大体分かりましたので、あとは発注査定が終わるのを待つという考えだと思います。どうもこの次の12月議会でもまだ分からないし、3月議会にならないと前に進

まないというような感じになってくるのではなからうかと思えます。

それでは、今のお答えからいけば令和3年度に入ってしまうのではないだろうかという感じですが、完全復旧というのはあり得ないかもしれませんが、復旧が終わるのは何年ぐらい見込んでいるのかお答えください。

建設課長（時松洋順君） 災害復旧につきましては、今年度を含めて3年で完了という期限が決められております。ですので、それからいきますと令和4年度完了というところを目指すところになります。

9番（熊谷博行君） 令和4年度なら2年しかないではないですか。

建設課長（時松洋順君） 今年度を含めて3年ということなので、2、3、4ということになるかと思えます。

9番（熊谷博行君） もう、正味2年で終われということですね。大体、そんなものでございます。分かっている聞きましたが、ではこの600本、あと林道や何とかもろもろありますので、650も700にもなるかと思えますが、全てのこの工事を町の土木業者に発注して行うのか、今、多分9社土木工事のほうに指名があると思えます。昨年1年間の工事実績、町の工事だけなのですが、この間の全協のときに計算しましたら、相当下がります、各業者。建築は別として、2億円している会社もあれば、数千万円の会社もございませぬ。600割る2、300。300を1年間で出して9社で割れば、35か40近い工事を発注することになりますが、それで2年間の繰越をするのか、必ず工事には工期というものがございませぬので、いきなり繰越ははじめからできませんので、甚だしく工期が遅れれば延滞金を請求せよというようなふうになることもなりかねませぬ。そのあたりのお考えはいかがですか。

建設課長（時松洋順君） おっしゃられるとおり、件数は非常に多大になってくるかと思えます。

しかし、町の指名業者には請負能力があると判断しているところではございませぬ。しかしながら、発注に関しましては、その箇所についてまとめたような1箇所工事発注などに配慮しながら実施していければと、今のところ考えているところではございませぬ。

工期につきましては、標準工期というふうには考えておりますが、何らかの要因等が工期等に影響した場合は個別に対処をしていく予定ではございませぬ。

9番（熊谷博行君） 1本1本、発注をしていても無駄な経費も飛んでいきますので、その地区の川、10本あれば10本、農災も一地域、10本あれば10本、そういうふうには大きくつくって出すのが手段かと思えます。事業者はなかなかどういうふうには思うか知りませぬが、そういうふうにはしていかないと、多分、発注者も受注者もどこの工事を受けたか、出したかも分からないような状態になると思えます。必ずトラブルしてくると思えます。特に農地に関しては。河川、道路は苦情も出るかもしれませんが、農地はものすごい苦情が出てくると思えます。そのときの対応措置はどういたしますか。

建設課長（時松洋順君） 今、ここで明確に答えができませんけれども、その現場、現場で最善の解決策を探っていきたいと、そういうふうに考えております。

9番（熊谷博行君） 受注者に責任を持ってもらうのが、私は一番いいと思います。そういう条件をつけて、発注していけばいいと思います。町が頭下げに行っても、頭が足りないくらい下げないといけないような状態に私はなると思いますので、ここは受注した業者に責任を持って対応していただくというような一言つけておけば、問題はそんなに大きくならないと思います。

それと、今現在小国町が行っている事業がございます。それは、来年からそのまま続けていく予定だと思いますが、その辺はどう考えていますか。

町長（渡邊誠次君） 方針でございますので、私のほうから答えさせていただきます。

現状、災害復旧、今お話ししたとおりでございます。3年間の中でやってしまわないといけないというところもありますので、少し変更するところは余儀なくされると思います。しかしながら、案件として今まで積み残してある分、その部分に関しましてはできるだけ事業の計画どおりに行っていきたいと。今から行っていく部分に関しては、少し再考も考えているところでございます。

9番（熊谷博行君） 今で言えば、はげの湯線。ここは早急に仕上げさせていただいて、舗装まで被せていただければいいかと思えます。業者のほうに、しっかり頑張ってもらいたいとお願ひしていただければいいと思えます。

もっと聞こうかと思ったのですが、このあたりで課長に聞くのは終わりたいと思えます。

最後に総務課長になるのか町長になるのか分かりませんが、小国町には危機管理士やプロの危機管理専門、自衛隊上がりとか、そういう方がいるのではないかと思えますが、何回か講習会を受けに行ったことがあるのですが、そういう方をそのときだけというのはあまりおかしいかもしれませんが、そういう人たちを受け入れるような計画があるか、考えがあるか。それと危機管理の講習会等はありますが、どなたが講習会に行っているのかを教えてください。

総務課長（小田宣義君） お答えする前に現在の町の状況といえますか、これまで町の方針としては、災害があつてからよりも災害が起こる前ということで、自主防災組織のリーダー的な人たちを養成するために、職員が今までで5名、防災士の資格を取っております。ただ、熊谷議員が今おっしゃられたとおり、最近の災害は大型化しております、いつ何時、どういう大きな災害があるかもしれないような状況になっております。県内でも熊本県をはじめ、少しずつ町村でもそういう専門の職を新たに雇うこともやっておりますので、小国町も今後を考えますと検討して、最終的には町長の判断になりますけれども、そこらあたりの置くか置かないかの検討はこれから始めたいと考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 防災士の資格をどのぐらいの職員か知りませんが、やっぱり物事を判断しま

すので、それなりの課長クラスの職員とかが私は受けるべきと思いますが、若い人に受けさせてもなかなか意見を言うのが困難でございます。できるだけ上の課長たちが受けて、頻繁に講習会に行かなくてもいいし、年に1回ぐらいの講習会には参加したほうがいいと思いますが、いかがですか。

総務課長（小田宣義君） 確かに、もう災害になるとある程度やっぱり人間的にも慌てまして、適切な判断等に欠ける場合も多々ございますので、そういう研修は積極的に今後は受けさせたいと考えております。

それともう一つ、先ほどちょっと答弁が抜けておりましたが、危機管理の講習会ということで私が調べた件では、危機管理の講習というのは首長を対象に年間2回しかあっておりません。大体、内閣府と消防庁が主催する危機管理セミナーというのが東京で毎年大体6月に開催されておりましたけれども、今年に限ってはコロナの影響で11月に開催するというものを検討するという状況になっております。

それと、あとは毎年10月に今度は熊本県の主催で危機管理防災セミナーということで、こちらも首長対象で年1回開催されております。こちらもコロナの影響で今年はまだ開催するかどうかは分からないということです。昨年はこの会議には町長が出席予定でしたけれども、町長のほうが公用ができましたので、私が代理で出席しております。内容的には、首長の災害時の自治体の情報発信とメディアの対応ということで講演があって、それに質疑応答ということで研修会がっております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 今の言葉を聞きとうございました。勿論、町長が行かなくては意味がございませんので、町のトップでございます。

それと全然通告していませんでしたが、何回も5番議員が言っていた家の裏の崩土の件ですが、状況が変わり次第、そこの家屋の人に早めに報告していただいて安心させてください。公費ですか自費ですか、そういうのだけでもはっきり分かれば安心すると思いますので、今後も災害の余韻ではないけれども残っております。職員がみんな一生懸命仕事をしているのは、私たまに土曜、日曜この辺をさらっとパトロールに来るので、相当車が役場に残っております。ちゃんと見ている人は見えていますので、これからも体に気を付けて、特に建設課の職員の方々は頑張っていたきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。10時50分から。

（午前10時40分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

議長（松崎俊一君） 4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 久野です。おはようございます。

まずもって、先の7月の豪雨災害につきまして、家屋あるいは農地、周辺道路等に多大な被害あるいは損壊を生じております。被害に遭われた方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

早速、一般質問ということで進めさせていただきます。同僚議員からの質問と重複する部分もございますので、できるだけ整理しながら質問させていただきたいと思っておりますけれども、重複した場合はあしからず御了承いただきたいと思います。

まず7月の豪雨災害の現状とその対応ということで質問させていただきたいと思っております。同僚議員からも質問にありましたように、多くの被害を生じております。本定例会での補正予算にもありましたように、農林水産業費、施設災害復旧事業費で12億5千万円以上、それから公共土木災害復旧事業では21億2千万円。もう3千万円が近いですが、多大な災害復旧事業費が計上されております。これに伴い、この災害復旧にこれから取り組んでいくわけですし、先ほど御説明の中にもありましたように、発生から3カ年で災害復旧を終えるというのが基本的なスケジュールかと思っております。早急な対応、それから1日も早い復旧、誰もが望んでいるところです。十分な対応をよろしく願いいたします。

それで実はこれだけの災害がありまして、先の質問の中でもありましたように、事業箇所でございますと道路、河川、農地、それから農業施設となりますと600件、700件近い事業量があるかと思っております。これらに対応していきますと、いわゆる公共工事ですので災害査定を受け、査定後に入札準備、それから契約、現場管理、竣工検査、それからいわゆる工事完了の引き渡しという部分でなっていこうかと思っておりますけれども、今現在、建設課の職員も総出で現場確認や災害査定について準備に取り組んでいただいております。積極的に動いていることも十分承知しております。ただ、これだけの工事量になってきたときに、いわゆるマンパワー、職員の動きの中で必要な部分、専門的知識を有する部分、多分にあるかと思っております。このようなときの人材確保、この人材確保ができなければ事業が進む上での入札へ間に合わない、そういったことはあってはならないと思っておりますので、順調なる発注、施行管理、現場管理、これらを行うための人的確保の考え方を、もし今現在あればお聞かせいただきたいと思います。例えば、人事異動が必要であったりだとか、あるいはOBの専門職の知識を有する人の任期付職員で確保するだとか、マンパワーの部分の確保をどのようにお考えなのか、まず1点目お聞かせいただきたいと思います。

建設課長（時松洋順君） 私のほうから、私が答えられる部分についてだけ回答させていただきたいと思っております。

議員の御指摘のとおり、今の建設課の中には災害復旧事業の実務経験は私を含めて少ない人員が比較的多く配属されているのは事実でございます。一朝一夕にその職員のスキルがアップされるということは難しいと、そういうふうに思っております。この体制の中で職員間で相互協力を

継続しながら、職員の専門的な部分の育成の中で業務に当たっていく必要があると考えているところでございます。議員のほうからOBというようなお話も出ておりましたが、人材につきましましては熊本県のほうにですとか、コンサルタントの業者でありますとか、そこら辺の心当たりで打診した事実でございます。しかしながら、県内の被災の状況が非常に多大であるということと、全国的なコロナ状況というところで、今のところそちらに打診した部分については、見通しが立っていないのが現状でございます。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからも、少し補足をさせていただきます。

私が町長に就任した当初から、実は熊本県のほうで技術職の方たちを町村へ人材派遣をするというようなお話が実際、昨年あっておりました。ですので、町としても非常に技術職の方、欲しいところではございましたので、県のほうにまず地域振興局それから県、両方をお願いをして、ぜひとも土木設計等々の方を町に派遣していただけないだろうかという旨、お話をさせていただきましたところ、昨年はまず益城、それから地震で災害が非常に厳しいところがありますので待っていただけませんかというお話をいただいたようなところがあります。

今年に入りまして災害も非常に多くございましたので、もう一度打診しましたところ、もう県のほうでは南のほうで非常に大きい災害がございましたので、そちらのほうに人材を派遣することが決定しておりますという報告も受けております。それを受けまして、町の中では課長を中心に人事異動のことも考えました。それからOBにも頼みに行きました。それからコンサルをお願いして、いっとき加勢していただけないでしょうかというお話も打診はさせていただきましたけれども、非常に今の現状では難しいというお答えをいただきましたので、この体制で建設課のほうにしっかり頑張っていただきたいという旨は伝えておりますけれど、もう一つ人材派遣の願いを関係のあるSDGsの未来都市であるとかそういったところを含めて、できれば少し大きめの市のほうに打診をさせていただいておまして、今、その報告を待っているというようなところでもありますけれども、当初から人的に町が少し足りていないというのはもう分かっておりましたので、そういったところでは非常に積極的に動いたところでもありますけれども、現状ではまだはっきりとしたお答えが出てきていないというのが本日の答弁となります。

以上です。

4番（久野達也君） ただいま町長、建設課長から御答弁をいただきましたけれども、やっぱり予算措置はできたと、準備は整ったと、ただ事務処理がということが障害にならないように対応をお願いしたいと思います。ただ、今町長からも御提案がありましたように、「難しい」「難しい」「難しい」をどこまでも追いかけるのではなく、難しいなら可能性のある部分を探っていただくと。関連市町村に可能かどうかを尋ねていただくと。それも一つの選択肢ではなかろうかと思えます。ぜひ、順調な復旧を望むなら、それが段取り、準備ができる体制も整えていただきた

と思いますので、何度でも関連町村あるいは県にも「もうそろそろ下さいよ」とか、しつこくでも当たっていただいて、決して小国町職員が能力が足りないのではないんです。事業量がキャパを超えているのではないかなと私自身思いますので、それらの対応をよろしくお願いいたします。そのことが、ひいては結局、小国町で生活する住民の方々の早い復旧にもつながってようかと思っておりますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

それから、災害査定の部分で後でまた意見も述べさせていただきたい部分もありますけれども、次に今回災害の状況を見ましたときに、やはりこれまで私の記憶しているところであれば平成3年の台風19号、これによって倒木が生じました。それから平成5年の洪水で杖立地区では尊い人命が奪われるというような大きな災害が起きました。それらを踏まえたところで、県において治山砂防の中でスリットダムという対応をしていただき、このスリットダムが実は平成17年のわいた山近辺での大雨、それによる流木、これを食い止めたという大きな成果も出ております。それらを考えたときに、このスリットダムの堆積物、ある意味ですね、治山ダムや何かは御承知のとおり山林の安定化を図ると急傾斜地に設置し、堆積物を堆積させることによって急傾斜をなだらかな流れにし、そこに堆積物をため、日常的な雨の中で少しずつ堆積物を流していくというところで、あまり堆積物に触る機会も少ないかと思っておりますけれども、やっぱりスリットダムは水を通すのと堆積物をそこで食い止めるということですので、当然堆積物の除去も必要かと思っております。

お尋ねしたい部分として、今回いろんな堆積物があったり、あるいは砂防ダム、治山ダムの状況も変わってきているかと思っております。これらの現状確認はどのようになっているのか。まず1点目として、現状確認の部分をお聞かせいただけたらと思っております。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

今、議員の御指摘のあった部分につきましては、熊本県の所管となっておりますので、聞きますところによると調査は進んでおりますが、予算等の絡みもあって実施の具体的な日程などは現時点では確定していないというふうに聞いているところでございます。

また、町のほうでもそういった状況に気付き次第、県のほうには連絡させていただいて早急な対応をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

4番（久野達也君） 今回の建設課長の答弁に重複する部分もあるかもしれませんが、でしたら治山ダム等については管理主体は熊本県ということで、そうなれば事業主体も熊本県ということによろしいのですかね。

建設課長（時松洋順君） はい、そのとおりでございます。

4番（久野達也君） やっぱりですね、設置して不安なのは砂防ダム、治山ダム等が設置されてそのままの状態、要はダムですので除去するのが前提というふうに素人考え、私も最初、素人考え的にそんなふうに思っていたのですが、堆積させることによって安定化を図ると。それは

いろんな参考文献等を読ませていただいて理解もさせていただきましたけれども、それ以上に堆積した場合、あるいは先ほど言いましたようにスリットダムの場合は、もう除去するのが前提になっていようかと思っておりますので、ぜひとも県、そこに確認を急いでいただいて、危険箇所については早急な除去、これをお願いすると。先ほどお話をさせていただきましたように、平成17年のときにも西村・尻江田地区、田んぼの中に杉の木がもう丸ごと流れてきているというような状況がありました。それらの杉の除去もそうですけれども、スリットダムに堆積した杉の木を除去するという作業も行っております。今回についても、そのような状況の確認はやっぱり積極的な働きかけで県にもぜひお願いしていただきたい部分として、意見を述べさせていただきます。

次に、先ほど言いました災害査定の部分で、町執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。農災の場合、災害査定を受けなければ分からない部分があるかと思っております。と申しますのが、災害認定を受けるか受けないかです。一番懸念するとか、危惧する部分として、災害査定を受けられなかった箇所の復旧をどのようにするのか。恐らく、農家の方々も不安があるかと思っております。災害申請は出したけれども、まだ査定は受けていないからその状況は詳細には分からないと。災害認定を受ければ、公共工事としてなされるのですけれども、万が一受けられなかった場合どうしていくのか。それらもあろうかと思っておりますので、想定の話をしてはおかしいかもしれませんが、不安を取り除くという意味合いからは、まずは最悪の状態を想定して進んでいくのがいいのではないかなと思っておりますので、私も分かりません。全箇所、認定を受けるかもしれませんが、もしそういったような査定漏れ等が生じた場合の対応策について、今の段階で検討がなされているのか。なされているのであれば、どのようにお考えなのか、よかったらお聞かせください。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

40万円未満の事業費の小規模な箇所につきましては、議員の御指摘のとおり災害の査定には係ってこないのですけれども、その箇所が150メートル以内に連続していれば、まとめて計算できるという制度がございますので、1箇所10万円、隣が30万円、150メートル以内であれば、40万円以上になるといったところは対象となりますが、それ以外のケースにつきましては現在のところ対象としている部分はありません。近隣の市町村に少し聞いてみましたけれども、同様な状況というようなふう聞いております。

以上です。

4番（久野達也君） 今、建設課長の答弁にもありましたように、近隣箇所を総合的に復旧するというので、査定額を確保するという部分、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいし、そのことによって受益者負担も削減できようかと思っております。考え方的には農地災、本当に個人の財産を確保する部分です。考え方的に個人の財産を公費でという考えもあるかもしれませんが、なぜ農地災というものがあるのかの根本の部分、やっぱり考えていただきたいと思っております。日本

の食糧事情の確保、農地の確保、あるいは昨今言われていますように耕作放棄地をなくす。やはり健全な形で農地の運営ができるように、あくまで現況復旧ですので、災害復旧の対象となるような事務的手立てが取れば、それを強くお願いいたします。

次に、杖立河川について少し質問させていただきたいと思います。杖立にも河川の中央部に、もう岩と言っていいほどの大きな堆積物があります。これらの除去について現状をお聞かせいただきたいと思います。

建設課長（時松洋順君） 御指摘された杖立の河川につきましては、九州地方整備局の筑後川ダム統括管理事務所の直轄区域となっております。国のほうで河道内の土砂については撤去が計画されておりまして、調査も行われており、業者選定まで進んでいると聞いております。本年度発注というような見込みを聞いております。場所につきましては、温泉内の桜橋の上流部と桜橋付近の堆積物のみの除去というふうな計画で、温泉水に影響がないように、というような計画だと聞いております。

以上です。

4番（久野達也君） 温泉内の河川の堆積物の除去ということで、現状をお聞かせいただきました。進捗も早く、国としても対応していただいているかと思えます。町長にお尋ねしますけれども、地元でもありますし、杖立地域内の今建設課長からありましたように、河川の管理は国直轄の河川です。筑後河川事務所、松原ダム事務所等災害に対してはいろんな情報交換、あるいは河川事務所でライブの監視カメラも数年前には設置もしていただいております。このように管理する国との関係性、町の意見を述べる、あるいは国から助言をもらう、国の考えをお聞きするというようなそういう機会が大切かと思えます。過去にも順次取り組まさせていただいていたかと思えますけれども、それらを踏まえて今の現状をお話しいただければと思います。

町長（渡邊誠次君） 杖立地区におきましては、災害の視察という観点からも、勿論地元の県議も含めて熊本県選出の国会議員の先生方、それから各党を超えて参議院の先生方、それぞれたくさんの方、来られています。その都度できるだけ私が対応させていただきまして、今ある現状、それから課題を述べさせていただいているところです。先ほどの土砂の撤去の部分でございますけれども、筑後川ダム統合管理事務所の所長、中村所長と申しますけれども、その方が非常にこちらのほうに災害があつてから、本当に毎週のごとく足を運んでいただきまして、現状をお伝えしていただく、それから国交省の部分で分析を私のほうに教えていただく等々ですね、非常に努力をさせていただいております。特に、河川の堆積土砂の部分ですね、その部分に関しましては素早く対応していただきまして、まず話がゼロだったところから、たくさん話をもつていただきまして、測量も早急に終わっていただいて、先ほど経過に関しましては建設課長が申しましたけれども、実際、土砂の堆積物を撤去するというところまではしっかりお話を聞いております。金額に関しては、少し微妙なズレがあると思っておりますので、私から金額のほうはお伝えはしません

けれども、それでも非常に河川の部分、それから杖立付近の治山の部分、あらゆる方の努力がありまして、いろいろお話を持ってきていただいているところです。

1点だけ、杖立だけではありません。小国町、いろんな所でもそうでございますけれども、昔に比べると非常にたくさんの雨が降ると、集中豪雨があると、線状降水帯を含めまして、あらゆる原因のところ雨量をはける水路が非常に難しいと。災害復旧の部分で補助等々は勿論ありますけれども、復旧ではない限りはなかなかまだお金が、補助がつくということもなかなか難しいところではありますので、これから先は復旧の部分ではないところでも改良復旧であったりとか、またいろいろとお話を私のほうからも持って行かせていただきまして、災害ができるだけ少ないような形で話をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

4番（久野達也君） ぜひ、管理しております国との連携を強く持っていただいて、よろしく願います。

今、町長の御答弁にもありましたように、御答弁をお聞きしながら思った部分として、熊本地震のときに蒲島知事が「創造的復興」という言葉を使って、今もそれを推進しているところです。今回の小国町の災害復旧につきましても、基本的に災害復旧は現況復旧でしょうけれども、創造的復旧、未来を見据えた復旧、これらを念頭に頭のどこかには置いていただいて、関係機関と連携を密にしながら復旧に当たっていただきたいと思います。よろしく願います。

次に、またこれも重複する部分があるのですが、コロナ関連についてお尋ねをさせていただきます。コロナ関連につきましては個人給付的な部分、あるいは事業支援的な部分、二つの角度からこれまでも取り組んできておりますし、今後取り組んでいかなければならないと思います。コロナ感染症でそれぞれの人々の生活形態も変わっております。接し方も変わっております。ある意味、そのことが本当は自然であったのかもしれませんが、これまでがやはり密接すぎた部分は距離を置くと。ただ、悲しいかな、他人行儀になってしまうとか、親近感がないとかいう、そういう側面もありますけれども、やっぱり病気というものは怖いんだという認識も確認しながら、対応も必要かと思えます。そのような中で、今回の9月補正で新たな部分として取り組まれ予算措置もされました。

1点、同僚議員の中からこれまで町が行ってきた部分についての金額、件数等の確認も行われましたけれども、1点国費が伴う部分で質問させていただきたいと思えます。実数を教えてください。住民課長かと思えますけれども、国の特別定額給付金一人10万円です。これの小国町の今の状況、全員に支給したのか、あるいは支給できなかった部分があるのか。支給できなかった部分については、どういう状況で支給できなかったのか。その対策はどのように講じたのか。よかったですら教えてください。

住民課長（石原誠慈君） それでは、住民課のほうから特別定額給付金事業についての報告をさせ

ていただきます。

小国町におきましては、5月11日、月曜日から給付申請の受付を開始しまして、順次、申請者世帯主に対して給付を行って参りました。申請の受付期限は受付開始より3カ月ということで、8月10日までとなっておりますので、既に給付については終了をしております。県内では7月の豪雨災害で申請の受付期限を延長された市町村もございます。

それでは、小国町での最終的な件数につきましては、対象世帯が3千76世帯でございました。人数にして6千946名でございます。そのうち、申請され給付を受けられた世帯が3千67世帯です。人数にして6千937人でございます。小国町全体の約99.8%の方が給付済みでございます。総額が6億9千370万円です。一方で、給付の申請がなかった数としまして、9世帯、9名の方でございました。この申請がなかった世帯につきましては、いろいろな情報を提供いただきながら再三に渡り申請の御案内を指し上げました。実際、3回ほど申請の案内をしております。結果的には申請がなかったということでございます。また、この給付申請は個人、世帯主の意思によるものでございますが、確認作業にも個人的なプライバシー的な部分に触れる部分もございますので慎重に進めて参りましたが、確認作業も限界があるということで、残念ながら全世帯100%の申請には至らなかったということでございます。特に大きなトラブル等もなく終了をしております。

以上で、住民課から特別定額給付金の実績についての説明を終わります。

以上です。

4番（久野達也君） 今、住民課長から御答弁をいただきましたように、この定額給付金は申請主義ですので、本人の意思として受給をしないということであれば、それも受給しないということで認識しております。ただ、交付する国としましてはできるだけ活用していただきたいという分もあいまって、見る角度によって、その考え方も変わってこようか思いますけれども、まずもって99.8%の方々に交付できたというのは、大きな実績ではないかなと思います。その活用法についても、内需の拡大につながる部分も多々あったかと思えます。このコロナ禍の中で、人々の生活形態、動きが変わってきております。いろんな取組みが必要かと思えます。それで、今回の9月補正の第7号でリモート会議の開催だとか、農作物等の作付に対する支援事業だとか、先ほどありましたように照明、滝のライトアップもそうです。Wi-Fiを使ったネットワークのカメラの設置、小学校ではICTへ向けてのいろんな取組み等が行われているかと思えます。これまでの、これどこに所管するという部分ではありませんけれども、これまで先の6月議会までコロナ対策予算として取り組んで参りました。そして新たに9月の補正で再度取り組む、なおかつ臨時交付金は少しまだ余裕も持っている。この第2波といってもいいと思います。今の現状を考えたときに、コロナとの共生の社会のためにも変化を続けていかなければならないとも思います。町として、この状況にどう取り組んでいかれるのか、今のお気持ちでよございますのでお

聞かせただけならと思います。

町長（渡邊誠次君） 町といたしましては、第1期分はほぼ給付策に徹しさせていただきました。給付策、そして第2期分で支援策、そして第3期以降は進行策と、もう一つ重ねさせていただきますと、新しい生活様式に合わせた対応策というところを第3期、第4期には盛り込んでまいっているつもりでございます。例えば、お話にも上げさせていただきました、まだ予算化はしておりませんが、鍋ヶ滝の予約システムだったりとか、無人化のシステムだったりの構築あたりは、実は次の生活様式に向けた対応策の一環、それから観光の振興策の部分で考えているところでございます。鍋ヶ滝のライトアップに関しまして、それから下城滝のライトアップに関しましても、勿論観光振興の部分で大きく寄与できるものというふうに思っておりますけれども、それだけではなかなか難しいというふうに思われますので、その様々な対応策、新しい生活様式に合わせた対応策、それから観光振興策を少しずつ重ねていきまして、しっかりと全体的な振興に努めさせていただきたいなと思っておりますところでございます。

それから、子ども達に対する支援も含めましてGIGAスクール構想は、特に次の世代の人たちには新しい生活様式にもプラスして考えられるところではないかなと思っております。なかなか、町単独の給付という形では難しいところは感じております。勿論、前の答弁でも答えましたとおり、国や県、一緒になって取り組んでまいるところではありますけれども、町といたしましては一番重要なところは、やはり振興策だというふうに考え方は変わっておりませんので、議員の皆さまの御協力を得て、またこの振興策を強力に進めさせていただきたいなというふうに感じております。勿論、災害の対応はしていきますけれども、同時進行で振興策も進めさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 積極的な取り組みへの御答弁をいただきました。7月の豪雨災害、コロナ、もう2つとも災害です。予期せぬ部分で生じております。住民生活の安心安全、これらの確保、それから町長が最後に述べられましたように小国町の振興ということで、職員一丸となって知恵を出し合って取り組んでいただきたいと思います。これらの解決、非常に難しい部分があるかと思えます。やってみなければ分からない部分もあるかと思えます。ただ、躊躇するよりもやっぱり前に進むんだという意識のもと、一丸となって取り組んでいただくことに期待いたしまして、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。時間の関係で午後の会議は1時から行います。

（午前 11時30分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 1 番、時松昭弘議員、登壇を願います。

1 番（時松昭弘君） 時松です。

まずは、今回の豪雨に当たりまして被害に遭われた方、多くの地域の皆さま方へ、まずもってお見舞いを申し上げたいと思います。また、復旧等に御協力をいただいた方には深く感謝をしたいと思います。

今回の7月の豪雨災害、いろいろ感じたことがたくさんあるわけでありますが、今回防災、危機管理ということで質問をさせていただきたいと思います。以前から、いろいろ調査をしてみた中で、国のほうで災害基本法というのが昭和36年に規定に基づいて各県や市町村、そしてまた防災関係者に必要な体制を確立しなさいというような法律ができております。今回の災害も勿論でございますけれども、その後に全国各地でたくさんの被害が出て、人命そして多くの被災者が出ているわけです。今回の7月豪雨を受けて私達も大いに反省をしながら、そして次に災害を防ぐ、いわゆる自主防災という形で力を入れる方法をもっと模索していくべきではないかというふうに思います。大体、この元々の性格といいますか、小国町のほうも防災計画という会議ができております。それを受けまして、小国町の地域防災計画というのが現在あるわけですね。その中で一つ非常に今後考えていかなければならないのが、自主防災体制の確立ということをして今後しっかりと考えて、そしていろいろな形で行政と地域と組織と一体化になってやるような仕組みづくりをもう少し深く追求したほうがいいかなと思います。

先ほど、午前中に2人の議員の方から災害関係につきましては質問がありましたので、その点に向けては省略したいと思いますが、私がこの一番、自主防災組織が今現在できておりますけれども、これを考えていかなければならないのが地域の中で人口が約6千900人ほどになっています。この計画ができたのが以前は7千人台、8千人に近いような時代にできております。各集落ごとずっと見てみますと、皆さん方、高齢化になっていると。そこあたりが非常に懸念をして、お互いが自分で自分の命を守っていくというのは当然のことです。しかし、お互いが見守り隊ではないけれども集落の中の共助、共に助け合うことですね、そういった仕組みをもう少し考えていく必要があるのではないかということで、今回この質問のほうをさせていただきました。今後、そういった計画等がもしございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

総務課長（小田宣義君） ありがとうございます。

自主防災組織につきましては、私もこの検証の中でそう感じております。かなり昔であればある程度の大雨が降る情報、そして台風であれば大きさ等を勘案しますと、防災組織の担う力も今のほうが数段持っていないと自分の身がまず守れないという時代にきていると感じております。

現在の自主防災組織といたしましては、大体各部ごとにリーダーがおりまして、その下に今度は組ぐらいのレベルでサブリーダーということになっております。やはり、今回の災害を振り返ってみますと、その防災組織が本当に力を発揮したところ、そしてまだちょっと力が発揮できな

かったところ、これがかなり見受けられますので、今日も何回か発言させていただきましたけれども、ここにつきましては今後、十分行政のほうも力を入れていきたいと考えております。

1 番（時松昭弘君） ありがとうございます。

防災組織の仕組みでありますけれども、やっているところとやっていないところ、そこあたりが集落の中でリーダーあたりの高齢化とかいうことがあります。そういった啓発活動というのを今後も今回の豪雨を受けて反省をしながら、次に向けてのステップに繋げていければと思います。この中身を見ても、計画の基本方針というのがありますね。そしてまた、その中をずっと見た中でも自主防災組織の育成計画というのがある、この中にあります。この育成計画ということをもう少し中身のほうを分析をして、この計画書ができたのが平成26年にできているわけですが、何回かの修正がなされております。これは元々基本法はできておりましたけれども、これは東日本震災の教訓を反映して、災害対策の基本法を改正したというようなことの中身のようでもあります。

小国町の町中でも組織の中で、今現在が部単位でやっている。これを例えば部の中を統合した形でもう少しやるとか、地区地区でやるとかいう方法も一つの方法ではないかと思えます。そして、一人ひとりの町民の方々に自分の命をもう少し守るということをしつかりと訴えていかなければ、なかなか今回の災害の中でも避難をする場所等の方たちが来ていなかったというようなことも、ちょっと感じました。何もなかったから良かったものの、何回となく小国の広報等また町長からもいろいろメッセージを発しておりましたが、本当に災害が身に降りかかってこない、なかなか行動ができないというようなこともあるのではないかと思います。こういった中において、災害に対する計画というのがこの中に入っていますね。今回の場合もいろいろ、もう少し早めにとというようなことも住民の方から話を聞きました。応援の要請計画やあるいは自衛隊の災害派遣要請計画、こういったことも実際はこの計画書の中に謳っております。こういったことを実際、本当に職員だけで対応ができない場合は、こういったことも含めて今後の検討課題にするべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） お答えいたします。

時松議員からの、住民の皆さまに対してというところでございました。

私からも、住民の方のまずは人的な被害がなかったというところでは、本当に住民の皆さま方に感謝を申し上げたいと思っておりますし、住民の皆さまに協力をしていただけないと、こういう結果は得られなかったと思います。当然ですけれども、消防団また関係各機関との連携、非常に大切なところだと思いますけれども、自主防災も含めてやはり自分の身は自分で守っていただくところが基本になりますので、その部分では住民の皆さまに本当にありがたいというふうになっているところでございます。

今のお話ですけれども、やはり今ずっと考えておりますのは、町といたしましては何ができて

かったのかというところも大きなところではありますが、まずは避難の在り方の多様性が出てきているのではないかなという評価を受けております。特に7月豪雨のときの避難というものと、今度の台風のときの避難、これは根本的なところが違うと思います。それは風です。風の部分に関しましても今回7月豪雨のとき、私も放送で直接皆さまに避難を呼びかけさせていただきました。そのときは「頑丈な建物に」という表現はいたしませんでした。今回、台風のときには避難所もそうなのですが、「頑丈な建物に避難をしてください」というような呼びかけもさせていただきました。私が直接、防災無線を使って皆さま方に呼びかけをするときには、本当にいよいよ危ないときにと呼んで呼びかけをさせていただいております。避難所等々は早めに、本当に昼間の明るいうちに避難所は開けさせてもらっておりますけれども、呼びかけに関しましてはタイミングがあると思います。ですので、その部分も含めて私の言葉で私の声で、住民の皆さんに伝えをさせていただいておりますけれども、ただ今でも感じているのは、やはり避難の在り方というところは毎回、多様性を帯びてきているというふうに思っております。自主防災の組織の皆さまにもまずはお願いしたいところでありまして、今後も災害はたくさんあると思います。しかしながら、やはりこれからどこに避難をしておくとかですね、そういったところも含めて、小国だけではありません。知人の家や親せきの家とかいうところも含めて、ただ連絡だけは地元でしっかり対応して取っていただくとかいうところの煮詰めの作業はしっかりとしないといけないと思いますけれども、そういったことも必要になってくると思いますので、ぜひともそういったところでは、今の答弁としてはこのような答えでいいかと思っておりますけれども、私としてはまずは、私の声でお伝えをするときには、もういよいよ皆さん逃げていただきたいというところを伝えさせていただいていることも含めて、答弁とさせていただきたいと思っております。

以上です。

- 1 番（時松昭弘君） いろいろ町のほうで、町長の考え方はよく理解をできました。今回、いろいろ対策としての計画等を考えてみた場合には、応援要請計画というのがこの項目の中にありますが、このことも一緒に含めて、先ほど午前中、同僚議員から質問がありましたけれども、例えば危機管理対策とかそういった一つのポジションを設けているとかいうことも、いろいろ一つの方法ではないかと思っております。例えば、これは一つの例ですけれども、ある市町村では自衛隊のOBとか、ある市のほうは警察のOBとかいうことも、今市町村の中で配置をされております。いろいろ予算的な部分のものが絡んできますので、果たしてこの当町で災害がないときは何もならないじゃないかということもありますけれども、これから先の気象変動、いわゆる温暖化、こういったことを考えたときには非常に極地型の豪雨災害等が多々考えられると思います。そういったときに、地区の中では高齢化がだんだん進んでくる。しかし行政としては、命を守るための工夫をしなければならない。そういうことも、非常に難しい部分もありますけれども、まずは自主防災組織に対して町民一人ひとりに啓発活動をしっかりとして行ってもらうということが、まず一番で

あろうと思います。そして、今地域がだんだん衰退をしているような状況でありますけれども、地域の中でお互いでお互いを守る共助体制というの、そういった意識をいろんな形で啓発をすることも一つの方法ではないかと思えます。そういう形を今後とり行っていく。あるいはいろんな広報活動といいますか、おぐにチャンネルとか広報とかいろんな形で周知をする方法もあろうかと思えます。そういったことまで含めて、今後もし計画を変更するとか、これが今年の6月の日に修正をしておりますけれども、これをまたもう一回、今回の7月豪雨、台風被害を受けてもう一回見直しをして、また来年度に向けて再検討する方法も一つの方法ではないかと思えますので、そこは私からの提案として申し上げたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 計画もそのときのニーズに従って、まただんだんと難しくなって、先ほど多様化しているというふうにも私のほうから伝えさせていただきましたけれども、そういったところも考えると計画はだんだんと良くなる方向で改良を重ねていかないといけないのではないかなと思っております。

また共助の部分、やっぱり地元の人たちとまずは声を掛け合って、今回もそうでございます、台風の時でもそうでございますし、7月豪雨の時でもそうでしたけれども、声を掛け合ってまず避難をしていただくというところが功を奏していると、非常に感じたところでございます。ぜひとも、今後とも住民の皆さん、それから議員の皆さま方にも声を掛け合って、まずは避難をしていただく。住民の命、まずはそこを守ることが最重要というふうにも思えます。先ほど、一般質問でも復旧の部分はお金と時間があれば何とかなるかもしれないですけどというところもありますけれども、やっぱり命だけはその時に守らないとできないというふうに思えますので、まずは今までどおり声掛け合いをしていただく。勿論、自分でも避難していただいて、声を掛け合って共助をしていくというところが非常に大事だと思います。

それから、今度の台風の時でもそうですが、7月4日の日、これ消防団の皆さんにお願いをして、消防団の皆さまからの提案もありましたけれども、警戒といいますか啓発の部分で「皆さん避難をしていただきたいと思えます」というような声掛けを、実際、消防車を使って町内を回っていただきました。その部分もありました。消防団の皆さまにはその次の日、台風の風が収まったあとに、また確認をしていただきたいというところをお伝えをしていたような感じがあります。今後とも消防団、勿論自主防災組織、各関連機関と話をしっかりしていきながら防災意識を高める、そして防災の対策を行っていく、両方やっていきたいと思えます。

以上です。

1番（時松昭弘君） 今回の豪雨災害、そして台風10号、これに対しても特に消防団の方には大変な御尽力をいただいたと感謝をしたいと思います。もし、土石の撤去なんかも、いわゆる自主的に仕事をしながら出る方々もたくさんおられました。今回も今の消防の定数を見ますと、本当の町の定数から見ますと、若干下回っておりますね。当然、この消防の定数は交付金措置が

出てくるわけですが、やっぱり消防団に参加をしていく、これもなかなか厳しいと思えますけれども、そういったこともいろんな形でお願いをして、消防団の在り方がだんだん人が減ってくるということになりますと、それに対する違う形の応援体制というのも考えなければならぬのではないかと思います。

それと、もう一つは避難所ですね。今回の場合、避難所に行かれた方がたくさんおられますけれども、避難所に行かれて非常に自分たちの命を守る対策をしていただいた、そういった方がたくさんおられるわけですが、それに伴いまして避難所の中のトイレですね、トイレは果たして全て高齢者の方たちが多くなっておりますので、そこあたりもなかなか今直ぐということはできませんけれども、そこあたりも含めて検討課題の中に入れていけばどうかと思います。そこあたりも一緒に含めて、今後のやり方というのをお答えができればと思います。

総務課長（小田宣義君） 避難所につきましても、今年は皆さん御存じのとおりコロナウイルスの関係で、事前からかなり準備をいたしました。体温を測る体温計、そしてまた受付簿にも熱を定期的に測っていただいて記入していただく。そして、なおかつ人数を制限してするということはしたのですけれども、トイレにつきましては昨年までぐらいの事業で、洋式化とある程度のトイレの改装は行って参りました。ただ、それでもまだ足りないようであれば、一回点検をさせていただいて、今後また計画していきたいと思えます。

以上です。

1番（時松昭弘君） 今回の避難に当たりまして、各職員がずっと常駐していただいていた。非常に職員の方たちも大変な作業ではなかったかなと思えます。何があるか分からない、やっぱり状況によってはそこで自分で判断をしなければならないようなケースもあったのではないかなと思えます。職員の配置も大事なことですけれども、そこ辺を含めながら自主防災組織の中にいろいろ組み込んでいただくと、だいぶ軽減ができるのではないかなと思えますけれども。今までであったことをそのまま続けていくのではなくて、今までの経験を基にして新たな方法を考えるということも一つの方法であろうと思えます。

今回の質問の中で、本来いくつかの問題もありましたけれども、関連で前回2人の議員の方が質問をされましたので、自主防災組織という形で今後しっかりと、この計画に基づいた形で再度検証しながらいろいろ見直しをしていただければと思います。

最後、何かございますならば。

町長（渡邊誠次君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、まずは住民の皆さまの生命を守ることが第一義的に考えていかなければいけないことだと思います。自主防災組織が人口の減少に伴って、少し力がなくなってきたのではないかなという推測もありますけれども、やはり一番大事なのは住民の皆さんと話し合いをしていながら、これをいざ災害が起こったとき、まずはどうやって命を守っていくのかというところが一番大事なところだと思います。

それから、啓発の部分に関しても世代的に高齢の方とは違うかもしれませんが、やはりそこには自主防災組織、そして消防団の皆さまが力がないとなかなかそういったところもできないと思います。災害の部分を乗り越えるということに関しましては、やっぱり地元の総合力が一番大事だというふうに思いますので、自助、共助そして公助、順番にしっかりと効果を発揮することができるように、自主防災の組織についても改めて検証させていただきたいと思います。

以上です。

1 番（時松昭弘君） 今回の台風、豪雨災害に当たりまして、関係者の方たちに大変な御尽力をいただいたということに感謝をして、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を1時30分から行います。

（午後1時20分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時30分）

議長（松崎俊一君） 5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

5番（児玉智博君） 7月の豪雨と災害に関して、質問いたします。

午前中から続いております質問のとおり、7月の豪雨では小国町でも甚大な災害が発生しました。いろいろな呼ばれ方をしていますが、いわゆる令和2年7月豪雨で、熊本県には3日から4日にかけてと6日から8日にかけての2回、大雨が襲ってきました。小国町での主な災害は2回目の大雨によるものです。

では、2回目の大雨はどのようなものだったのか。熊本地方気象台の災害時気象資料、「令和2年7月6日から8日にかけての熊本県の大雨について」には、6日から8日未明にかけて県の北部を中心に断続的に非常に激しい雨が降った。特に7日明け方から朝にかけてと、7日夜遅くから8日未明にかけては局地的に猛烈な雨が降り、7日は山鹿市付近では5時30分までの1時間に約110ミリ、小国町付近では6時までの1時間に約110ミリ、また8日は高森町付近で1時までの1時間に約110ミリ、1時20分までの1時間に120ミリ以上の猛烈な雨を解析し、それぞれ記録的短時間大雨情報を発表した。この大雨で、24時間降中量では鹿北で420ミリ、48時間降水量では鹿北で664.5ミリ、南小国で539.0ミリが観測史上1位の値を更新したと記されております。

小国町やその周りでも、まさにかつてないような降り方だったと思います。小国町では7日明け方からさまざまな場所で、住家等を巻き込む災害も発生しました。しかし、人的な被害が発生しなかった、一人の命も失われることがなかったのは、本当にある意味運がよかったのではないかと思います。町ではどのように認識しているでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどから、お答えを少しさせていただいておりますけれども、人的被害がなかったのは本当によかったと思っております。町といたしましても、まずは命を守るというこ

とが一番大切であるというふうな認識は変わっておりません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） やはり土砂災害で全壊したようなところも、その直前まで人がいらしたということもあります。たまたま離れたあとに崩れたというような所であったりとか、また今回土砂災害は発生していないけれども、あと少し時間が長く降ったら崩れたようなところもいくつもあると思いますので、そういう意味では本当に運が良かったのではないかなと感じております。

それで、小国町地域防災計画では、町災害対策本部の設置基準として、イ、小国郷内で震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）。ロ、町内に特別警報（ただし、地震動に関する特別警報を除く。）が発表された場合（自動設置）。ハ、災害が発生または災害の発生が予想され、その規模及び範囲等から本部を設置して応急対策を必要とするとき。ニ、県災害対策本部が設置を指示した場合。ホ、前記のほか著しく激甚である災害で応急対策を必要とする場合、本部の設置及び廃止は必要な関係機関に通報するものとする。となっております。

7月の豪雨では、すでに3日から4日の大雨で人吉市や球磨村などの県南地域で深刻な水害が発生していましたので、6日から大雨の前には小国町の人たちのほとんどは、かなりの危機感を持っていたと思います。まさに、災害の発生が予想されていたと思います。ところが、小国町では大雨の予報が出た段階はおろか、7日早朝に町内で水害、土砂災害が発生して、しかも住家が何軒も被災してなお災害対策本部を設置しませんでした。設置されたのは、最初の被災から5日経過してからの11日でありました。しかも、ひどいことに立ち上げは遅れに遅れたにも関わらず、天候が回復してきた19日には早々と解散してしまったわけであります。私の感覚では、本当にこれは信じられなかったわけですが、どうしてこのようなことになったのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） たくさん、今児玉議員がガイドラインをおっしゃっていただきましたけれども、町もガイドラインをしっかりと守って、災害対策本部を立てなければいけないときは災害対策本部を立てますし、その対策本部を立てなくても対応できるときには、その形で対応したいという思いはありました。

今、3日からお話をされましたけれども、町といたしましては11日に災害対策本部を設置して、その翌週に災害対策本部を解散したというのは、そのまま事実でございます。しかしながら、私としてはたくさんのガイドラインに基づいて判断をさせていただきました。その結果、判断したのは私でございますが、当初は必要なかったと。そのあとは必要になったので、対策本部を立ち上げた。そのあとは、必要なくなったので、対策本部を解散した。

以上でございます。

5番（児玉智博君） では、そのたぐさんあるガイドラインの中の一つを私が言ったというふうにおっしゃいました。では、その他のガイドラインで、結局、災害が発生した7日の早朝であるとか、そういうものを町長も目の当たりにされたと思うのですが、それでもなお、必要ないと判断

されたのは、こういったガイドラインに沿って決められたのですか。

町長（渡邊誠次君） 最初の時点で、対策本部を立ち上げるか、立ち上げないかは、実は相談というか話は人吉の災害が起こったときには、課長たちとは話をさせていただきました。ただ、当初は命の危険が及ぶというよりも、災害に対する警戒というのが非常に大切だと思いましたので、どちらかというところ災害対策というよりも、災害の警戒といったところで課長会を招集させていただいて、課長会の流れで動かさせていただいておりました。

実際、避難所を開けたりするのは時間帯にもいろいろ判断はあるかもしれませんが、早期に避難所あたりは開けさせていただいて、避難準備情報、それから避難勧告も早めに出させていただいていると思います。

5番（児玉智博君） その3日の段階というのはいいです。それで、7日の早朝にあれだけの災害がですよ、私も近くの方から電話をいただいてから室原ですね、杉室小学校の周辺の山が崩れてきていて、もう電線も垂れ下がっていて、本当に驚くような光景が。家が一軒、あそこにあった家がないというような状況でしたので、それを目の当たりにして本当に恐ろしい思いをしました。町長もそれを目の当たりにされたと思うのですよ。それでも7日、8日、9、10、11、5日間、災害対策本部を立ち上げる必要はないと判断されたわけですよ。いろんなガイドラインに沿って。では、その必要ないと判断したガイドラインは何なのかというふうに聞いているので、もうガイドラインの名前だけでいいですので、単的にお答えください。

町長（渡邊誠次君） 決断は私の責任において判断をさせていただきますが、ガイドラインをたくさん見させていただいた中で、7月7日の段階では災害対策本部を立てずに、今のままの現行の課長会の組織体系でいったほうが復旧は早いかもしれないと判断させていただきましたので、課長会で対応させていただきました。

5番（児玉智博君） 結局ガイドラインが、このガイドラインですということも示せないわけなんですよ。いいです。進めます。

災害対策というのは、せめて災害の規模や実態を把握するまでが一つのセットだと思うんです。例えば、7月の豪雨で48時間雨量で観測史上最大を記録更新した南小国町は、8月いっぱい災害対策本部体制を維持し、職員を挙げて災害対応に当たりました。担当者の方に理由を尋ねると、「職員数が少ない中で、土木担当者だけではとても手が回らない。課の垣根を越えて職員が協力し合うには、災害対策本部が必要だからだ」と説明をしてくれました。それで、小国町の人員が十分かと言えば、そうではありませんよね。今定例会の決算審議でも通常は係長級以上が議会に出席して我々に説明をするところ、災害復旧工事を所管する建設課は多忙を理由に、公共建設係長と農業土木係長だけは議会の出席要請に応じることができませんでした。別に係長が議会に出られなかったことはそれは仕方のないことだと思うのですが、しかしこれは異例のことです。今の状況は復旧工事関係のことをはじめ、建設課だけで抱えてギリギリのところでは何とかこなし

ている状況なのではないかと感じるわけです。現に今までの町の対応もスピード感に欠けるのではないかということは、私だけではない多くの人を感じていると思います。そして、そういったものが一つひとつ遅れていけば、そのしわ寄せを最終的に受けるのは被災者、町民だと思います。

まず伺いますが、たった8日間で災害対策本部を解散したのは誤りだったと思いますが、どのように考えていらっしゃいますか。

町長（渡邊誠次君） 災害対策本部を解散したのは誤りだったのか、そうでなかったのか。私は解散したほうが良かったというふうに思っております。原因としては、先ほども言いましたように、災害対策本部を立ち上げたら、まずは何をしないといけないかと。課長たちが集まって、毎朝時間帯は別ですけれども、集合して対策本部の会議をやらなければならない。いろいろな要素が関わってきます。人員をできるだけ災害の復旧に充てて行きたいと思ったときには、余計にその災害対策本部を設置していることが、不利になるようなところもありますので、災害対策本部を解散させていただいたあとに、通常どおりの課長会の、今の行政の体制ですけれども、その組織で対応させていただいたほうが迅速に対応できるという判断があったために、そういうふうにしたわけですから、あくまでも災害対策本部を立ち上げたときは人的な被災の要素が非常にあるとき、若しくは例えば土砂崩れがあつて中に人が生き埋めになっている、そういうような状態になったときは、災害対策本部を設置していれば解散することは絶対にありませんけれども、人的な被災がなかったために町ではそういう対策を取らせていただきました。

以上です。

5番（児玉智博君） それで、被災状況の把握という部分で、今小国町がどの程度できているのかということですね。それが9月議会前にきちんとできていて我々の元に示せていけば、私もこんな心配をする必要はないのですが、先ほどの熊谷議員が質問された公共土木災と農業災害の状況ですね、これは数は今どれぐらいですかと尋ねたところ、これ回答がですね、普通は一の位まで言えると思うのですよ、もう2カ月もたっているのですから。しかし、建設課長の答え「道路で約200、河川で約100、農業被害は農地災で約300、農業施設災で約70ということで、「約」という数字しか示せない。これで本当に災害状況を掌握できているのかというふうに思うのですよね。ですから、やはり今回の過去のことをいくら言っても変えることはできませんが、この将来的に今後の災害に備えて、率直に対応がまずかったというところは行政内部で反省をして、次の災害に生かせるように。やはり経験を蓄積させていくことが重要だと思います。今後、まだまだ災害復旧が続くと思いますが、同時にまた次の災害はいつくるか分かりませんので、災害対応についてしっかりと検証していく場を設けていただきたいということを申し上げまして、次の質問に入ります。

避難情報の発令について聞きます。最初に述べたとおり、住家をはじめこれだけの災害が発生したのに、人的被害が出なかったのは幸運だったと思います。小国町が7月6日から8日にかけて

での豪雨の際に発令した避難情報は6日16時45分に避難準備、高齢者等避難開始、同日18時30分に避難勧告に格上げされました。そして、8日18時20分に解除をされています。これらは全町内全てに向けて同じ情報を発令したということです。まず、小国町に最初の大きな被害が出たのは7日明け方です。このときに小国町は前々日の夕方から町民センターと杖立防災センターに予防的避難所を開設していましたが、避難情報は当然発令されておりました。それで7日の明け方に町内に大きな災害が発生したわけではありますが、避難情報を発令したのはその前の6日ですね。今回は、町内全域を対象にした避難勧告までしか発令されませんでした。しかし、大雨のあとの様子を見ますと、特に谷になった集落地域などでは、今回は崩れなかった山からも大量の水がどんどん流れ出しているところがありました。こういうところを見ますと、地域を指定して避難指示を出して、もっと強く非難を呼びかける。この必要があったのではないかと思います。今後の避難情報の出し方として地域限定での避難指示ですね、特にこの地域は危険ですから逃げてくださいという、そういう強い呼びかけをしていくことで町民の命を守ることに繋がるとは思います。見解を求めます。

町長（渡邊誠次君） 災害のときから情報課にいて、それができるような体制づくりを今整えております。

それから、先ほど早めの避難という話をさせていただきましたけれども、前日から予防的避難所という形で予測しながら、危険なときには避難所を開けさせていただいております。避難勧告までしか出さなかった理由は一つだけです。夜中に避難指示を出すと危険性が高くなるからです。ですので、私は夕方までにしか避難情報は出しません。そういった形でもう決め打ちというわけではありませんけれども、そういったところで判断をさせていただきました。一番の理由は、夜中避難指示を出さなければいけない状況のときには、ほとんどの場合が今まで停電があっていたからです。暗闇の中で避難をするという状況がどのぐらい危険なのか、私も消防団で身を持って体験をしていましたので、その部分では私は避難指示は出したくないという思いがありました。

それともう一つ、最終的には杖立温泉の部分で非常に雨が降って、危ない状況がありました。そのとき直接、消防団に電話を掛けさせていただいて、全員が避難しているのかどうかを確認させていただいたので、避難指示を逆に出しませんでした。

以上です。

5番（児玉智博君） ちょっと待ってくださいね。私は何も夜中に避難指示を避難勧告を引き上げて呼びかけると言っているわけではありません。要するに、7日に例の土砂災害が発生しまして、ちょっと周りが明るくなってから雨が弱くなってから、私も見て回ったのですが、谷になった地域集落ですね。どんどん水が出てきているわけですよ。先ほども言ったように、土砂が崩れたのは明け方です。ですから、そのあと当然、町としても壊れてはいないけれども、崩れてはいないけれども、水がどんどん山から流れ出してくるような谷間の地域というのは把握されていると思

うので、そういうところには明るいうちに避難指示という形で今夜も雨が降りますから早めに避難していない人に対して「避難されたらどうでしょうか」というような呼びかけができるようにしてほしいという意味で質問しました。その後、検討されると言いましたので、それで検討していただければ結構なのですが、何かあるならお願いします。

町長（渡邊誠次君）　今回、豪雨災害のときにも非常に危ない所がたくさんございましたので、特に危険であるところ、例えば市井野地区それから向鶴地区含めて、谷間というかそういったところも含めて直接原付きで私が行きまして、地元の人をお願いをして、できるだけ今日も可能性があるうちは避難をしてくださいと。特に11日に災害対策本部を立てさせていただきましたけれども、それ以降、今までの雨水が地面にしみておりますので、なかなか難しい言葉を使うと分かりませんので、しみていて非常に危ないですので、避難をしていただきたいという旨、それから災害等でボランティアに入っておられましたので、危険な所にはボランティアをやめて、いつとき様子を見てくださいというお願いもさせていただきました。

以上です。

また、先程の検討に関しましては、間違いなく進めていきたいと思えます。

5番（児玉智博君）　引き続き人命第一でお願いしたいと思えます。

そして続いて、要介護認定者や障害者の避難について、質問いたします。7月の豪雨では4回にわたり、町内8つの指定避難所が開設されました。そのほかにも避難情報が発令していない期間に、予防的避難所が開設されていましたが、そういった避難所に要介護認定者や障害者の避難者が何名ほどいたか、把握されていますか。

福祉課長（生田敬二君）　避難行動要支援者と言われる方について、各避難所ごとの人数を把握してございます。避難行動要支援者と申しますのが、要介護認定とか障害認定、支援区分、要件に合致する人の中で速やかな避難が困難な方ということで、毎年登録をしている者になります。本人の同意と申請が必要と、ヒアリング方式という形になっています。本町では6月1日現在で639名の方が登録してございます。

今回の7月豪雨による避難所での人数ですけれども、避難所開設期間、7月6日から19日まで。7月23日から25日までの開設期間での数値を申し上げます。小国町民センターで延べ577の方が避難しています。実員数15人です。旧万成小学校延べ12人、実員数3人。北里小学校延べ4人、実員数4人、西里多目的集会所延べ15人、実員数6人、旧西里小学校、こちらのほうは要支援者の避難はございませんでした。旧下城小学校延べ24人、実員数6人、杖立防災センター延べ67人、実員数15人、旧蓬萊小学校は延べ4人で実員数1人でございます。全避難所で延べ183人、実員数50人ですけれども、避難行動要支援者の方が避難をしておられたということになります。この期間の全体の避難者数というのが、延べ677人でございましたので、そのうち約27%の方が要支援者ということになってございます。

以上です。

5 番（児玉智博君）　今回は密を避けるという形での避難になりましたので、これまでの避難所のイメージのような、本当にびっしり布団が敷かれていて、歩くところも本当に狭いというようなそういう避難所のイメージというのはちょっと違うものだったのかもしれませんが、しかし避難所では特に足が不自由な方などは夜なんかトイレなどの移動で苦勞をされると思います。

今月の台風10号の避難の際は、転倒されてけがをした方がいたという報告も、今定例会冒頭に福祉課長のほうから聞いております。下城にお住まいの80代夫婦は、御主人が要介護認定を受けておられます。豪雨の際、避難目的で老健施設に足の不自由な御主人のショートステイの受け入れを申し入れられたそうですが、何らかの事情で断られてしまったということでありました。そこでこの御夫婦は最初は近くの丈夫な建物に避難をして、2回目の避難は町民センターを利用したということでありました。要介護認定を受けた方が災害時に介護保険制度を利用して、難を逃れようとしてもうまくいかずに、やむなく指定避難所に普通に避難をするという事実があったわけです。先ほど、それ以上にもしかしたらそういう実態があったのかもしれないと。27%の避難者がそういった要介護認定者の人たちだったということですよ。

それで必要になってくるのは、介護の必要な方や障害のある方が安心して避難できる福祉避難所の充実だと思います。台風10号の際は福祉避難所を開設して、3名の方が避難をされたということですが、今後は避難情報を出すような際は必ず福祉避難所を開設して、また普段からそういう危険なときは福祉避難所というものも利用できますよということを町民に周知を図り、また充実させていくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君）　現在、福祉避難所につきましては、避難情報の発令当初から開設しておくということは、今のところ考えてはございません。

福祉避難所の開設といたしましては、避難生活をする上で、指定避難所での生活が難しい要援護者の方を把握しまして、福祉避難所での対応が適切と判断される方についていわばスクリーニングするというような形で福祉避難所への移動につなげていくということを想定してございます。これにつきましては、フリー入場として開設をすれば、特に新型コロナの感染が危惧される中でもございます。受け入れる施設側の準備、スペースやスタッフ、そういったものも困難になってくる状況もあること、元々施設入所者へのリスク管理の対応も必要になってくるということもございます。また、定数も限られてございますので、避難者が多くなった場合、福祉避難所を適切に必要とされる方が入所できなくなるようなケースも考えられますので、そちらについての開設の運用については御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

5 番（児玉智博君）　私が運営推進委員を務めております介護施設の柿の木の家では、7月豪雨の際にそういったお年寄りですね、2家族の避難を受け入れたそうです。そしてまた今度、台風1

0号の際にも、2家族避難されてこられたらしいのですが、同じ2家族ではなくて台風10号の際は、1家族が社会福祉協議会を通じて受け入れできませんかという紹介というかお尋ねがあったそうで、ですから社会福祉協議会を通じて避難されてきた御家族がおられたということなんです。恐らくこの柿の木の家以外の町内の介護施設なんかでもそういった事例がいくつもあるというふうに聞いております。一つひとつ詳細は存じませんが。

しかし、やはりそういった部分で、かなりの施設がそういう弱者の避難にすでに今協力をしているような状況なんですよ。ですので、町も社会福祉協議会が動いていて、町が知らなかったかどうかは分かりませんが、やはり町もそういった今登録されている639名の要介護認定なんかで避難で手助けを要する方たちというのは把握されているわけですから、やはりそれから更に一步踏み込んで、万が一の災害発生の際の危険があるときも、そうした方たちが安心して避難をできるような仕組みづくりというのは今後検討していただきたいと思うわけですが、その検討はいろいろ小国郷医療福祉あんしんネットワークやそういった関係機関と協議を続けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 議員が言われますように、災害の規模等によっても変わってくるかと思いますが、多くの方をそういったところに受け入れをしたいということは考えております。今、運営マニュアルに従って進めているわけですが、その運用に関してはより適切、スムーズに柔軟に対応ができるような形で工夫改良はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 引き続き頑張ってくださいと思います。

それで、次の質問であります。農業災害復旧工事に関して質問いたします。

今定例会に提出されました補正予算には、先ほども少し触れましたが、300件分の農地災害と70件分の農業施設災害復旧のための費用が計上されておりました。小国町では、7月28日まで、この町民センターの1階のロビーで農地などの災害復旧工事の申請を受け付けておりました。それで、被災した農家の方の中からは、申請の際に連帯保証人を求められたことについて少なくない疑問の声が出されておりました。「なぜ必要なんだ」とか、「そもそも補償してもらわなければならない金額も分からないのに、頼みづらい」などという意見が聞かれました。

そこでこの保証人について、九州農政局に問い合わせました。すると査定官の方は、国も県も保証人を求めるような指導はしていないとした上で、「自分もいろいろな災害発生地に出向いているが、保証人なんてはじめて聞いた」と話されておりました。つまり、ほとんどの市町村では災害復旧工事に保証人なんて求めていないし、もしかしたら小国町ぐらいなのではないかなと思います。なぜ、保証人を付けさせたのですか。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

小国町の農地等の災害復旧工事の申請につきましては、過去には保証人は必要でなかったとい

うことを聞いております。受益者分担金の納付が滞るといったようなことがございまして、収納に苦慮することが出てきたりしたことがありまして、経緯としましてはそういったことがあって、保証人という形でどなたかを立てていただいているという形態になっております。保証人と申しましても、同居の御家族等も認めている現状ではございます。

以上です。

5番（児玉智博君） それで、もう一つ問題になってくるのが、今回の農災を申請する際に一度申請してしまえば取り下げはできませんという一文が書かれていました。それで、一体いくらかかるかも分からないのに、数百万円も受益者分担金を支払ってくれと言っても、払えないというような声も聞かれたわけですね。それで申請自体をためらうという実例を、私も耳にしております。そこで、本当にこの1階のロビーで申請をすれば、取り下げというのはいけないのですか。

建設課長（時松洋順君） お答えいたします。

現在の対応といたしましては、先ほどから話題にも出ております国の補助の災害査定というものを受ける前には、申請者の方へ連絡を取るといような形を取らせていただこうと思っております。

災害査定を受けまして、採択後につきまして事業中止、いわゆる廃工ということにつきましては、熊本県からも県や町が必要性を認めたり妥当性や緊急性を認めた上で申請しているし、査定官等なども適正であると判断して採択する以上、本来あってはならないというふうに県からも指導されているところではございます。補助事業として採択されるためには各件、各件というのは災害の事件ですけれども、元に査定を受ける必要があります、それをクリアできませんと復旧事業に取り組めない。査定の際には図面数種、設計書、状況写真等が必要になります。それらの資料をそろえて査定に臨むためには、事前に測量設計業務を委託しなければ、なかなか難しいところがございます。査定を受ける前段階の調査などでも、業務がすでに発生しておりますし、支出も当然必要になってまいります。業務委託につきましては、対象事業の大部分が町の一般財源ということにもなりますし、補助対象にならなければその案件は全て全額町の負担ということにもなりますので、取り下げについては思いとどまっていたきたいところでございます。

5番（児玉智博君） ですから、要するにそうやって7月28日までの時点で申請をして、その後調査に入って、町からの説明によれば10月以降、国の災害査定というのが順次入っていきますよという説明を受けました。それで、やはりなるべく町の測量設計なんかの費用もかかっているんで取り下げてほしくない。取り下げてほしくないけれども、実際それで工事をさせて、分担金を支払ってくれないと困るから保証人を付けてもらうと。そういう流れなのでしょうか。

それで、私も農政局と話をした際に説明してくださった査定官がおっしゃっていたのが、一回町に申請を出したから取り下げができないなんてことはない。廃工という手続きを取れば、取り下げることができます。それで、払えないと言っている人に無理やり工事をさせて、その分

担金を保証人から取るようなことをするぐらいなら、廃工の手続きをとって、事業自体を止めるという方法もありますよということで、それは各町のお考えでしょうがということでは言っていたいたんです。ですから、やはり私も災害査定後はいくらなんでもと思われるかもしれないですけど、やはり7月28日までに申請してから査定を受ける前まで、約3カ月ぐらいあるわけですから、その辺でもうできないような人たちは取り下げてもらおうと。無理やり保証人なんか取ることはやめるとするのが私は当然だと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私の部分はだまかなところですので、より詳しい情報が知りたかったら建設課長にお尋ねしたほうがいいと思いますけれども、今町の現況として災害があったときに大きな事業費の半分は国、それから約35%は町がお金を出しております。15%が地元の負担と、農地に関しましては。これは小国町と南小国町ぐらいで、他の地域は町の持ち出しがないというところが一番の部分です。ですので、小国町では農地災害の申請を出しやすい状況に実はあるというのが1点。

それともう一つ。先ほど農地災害の部分で約6億数千万円の予算が、それに基づいて設計測量委託1億2千500万円程度出ているというふうに思いますが、その設計委託料が30%ぐらいしか国の分がありません。激甚の認定を受けてまだ補助率の増高の部分が決まっていない今の状態では、いくらまでということはいえませんが、1億2千万円という予算を出したときに、約9千万円ほどが町の持ち出し、一般財源になります。いろいろと補助率の増高だったり、交付税措置だったりあると思いますけれども、それぐらいの金額は町としても持ち出しをしっかりとしないといけない状況にあるということと、申請をほかの地域よりも15%の負担で出しやすいということは、申請を出しやすいということでございますので、その2つを掛け合わせたところで町のほうは判断させていただいて、いままで通常はそういった方法ですと農地災害を数年やって参りましたので、今回はこの方法でさせていただきます。このあと、もし申請が周りの状況と同じで、町の負担は要らないというのであれば、35%削らせてもらおうというのも一つの手だと思いますし、いろいろと状況判断は必要だということに思いますので、その補助率の増高をいろいろ考えて、勿論補助を付ける、付けないも含めて考えさせていただきたいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 今、小国と南小国町が被災農家の立場に立って町の負担というのも付けているのに、それを削る方向で後退させる方向でやっていきますと、自信満々におっしゃる意味が分からないのですが。南小国町は同じ負担を町が出しております。でも、南小国町は保証人というのは付けていないという事実があるということは申し上げておきたい。

それでこの保証人については、私も直接お話をお尋ねしたのですが、「いや俺は保証人なんかつかない」と言ったら、町はそれで受け付けてくれたよという人もいました。必要だから保証人を求めているわけでしょ。「俺はいやだ」と言ったら、もう付けなくてもいいぐらいの保証人で

あれば、やめてしまったほうがいいんじゃないですか。

建設課長（時松洋順君） すみません。その保証人を付けずに受け付けたという件につきましては、私把握しておりませんが、今町長のほうからも少しお話がありましたけれども、今後は保証人の取り扱いにつきましては検討の余地はあるかなと、今考えているところではございます。

町長（渡邊誠次君） 先ほどの発言が、ちょっと逆に聞こえていらっしゃるかもしれませんので。補助金の付け方に関しましては、当然災害が大きいわけですから、今回削ったり何たりという考え方は毛頭ございません。しかしながら、周りの阿蘇郡地域、それから南小国町もそうですけれども、実は南小国町は施設災害に関して5%の負担金が、小国町に関しては3%でございまして、実は小国町が一番農家の方たちに条件的にはいいのではないかなというふうに思っております。しかしながら、その分申請がしやすいような状況にありますので、その申請がしやすいという状況にあるのであれば少し考えさせていただいて、今までのやり方を取らせていただいたというところではございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 課長にもう1つだけ聞きますけどね、私が言った事例を御存じないというふうにおっしゃられましたが、ただ例外規定というのは設けてあるわけでしょ。保証人をつけなくてもいい例外規定。それとも例外規定もないのに、何かそれが通ってしまったんでしょうかね。

今、答弁できないならいいです。終わったあとで個別にお尋ねにいきます。

すみません。時間も迫ってきておりますので、次に移ります。小国、南小国町内にも深刻な被害をもたらした7月の集中豪雨では、小国町内のメガソーラーが原因または起因になった可能性が考えられる災害が相次ぎました。黒淵犬防田、通称御矢ノ台の日本テレビワーク24、旧サンエイワークの発電所、最大出力15メガワットと黒淵下巢のベストアメニティの発電所、最大出力4メガワットであります。山の山頂を整地してつくられた御矢ノ台の発電所は、敷地内の法面の崩土や盛土の亀裂なども発生していますが、調整池の排水溝部分から約50メートル下の部分から大きな土砂崩れが発生しました。この土砂崩れでは麓の杉ノ平、室原の2軒の住宅が全壊、国道の車線の半分が崩落するという深刻な災害が発生しました。土砂崩れは発電所敷地外から発生し、排水との関係も今のところ証明されておりませんが、被災者や地域住民からは因果関係が全くないとは言えないんじゃないかとの声が出ています。

また、畑地内にあったクヌギ林を盛土してつくられた下巢の発電所は盛土と共にブロックやコンクリートが崩れ落ちました。大量の瓦礫と土砂が農道を防ぎ、隣接するダイコンやカンショ、牧草が植えられた畑に泥が流れ込む被害が発生しました。第2工区といわれる圃場に行くために唯一の道路がふさがれたために、トラックや機械が長期間搬入できず、直接被害を受けなかった畑の営農にも防除作業や植付けができないなどの影響が出てしまいました。これらの場所は2年前の2018年7月の大雨でも災害が発生しています。杉ノ平、室原では今回の土砂崩れ現場近

くに通された作業道に大量の水が流れ込み、作業道や接続する町道をえぐって、大量の砂利やアスファルト、泥が国道に広がりました。通行に支障を来す状態でありました。

また下巢も今回より小規模ながら、ブロックの崩壊が発生して同じ農道を塞ぎました。住民や耕作者によりますと、その後も杉ノ平、室原では御矢ノ台からの沢がだんだん深く大きくなり、下巢ではブロック積み膨らみ、隙間から水が流れ出したりしたということです。住民、耕作者らは事業者や行政に危険性を訴え、対策を求めているということですが、町はこうした声を把握していましたか。また、それを受けて適切な対応を取ってきたのでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） はい、お答えいたします。

全てではないですけれども、把握はしておりました。

まず、犬防田のサンエイワークの太陽光発電所につきましては、造成工事の途中であった、先ほど議員が言われました平成29年8月の降雨時に河川や農業用水の濁りがあり、上流部で工事を行っている太陽光発電所との関係を問われたことがあります。事業者のサンエイワークや施工業者と協議を重ねて数回、地元で5回ほど地元説明会を開いております。その都度、役場からも出席をさせていただいております。

また、地元からの申し出等もあり、当時の町長それから課長、担当職員で現地のほうの調査をさせていただいております。

下巢地区のほうですね、ベストアメニティ太陽光発電所、太陽光発電所建設中から施工内容を不安視する地元からの声があり、事業者であるベストアメニティと度々立ち会い等を行っております。平成30年7月にブロックの倒壊がおきております。再施工には建設課も含め、技術的な協議を行い、再び倒壊が起きないように施工しております。これにつきましては、ブロック積みの裏コンクリートを施工したりとか、土壌改良、石灰とかセメント処理をしていただいたということもあります。今年に入ってから、別の箇所でブロック積みへの不安を訴える声上がり、事業者と建設課での現地協議を行い、ブロック積みの積み直しの助言指導を行っていた矢先に7月豪雨でブロック倒壊が起きており、現在応急工事を行っているというような状況でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 今までは、着工後の話を私も課長の答弁もしてきたのですが、それよりちょっと遡ってみまして、まだ着工する前のお話です。

情報公開請求で開示された文書によりますと、これらの発電所建設に関しては、いずれも平成28年に町と事業者との事前協議が開始されているようです。この協議開始から出来上がるまでに、町はどのように関わってきたのでしょうか。

協議終了がベストアメニティは平成28年7月25日、日テレワーク24には平成29年2月3日にそれぞれ通知されています。いずれも事業を実施して問題ありませんと、開発にお墨付きを与える文書を交付しています。日テレワーク24の通知書には災害等により施設に問題が発生

した場合には、地域住民に迷惑が掛からないように速やかに対応することなどの、まちづくり審議会などで出された懸念に基づく注文を付けていますが、本当にここで協議を終わらせてよかったのかと思います。平成29年1月19日の大字黒淵まちづくり協議会で、日テレワーク24の発電所について、協議が行われた際には、出席者から排水計画の調整池は熊本県の基準をクリアしているが、想定外の自然災害があった場合を心配しているという意見が出されています。結果論ではありますが、想定外の災害が発生してしまえば速やかに対応するも何もなく、住民に多大な迷惑がかかってしまうことが明らかになってしまったわけです。

また平成28年7月7日のベストアメニティの発電所計画を審議したまちづくり審議会では、流末処理の問題は県の許可をもらっているというが、本当に大丈夫かとの指摘がされていましたが、協議終了通知書には全く反映されていませんでした。

2つの発電所とも、このような形で協議を終えて良かったのか。もう少し違うやり方がなかったのかと思うわけですが、お答えください。そして併せて見過ごすことができないのが、ベストアメニティの発電所が耕作者に行った説明会やまちづくり審議会で審議された計画が変更されて完成してしまったということでもあります。耕作者の方々によりますと、発電所敷地のかさ上げはほとんど行わず、現状の地形のまま今回ふさがれた道路からも約20メートルは離れて敷地を建設するという事前の説明を受けたそうなんです、実際につくられたものは道路ギリギリに石垣が積まれて、更に見上げるくらいの盛土がされているというものです。道路から高さで言うと、およそ8メートルから9メートルの高さのところもあるのではないのでしょうか。町には当然、この計画変更の知らせはあったと思いますが、なぜ耕作者への情報提供や審議会の開催に至らなかったのでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） まず、協議終了に至るまでの経緯といたしますか、まずサンエイワーク太陽光発電所に関しましては、平成28年の8月19日に、まちづくり条例の事前協議書の提出がっております。その後の平成28年12月21日に、まちづくり条例に基づく役場職員、各課横の連携を取るための現地調査を行っております。明けて平成29年1月19日に、大字黒淵まちづくり協議会を開催させていただいております。黒淵公民館のほうで協議会の方11名の参加をいただいております。その後、結構大規模な部分というもありまして、1月31日に小国町まちづくり審議会のほうも開催をさせていただいております。これは役場のほうで、審議員10名の出席で審議会を開いております。その後、議員がおっしゃるとおり2月3日にまちづくり条例の協議終了という形をとらせていただいております。

ベストアメニティも同様に申し上げますと、事前協議書のほうが平成28年3月31日、それからそれを踏まえる前に平成28年6月に下巢地区畑地造成管理組合と役場との意見交換も行っております。7月1日に同じく管理組合とベストアメニティとの意見交換を役場のほうで開いております。7月7日にまちづくり審議会を開催しております。その時の審議員は11名出席です。

7月25日にまちづくりの協議終了ということになっております。いずれにしても、町のほうで諮問した協議会、審議会のほうの意見を踏まえて、町は協議終了後、環境保全協定というものを結ばせていただいております。それに基づいて、やはり災害後の対応、あとは地元とのいろいろな話し合いをする場とかですね、そういうできるような協定を結ばせていただいております。

5番（児玉智博君） 時間がもうそろそろ来ますので、最後に2問まとめて質問させていただきます。

今後2つの太陽光発電所は、事業者によってそれぞれ修繕、復旧がなされていくと思います。二度と今回のような記録的短時間大雨なんかが降っても、災害が発生しないような形での復旧が求められると思います。町は今後、復旧計画をきちんと情報提供してもらって把握をして、必要に応じて助言や指導をしていくべきだと思いますが、どのように関わっていかれるおつもりでしょうか。

また太陽光発電所の雨水の処理能力は県の指導により50年に一度の雨、48時間雨量でいうと599ミリを想定してつくられているということですが、今回のように1時間に110ミリという想定以上の雨が降ったわけでありまして。今までの常識が、毎年のように覆されております。これまで安全と考えられていたものでも、これからの災害はそれを簡単に上回ってしまうのだと感じております。ですから、これからの大規模開発はよほど慎重にならなければならないと思いますが、現在進行中の計画はどうなっているのでしょうか。やはり、今小国町では本当に非常に大きな面積の土地を購入するというような動きも出てきております。やはり、構造物をつくらなくても整地をすることで、実際御矢ノ台なんかは農地のままですよ。一応、その上に太陽光パネルは引いているのですけれども、一番の問題というは広い面積にわたって整地をして、水の流れが変わってしまったと。これが大きな問題ではないかと思っておりますので、そういった点も含めてよほど慎重になっていただきたいと思っております。ですので、現在進行中の計画を最後に御説明ください。

町長（渡邊誠次君） 先に今からの関わり合いの部分で、私からも発言させてください。

事業所には適切な指導をしていく方向で話は進めます。地元とは協議を続けるのは当然でございますので、しっかりと話し合いを続けていきたいと思っております。実は、下巢の耕作者の方たちに集まっていただいて私は直接話をさせていただきまして、7日の日にベストアメニティの本社のほうに行く予定でございましたけれども台風でかないませんでしたので、後日必ず行ってお話をしたいと思っております。勿論、サンエイワーク、今は名前が変わっていますが、日テレワークのほうにもしっかりと協議を私のほうは続けていきたいと思っております。

以上です。

政策課長（佐々木忠生君） 現在進行中の計画あるいは大規模開発という部分で、政策課のほうで把握している部分で申し上げますと、まちづくり条例関係で上田のほうで大規模な太陽光発電所の建設が行われております。小国上田合志が発電事業者としてやっております。現在、土工事を

行っている最中で、7月の豪雨の際も被害がないのかの調査を、私も行きまして確認を行いました。幸いにも被害の報告等は上がっておりません。ただ、事業者に泥水の入水事故がないように指導し、今後の事業報告をするようにという指導は行っております。

その他、まだ正式ではないですけれども、まちづくり条例に伴う事前協議の手続き中ということで、下巢地区に太陽光の50キロワット程度の2箇所というようなお話が、今来ております。

あとは特段、私のほうで把握している開発等はありません。

5番（児玉智博君） やはり、そういう現在進行中のものから、今後始まるかもしれない開発もあるということになっております。今まで以上の慎重さを持って、そしてまた地域住民の方からは、今説明していただいた2つの開発についても不安の声も出されております。そういった声にもしっかりと耳を傾けていただきますことを要請しまして、終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議、2時45分から行います。

（午後2時30分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

議長（松崎俊一君） 7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 7番、西田です。

まずは、7月の豪雨で被害を受けた町民の皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

今年に入り、新型コロナウイルスで観光や物品販売だけでなく、あらゆるビジネスに影響が出ています。そして、地球温暖化に伴う自然災害も年々ひどくなるばかりです。

小国町も7月豪雨で、これまでにない被害を受けました。土砂崩れ、建物の倒壊、河川の氾濫、それによる水害、そして多くの方々が、これまでの復旧に努力をしていますが、復旧して元通りの生活になるまでにはまだ時間がかかります。次の災害に見舞われる危険性も十二分に考えられます。国や県からの交付金や補助金も用意され、先日の補正予算で今年度の小国町の予算が40億円近くも増え、初めて100億円台に入りました。これは被害がいかに大きかったということを証明しています。町民の皆さまの受けた心の傷、物質的な被害、これは考えるに想像を超えるようなところがあるかと思えます。国や県からの交付金や補助金、これをいかに多くの町民の方々に公平に、そしてかつ有効に使うかということが大事なことだろうと思っております。

前回、6月の質問ではアフターコロナの観光について、私は伺いましたけれども、コロナの第2波がすでに訪れています。ニューノーマルと言われるコロナと共に生きていく生活、いかにして生きていくかということが私たちの課題になっている現状です。

今日の質問は、各課にコロナ禍と豪雨災害を受けて直面している課題は何であるのか。それを解決するために、今何をしなければいけないかということを伺いたいと思います。私のほうで準備した質問もありますが、まずは皆さま方からの回答を伺って、それに対してまた質問をさせて

いただきたいと思っております。欲張って、たくさんの課に質問をさせていただきますので、時間に制限があります。詳しく伺うことができないかと思いますが、できるだけ簡潔に御答弁いただければと思います。よろしく願いいたします。

では、まず最初に総務課に伺います。総務課の現在の最優先課題は何でしょうか。

総務課長（小田宣義君） 総務課といたしましては、予算を持っている課でございまして、コロナとこの災害ですね。両方とも何をするにしても事業には予算が伴います。予算のやりくりが一番の課題だと考えております。

以上です。

7番（西田直美君） 予算の執行に関してですが、6月の一般質問で同僚議員から予算修正についての質問がありました。コロナの影響で予算執行できないものがあるから、減額補正できるのではないかということで、その時の総務課長の答弁で「現段階では500万円ほどだが、最高1千500万円ぐらいは予算修正ができるのではないか」というふうにお答えになっていらっしゃいましたが、それから3カ月たって、もう少し具体的な数字が出てきたのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 予算の件ですけれども、確かにその時点で中止する事業ということで、熊本市あたりは予算を修正して新しい事業をするということで行っております。ただ、小国町は現在のところ国の地方創生の臨時交付金を使用いたしまして、今、そちらの事業は進めております。

今後、それ以外の事業でまた進める事業があれば、そのときはそちらの予算を回したいとは考えておりますけれども、基金のほうの積立てをまたそちらに充てる場合もありますので、今の状況ではその予算をこの事業に組み替えてという事業は、今のところ考えは持っておりません。

以上です。

7番（西田直美君） ということは、令和2年度の予算を検討したときに、内容を伺ったりしたときに例えば出張費であるとか研修費であるとかというようなことが、結局コロナや豪雨も含めてですけれども、そういうところで使われなくなったものというのは必ずあるではないですか。例えばそれは、その支給を受けたところでプールをしておいて、次の年度に使っても構わないというような考えになるわけですか。

総務課長（小田宣義君） 事業の場合は、そういうことはできませんので、やるか・やらないかになると思います。ただ町単独の事業ですと、中止をすればその分は執行を止めますので予算が出て行くことはありません。

ですから、毎回ですけど、大体その調整を12月議会ぐらいで減額補正で出ささせていただきたいと考えております。

以上です。

7番（西田直美君） それについては、12月を待ちたいと思います。

続きまして、政策課のほうへ移ります。

政策課のほうの現在の最優先課題は何でしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 政策課のほうは、SDGsや移住定住や地熱関係やそういうまちづくり関係ですね、住民等に理解を求める場を設けると言う部分が主な仕事になります。今回、コロナ等や災害の状況で3密を避けるというような部分で勉強会、説明会、そういうもろもろの理解の場が持てなかったというのが、現在の課題かなというふうに思っております。

ただ課題ではないのですけれども、ふるさと納税につきましては、ウィズコロナによる巣ごもり消費による影響や災害発生による災害支援寄附金より寄附金の件数等は増加しているというような状況も見受けられております。

7番（西田直美君） 小国町がふるさと納税による災害支援寄附を募っているというのがあって、その現在までの寄附件数と額はいくらぐらいになるか教えてください。

政策課長（佐々木忠生君） ふるさと納税災害支援寄附金につきましては、現在1千135万8千808円の寄附をいただいております。

7番（西田直美君） 山形県の小国町と宮崎県の諸塚村ですね、こちらのほうからも代理で受付をしていただいていると聞いておりますが、その金額。それから寄附をしてくださった方が、少人数の大口の寄附をしてくださったのか、それとも少額といたしますか、多数の方が寄附をしてくださってこの金額になっているのか教えてください。

政策課長（佐々木忠生君） 他の市町村が小国町の代理寄附の受付を行っていただく、代理受付という制度で宮崎県の諸塚村が165万8千円、それから山形県の小国町が157万8千円の代理受付での寄附をいただいております。

寄附の額面的にはいろいろあるのですけれども、そんなに大きい額ではなくて、楽天あたりになると1千円単位とかいう寄附のされ方が結構多うございます。これにつきましては当然災害寄附ということで、うちの返礼品も買ってもらっておりませんので、そういう金額で共助という感覚というかですね、そういう寄附をいただいております。

7番（西田直美君） 寄附の使い道について、これは「つながる未来基金」に入ると聞きましたけれども、具体的に何に使うかをお答えください。

町長（渡邊誠次君） 使い道に関しましては、災害それからコロナウイルスの対策に使いたいというふうには当然考えておりますが、もう議員の数名から要望等々も出てきておりますので、しっかり検討を重ねて参りたいと思います。

7番（西田直美君） しっかり検討していただきたいと思います。

やはり、心を寄せてくださった方、寄附をしてくださった方は何に使われたかと、自分のお金が例え少額でも、例え1千円でも2千円でも自分が寄附していれば、それがこれに活かされたと

というのが分かるとてもうれしいと思います。だから、そういうことを周知させていただければありがたいと思います。なかなか一般財源とかに入ってどこに行くか分からないという、行き先が分からないことというのは、できれば「あなたから頂いた寄附はこんなことに使いました」ということを目的をはっきりさせていただければ寄附なされた方も報われるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、福祉課のほうに伺います。一番の最優先課題は、現在のところ何になっておりますでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 福祉課で申しますと、新型コロナウイルス自体への対応ということが、まず一番かと思えます。医療的な施策に関しましては、国・県によるところがございますけれども、保健衛生業務を担当しております福祉課でいいますと、感染予防、拡大防止のための施策というのが大きな業務となっております。

今後、寒くなってくると、また感染状況がどういうふうに移り変えていくかということも心配でございます。生活面における手洗いであるとか、3密回避であるとか、そういったことの住民への感染予防のための徹底した啓発と、また症状が気になる方が出てきた場合の相談や病院受診の方法などの適切な周知に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

7番（西田直美君） コロナに対しては、今のところ小国町がまだ陽性患者とか発生していないところでは、本当にこのままいってこればいいかなと心から願っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

それで福祉課のほうにはもう一つ、この間の7月豪雨を受けて、災害ボランティアのことについてお伺いしたいと思います。社会福祉協議会が災害ボランティアを募集しました。福祉課のほうで把握していらっしゃると思いますので、伺います。現在までの災害ボランティア登録者数、それから災害支援のニーズですね、ボランティアに来てもらいたいという要請のそのニーズ、それから派遣数はどのようになっていますでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） 社協のほうで設置しましたボランティアセンター、7月13日に設置をいたしまして、その後36日間開設をしまして、8月19日に閉所というような形になっています。

ボランティアセンターでの登録人数というのが、延べ90人ですね、全体で90人の方が登録されています。活動件数としては、杖立にも入ったのですが、杖立以外のほうが多数で24件、完了した件数は10件ということになっております。

7番（西田直美君） これは、私も社協のほうに行ってお話を伺いました。ニーズとして足りたんですかねと言ったら、とりあえずこれだけのことで、ということなのですが、そのときに大事ななと思ったのが、「いや、来てもらえるんですよ」というふうに被害を受けたところが「あ、う

ちも支援を頼もう」というふうなことが直ぐにできるような周知の仕方が必要だったかな。もう少し言っただけならば、「うちもこんなになっているから、土をどけるのを手伝ってもらおうか」とかいうのが、私も1日2日だけだったのですけれども行きましたけど、できるだけたくさんの方が来られればもっと早く片付くのではないかなと思うところもありました。それで、災害ボランティアの募集が町内だけだったですね。コロナ禍のもとでということでしょうがない部分ではあったのですけれども、県内は大丈夫ということがあちこちであったりして、人吉のほうとかにはたくさん熊本市内からも行ったと聞いております。阿蘇郡内でも阿蘇市のほうとかはそれほど被害がなかったの、7年前でしたかね、阿蘇市のほうで水害に遭ったとき、私も小国高校におりましたので生徒たちと一緒に1日片付けに行きました。私たちは行けたので、コロナ禍とはいえども外の作業がほとんどなので、できれば県内、少なくとも郡内ぐらいはボランティアを募ることができればいいかなと思ったのですが、社協のほうで言われたのは「まだ、仕組みはできているのだけれども、小国は今までそういうニーズがなかった。被害にそれほど遭っていなかったの」と言われたのですが、今後、こういうことがまた起こるとも限らないので、速やかにそういうネットワークづくり、組織づくりができるようなことを検討していただけますでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） ありがとうございます。今、議員が言われましたように社協のほうで設置しましたボランティアセンターのほうでは、13日に設置ということでちょっと遅れた経緯もございますが、町のほうとそれまで協議をしまして、最終的に社協のほうで決められたのですけれども、町内の住民の方に限るところでございます。先行して、杖立のほうでは実際このボランティアセンターを通す形ではなくて、多くの方が入っておられました。そこら辺の連携あたりもちょっと取れない部分があったということで、8月28日になりますけれども、杖立のほうの世話をされた方とその他、関係者の方と町、社協あたりと意見交換会という形で会合をしました。まだ今後もする必要がございますけれども、その中でより災害の規模に合わせたですね、ちょっと今回、コロナ禍ということでの非常に制約があったものですから厳しかったのですけれども、いろんな課題を出して、それを今後の災害のボランティア活動に繋げていきたいと考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） すみません。時々言わせてもらって申し訳ないのですけれども、今回の先ほど寄附の話がございました。小国町にもたくさんの寄附をされた方がいらっしゃいますので、まずはお礼を申し上げたいと思います。

それから、災害ボランティアの今の立ち上げですけれども、町、そして杖立のサテライトにも小国町の社協のほうにですけれども、それぞれのところにたくさんの支援物資も送られてきております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

小国町も非常に助かりました。今後ともボランティアの方たちが、なぜ今回大活躍していただけたのかという原因の一つは、やはり今まではその部分を消防団とかでカバーできていたようなところが、やはり消防団の人数も減ってきております。ニーズも変わってきております。ですので、今回も先ほど早く仕組みが伝われば、早くその場所に行ってボランティアをして差し上げることができたのという話もされましたけれども、やはりボランティアに頼むことにまずは慣れていなかったというのが、多分一番の原因があると思います。杖立の方たちは、いち早く情報は伝わっておりました。伝わっておりましたけれども、災害のボランティアの方たちに頼むということを、今までしたことはありません。それはなぜかと言うと、消防団でほとんどやっていたからです。ところが、今回はやれないほど災害が大きかった原因の一つ。それと、やはり人間の数が絶対数が減っているというところが大きな原因だと思います。その部分でも、災害のボランティアに関しましては、先ほど申しましたように28日に行った検討会、これをもう1回、もう2回行って、災害ボランティアのネットワークこれの維持、それから次に災害があったときの最初の立ち上げの段階のスタートですね、これがスムーズに行くように。この2つに関しましては、少し町としても案がございますので、今災害ボランティアの方たちと話をしながら、検討を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

7番（西田直美君） 私も災害ボランティアに登録していったのが初日だったので、何をしていたか分からずに林間広場の駐車場に行ったのですが、500円出して登録をしてやったのですが、せっかくこの90人という人数を今、確保しているわけですから、その人たちの連絡網というか町からの連絡がどういうふうにするかとか、例えばこういう時にはこういうふうにしてくださいというような、一様のワークショップみたいなのをやっていただければ、今後もし何かがあったときというのはスムーズに伝達ができるのではないかと思いますので、ぜひともその辺も含めて、これで終わりではないということ考えた上での対応をお願いしたいと思います。

それでは産業課のほうに伺います。産業課の一番の最優先課題、今何でしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 産業課といたしましては、7月豪雨で施設機械等の被災を受けた農家の経営再建を図ること。もう一つは、今現在、コロナウイルス感染症の影響を受けている農家の生産支援を図ることです。

7番（西田直美君） 被災した農家の再建支援ですね、それというのはJAなどと一緒になってやるようなものですか。それとも町が単独で県や国とかと一緒にやるようなことになっているのですか。

産業課長（秋吉陽三君） 7月豪雨で被災した農業施設の復旧対策として、今回補正予算で提案させていただきました強い農業・担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型により機械・施設の再建等を緊急的に実施したいと思っております。

7番（西田直美君） 分かりました。

それで、コロナの影響があつてですね、コロナのところを伺いたいのですが、薬味野菜の里、ゆうステーションとかいろいろな施設がコロナでしばらくクローズになりました。農産品販売の促進というのは、町の一つ大事なところでもあろうかと思えますけれども、このコロナ禍の中で薬味野菜の売上というのはどのようになっていますでしょう。

産業課長（秋吉陽三君） コロナ禍での薬味野菜の売上なんですが、4月5月は施設の閉鎖がございましたので下がっております。ただ、6月につきましては昨年度と比べまして5%程度の売上増、7月は豪雨によりまして若干下がっておりますが、8月につきましては前年対比で98%ぐらいには持ち直しております。

7番（西田直美君） 4月5月が下がったのは当然閉まっているからしょうがないのですが、6月は去年より5%、それほど大きな落ち込みでないということは、薬味野菜の里のお客さまというのは、よくゆうステーションにも来られる福岡ナンバー、北九州ナンバー、久留米ナンバーいろいろなのですか、それよりもやはり町内の方が購入されることのほうが多いということですかね。

産業課長（秋吉陽三君） 議員がおっしゃるとおりで、コロナ禍におきまして巣ごもり消費等が伸びておりますので、薬味野菜の里小国につきましても、町内消費のほうが伸びているような状況だと思います。

7番（西田直美君） 今後コロナがある程度収束、若しくはウィズコロナでも感染予防ができるようなことができれば、やはり外からのお客さんを取り込むということもひとつ大事なことになるかと思えますけれど、それについては、また別の機会にしたいと思えます。

もう一つ産業課に伺いたいのは、南小国町でかなりの方が御存じだろうと思えますが、きよら号という軽トラックで移動販売をやっているのは御存じでいらっしゃいますか。軽トラでいっぱい積んで各地域を周って物品販売をしている。曜日は決まっているんだそうです、地域ごとですかね。その移動販売が、例えば一人暮らしで買い物難民になっている方たちのために頼まれたものも買って持って行くこともあるらしいのですが、小国町でもいわゆる買い物難民の方とかはたくさんいらっしゃるのではないかと思います。そういう方たちに小国町のほうで、薬味野菜の里に車がありますよね。軽トラとかあるのですが、薬味野菜の里が今スタッフの方が3人、プラス役場からの派遣で1人いらっしゃって、4人いらっしゃって普段は2人とその役場の方が確かお仕事をされていると思うのですが、人数的にそこまで多分必要なかどうかというのが質問の一つですね。

それと例えばそのスタッフの方とかが、そういう移動販売のほうに回るようなことというのは、今直ぐとは言いませんが、これから先考えられないですかね。

町長（渡邊誠次君） 具体的にはその話は出ておりませんので、具体的に尋ねられても多分担当課

長は答えられないと思います。ただ、商工会のほうでずっと以前から買い物弱者の方たちに対して話があります。移動販売の話も商工会のほうでたくさん検討はしておりますものの、なかなか財政措置もそうですが、運営あたりも厳しいというお話も聞いておりますので、そこは兼ね合いでございますけれども、今財政を投入して軽トラを買って、そういう仕組みを作ったほうがいいのかどうかはちょっと別の話にさせていただきたいと思います。

以上です。

7番（西田直美君） ぜひとも、今回みたいにまた豪雨とかがあつたりすると、ますます一人暮らしの方は出られないことが多くなると思いますし、高齢になるほどに免許を返上して買い物に行かれなくなったというような方たちもいらっしゃると思うので、ぜひこれは前向きに検討していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

情報課のほうに伺います。情報課のほうには前回もお話をだいぶ伺ったのですが、コロナで観光客が大幅に減っております。7月豪雨で被災して受け入れ体制が取れない宿泊施設や飲食店もあります。この状況が当分続くというのは私たちの中では覚悟しているところなのですが、その中で情報課として観光促進をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今コロナ禍の中で感染予防をしながら、経済活動として観光業の振興を図っていくというのは非常に難しいかじ取りをやっているかなくてはなりません。そういった中で、観光業についてのうちの振興策の一つの考え方として、まずたくさんの観光客の方に来ていただきたいというのは勿論のことですが、やはりテーマパークとか都市部とかそういうところの人の動きというのは多分停滞して、自然の多い小国みたいなところに注目があると、ニーズも膨らんでいるという認識は持っております。しかしながら、それを受け入れる今の体制というのは、3密を回避できる自然環境というのが今できない場所もあります。一つの例が鍋ヶ滝でございます。そういうことで、今の時期にそういった対策を取りながら、基本的には逆にチャンスではないかという思いで取り組んでいきたいと思っております。

7番（西田直美君） それで、確かに3密が避けられるような、小国とかいうのはそういう点では良いことだと思います。だから、いわゆるロックダウン的なものがなくなったときに、県を超えないようにといったのが解除されたときには、あつという間に福岡、北九州あたりからのナンバーが増えました。南小国町のほうは、黒川温泉なんかやはりGoToキャンペーンが始まった時点で直ぐに満室になった旅館とかもいっぱいあつて、人が動いているなど、もうみんなやっぱり家の中にステイホームは嫌だということがあつて出てこられるのは分かるのですが、やはりそのためには地元の方たちの安全ですね、それも大事なことなので、3密を避けながらの中には、いかによそから来られた方たちと地元がどの程度の接触をするかとか、その辺のところの検討も必要などころがあるかとは思ひます。

ASOおぐに観光協会に関してですけれども、ASOおぐに観光協会のほうでG o T o キャンペーンもあることだしというところでは、活躍していただいて、たくさん観光客の方とかに来ていただかないといけないし、地元のお店などを販売の促進プロモーションをするためのこともやっていただかないといけないと思うのですけれども、その辺のところでは例えばASOおぐに観光協会に観光のプロの方がいらっしやらないというところは、町のほうか情報課のほうから例えばそういう方を雇うようにとかいうことについては提案若しくは要請、そういうことはできないのですか。

情報課長（村上弘雄君） 現段階ではASOおぐに観光協会につきましては、ようやく長年の夢であります小国町に一つの観光協会が立ち上がったということがまずは一番大事かなと思っています。立ち上がった時期というのが、正式に言いますと昨年の11月ごろでございまして、今現在組織的な強化ということで言いますと、地域おこし協力隊の方が事務局2階でスタッフの充足をしています。ということで、経過的に組織は強化していくと思っております。

7番（西田直美君） ASOおぐに観光協会とこの間、協議会するとき、全協のときか何か伺いました。令和元年度の1千300万円の小国町からのASOおぐに観光協会の助成金は何かというのと、1千50万円が杖立に行き、250万円がわいたに行くと伺いました。小国の観光は杖立とわいただけではないですよ。それに関して言えば、正式にできたのが去年の11月といえども、その使い方に関しては私の中ではかなり疑問が残るところでありますし、特に令和2年度に関していえば、同じだけの金額がいつているので、それをどのように使うかというところでは、やはり人を入れるということが大きなところに入るのではないかと思うのです。ASOおぐに観光協会の中の役員会ですかね、理事のほうに入っている方が、もう一つ幹事会と言われました、もうちょっと若い方たちの組織があって、その方たちがいろんなことを考えて発信していることを聞いて「いやいやそれではなくて。」と、やっぱり思うわけですよ。あそこに入っている方たちは代々個人で事業をされている方とかが多いわけですから、その方たちには自分の生業をしっかりとできるようにやっていただければいいと思うわけです。飲食店であれば、しっかりとおいしいものを作ってお客さんが来たときに満足していただけるものを提供するということが、その方たちのお仕事だと思うのです。だから、その飲食店にお客さんを呼び込むということをするのがASOおぐに観光協会の仕事だと思うのです。それができる人がいないから、私は大変心配しております。だから、そういう観光のプロが来ないことには、いつまでたってもなかなかASOおぐに観光協会はうまく起動していかないと思います。そのところを何とか、「今、地域おこしが来ているから」とか、そういう問題ではなくて、地域おこしの方がそのプロなら構いません。とても助かりますけれども、私もお会いしましたら専門の方ではないので、勿論一生懸命やったださっているとは思いますが、やはりそれぞれの観光協会に入った協会員の方たちが満足できるような、安心して頼って相談できるような人が必要だと思うのです。

が、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 小国町観光協会について、事務局長をずっと募集したいという御提案はさせていただきますので、人件費の分に関しましても予算で当初からずっと2年間も上がっているような状態でございます。ただ、その募集に関しまして専門の方に来ていただけていないというのが1つ。それから今までの経緯を話させていただきますと、今まで杖立に関しましても、わいた温泉に関しましても、小国に関しましても、さっきお話した理事さん方がしっかり支えてきたので、これまで歩んでこられた歴史がございます。その部分に関しては、当然事務局長をその中に入れることによって、そのノウハウだったりプロ的な要素を引き出して、地元の貢献の部分を地域振興、観光振興のために使っていただきたいという考え方はよく分かりますが、その方たちがいないと基本的には、今までもそうですけれども、これからは回っていかないというふうに思いますので、そこは今までの状況から考えても大切にしていけないといけないなどは思っているところです。

しかしながら、今このニューノーマルに関して、新しい生活様式に関して観光をこれにプラスアルファで考えていくことは、今までのプロで成り立つのかどうかも、実は疑問があります。ですので、隣の南小国町、素晴らしい事務局長がいらっしゃいます。南阿蘇にも若手の素晴らしい事務局長がいらっしゃいます。阿蘇にもいらっしゃいます。いろいろな方たちの意見を聞いて、それから湯布院、それから熱海、いろいろな観光地の皆さん、観光協会、私も人脈がありますので、いろいろとお話を聞かせていただいておりますけれども、今現時点でこれが正解というのを聞き合わせておりません。ですので、当然ながら地域の特質といいますか、地域の魅力、これのブラッシュアップをしながら新しい生活様式に合わせていく仕組み、それと観光をしっかり掛け合わせていかなければならないのではないかなと思います。しかしながら、議員が言われるプロと言われる方なのか、事務局長と言われる方なのかはちょっと別にしましても、その部分に関しては絶対に必要だというふうに私も思っております。

7番（西田直美君） 別にプロというのは、事務局長でいいですよ。プロというのは、いろいろ考え方があのですけれども、要するにツーリズムに関してきちんと理解している人。今まで、地元の方たちが一生懸命やってきたのは十分に分かっています。それがないと、どうにもならないことも分かっています。ただ、それを今度は地元だけではある程度の限界のところでは分からないところを促進するための全部を取りまとめる、プロモーションができる人が必要だということなので、ぜひとも何か人脈もおありなので入れていただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、教育委員会のほうに伺います。

教育委員会のほうで、今現在のコロナもありました、豪雨に関しては教育委員会はそれほどのあれはないかと思っておりますけれども、教育委員会の今一番の課題というのは何でしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） まず教育委員会といたしましては、学校における新型コロナ

ウイルス感染対策、これを行いながらという形になりますけれども、3月から5月、3カ月間、4月に一部登校がありましたけれども、この3カ月間の休校、これに対する対応、これをこの年度内にいかにしっかり、それもできるだけ詰め込まずにやっていくか。そういう形を学校一緒になって試行錯誤といたしますか、いろんな形を取りながらやっているところです。

7番（西田直美君） ICTとかGIGAスクール構想について、これまでも何人も同僚議員が質問していますけれども、最新の情報というのはどういうふうになっているのでしょうか。インターネット環境は整ったのでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） インターネット環境としましては、現在学校のほうのLANの整備、これが工事の発注が済んでいるということで、まだしっかり中の工事までには入っていません。今、材料の調達であったり、現地の踏査という段階です。併せまして、端末機一人1台これについても先日11日に入札が実施されまして、今議会のほうで承認案件という形で後日お願いしたいという形で考えております。この2つがそろってはじめて、いわゆるインターネット環境、一人1台の端末機という形になるかと思いますが、今の時点では工期としては3月末まで持っております。端末機の納入としましては。ただ、入札があったばかりですのでこれからの話ですが、できるだけ早い導入をお願いしていきたいと考えております。

7番（西田直美君） これは、Wi-Fiですか。それともLTE対応、どちらを入れるのでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） Wi-Fiです。

7番（西田直美君） それで6月の同僚議員の質問のときに、先生たちが異動したときに混乱しないように、県下一斉というかですね、県の一括購入で同じタブレットにすると伺ったのですが、何か小国ではタブレットとiPadと両方入れるというふうなうわさを聞いたのですが、そのうわさは単なるうわさでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） タブレットとiPad、タブレット型の端末機でOSはiPadで導入したいと思っています。

7番（西田直美君） それは、混乱する原因になるようなことはないわけですか。

教育長（麻生廣文君） まず近隣の市町村、阿蘇市と南小国と一緒に機材を県のほうでやっているところで、一緒にお願しようということで導入を考えております。

それから、今度一括して入れた分につきましては、以前小学校、中学校で40台ずつ入れておりました分がございますので、そこも機種が若干異なることになっていきます。そのあたりの教職員の混乱がないように、研修等も含めて取り組んでいこうと計画をして、今進めているところでございます。

7番（西田直美君） 南小国町のほうはWi-FiもLTE対応を入れるというふうに伺いました。南に関して言えば、臨時休校中も小学校1校が子どもたちがタブレットを持ち帰ってZoomを

活用して健康観察や学習確認をしたと伺っております。それは、校長先生と職員の方で詳しい方がいたのでそれをやって、町内のほかの学校からもZ o o mの勉強に今現在皆さん見に来て、どういうふうにするかということをご皆さんで検討していると伺いました。

それともう一つですね、よそを聞いてみると割と早く入るのですよ。山鹿とかも12月までに入ると、菊池市も単独で4千台のタブレットの納品が11月にはもう入りますというふうにと、よそは結構早いような気がするのですが、小国も来年3月末までには全てが完了するというのであれば、もう一つ長洲町のほうでは臨時交付金でG I G AスクールのサポーターとI C Tの支援員を雇うことにしたというふうになっています。結局、ハードが入ってもソフトを使いこなすようになるためには、そういう専門の人たちが教えてくれるということはとても大事だと思うのですが、その辺の検討はいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 小国町におきましても、今補正予算のほうで教職員のI C Tの支援、そういった形におきまして補正予算をお願いしたところです。考え方としましては、年明けに何とか導入できる、またいわゆる高速L A Nの工事が完了を迎えると、その前ぐらいから先生方の支援、あとそういった端末機が入ってこない、どうしても具体的な支援なり学習の進め方のモデルであったり、そういうものが難しいだろうということで1月から以降にかけてそういった支援を今年度はやっていきたい。また、あとは予算の関係もありますが、引き続き来年もぜひお願いしたい部分であります。

7番（西田直美君） これは山都町なのですけれども、山都町のほうでは清和小の校長先生が非常に熱心で、いろんなことをやられているらしいですね。やっぱり、できることをしないで後悔したくないということで、できる限りのことを今やろうということに熱心にやっていますので、かなり町としてはなかなか専門的な知見がある方が少ないし、仕様書とかも十分に作れないかもしれないけれども、やっぱりそうやって先生たちの中には大変詳しい方、若しくは熱心な方もいらっしゃる、ぜひ小国町も小学校、中学校の先生たちがたくさんいらっしゃる、その中から発掘していただいてもいいかなと思います。先生たちには大変なことかもしれませんが、やはりみんなのためで今後のことなので、ぜひお願いします。

続きまして、「広報おぐに」について伺いたいと思います。

去年の6月のときに、私は広報おぐにについて伺ったと思います。一般質問、広報おぐにの紙面づくりについて、もう少し工夫していただけないでしょうかというところでのお願いと提案をしたのですけれども、1年たったのでぼちぼち振り返ってみたいかなと思います。どのように変わったのか、というようなところですね。どのように工夫していらっしゃるか、お聞かせください。

情報課長（村上弘雄君） まず、1年前の議事録も私のほうで確認させていただきました。そのときの質疑の中で、いくつか9月議会で執行部のほうで回答していた部分もございましたので、そ

の部分についてまず少しだけ述べさせていただいて、その後の改良の部分の説明したいと思います。

まず、9月のときにうちのほうとしては発行日について議論があったと思いますけれども、現状のままでいくという答弁をさせていただいております。この部分については変わりはありません。

それから、町長のメッセージをとのお話があったと思うので、そのときには町長の判断で自ら検討するということですね。この部分は必要に応じて、今掲載させていただいております。

それから、社協の告知についてが香典返しのみということの部分があったのですが、これは現在内部でも検討しましたが、今の紙面のボリュームからいくと社協だよりというのが別にありますので、引き続きこの紙面はこのまいくということでございます。

それから、うちのほうでその後内部で少しでも見やすい広報を作りたいということで、取り組んだ内容を少し紹介させていただきます。まず、簡単にいうと6箇所、改善をさせていただいております。1つ目が町民カレンダーについてですけれども、昨年の11月から在宅医と各種相談、それから健診、学校公開日というのが複数あったわけですが、これをカレンダー1つにまとめております。それから、イラスト関係も昨年の12月からですが、記事の内容に合わせたイラストを載せるということで、イメージをそれに統一しております。それから、赤ちゃん誕生の写真の掲載化ということで、これも昨年の12月から誕生記念であり、文字だけではインパクトに欠けるということで写真を掲載させていただいております。今年になって2月からカラーのほうに、そこを改良させていただいております。あとはこれが4つ目になりますけれども、記事についてのカテゴリー、内容ごとにページを見やすくすることのページ分けをしております。それから5つ目に、文字を大きくする、小さくするというのはいろいろ議論の余地はあると思いますし、特に大きくするというのは高齢者向けにあるとは思いますが、全体の記事のバランスからいって、うちのほうでUDフォントという活字がありまして、これはユニバーサルデザインフォントという定義がありまして、障害者や外国人の方が見ても分かりやすく感じるフォントで、文字のサイズは変えずに空きとかギャップを大きくはっきりすることで、視覚的に取られやすいというようなフォントに、今年の5月から改良しております。あとは表紙になる写真も大事だと思いますけれども、この部分についてはどうしても写真の技術もさることながら、カメラの機材ですね、この部分の性能もちょっとかなり古いものを使っておりましたので、新しいものを買ったということで、写真もかなり良い写真が撮れるようになったかなと。

随時、できる限り、皆さんに分かりやすい広報を伝えていきたいという意味では、少しずつ改善をしていきたいと思っています。

以上です。

7番（西田直美君） 社協のコーナーがこれくらいなんですね。ずっと香典返し何件あります、

誰々さんの香典返しというのがあるのですが、この間、社協に伺ったときについてその辺のところもちょっとお話をしてみました。社協は確かに社協だよりというものがあるのですけれども、広報は毎月入ります。社協の分は、あれは1カ月おきだったですかね、社協だよりは。毎月入るし、広報おぐにを見るついでと言っては何ですが、その流れとして見るものというのであれば、もう少しその中に何か内容を入れられないですかねという話は、社協のほうではそのおつもりはないですかと言ったら、「コーナーをいただければ、いろいろ入れたいことはあります。」というふうには言われました。お愛想で言われたのか、本当で言われたのか、その辺のところは私には想像はできないのですけれども、私が町民の立場としていけば、せっかくであれば香典返しよりももっと社協でこんなことをやっています、シルバーではこんなことをやっていますよ、あなたも頼めますよというようなことを言っていたらいいと思うのですが、より情報としては多くなるのではないかと考えるんですね。だから、広報に関して言えば、誰がと言えば発信する側が発信したいものもあるでしょうけれども、より町民の方が読んで多くの情報を得られるというところを考えていただければと思います。ユニバーサルデザインフォントとかいうのは、勿論分かりますし、そういうもので特別に字を大きくする必要もないと思います。高齢の方は、虫眼鏡とかを使って見たりするので、それほど読むことに不自由することはないと思うんです。でも、せっかくだったら、やはり魅力的な記事というのはできればカラーをたまにもっと。せっかく赤ちゃんを入れたのだったら、もっと違うものも入れていただけるといいかなと思いますが、枚数を増やせとは言いませんが、例えば1カ月おきでいい記事と差し替えるものであるとか、それ以外にもっと「誰々について」とか「何とかの団体」とかいろんなことをやっている人たちを、特に取り上げるみたいなことをやる時には、毎月のルーティンにならなくてもいいので、そういうものも多少検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

今の御意見については、できるだけ前向きに取り組みたいと思いますし、ページ数も原則16ページというのがありますけれども、それが月によっては少しどうしても載せたいときには、18ページになったりしておりますので、その辺は臨機応変に対応していきたいと思っております。

7番（西田直美君） ありがとうございます。前向きな検討をよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。教育委員会のほうにお伺いします。

教育委員会の指導員の先生なのですけれども、3月までいらした先生は小国の歴史資料の編纂ということにお忙しかったので、小中学校であまりお会いすることもなかったのですが、新しく指導員の先生がいらっしやっています。来られて直ぐにコロナだったので、学校も休みになるし、指導員の先生のほうも着任してもまだ誰にも会えないような状況というのが続いたかと思えます。歴史資料の編纂はもう終わったということで、今度具体的に指導員の先生というのはどういうお仕事をなさるのでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 新しい教育指導員の仕事につきましては、小学校あるいは中学校の先生方の授業、指導力と申しますか、あるいは資質の向上に特に特化して頑張っていたいただきたいということで、面接時からお願いをしております。今おっしゃられたように4月5月につきましてはコロナで休校もありました。この間はいろんな面で他の仕事も当然していただきましたけれども、特に5月の中旬から学校のほうを一部再開、あるいは6月から本格再開等ありましたので、6月7月には授業参観をし、そしてこれは全体の先生の授業参観をしていただいて指導をしていただくという形をとってきました。勿論、本当はこの6、7月からは若手の先生なり臨採の先生の直接指導的なところをやってもらうような計画でございましたけれども、そこにつきましては若干先に延びたということになっております。今、9月からは若手の先生、あるいは臨採の先生方の良いところを伸ばして、それから非常に課題となるような部分については、直接的に指導をすると。そうした場合に、1時間たっぷり授業を見るといったようなことを元にしてやりたいということで進めております。

以上です。

7番（西田直美君） ぜひとも、お願いしたいと思います。

それで7月の学校公開日に、私行ってみたのですけれども、なかなか学校公開日に来られる方が少なく、日頃の子供たちをしっかりと見ていただければ、前々任の指導員の先生はいつも学校に来られていたので、別に公開日だからといってこられる必要もなかったのですが、公開日も必ず来られていた。今度の先生には、ぜひ学校公開日ならずとも、それ以外のところでもぜひ学校に来て、先生たちとの子ども達のモニターとってはないのですが、子ども達を観察、見守り、いろんなこと。それから学校のほうは授業の指導力の向上と今おっしゃいましたけれども、小学校なんかでもそうですが、生活支援員の先生たちもいらっしゃいます。生活支援員の先生というのは、本当にヘルプの必要な子ども達のお世話をなさっている方たちなので、あの先生方のお話も聞いていただけると、私も何回かお話をさせていただいたのですが、とても子どもたちをよく見て温かく見守っていらっしゃいます。生活支援員の先生たちと、やはり担任の先生とかのコミュニケーションですね、その辺のところも指導員の先生に取り持っていただくとか、一緒になって考えていただくといいかなと思います。

もう一つが、教育委員の先生方ですね、これについてはまた12月に聞こうかとも思っておりますので、もう時間もありませんので簡単にですが、12月にどのようなことを伺いたいかということをお話させていただいて。教育委員の方々のお仕事ですね、教育委員として何をするのかというところで、お一つ考えていただきたいのが保護者と学校側との中間に、いかに教育委員の方々に入ってもらえるかということが大事なことだろうと、私は3年間いて思いました。なかなか先生方が保護者とコミュニケーションの取りにくいところもございます。こちらの地域的な事情が分からない先生方もいらっしゃいます。年齢的にも社会的な経験の少ない先生

がいらっしゃるのも事実です。そのときに、例えば何か子どもに問題があったときというのは、地元が分かっている方、保護者も分かっている方というのが教育委員の方々だと思うので、そういう方たちが間に入って、子どもの問題を解決するということに入っていただければと思いますので、また12月には伺いたいと思いますが、それまでの間に3カ月ありますので、ちょっとその辺のことを検討していただければと思います。

これをもちまして、質問を終了いたします。

議長（松崎俊一君） 予定しておりました5人の一般質問が終わりました。これで本日の一般質問を終わりたいと思います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。明日の15日火曜日は4名、江藤理一郎議員、穴見まち子議員、大塚英博議員、松本明雄議員の一般質問を予定しております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

(午後3時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 3 日

令和2年第3回小国町議会定例会会議録

(第 3 日)

1. 招集年月日 令和2年 9月15日(火)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年 9月15日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年 9月15日 午後 2時10分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 9. 15)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

本日は9月定例本議会3日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は昨日に引き続き一般質問となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は、登壇順に江藤理一郎議員、穴見まち子議員、大塚英博議員、松本明雄議員となっています。

それでは2番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。では、よろしく願いいたします。

まずは、今回の7月豪雨において町内でも多くの方々がお自宅、田畑等被害に遭われております。被災された皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。

さて今回は、1つ目が町内にある5つの廃校を今後どうしていくのか、ということについて。2番目が観光スポットの見直し、旧国鉄宮原線廃線跡の活用について。3番目が小国の農業の今後についてを質問させていただきます。

まず始めに、廃校についてです。今回の豪雨災害におきましても、旧西里小学校のように土石流により校舎周辺が土砂に埋まったところもありましたし、7月6日の台風10号においても町の指定避難所となっている旧小学校の校舎や体育館などには、300人以上の方々避難していたと聞いております。これら、小国町の各大字ごとにある旧小学校校舎ですが、2009年に宮原小、蓬萊小、下城小、万成小、北里小、西里小の6校が廃校となりまして、現在11年が経過しております。旧宮原小学校は、小国小学校として現在も子ども達が毎日通う学びの場として利用されておりますが、他5校の廃校につきましては福祉的な利用をされているもの、未活用のものがあると思います。

そこで、各校のこれまでの活用状況と現況について、お伺いしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） はい、お答えいたします。

各旧小学校の利用状況といたしましては、万成小学校、これが一番使われておりまして、社会福祉協議会、農事法人かみだの事務所等に今も活用しております。

それと北里小学校につきましては、一時的には使用はありましたが、現在のところはその後使用が更新されてはいなくて、北里の農業倉庫を壊した関係で今は役場の書類の書庫として利用しております。旧西里小学校も今のところ、まだ今度の計画には上がっていますが、

それ以前の利用はあってはおりません。旧下城小学校は、これも書庫として、これが一番古く書庫として使用しております。それと旧蓬萊小学校、これも廃校以後はどこも使用はいたしておりません。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 各小学校の耐震構造とそれから建築年数についてはいかがでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 現在の地震の耐震といたしましては、昭和56年の建築の関係で、それ以前の建物については現在の地震の耐震は基準に満たない。そして昭和56年度以降であれば、その建築基準には適合するという事で評価を受けております。

万成小学校につきましては昭和60年度につくっておりますので、その耐震基準は満たしております。旧北里小学校が昭和48年、ですからこれはそれ以前の建物になりますので、使用の際は補強工事が必要となります。旧西里小学校は平成3年ですので、昭和56年の基準はクリアしております。旧下城小学校、昭和52年に建てられておりますので、それ以前の建物ということで、やはり一般的に通常使用する場合は、補強の工事が必要になってくるということでございます。最後は蓬萊小学校です。昭和50年に建てられております。これが学校の中で今一番古い建物で、やっぱり中に入ってみますとクラック等も結構入っております、やはり一番古い建物になっており、これも耐震基準は満たしておりません。

以上です。

2番（江藤理一郎君） はい、分かりました。

各校とも老朽化が進んでいると思いますが、活用されていない廃校について、耐震性も含めてなかなか再活用の糸口がつかめないというところがあると思います。

旧小学校校舎及びグラウンドの今後の維持管理や活用について、どのようにお考えであるか。それぞれの校舎ごとに将来への展望も含めて、よろしければ町長に御答弁いただきたいと思いますが、お願いできますか。

町長（渡邊誠次君） 具体的に言いますと、今、総務課長がお答えしたとおりの部分が大きいと思いますけれども、今の現状のままである程度、推移をさせていただきたいなと思っております。大きなところでいいますと、西里小学校は少し計画の中で動いていきたいと思っておりますが、今小学校、体育館も含めると避難所としての機能が非常に大きいです。この避難所の機能として一番大事なところは、平常時はあまり使わないというところが大事なところでありまして。例えば人口が多いところであったり、町民センターのような活用の仕方という部分では会議室とかです、いろいろな多目的な要素に使えるところとして必要であります、いざ避難をするとなるとその場所が空いていないというところでは避難ができませんので、まず今の現段階では避難所としての機能を体育館に有するところが非常に多い。また下城小学校あたりは避難所としての機能が一部必要であるというところあたりを考えると、現状ではここ数年は同じような形で推移を

させていただきたいと思っております。

それから将来、勿論経年劣化があります。建て直しが必要であったりとか、用途が決まっていけばしっかりとしたビジョンの元に活用は必要だと思いますけれども、今の現状としては私も1年半のうちでは結果が出せておりません。ですので、議員の皆さまをはじめ、皆さま方と活用の仕方、近年ではなくて将来についてというところでは大枠を捉えていながら、住民の皆さまにとってどういう方向が一番いいのかというところで、具体的には決まっていくものと考えているところでございます。

以上です。

総務課長（小田宣義君） 先ほどの答弁で、校舎、私は耐震基準の話は校舎の話をさせていただきました。ちょっと答弁が悪くて全体に聞こえたかもしれませんが、体育施設に関しましては、まだスポーツ等で使っております。これは別に診断を行いまして、体育館については全て基準に適合しているということで評価を受けているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 確かに体育館のほうは使えますけれども、校舎のほうはなかなか今後の維持管理も含めて、またグラウンドも荒れているところも結構出てきておりますので、その辺に関しても地域住民の方々と話し合いをして、そして「次にこうなってほしい」というような町としても構想を立てていく、やはり何もないとそのままになっていたり、そこに向かうように発信したり、それから手に届きそうな目標を立てたりとか、そういった待つのではなく、行動に移すということ、そういったことも地域住民の方々の意見を集約させながら、将来像をぜひ形成していくというような形で、そういった手法もこれからは必要ではないかなというふうには思いますので、よろしく願いいたします。

その中で、先ほど町長も触れました旧西里小学校についてなのですが、今年6月に教育や人材育成事業を手掛ける東京のI.D22という企業と連携協定を結んでいると思います。I.D22のホームページを見てみますと、企業理念として、新しい時代に必要な「教育と医療=いのちのあり方」とは何か？を考え、自然界との繋がりを大切にしたい愛に溢れる社会を創っていくことを目指します。『22世紀に向けて、インテリジェンスをデザインすること』をモットーとし、「人材」という資源を大切に考え、より良い未来を創造し貢献する力を発揮することのできる人材の教育事業、そして環境教育から始まる持続可能な社会づくりの担い手となる人材育成に取り組んでいます。とありまして、また事業内容としましては、国内外の様々な自然療法や植物療法、心理療法、伝統医療、民間療法、様々なヒーリングやセラピー等、メンタルマネジメント・ヘルスマネジメント・スピリットマネジメントへの取り組みや、“病気になるない生き方”を推進するための啓蒙・実践と研究、スクール事業を行っています。新しい時代の統合医療のあり方を模索し、予防医学や心のケアなどを提供する自然療法、心理療法などのサービス事業分野の更なる社

会的認知の向上を目指す「癒し」を研究・実践しています。とあります。連携ですので、これからアイデア等をいただきまして、西里小学校の再活用や運営について、いろいろと計画するということになるのだと思いますが、I.D22と連携協定を結んだ理由というのは、まずはどのような理由でしょうか。そして協定の内容、校舎をどのように活用しようと考えているのか教えてください。お願いいたします。

町長（渡邊誠次君） I.D22と協定を結んだ理由は、まず1点は北里町政の時代から森林組合、それから小国町、そしていろいろな方たちとの関係性が非常に大きかったというところでありまして、SDGs未来都市にも計画の段階でも少し関わっていただいていたという経緯があります。その中で私がI.D22とお話をする中で、前期のときはどういったお話になっていたのかは詳しくは分かりませんが、私がしっかり協定を結びたいと思った一番の理由は、情報発信をすることが非常に上手だということです。

それともう一つ、なかなかこういった問題を形に表すのは非常に難しいと思います。私はそういう技術というか、そういう技といいますか、を持っておりません。I.D22は物事を思ったところあたり、考え方、それから将来像を含めまして計画を分かりやすい形で、目に見えるような形であったりというところで、御提示をしていただけたところだと思っています。特に、これからの将来、西里小学校、条件的といいますか地理的といいますか、あそこの場所は非常に難しい地域だと思います。しかしながら、あそこに西里小学校をつくったという昔の宮崎町長の時代だと思いますけれども、その経緯は私は素晴らしいと思っております。ですので、あの校舎を大事にしたいと思っております。その中で、皆さま方も建物を大事にするといったところと維持とか管理とかいうバランス、非常に考えられると思っておりますけれども、その中であの校舎を大切にしまして、また新たな活用を見込めるといったところでは、I.D22にまずはお願いしたいと思っております。まずは協定を結ばさせていただいたということが、一番は大きな理由でございます。後は、政策課長より答弁をしていただきます。

政策課長（佐々木忠生君） 町長のほうが、ある程度もう協定の内容等についてはお話をさせていただいております。その中で、平成30年6月にSDGs未来都市の選定を受け、持続可能な社会・地域の実現に向けて、各種取り組みを続けております。その取り組みの一つとして、先ほど議員もおっしゃられました持続可能な社会を担う人材育成、ESDというアルファベットになりますけれども、を推進しております。このESDの推進につきましては、これまでも町内の小学校や中学校において、外部講師による講演やワークショップ、またフォーラム等を開催してきております。

そして、今後更なるESD推進の拠点として、旧西里小学校を活用していくためのプロジェクトを本年の4月に立ち上げております。旧西里小学校活用計画という部分でございますけれども、旧西里小学校活用プロジェクトの中で最終的な活用のビジョンとして、生きる力を育む教育と企

業による研究開発の融合、E S Dの拠点を目指しております。その目標に向け、地域からの建物の存続を望む声や老朽化により旧校舎の改修は不可欠というようなものでございまして、改修の資金調達のためクラウドファンディングの実施や企業版ふるさと納税の活用も併せて検討していきたいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 地元の方の校舎を大事にするという思い、それから学びの場をつくるという思いは分かりましたが、先ほど町長もおっしゃっていましたが、果たしてその学びの場が西里小学校の地域に適しているのかどうか。地域性というか場所という所も含めてどうかというところもあると思いますし、そしてこのコロナ禍におきまして、西里小学校の活用についてあの場所が適しているのかどうか、学びの場であれば、例えば地元の子ども達も利用しやすい小国小学校近くの町有地や、もう4年がたちますけれども、殿町の火災跡地などもあります。そういったところも学びの場としては小学生が寄りやすい場所ではないかと思われまますので、本当に場所の検討というのが再度必要ではないかと思われまます。

まだ、構想段階だと思しますので、そこで生活する住民の思いもあると思ひます。近くの住民からは連携協定を結んだという話はおぐチャンでは知りましたが、具体的に何をやるのかは説明は聞いていないという声も聞きました。

そこで旧西里小学校の活用について、周辺地域住民への周知やニーズ調査、聞き取り調査などは行われているのでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 本年4月にプロジェクトを立ち上げまして、西里の協議会長には少し報告的なものはさせていただいております。今度、10月にプロジェクトメンバーであるI.D 22のお二人が小国のほうに来られますので、地域住民の皆さんへのヒアリング等を開催したいと思っております。その場でいろいろな意見交換ができればと思っております。

町長（渡邊誠次君） 先ほど西里小学校をI.D 22にお願いした経緯もお伝えしましたがけれども、西里小学校は今まで廃校になってから何年間再生の計画を出したのでしょうかね。また、何回ぐらいチャレンジして、再生計画を出して。その都度、予算立てを多分されてやったと思ひます。前回、森林組合が関わって行ったときも、相当数、西里小学校を活用してチャレンジはしたものの、なかなか難しかったというところがあります。実際、難しいのは本当十分、分かっておりますけれども、今回も西里小学校を大事にするというところをスタート地点に思っております。やはり、軸がある程度決まらないと周りの住民の皆さんにもお知らせはできないと思っております。大まかな計画ではありますけれども、御迷惑にならないところの部分まではしっかりと町のほうで練っていきまして、当然ですけれども、地域住民の皆さんの思いは前の計画のときも含めて、かなり把握といいますか、町のほうはしていたと思ひます。I.D 22の計画においては、大人数をぱっと集めるような観光的な要素も若干少ないと思ひますし、あの校舎のデザイン、ここを

非常に大事にする。それから「子ども達へ」というよりも、どちらかというと情報発信を含めて「子ども達の世代へ」というような感覚を持っております。なかなか、地域住民の皆さんがそこに集まってという形にはなり得ないのかもしれないかもしれませんが、また住民の皆さんとは話をしっかりしていきながら、話を進めていきたいと思っております。少し言い訳ではありませんけれども、やはりコロナウイルスの影響はありまして、私の座談会も相当やりたいのですけれども、なかなか行えないという状況にあります。江藤議員も住民との対話を非常に大切にされていると思っておりますけれども、私もそれは続けて参りたいと思っております。勿論、西里の住民の皆さんとは話していきますが、他の地域の住民の皆さんともそこあたりは可能になれば、しっかりとやっていきたいとも思っているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 町長がしっかりと住民の方々と対話を深めて取り組んでいていただくということで、そのあたりは安心いたしました。

一つ、私としましては、あの校舎を残す活用方法として今の現状の地域のことを考えると、あの地域も少子高齢化がかなり進んでおります。例えば、高齢者のデイサービス施設や周辺のお年寄りも集える場所づくり、そういったところも子ども達だけではなく取り入れていただいて、複合的にあの地域の将来というものを見据えていていただきたいと思っております。ただ、以前あった東京おもちゃ美術館のバージョンを小国に持ってくるという話も、先ほど町長も立ち消えた話だとおっしゃいましたけれども、あの構想はとても良いと思うのですよね。子ども達も木に触れ合いながら学べる場所というのもつくれますし、あともう一つは観光の分野としても、雨の日に滞在できる場所というのがなかなか少ないのが小国町の現状でもあります。そういったところも含めると、雨天時の観光場所、県外から来られた方々が集える場所というのも一つ当てはまるようになるのではないかと思いますので、ぜひそのあたりも検討をお願いして、廃校活用と立地、それから校舎のデザインと住民の意向、そういったものは一緒にしながらもまた別々のものであるということも含めて、十分検討して進めていただきたいと思っております。

次に、旧国鉄宮原線の活用と整備についてです。コロナ禍におきまして、自然の中での余暇の過ごし方やマイクロツーリズムという域内観光での利用が増加傾向にあります。コロナ禍においてもその傾向は続くと思われまます。町内における滞在時間を増やし消費額を上げるためにも、鍋ヶ滝だけに頼らない小国の資源を活用した観光のコンテンツ作りが必要だと思われ、その中で1984年に廃線となった旧国鉄宮原線の廃線跡は町内で滞在時間を延ばす観光コンテンツとして、再度、町が見つけ直す時期が来ているのではないかと思います。

まず、この遊歩道は宮原線開通50周年にあたる2004年をきっかけに、旧宮原線跡地活用検討委員会が地元住民や都市住民、企業や町行政を中心に発足され、7つのアーチ橋の発掘や九州大学、熊本大学と共同で橋梁からの景観探しワークショップ、遊歩道のポイント看板作成など

を行い、宮原線遊歩道としてバスツアーやウォーキングイベントを開催。あるときは町民の健康づくりのウォーキングのルートとして利用されてきました。が、近年は少しおごなりにされている印象がうかがえます。現に宮原から北里館の旧国鉄宮原線廃線跡遊歩道は、今回の豪雨災害でも数箇所被災しており、先日は10名ほどのグループで歩いた観光客の方がいらっしゃったのですけれども、その方々から「途中倒木や水はけが悪い場所が数箇所あります。長靴を履いていかないと通れないような箇所もありました。トンネルも電気がつかなかったので、これは北里トンネルですけれども、真っ暗な中、通行しました。せつかくの良いルートだが、管理がされていなくてとても残念だった」という声もいただきました。実際、通ってみますと、土砂崩れの箇所も数箇所あり、歩行者の安全を考えますと早期の復旧が望まれます。

また、マイクロツーリズムという観点からも再度見つめ直され、利用価値が高まる可能性が十分にありたいと思いますが、整備等検討の余地はございませんか。

情報課長（村上弘雄君） はい、お答えいたします。

今、御指摘の旧国鉄宮原線廃線跡の活用ということで、御意見いただきました。私も随分前からあそこの部分については記憶しているところで、マウンテンバイクやツーデーマーチとかたくさん観光客を呼び込むための施策として、職員も出てそこに釘を打ったりしながらルート開発をしたとか、大会を開いたとか、そういうことが過去にあったことを記憶しております。近年は確かに観光客の散策ルートとして利用されていたと思いますし、また財団のほうでもガイド付きで案内をしていたと聞いております。

最近になって、随分ルートについては荒れている状態が続いているということで、私も先般現場を確認させていただきました。確かに、観光客が歩けないことはないのですが非常に危険で、観光客を今呼び込んで、あそこを歩いてくださいと積極的にできるような環境ではないと私も認識しております。路肩が落ちていたり、山の法面の一部崩落があったり、御指摘の部分の電気の部分については2回ほど落ちていまして、一度ブレーカーが落ちていたということもありまして、すぐに元に戻っております。直近で言えば、豪雨でまた電気が落ちているということで、この部分についてはまた職員が早急に現場を確認している最中でございます。これまでのことも踏まえて、近年のマイクロツーリズムという地域内観光のブームということからいくと、今すぐというわけではないのですが、これから現場はまずは安全を改善して、今後将来、あそこのルートをまた観光ルートとしてお客を呼び込むための利用を活用する場合のやり方、それはどういった団体がそれを実施するのかも含めて、可能性を検討したいと思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 検討していただけるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

私としましては、これをこうしたほうがいいのではないかとこのところを少し提案させていただきます。

まずは、山水が流れ込んできている箇所があります。そちらは暗渠を入れたりして杉チップをそのあと敷き詰めるなど、快適に歩ける環境に整備すると良いかなと思います。また、トンネル内も照明がつかないということですが、つかないだけでなく蛍光灯が外れて落ちかけているところもあります。それをそのまま元に戻すだけではなく、この際LEDの電球色に変えるなどすると雰囲気もガラリと変わると思いますし、スポットが当たるような形というのも必要ではないかなと思います。トンネル内で自動的に宮原線の解説が流れる音声システムの設置、そういったものをすると、ガイドもわざわざ必要なくなって、いろんな方が通って宮原線の学習ができるということも可能かなと思いますし、マップに音声の解説をダウンロードできるQRコードを入れたりするのも一つのやり方だと思います。

また、ちょうど中間点になる竹筋橋ですね、幸野川橋梁ですけれども、そちらのところにはひと休みできる腰かけがありません。高齢者の方、歩きますとちょうど4キロ、宮原から北里まであるのですけれども、中間地点がちょうど竹筋橋のところですよ。そこで景観を眺めて、ひと休みたいという方はいらっしゃると思いますし、お年を召した方だとちょうど、中間点で休みたいということもあると思います。ぜひ、腰かけ、ベンチ等があると歩く人に優しいと思いますし、またこれはあくまで希望なのですけれども、トンネル内には水が出ているポイントもありますので、例えば飲料用として調べて使えるのであれば、それらも整備できると歩くコースとしては充実するのではないかなと思います。

最後にポイントごとに設置されている看板があります。こちらも15年ほどたっておりまして、老朽化が著しいです。きちんと整備する必要があります。挙げるときりがありませんけれども、コロナ禍において少しでも観光コンテンツとして位置付けがあるのであれば、また実際に職員の方々、車ではなく歩いて見て、時間は取れないかもしれませんが、町長も歩いていただきまして、利用者が快適に歩けるかどうか、自分が歩いてどうかも調べて整備する必要があると思います。

また最近では、ヤクルトのCMや廃線マニアの六角精児さんが取材に訪れまして、全国放送で取り上げられております。宮原線は潜在的な可能性を秘めております。特に竹筋橋については国指定の有形文化財にも指定されており、構造物としても人々の目を引き、写真を撮りに来る観光客もよく見かけます。宮原から北里館の遊歩道だけではなく、その先の桑鶴トンネルや森の中に突然現れる宮原線で最も長い菅迫橋梁、わいた山の眺望がよい廣平橋梁などまだまだこちらにも眠っている資源があります。桑鶴トンネルや菅迫橋梁などは町の職員の方々でも、ほとんど知っている職員はいらっしゃるのではないだろうかと思いますが、その辺の調査や安全管理、活用法の検討についてはいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどおっしゃったように、私も宮原線跡をしっかりとまた歩きたいと思えます。私も数度歩いておりますので、大体の状況は思い浮かぶようなところであります。

それから、やはり危ない所は復旧しないといけないのですけれども、議員がおっしゃられるよ

うに、復旧をどこまでやるのか。また新たな魅力をどうやって付けていくのか。先ほど、文章と
いいですか言葉でおっしゃいましたけれども、最終的には情報課と形になるように計画をしっか
り練って行って、全体的な計画を挙げた上で、どこまでやるのかというところが必要であると思
います。

もう一つ、北里柴三郎博士のところも議員が中心になって頑張っておられますけれども、そう
いったところも町もしっかりと頑張りたいと思っておりますので、北里博士の部分、それから宮
原線の部分、いろいろ要素がまたがると非常に多岐にわたって大変になると思います。当然、先
ほどから言うように、危険な所は省いていかないといけないと思いますけれども、なかなか魅力
付けの分では「どこから」という順番付けもあると思いますので、また御相談をさせていただき
たいと思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 北里博士の部分も出てきましたので、後ほど、またそこに触れさせていた
だきます。

また、北里駅跡地におきましては、北里駅跡地公園ですね、宮原線の駅跡地になるのですけれ
ども、公園というような位置づけで一部整備をしている公園であります。2年前にも議会で質問
されておりますが、整備後30年余り経過いたしまして、周りの安全柵や観光看板等の老朽化が
非常に進んでおります。特にここ数年は387号線の交通量が増えましたので、立ち寄る方も多
くなっております。安全面が非常に心配されます。そのあたりの整備については北里駅周辺及び
河川公園など、柴三郎博士千円札採用まであと4年となっておりますので、環境整備、周辺整備
も必要かと思われま。そのあたりについて、北里駅跡地についての計画等はようになっておりま
すでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） 情報課として答えられる範囲で答弁させていただきたいと思。います。

まず、北里カントリーパークという構想自体は30年ほど前に全体計画、木魂館等を建設する
当時に運動公園と河川、北里記念館等の全体のビジョンをつくる時に策定されたものだと思
認してしております。現在、具体的な計画というのはありませんけれども、今後、そういうシアター
ームやそれから河川公園の再整備や、今おっしゃった全体構想の中で情報課としては全体のビジ
ョンがあつてからのほうが個別的には進みやすいと思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 終点の北里駅跡地の手前には、4年後に千円札になる柴三郎博士の記念館
があります。そもそも宮原線は、小国町民の念願であった鉄道敷設を博士が初代鉄道院総裁とな
った盟友後藤新平に頼んだことが発端となっていることから、博士の因縁も深いものです。歴史
的な背景も含めまして、宮原線、記念館それから北里駅の3点をポイントとして、滞在を延ばす
取組みが必要ではないかと思っております。そのあたりについても、ぜひしっかりと検討してい

ただきたいと思います。

次に、農業についてです。今年はコロナ、そして7月の豪雨によりまして小国町の農家もかなり影響を受けており、追い打ちをかけるようにウンカの大量発生でこれまでにない大打撃を受けている農家が多いと思います。そこで今回は小国の農業の課題と取り組んでおくべきこと、将来について伺いたいと思います。

私自身は祖父がシイタケ農家でしたので、小学生のときは春休みはコマ打ちと乾燥シイタケ作り、普段はシイタケパックの手伝いをしておりましたので、少しばかりですが厳しい世界であるということを実体験しております。

まずは日本全体として農業人口は低下しております。その要因としましては、最初に新規参入が難しいということ。その新規参入を妨げているのが機械や資材が高額で、初期投資が大きいということです。もう一つ技術の継承が難しく、特に自然相手であるため、こうやれば成功するという実証例、確証を持つのが難しい。そして後継者がなかなか育ちにくいということが挙げられると思います。もう一つが、なかなかもうからないというイメージ。高収入を上げる農家もありますが、朝早くから夜遅くまで働いても収入が上がらないこともあるということが挙げられます。生産コストの高さと農業収入の低下が合わさって、農業所得の低下、つまり農業はもうからないという状態が進行していく恐れがあり、当然、所得が減り赤字の状態になれば営農意欲が低下し、担い手不足、農村の衰退へ拍車がかかり、後継者が跡を継がず、都市部へ人口が流出していきます。そのことによって農村人口が減少し、たとえ都市部への人口流出がなかったとしても、農業者人口が減少し、農業生産力が低下するということになります。それによって、食料自給率が低下するというようなこともつながります。そうなれば、農地が持つ環境保全機能、景観保全機能が低下していきまして、伝統文化の衰退や里山保全機能も低下し、鳥獣害被害が増加するという問題が発生、農地の受け入れ手がない、つまり耕作放棄地化する可能性が生じまして、当たり前のようにあった美しい田園風景が失われていくというシナリオです。小国のような中山間地、区画が小さいといった条件があまり良くない農地や畑地は、特にその可能性が高くなってしまいます。これが日本を取り巻く小国のような山間部の農業の全体的な流れだと思われまます。

そこで、農業生産額の推移、耕作放棄地の現状と対策について伺います。農業生産額及び耕作放棄地は近年どれくらいで推移しているのでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） お答えいたします。

農業生産額の推移にしましては、これは市町村別農業産出額で見ますと、平成20年度に24億1千万円、平成27年度に25億3千万円、平成30年度に25億9千万円となっております。この数値は都道府県別農業算出額を農林業センサス及び作付統計を用いて案分したものでございますので、金額も大きく推移状況も分かりにくいかと思いますので、JAの取扱高を参考に申しますと、平成17年度に19億7千700万円、平成22年度に16億6千200万円、

平成27年度に15億9千400万円、令和元年度に14億7千600万円となっております。また、御指摘のありました耕作放棄地ですけれども、耕作放棄地は現在、農業委員会のほうで農地の利用状況調査、荒廃農地調査ということで実施をしております。これは推移ではなくて令和元年度の実績数字で申しますと、耕作放棄地は荒廃地14.4ヘクタール、不作付地13.3ヘクタールとなっております。

対策としましては、耕作放棄地の所有者に農地の利用意向調査を実施しまして、農業委員会で斡旋活動を行っております。この令和元年度の斡旋実績としまして、合計23筆の8ヘクタールとなっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 全体的な生産額というのは、そんなに減っていない。JAの生産額は減っておりますが、農業センサスの額としては減っていないというのが分かりました。

そこで、農業生産額につきまして、JAに出荷していない系統外の生産者につきましては、作物の品種や作付面積、生産量など町として把握できているのでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 直販及び契約栽培等をしておられる農家の方についての生産額等については、町のほうとしては把握しておりません。作付面積も今回、今コロナ対策で行っております高収益作物次期作支援交付金について申請をしていただいておりますので、その時点では作付面積については把握ができていますような状況でございます。

2番（江藤理一郎君） 実際、30代の本当に農業をされている方というのは少なくなってきておりますので貴重だと思いますが、30代の若手の農家にはJAに出荷していない生産者もいらっしゃいますので、将来の小国の農業を見据えていくのであれば、そのあたりもしっかりと今回豪雨災害等もありましたし、被害調査も必要ではないかと思えます。仕組みづくりは今後必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。JAの系統外というか、農家の被害調査のところも含めてですね。

産業課長（秋吉陽三君） 生産額等につきましては、個人の申告等でもございますので、聞き取り調査等でも実施程度ならできると考えておりますので、今後はそういう形での調査を行っていきたいと思っております。

2番（江藤理一郎君） では次に農業従事者の状況と新規就農者について伺います。

農業従事者、新規就農者についてはどのような推移でしょうか。今のところ。

産業課長（秋吉陽三君） 議員も先ほど言われましたように、中山間地域では農地の傾斜地が多く、圃場の大区画や大型機械の導入、農地の集積集約化が容易ではなく、平地に比べ営農条件面においては不利な状況にあります。またイノシシやシカ等が生息する山林に隣接することから、農作物の鳥獣被害を受けやすい環境にあり、現在、人口減少、高齢化、担い手不足等の厳しい状況に置かれております。そういう中で、農業従事者の推移を見てみますと、これは農林業センサスの

数値でございます。平成12年度、専業農家140戸、兼業農家486戸、平成17年度、専業農家124戸、兼業農家417戸、平成22年度、専業農家151戸、兼業農家351戸、平成27年度、専業農家150戸、兼業農家307戸となっております。

新規就農者につきましては、小国町のほうが担い手支援給付要綱を平成26年度に制定しまして、現在までに10名の親元就農の新規就農者に支援を行っております。それと、それ以外で申しますと、小国の主要農産物の従事を見えますと、畜産における繁殖農家が今、農家数28戸でございます。繁殖農家におかれましては60代、70代が全体の68%を占めております。その中で後継者が4名おります。酪農につきましては、現在13戸でございます。酪農につきましては8名の後継者がおられます。次、ハウレンソウにつきましては農家数66戸でございます。60代、70代の占める割合が71%。ハウレンソウ農家の後継者は現在3名でございます。キュウリ農家につきましては、現在18戸の農家数。60代、70代が占める割合が67%、後継者はおりません。今度は露地野菜でございますが、露地野菜のダイコン農家が現在18戸でございます。これは5名の後継者がおられます。甘藷はダイコンとの重複でございますが、現在、甘藷農家が6戸、後継者が3名となっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 農業を取り巻く状況、若手の方々、後継者が本当に少なくなっている作物があるというのは、よく分かりました。

小国の看板作物であるダイコンというのは、生産量が全国22位、九州では5位。ハウレンソウが全国で30位、九州では2位というような数字もあります。そのあたり、頑張っているほうではないかなと思います。先ほど、課長が答弁されました担い手支援給付金の受給者の方ですけども、10名ということがありました。これは現在使っている方が10名ですか。

産業課長（秋吉陽三君） 平成26年度に制定されて、今現在までに給付を受けられた方が10名。現在は6名です。

2番（江藤理一郎君） はい、分かりました。

現在受けられている6名の方々につきましても、確か月額10万円の給付金を支給されていると思います。それ以外でも農業で一本立ちしていくためには、機械の購入というのが必要であります。そういったところ、国の支援制度がいくつかあると思いますけれども、情報提供等々はなされていますでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 国、県の新規就農者の支援制度というのがございますが、その都度、相談があれば周知をしているような状況でございますが、小国町の場合、どうしても現在全ての方が親元就農ということで、新規就農に該当するような方がおられません。国、県の制度といたしましては、これは新規就農は親元就農が対象になりませんので、町のほうで、こういう単独の支援制度を作って支援を行っているような状況で、制度自体はいろんなところで周知はしてござい

す。

2番（江藤理一郎君） まだまだ制度等、はっきりとどういうものがあるというのは把握されていない方もいらっしゃるようでしたので、ぜひ、周知には徹底をお願いしたいと思います。

そこで農業関係最後に、農業所得の向上、それから今後の農業について、どのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。

産業課長（秋吉陽三君） 農業所得の向上ということで、農業所得の向上が生産額を上げるのか、また経費を下げるのかということで所得の向上を図るかと思いますが、小国町においては今、国及び県また町の単独事業等で農家の支援、それは中山間地の直接交付支払であったり、また経営所得安定対策であったり、畜産に関する単独の事業であったりして、そういうもので農家の所得向上の支援に努めております。

今後の農業につきましては、どうしても高齢化が進む中、また異常気象が多発する中で、なかなか農業の先というのが不安要素が大きいような状況にあります。でも、労力の節減のためのAIを活用したスマート農業の推進とかですね、そういう形、または担い手をどう今後確保して、それを農業所得の向上に結び付けるかというような施策も必要になってこようかと思っておりますので、そういうところで今後、検討してまいりたいと思います。

2番（江藤理一郎君） 確かに課長がおっしゃるとおり、気候も温暖化が進んでおります。最近、新規作物の導入というのは、なかなかされていないような気がしますけれども、そのあたりについてはいかがでしょう。

産業課長（秋吉陽三君） 新規作物につきましては、ハウレンソウもそうだったのですけれども、その時代、時代の背景があるかと思えます。ハウレンソウの雨よけハウスを導入した背景としましては、これは水田の減反政策で、その転作作物としての導入で、これは雨よけハウスで大きく成功した事例かと思っております。そのあとにも、最近ではアスパラガスあたりの導入をいたしておりますが、今現在、小国町農家3戸でございまして、大きい広がりはなかったのかなと思っております。

新規作物につきましては、現在は少量多品目の中で農家が選択する時代で、産地形成をするような作物の導入は難しいのではないかと思います。しかし、昨今の異常気象による高温障害等も勘案して、今後は関係機関とも連携しまして、作物についての検討を行いたいと思います。

2番（江藤理一郎君） 新規就農者の確保が急務でもありますし、移住定住の観点からも現在、町外からの定住促進も兼ねて、新規就農希望者をぜひ勧誘し、農地や高額な機械のリストを作成したり、就農希望者とのマッチングを行うことも大事な事業であると思われまますので、ぜひ、よろしくお願いたします。

最後になりますが、今回、これは通告書には出しておりませんでしたけれども、日本も7年ぶりに国のトップが変わりまして、新しい総理は国のICT、IoT技術導入が他国より遅れてい

ることから、デジタル庁の設置を検討していると聞きます。

そこで小国町においても、住民の利便性向上だけでなく、職員の業務効率化についてICT、IoT導入が必須になってきていると考えられますが、デジタル推進部の設置などについて検討はなされていませんか。いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 通告にないということですが、もう常日頃から技術革新については国のというか、町の根幹にも関わる問題であると思います。どちらにしても、全ての事業においてというところでもあるかもしれませんが、今からそれを避けて通ることはできないと思います。しかしながら、その場所といいますか機構改革の部分で、その場所をつくるかどうかは今からの課題ではありますし、より勉強をこちらも深めていかないと、そこにまだたどり着いていない状況だとも考えております。しかしながら、もう完全に時代はその方向に向かっているというのは間違いございませんので、時代のニーズに合わせて行政も動いていかなければならないというのは確信しているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） ぜひ、進めていただきたいのですが、それを担う人材の育成につきましても、テレワークの定着でその分野に詳しい人たちは都会にはあふれておりますし、町民の中にもたけている方はいらっしゃいます。様々な英知を集結させて役場だけで頑張ろうとせずに、いろんな方々の力を借りながら町の発展のために、ぜひ頑張ってくださいと思います。

これ、最後の最後になりましたけれども、昨日同僚議員より、各課の課長へ最優先して取り組まなければいけないことについて質問がありました。総括して、町長へ質問したいと思います。

町長、今、小国町で最も優先して取り組まなければならないこと、課題は何でしょうか。

町長（渡邊誠次君） 私のほうで、総括の質問ということで、ありがとうございます。

今、役場としてやらなければいけないこと。まずは、3つあります。コロナウイルスの影響による事業を進めていかなければなりません。災害復旧に関連する事業を進めていかなければなりません。それともう一つ、大事なことは、通常の実業も進めていかなければいけません。合わせて100億円です。今、小国町に関わる事業としては、総事業100億円の事業をこなしていかなければならないということです。それから、大事なところは2024年までに北里柴三郎博士の関連する事業も終わっておかなければいけないというところもあります。その中で、役場の職員、人数は変わっておりませんので、どうこの100億円に向かって進んでいくのかが、最大の課題というふうに思っているところです。町もここに課長、皆さんおりますけれども、覚悟を決めております。しっかり頑張らせていただきますけれども、勿論、先ほど言われたように、いろんな多方面にわたってお願いをして、助けていただくところは勿論助けていただかないといけませんし、各関連の機関とも連携をしていきます。また、住民の皆さんにもお願いをすることも多々あると思いますけれども、どうぞ議員の皆さま方をはじめ、本当に力を貸していただきたい

と思います。

よろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） それではここで暫時休憩といたします。次の会議 11 時 15 分から。

（午前 11 時 00 分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

議長（松崎俊一君） 3 番、穴見まち子議員、登壇をお願いします。

3 番（穴見まち子君） 3 番、穴見です。よろしくお願いいたします。

今回の 7 月豪雨に被災された全ての皆さまに、お見舞い申し上げます。それから消防団、それからボランティアに参加された方に、心より感謝申し上げます。

それでは、通告に沿って質問をしていきたいと思います。

昨日と今日と、私も言いたいところを他の方が言われましたので、一応止めようかなとは思ったのですけれども、私なりに少しずつ住民の気持ちとかを。被災後しばらくたってから、特に市井野地区にも行ってきましたので、それを届けたいと思っております。

今回の被害は、昭和 28 年の被害をはるかに超えて多くの被害が出たと私なりに思っているし、多くの方の声を聞きました。特に災害があったその日の朝 6 時過ぎに、私の住んでいるところは西里の川と北里川が合流地点であります。その川の水の色を見てみると、やはりこちらは白く濁っている。西里川は真っ黒い土色で、どこか崩れたのかなと思ってですね。そんなに深くは考えていなかったのですが、その日の朝、組長から私は倉本地区ですので助成金をお願いしますということで、皆さんに通知がいき、朝 7 時に倉本地区に入るはずだったのですが、入られるところもなく皆さんスコップを掲げて軽トラックが通れる状態で自分たちでスコップで除石をしました。かなりの量があったからですね、それと一緒に倒木もあったので通れる状態だけの除石をして部落に入ったところ、すごいことになっているのに気づきびっくりしました。橋の前の崩壊が一番すごかったのですが、ずっと見渡すと周りに何箇所も崩壊しているところがある。「わあ、これはどうするのかな」と思っていたら、私たちのところは中山間地でローダーとかをそろえていました。皆さんと一緒に水がまだまだいっぱい大変な中、ローラーを持ってきたり、近くの民家の方も床下浸水で 2 軒の方がなっていたり、いろんなところから皆さん一緒になって手伝いをしました。その部落内でも大方 10 箇所ぐらい崩壊がありました。大変だったのですけれども、皆さんで自分たちですということ、それが一番で、やっぱりすごいなと思いながら、昔とは違って一番言えるのは機械の力ですね。それを支えて皆さんが使える方がおられましたので、土石流ですね。水がいっぱい流れていたなので、処理方法をちゃんと考えて、そこは無事に消防団の方と一緒にしたのですけれども、隣にいくところもまだ行けないという状態で、10メートル先に行っても右側といろいろ崩壊していて、「いや、本当に大変だな」とつくづく思いました。しばら

くすると私たちも農業ですので、河川だったり田のほうはどうかと思って見たときに、自分のことを言ってもまた変ですけれども、河川の崩れがあったり、親戚の人たちが来たときに6箇所ぐらいの河川災害も見、道の崩壊も見えて、先に進めない。そこは自分たちでできるところではなくて、業者の方を皆さんでお願いして除けてもらうしかない。町に頼むしかないというところもあったし、また上明里ところに行ってみたときも、いろんな方が自分たちでしているところもありました。それはそれで、その時点では小国町に住んでいる多くの方は、こんなに大きな災害が出ているとはあまりまだ気付いていない段階だったと思います。そうしているときに、私は隣の部落だけだったのですが、田原から広域農道とずっと行ってみるときに、すごい数の崩壊があり道も通れない。そして、特に私たちのところは去年から養豚の方が来ておられますけれども、その通るところのまだ取り付けてそんなくない電柱も半分折れて、停電になりました。その影響を受けて、2、3軒ですね、まさか停電になっているとは思わず、電気を持ってこないでだめだし、設備が整っているところは大丈夫なのですけれども、なかなかできない。しかし、我が家は発電機があったのですが、中身の整備が整っていないので、使い方も何箇所もあるので簡単にはいかない。水のところが一番大事だということで、大変な思いで水の確保、遊水峡近くの上の土砂の影響で崩れたりしたところもあり、ホースの大きいのを4本ほど町から借りたりして、やっと1カ月以上かかって取り付けをできて、それも間、間でするので、なかなかうまくいかないというところもあったし、川の増水があるので簡単にはできないというところもあります。それもあって、部落でしているときに、町の福祉課のほうで一人女性の方が孤立をしている、そんなときに「じゃあ、私が行ってみます」と行ったところ、やっぱり河川の水の量が多くていけなかった。そのときにもう一回福祉課と連絡をして、地域の消防の方にお世話になって、孤立している女性の方を町民センターのほうに連れて行っていただきました。本当に消防団のありがたさを感じました。

まだまだ言いたいのですが、そこまでにして、通告のとおり質問をしていきたいとおもっております。

実際に町民センターを利用した住民の声なのですが、線状降水帯が熊本と大分の県境に長期間居座ったために多くの雨が降り、まさかこんな被害が出るとは思わなかったと思っているところに、避難すればよかったのになかなか我が家が一番と思っている私も含めて高齢者ですけれども、ある程度のところで危険を感じて、地域の方と一緒に夜10時過ぎに「これは危ない」と思って、地域の方も就寝している方は起こして、そのまま着の身着のまま町民センターのほうに避難したというところですが、なかなか着の身着のままという泥水の中にいますので、膝から下と全体的に濡れている。そして泥水で汚れているので、町民センターに入るのを躊躇したというところがあります。そこで役場の方の配慮で、なかなか足を洗ったりする所はないので、基本的にあるのは掃除用のバケツですかね。それを使って、ズボンを取りながら遠慮しながらですね、

町民センターを利用したということです。そこで実際、総務課に行ってそんな方がおられましたけれども、足を洗う場という所はつくってもらえませんかというところを、この前言ったのですが、総務課としてはどうでしょうか。前の方と実際に被災をして入る方もおられますよね。そのときの対策としては、何か備えは考えておられませんか。

総務課長（小田宣義君） お答えしたいと思います。

大変、不自由な思いをされたと思いますけれども、町としては窓口に職員も張り付けておりますので、その入り口に水道をつけるのは物理的には可能なのですけれども、役場の周りには何箇所も水道が出ております。ですから、そこは遠慮なさらずに声を掛けていただいたらと思っております。声を掛けにくい雰囲気もあったのかもしれませんが、どこの施設にしても水道等は備えておりますので、今後はそれから洗いやすいようにホースをつなぐ等の措置は、今から考えたいと考えております。

以上です。

3番（穴見まち子君） やはり、何があるか分からないというのが一番で、基本的には避難指示、避難勧告と出ているわけですから、避難するのが一番だと思います。なかなか、今回の台風にしても、お年寄りの方に「大丈夫ですか、どこどこの方に連れていくけど、大丈夫ですか」と言ったら、「いや、大丈夫」と言って動かない方が多いんですよね。声掛けをしても、やっぱり我が家が一番という方が多いので、その声掛けをする状態も難しかったかと思っておりますけれども、今回の町長の防災無線での放送があったからこそ、誰一人、怪我人もなくできたことがとても良かったと思っております。

それから私は西里ですけれども、先ほど江藤君が言われました西里小学校のことですけれども、避難所として指定されていますけれども、西里小学校が一番利用率が悪いということが言えると思います。その利用率が悪いというのは、やっぱり使う時としたら選挙のときぐらいですよ。何もなくて行くときには、ブルーシートから抱えていかななくてはいけない。そして高齢者の方や車いすの方とかおられるときに、町にあるかは分からないのですけれども、畳があれば畳に少しは横になれるけど、板張りのところに一晚というのはきついなというところもあります。それから、今回、町に自衛隊からの支援というのがあったと思っておりますけれども、その自衛隊からの支援は何があったのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） お答えいたします。

自衛隊からの支援といいますか、支援は熊本県です。それを被災地に自衛隊が運んできたということで、持ってきたのは自衛隊ですけれども、支援の中身は熊本県の支援でございます。

中身といたしましては、マットレスが50枚、タオルケットが50枚、シーツが50枚、敷きパッドが50枚、あと振興局からの古タオルが1千枚ということで頂いております。

3番（穴見まち子君） 今、テレビとかを見ていると、ほとんど段ボールベッドとかもありますの

で、よかったら町としても、車いすだったり高齢者の方がいざというときですよ、やっぱり家のほうがいいからというところで、ほかの施設を利用したいけれども、なかなか応じてもらえなかったというところも聞いているし、私は家族内に施設に勤めている者がいるのですけれども、なかなか普通利用している方は受け入れをするけれども、お断りをした件数が何回もあるとは言いました。今度、新しく社協ができる「悠和の里」ですか、あそことかどこかまた新しいところが、老人ホームがまた残りますけれども、いろんなところでも使えるところがあれば、他の施設が昨日の段階でも出ましたけれども、まだいろんな所でいつ災害が起こるか分からない。そして、この町民センターは冷暖房付きでいいのですけれども、普通のところはですね。夏はいいですけれども、冬になったらストーブとかですね必要などころがあるし、私たちの地域は下明里の公民館があります。基本的に西里小学校なのですけれども、下明里の公民館が使いやすい。このコロナ禍の中でも使いやすいので、人数的には利用しているときには西里小学校はほとんど上がらないのですけれども、そこを使っているのですよね。そこは西里小学校でサロンとかで使ってもらえると普通にすぐ使えるのかなと思うのですけれども、サロンも下明里公民館というところで使っているのです、そういうところを思うと、普段使っていないところに急に入って、そこで避難所になっていますと言われてもですね、どうもなくて元気のいい方はいいけれども、ちょっとしたところはですね。畳だったらどうかいいけれども、段ボールベッドとか少しずつの備えがあるといいかなと思っております。それはドームでも一緒だと思うのですよね。やっぱり町民センターが今度入らなくて、ドームのほうにおられた方がいると思いますけれども、そういうところも高齢者の方がいると思うし、私たちも普段は畳で生活しているし、ベッドをしている人は普通の畳だったり何も無いところでは辛いかなと思うところがあります。そういうところで、町としてはもう少し考えてもらえないかと思っていますが、どうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 議員が先ほど、住民の皆さま、その災害の状況、お話をさせていただきました。住民の皆さまには自分たちの集落とはいえ、土砂の撤去等を含め御尽力いただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

今、避難所のお話をずっとされております。確かに避難所は我が家に比べれば不自由をお掛けするかもしれません。ただ、コロナウイルスの影響下とはいえ、大人数の方が避難所のほうに行かれるということです。人数は私のほうは把握しておりませんが、それでも先ほど言われましたように、支援物資のほうも自衛隊の方に今度持ってきていただきましたけれども、県ではありません。いろいろな方たちから支援物資もたくさんいただいております。その中でも先ほど言いましたパーティション、仕切りの部分であったりとかマットレスだったりとかという支援物資もありますので、今急々に全部そろえるということは、なかなかできませんけれども、担当部局と一緒にやりまして話していきながら、避難所の過ごし方に関しましても少し検討をですね。今までもしていないことはないのですけれども、進めさせていただきます。また、先ほどの

足の洗い場、これ実は私も避難所というか、消防団のときの経験ですけれども、やっぱり避難するときにはものすごく汚れます。1回かっぱを脱いだら二度と着たくないぐらいべちゃべちゃになったりします。避難された状況によりけりですね、様々なパターンがあると思いますので、そういうところも含めて考えさせていただきたいと思います。

以上です。

3番（穴見まち子君） いろんなところが、その都度出てくると思いますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから町でWi-Fiの予算が上がりました。特に先ほど言ったように、普段使っていない西里小学校ですけれども、そのままWi-Fiをつけていいのか。住民の方があまり利用していないですね。していいかなというところもあるのですけれども、先ほど江藤君の質問の中でもあったのですが、やっぱりどのようにして多く使ってもらえるかというところですね。その場に持っていくためのせっかくできたWi-Fiの予算とか地域の避難所が「これは何」と地域の方に言われないうちに、しっかりした説明の基に付けてほしいと思いますけど、どうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） Wi-Fiの設備は今からは必要になってきます。西里小学校に関しましては避難所だけではなく、先ほど江藤議員が言われたような活用の仕方もございます。また、ウェブカメラの部分であったり、勿論西里小学校の活用の仕方によっては、あそこに学生の方、何と云うでしょうかね、事業所の方を含めていろいろな方が寄せられたときも、そのWi-Fiを使うということが可能になってまいります。今から、人が集まるところにWi-Fiといいですか、そういったところの状況が必要なのであれば、必要なのであればではなくて、必要になってくると思われまいますので、頭の中では事前の準備というふうに思っただけであればいいと思います。何も量を入れるとか、設備をすとかいうのも一つの方法かもしれませんが、まずは今回の予算ではそういったところのWi-Fiの設備は、まず事前の準備としてそろえさせていただくというところの感覚でいていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

3番（穴見まち子君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、令和2年の7月豪雨に対してということですが、先日も話がありましたけれども、もう一度全体的な被災箇所と件数と、それをお聞きたいと思っますけれども、建設課長どうでしょうか。

建設課長（時松洋順君） はい、お答えいたします。

数字につきましては、現在、調査中といった部分もございます。今後の国の災害査定等を経て、変化が生じてまいります。概数でございますが、お答えしたいと思います。町道のほうが200件、河川が100件、単件治山は7件、農地としまして田んぼが170、畑130、農業用施設の水路が30、農道30、頭首工が10、林道11となっております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 住民の方は、この7月豪雨がこんなに大きくなるとは、とても思っていなかったと思います。自分の我が家の城が崩れて大変だったという方が後ろだったり、前だったりそういう方もおられました。その中で、町は今から今年を入れてあと2年間、3年間ですね、工事をしていくと思いますけれども、その工事が余りにも多くて重なって、工事をする際に間違っただけで違う現場に行ったりするというのが必ずあると思います。だから、町的に。いやいや、実際地域のところで河川のところだったのですけれども、場所を間違ってきたところを私も体験しました。そういうところで例えば西里のこの地区、北里のこの地区というふうに集約して工事をする予定はどうか。

建設課長（時松洋順君） 議員の御指摘のとおり、件数が非常に多数にのびります。御指摘された箇所をまとめる方法での発注は、今のところ、それに配慮しながら実施していく予定としております。

以上です。

3番（穴見まち子君） なかなか、私は農業をしておりますけれども、今年は稲刈り時期も大変だと思います。それに加えて、来年度の工事次第では植付けができないところもあると思うのですよね。農家の方の声をしっかり聞いてもらって、建設課の方もその声で動いてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（時松洋順君） 被災された方々ですね、早急な復旧を望まれるのは当然のことです。町もそれを目指して今からもう始まっておりますけれども、取り組んでいく所存でございますので、なかなか国との折衝でありますとか、スケジュール的な部分については制約がございますが、できるだけ早く完了に向けて努力したいと考えているところです。

3番（穴見まち子君） 農家の方も待っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7月豪雨が終わって、「コロナを受けて農家の支援」という題を挙げています。県からのコロナに対しての支援を受けておりますが、最初、私が聞いたのは地域の農家の方が、「これは何だろうか」というのを聞いて「はあ」と思ったのですけれども、どのような方が対象になっているのか詳しく説明をお願いします。

産業課長（秋吉陽三君） 新型コロナウイルス感染症に関連する補助事業といたしまして、今4つの事業に取り組んでおります。1つは経営継続補助金ということで、これは新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、販路回復や事業継続、転換のための機械の導入や、人手不足の解消に取り組むことで、総合的に支援するものでございます。こちらのほうは上限金額が100万円で、4分の3が国からの補助金となっております。この事業に関しましては、国の直接採択事業となっておりますので、事業主体は阿蘇農業協同組合が取り組んでおります。すでに一次の受付締切が7月29日で終わっておりますので、次の二次受付が10月中旬の見込みでございます。

す。一次受付の申請件数を見てみますと、小国町で37件の方が申請をされております。内容といたしましては、軽トラック、コンバイン等の農業機械、また草刈り機等の小農具、作業施設の増設、換気扇等の器具の導入等が要望されております。一次の申請の採用確定というのが、今月の終わり9月20日ごろの見込みでございます。

続きまして、高収益作物次期作支援交付金ということで、これは新型コロナウイルスの影響による野菜等の次期作の前向きな取組みに対する生産上の支援をするものでございまして、要件といたしまして、本年2月から4月の間に野菜等の出荷実績があった生産者に、次期作の作付支援といたしまして10アールあたり5万5千円が交付されるものでございます。これは、取組みの内容といたしまして、農作業安全対策や農薬等の導入、土壌改良、配水対策の実施等との要件等がっております。これも県、町を通さない国の直接採択事業でございまして、本町におきましては小国町地域農業再生協議会が事業主体となっております。こちらのほうを見てみますと、事業対象者が小国町で農家数122名、対象面積で96.9ヘクタール、主な品目といたしまして、ホウレンソウ、キュウリ、ダイコン、甘藷等となっております。申請の最終事業費の見込みといたしまして、5千334万4千円を現在見込んでおります。

続きまして、これはこの前の9月補正で御提案をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の農作物等作付支援対策事業でございます。この事業は先に申しました国の高収益作物次期作支援交付金の要件が、令和2年2月から4月の間に野菜等の出荷実績があった生産者となっておりますので、本町は高冷地のため、キュウリ、ダイコン等の夏野菜の出荷がどうしても5月にずれ込みます。そういう人は対象になりませんので、その対象とならない農家の方を対象に同じく同額の5万5千円を交付する事業でございます。こちらにおきましては、現在対象予定者といたしまして、農家数21名、面積にして15.4ヘクタールを予定しております。ただ、これは先ほど私が申しました国の高収益作物次期作支援交付金の交付を受けた方は対象外となっております。

それとあと1つが、新型コロナウイルスのこれも感染症対策といたしまして、小規模生産者の支援事業でございます。こちらは、新型コロナウイルスの感染症の影響で、薬味野菜の里小国あたりが4月5月と閉鎖しております。そういった中で、小規模生産者、要するに5アール以下と考えておりますが、そういう方たちにほとんどが高齢の農家になると思います。こういう高齢農家の支援のため、生産活動継続のために支援金を10アールあたり、すみません、これ定額でございます、1件あたり2万円を交付する事業でございます。対象者として、現在150名を見込んでおります。これも高収益作物または先に申しました農作物等の作付支援対策事業との重複は避けたいと思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） いろいろ人数的なものを出してもらいましたが、この中で絶対に漏

れているというところはないでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 先ほども申しましたように、国の直接採択事業のほうが2月から4月ということで、それで漏れる農家が発生しますので、漏れる分につきましては町の単独事業のほうで拾いたいと思いますので、大体全体を網羅していると思っております。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

2月から4月というと、農家は3月の終わり4月とかは、基本的にダイコンやさんは植付けが天津とかにしているし、ハウス農家の方も早めにすれば早くできるというところがあると思っております。市場に出す方は市場で普通どおりに取ってくれるけど、学校が休みだったときに基本的に薬味の里に出して、注文を取っておられた方がたくさんおられます。そんなときに、収益が上がらなかつたりする方が何軒かおられますので、私も薬味に出したりいろいろなことをしているので、分かっています。それから4月1日というのは山菜が取れる時期ですね。その時期を逃して、あの時期はワラビだったりタケノコとかですね、それを出したりするのはなかなか薬味には出されなかった。だけど朝市には出されたという方もおられますけれども、やはりこの支援金というのは日頃頑張っているお年寄りとかですね、作られている方には大変助かると思っておりますので、こんなことには力を入れて支援をしていただきたいと思っております。

それから、今現在ウンカが異常発生しております。小国町、南小国町等も本当にびっくりするほどウンカがいまだかつてないような感じで、特に思っているところは黒淵と上田地区ですよ。前年度研修で益城のほうに行っただけですけども、一枚5反ぐらいの田んぼでも一番やっていたのに、まさかそれが小国のほうに来るとは全然予想していなかったし、一枚の方がかかったときにすぐ上のほうに移るというのが、もう1日か2日の間で広がるし、その薬が効いているのか効かないか分からないような状態なんですよね。そういうところで、町は把握はしっかりしていたでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 先週、金曜日の全員協議会のときに、町長が台風被害ということで水稻の倒伏について37ヘクタールということで申し上げているかと思えます。これもほとんどウンカが起因しての倒伏と考えております。農業共済組合のほうは今把握しております数値で48.3ヘクタール。これは台風とウンカの起因も一緒に被っておりますが、そういう面積で倒伏しております。農業共済のほうの48.3ヘクタールにつきましては1筆の面積で上げますのもですから、町のほうの被害は1筆のうち何アールということで拾っておりますので、若干の差が生じているのかと思えます。

以上です。

3番（穴見まち子君） 昨日、共済組合に行ってきました。13日現在で、課長が言われたとおり48.33ヘクタールが実際に被害に遭っている。総面積で2千165ヘクタールの中の48で、全体的なところで見たところで大体1割というところだったのでですけども、1枚のうちで全部

かかっているところと、少しのところがありますので、ずれがあるとは思っております。やはり、これからはウンカもだんだんひどくなっているし、少ししか田んぼを植えていない方というのは、せっかく植え付けてもこんな被害があると、町からの無線での放送がありましたけれども、なかなか農協としても薬がちょっと切れた時期もあったと聞いております。そのときには、津江のほうまで農薬を買いに行かれた方もいると聞いております。やはり、早めの防除と農家の方が大丈夫だと思って安心しているところは気をつけてもらいたいし、せっかくおいしいお米が、小国町はアキゲシキとヒノヒカリとあります。それに向かって、町の産業課もしっかりとした農家の支援をお願いしたいと思っております。

以上です。

これで、一般質問を終わりたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 最後にこちらで答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど課長も言われましたが、今回もウンカで大変な被害に遭っているというのは、町のほうも把握をしております。ただ一部、言われ方としては「小国町は農家に対しての支援が少ないのではないだろうか」というふうな言われ方をしておりますので、少しだけ私のほうからこの場で言わせていただきたいことは、先ほど産業課長が言われた4つの項目、農家に対しての軽トラックだったり、勿論必要な部分で申請されている方がいらっしゃるといふ部分、それから1アールあたり5.5万円というところを国の補助、それにできない部分は町が補助をさせていただいたところ。それからもう1つ、薬味野菜の里のほうが中心ですけれども、作っておられる方という小規模の農業の方という部分。それから、先日から災害の復旧のことに関して、農地の災害、それから農業施設の災害に関しても町は独自のところでですね、激甚は別といたしましても町は独自に支援をさせていただいておりますし、その他国の事業、中山間多面的機能、たくさんの方の事業に取り組まさせていただいております。決して、ほかの地域に比べて小国町が農家に対して補助が薄いかということ、私はないと思っておりますし、それは私の施策ではありません。宮崎町長、北里町長からずっと続いている、どこからスタートかは分かりませんが続けている事業でございますので、町といたしましても農家の方の支援、勿論しっかりしていきましますし、当然ですけれども、あらゆる産業についても町としてもしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 一応終わったのですがけれども、もう一言。

先ほど言ったように、野菜農家の方も米もつくっておられるわけですよね。そこで、農家のお米をつくっておられる方に対しても、この被害状況に合わせて支援はしていただけないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今現状においては、というところで伝えさせていただきますけれども、今回

の補正予算で組まさせていただきました分、今回は補正予算を組まさせていただきましたという事実がありますので、それ以上のことは今回はできないというふうに思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） できないということでしたけれども、やはり米農家の方ですね、それ1本でやっている方もおられます。そここのところを考えると、今はできなくても12月に刈り取りが終わって町の出来高、売上とかですね、共済のほうからどれくらいの支払いがあるか、それをよく捉えてみて支援をお願いしたいと思っております。

よろしくをお願いします。

終わります。

議長（松崎俊一君） それではここで暫時休憩といたします。昼の会議を1時から。

（午前11時55分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（松崎俊一君） 6番、大塚英博議員、登壇をお願いします。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。今回も3つのテーマに沿って、質問をしていきたいと思っております。

まず1つ目のテーマは、殿町の火災跡地のことについて、そして2つ目はコロナ禍の鍋ヶ滝の運営について、そして最後に森林の整備について。

それでは一番最初の殿町火災跡地の活用について、質問していきます。2018年10月10日に、そして時間は午前5時ぐらいだったと思います。火災が起きて、そして思った以上に広い範囲において今の現在の跡地になったわけでございます。それから、今年の10月を過ぎると、ちょうど5年目を迎えます。この殿町の火災跡地というのは、殿町だけではなく町内、宮原の中心市街地でございますし、また小国町の中でも銀行、町民センター、そして役場、本当に中核をなす場所でもあります。この場所がこの4年間の中で大きな動きもなく、現在に至っているわけでございます。これから4年後に柴三郎の千円札という中で小国町が注目されていきますけれども、今の現状において何か方法を考えていかないと、それこそ周りから見たときに、そして地域の住民にとっても非常に心配というか、悲しいことにならないだろうか。そこで、この跡地について今まで4年間のうちに「案」というものがございませんでした。案があれば、それに対して地権者との交渉が始まり、それにおいて前に進むということがあったかもしれませんけれども、今の人口減少の中で商店街というものに対しての不安と、行政としてもここに何をしようかということに対する負担、いろんなことを考えたと思っておりますけれども、これは何とかしてでも対策を打たなければいけないと思っております。

そこで、町長に伺いますけれども、この跡地の振興策というか、そういうものというものが将

来に向けてどういうふうな組み立てをしていくべきか、お聞かせ願いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 殿町の火災の跡についての御質問、答弁させていただきます。

その前段として、この町民センターを建てる前におきましては、正直なところを言いまして、多目的の福祉施設だったり、いろいろなお話も私も議長時代に少し耳に聞いたことがありますけれども、具体化したような形では私は聞いておりませんでした。しかしながら、この町民センターが出来上がって、多目的にいろいろと町民の皆さまがお使いになられていますし、町としても、この議場もそうですけれども会議室等々として相当使われてきております。その中で、今、殿町のあの跡地と申しますか、あの地域がどのように使われたほうがいいのかというのは、やはりその時代とはニーズが変わってきているように思われます。そのままの計画では、当然ですけれども、なっていないと思っておりますが、ただ思いとしては地域の方々があの場所をどうかしていただきたいというのは、昨年、私も地元で話し合いと申しますか座談会を開いたときに要望としても聞いております。しかしながら、現段階では、まだあの地域では「こういう活用をする」といった限定的な計画は今のところはないところです。

6番（大塚英博君） そこで、先ほど言いましたように小国町の中心市街地であるし、またあの空白地でございますので、これはいろんな方々から話を聞きながら、また専門の方々にも中に入っていていただいて、そしてそれをどのような形でやっていくかという一つのプランというか、検討委員会とかそういうものを先に立ち上げて、いろんなニーズというものを拾い集めるというのものもいかなという考えでございます。この点について、いかがですか。

町長（渡邊誠次君） まだ話が計画の段階に上がっておりませんので、私の口からは「こうやります」というようなことはできませんけれども、いろいろな意見が出ているのは間違いないです。ただ、あとは地権者の方がいらっしゃいます。個人の方たちです。勿論町の土地であれば、いろいろと最初から言うこともできますけれども、なかなか難しいところもありますので、そういったところも含めて地域の方々との話、それから具体的にどういう目的であの土地を使っていくのか。そこが一番重要だというふうに思います。町として、絶対にこの施設が欲しいとか、この方向で話したいとかいう方針があれば、殿町のあの跡でもなくて他の地域でもなくてというところで、話はさせていただきます。目的があれば、場所を限定してという形ではなくて、お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、まだ今のところ、建物を建てるといった部分で申しますと、北里柴三郎博士の案件が1件だけ出てきておりますけれども、それを殿町の跡にという話は具体的には出てきておりませんので、その部分に関しましてはまずは計画の中で、まず目的。この目的が非常に一番大事なのではないかなと思います。

それと、あとは地権者の方たちの同意と申しますか、地権者の方たちの思い、地域の方たちの思い、両方とも必要だというふうに思いますので、なかなか土地を取得する段階からスタートするというお話にはまだ至っていないというふうに思います。町が土地を取得して、その場所に建

物を建てるといったときには、少しハードルが通常よりも高いと思われますので、考えをしっかりと重ねてから計画をしないと、なかなか実現性に乏しいのではないかなと考えているところです。

6番（大塚英博君） はい、分かりました。非常に難しい問題だと思います。しかし、いろいろな話を聞きながら前向きに検討していくことも大事なと思います。

それでは2つ目の質問に移ります。コロナ禍における鍋ヶ滝の運営についてでございます。観光産業というのは、災害や新型コロナウイルス感染症によりかかってない打撃を受けております。そこで、鍋ヶ滝の運営についてお尋ねいたします。今、鍋ヶ滝におきましては感染症対策というものを出しているかと思えます。また、現在においての土曜日と日曜日を休んでいるという状態でございます。このことについて、まず入場者数というものがどのように今現在に減っているのか。それと同時に日曜祭日、なぜ閉めているのか。この点について、お答えを願いたいと思えます。

情報課長（村上弘雄君） まず、鍋ヶ滝の入園者数の現状と推移を申し上げたいと思えます。5年間の数値を申し上げます。平成27年度に入園者数が22万4千人です。端数は省略させていただきます。入園料が4千368万9千円です。平成28年度になりまして、入園者数が14万3千人です。入園料が2千787万2千円です。この年は熊本地震の影響で休園も行いましたし、あと滝の裏側を観光客に歩かせるということも余震の関係で、一時期ストップさせていた状況がございます。それから平成29年度に20万7千人です。入園料は4千031万2千円。このときに日本ジオパークの認定を受けております。それから平成30年度に23万6千人です。入園料が6千870万2千円。このときは世界ジオパークの認定を受けております。平成30年度には入園料の見直しを行っておりまして、大人200円から300円に変更、子どもは100円から150円に改定しております。それから前年度、令和元年度ですけれども、24万6千人、入園料が7千107万4千円。この年の11月15日に累計来園者数100万人突破ということで、4年半の歳月をかけて100万人を突破ということで、入園者の方に記念品を差し上げたということもあっております。

現在ですけれども、現在は3密を回避することが現状としてなかなか難しいということで、その理由としては8月が一番年間を通すと多いのですけれども、1日2千人、3千人を越す時が多々8月はあります。週末、それから夏休み、お盆の時期。かつ国が示している来客のリストというのも作れません。ということで感染症を予防するためには、とりあえず平日を運営するしか仕方ないということで判断しておりまして、本日に至っておりますが、現在のこの状況を推定しますと、4月から実際休園をまるまる1カ月以上、感染症拡大ということでしておりまして、6月に一旦指定管理者の関係も含めていろいろな観光施設がオープンしました。また、7月には警戒警報等で休園している日にちもあります。そして豪雨。ということで、現在12月ごろからは

以前の傾向としましては、土日も開けても千人は超さないだろうという実績上の数値がありますので、見込みをうちのほうで出しているのは12月から3月までは、土日も祝日も開けても可能かなと。これまでの経緯から言ってですね。トータルで来年の3月で、あくまでコロナ禍の状況で流動的とは思いますが、推計上は入園者数は10万人切ります、9万9千人。入園料が2千900万円を見込んでおりまして、この数値は熊本地震のときの平成28年度の数値も下回るような状況でございます。

それから鍋ヶ滝そのもののコロナ感染対策についてですけれども、まず職員については受付にアクリル板を早いときから設置しております。それから当然のことですけれども、マスクの着用そして手の消毒、それから狭い建物の中ですから換気を定期的に行っております。それから平日開園とは言いますが、観光客の方にも感染症拡大予防のための協力依頼の看板を入りに設置しております。それから、消毒液の設置。それから最近の話ですけれども、熊本は熊本県として熊本モデル版ということで各遊戯施設、一般施設、接客業施設等のチェックリストというのをネット上で経営者あたりがチェックをして、その項目に応じて自分のところがそういう感染予防対策を取っている場合は、熊本版のモデルとしてくまモンのシールがあるところで、それを店の入り口等に設置するというものがあります。それも鍋ヶ滝のほうにも設置しているというような状況でございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 今、答弁の中に来客数のリストというのは、私は初めて聞いたのですが、これは1千300人以上になるとリストを出さないといけないのですか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

これは、今熊本県は警戒レベル4ということで、全国のほうから基本は対策本部ということで県の名前でイベント施設や集客施設については、1千人とか2千人とかたくさんの方が集まる場所では、これは法律上の義務ではありませんけれども、できるだけ感染者の経路を追うという意味で「参加者のリストを設置すること」ということが文書できておりまして、通常、旅館や申し込みがあつて受け付ける場合の施設でありますと、住所と名前が分かりますけれども、鍋ヶ滝についてはほとんど九州でいえば福岡、北九州が多いとは思いますが、リストまでの把握はできておりませんので、感染症予防という意味ではリスクは高いかなと思っております。

6番（大塚英博君） ここで私は大きな問題というものがあつまして、土曜日、日曜日の一番集客の多いときに、そういったお金というものが入らないという。これは、私たちの商売というか、そういう観光に携わっている方から見れば非常におかしな話でありまして、今宿泊にしてもコロナ関係で何とか感染対策をしながらお客を入れようとしているし、また同時に今集客ができる土曜日、日曜日に対して観光産業というのは、復帰させようと努力をしております。一番根本的なこの鍋ヶ滝というものが全く民間であつたならば、その話は通用しないと思います。行政という

ものは、はっきり言ってこれは推測ですけれども、この収入減というものが何ら特別会計みたいなものではない中では、そんなに影響は出てきていないのではないかと。ここに一つの甘えがあるのかなと、私は思います。今、本当に土曜日、日曜日の集客のあるところに対して交通渋滞が起こる、その中で何とかシャトルバスをして密にならない程度で送り出す。そういう中でも、感染症対策という予防対策を完全に打ち越しながら、はっきり言って「コロナ禍」なんです、今は。コロナがあって当たり前の状態で今やっているんです。特に交通渋滞があれば、地域の方々に対しては、これは私の個人的な案ですけれども、協力金みたいな形で、迷惑料みたいな協力金みたいな形を創設しながらやっても、私はおかしくはないと思います。

いまさっき言ったように、義務ではないという一つの例外というか、そういうものも含みを持たせていますけれども、私はその方向でやっぱり観光産業を盛り立てていこうという。これ何でかという、この観光産業「鍋ヶ滝」というのは小国町の問題だけでなく、県外でも全国的にも有名になっているわけです。よそから来た方々が、せっかく休みを取って善三美術館の前に車を止めたら、土曜日・日曜日は閉館いたしますというものを一瞬で見たときに、何て不親切かと。もうそこまで来たんだったら、鍋ヶ滝のほうに行って、ちょっと見ようではないかという、その方たちがたくさんそこに集まっているわけです。同時に、そこから下りていけば見れる状態の所まで来ているわけですから、じゃあ柵を越えてでも中に入ろうとします。それは本当に自然の流れなんです、それは。鍋ヶ滝が何かの問題があって崩れたというもので閉鎖されているわけではなくて、そういう感染症対策そのもので閉鎖されているとすれば、それは県が出しているものというものは抗議すべきものであるだろうと思うし、そのところをもう一度ですね。これから先、もう23、24日と連休があります。コロナ禍の中では、そんなにたくさんの人数が集まるとは思いません。今までのデータから見ると、2、3千人というものが土曜日、日曜日だったです。しかし、1千500人集まればいいほうだと思います、私は。平日で600人です、大体が。やっぱりこのチャンスというもの、このGoToキャンペーンにおいても、あの手この手でお客さんを集めようという中で、協力すべきところは協力していただきたいという気持ちはいっぱいです。その点において町長にお伺いしますけれども、この判断というものをどのような形で判断しているか。

町長（渡邊誠次君） 実際のデータに基づいて、推測のもとに今閉鎖をさせていただいております。やはり対策として渋滞、それから3密を防ぐ、この両方がある程度クリアできるような形でなければ、シャトルバスを出すこともなかなか今現状、難しいですし、そのまま渋滞を見過ごすわけにもいけませんし、3密を見過ごすわけにもいけません。

大塚議員、やっぱり商売の観点、それから産業経済の観点からも独自の視点をお持ちだと思っておりますし、その視点は非常に参考にもさせていただいております。今日の一般質問に関しましても、非常に大切な自由なお互い意見を言い合えるようなところでもありますので、ありがた

いところではありますけれども、鍋ヶ滝の3密の回避、先ほど言いましたシャトルバスが使えない状況での渋滞の緩和策、それ等々を考えると、今の現状では試しに開けてみるということもなかなかできない状況にあります。しっかりとこの間に今、情報課ではこの前から言っておりますとおり、予約のシステムだったり、そういったものを本当に真剣に考えさせていただいております。東京の大学にも打診をさせていただいて、今一旦話を持ち帰ってもらって、そのお話の答えを待っているところでもございます。非常に難しい問題だというふうにも思っておりますけれども、この状況を試験的に開けてみるという状況では行政のほうは試すことはできないと考えておりますので、住民の皆さま、それから観光客の皆さまには御迷惑をお掛けしておりますけれども、今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

6番（大塚英博君） 一応、分かりましたけれども。

それでは3つ目の質問に移らせていただきます。これは、1つの森林整備でございます。今回の災害におきまして、かなりの森林の被害というものも出たかと思っております。これも将来を見据えて、4年後に小国町というものが昔は林業というものが非常に経済的に良い時代がございました。それによってたくさんの製材所があり、そして雇用というものが生まれました。そして、町は活性化して商店街もかなりの活気があった時代がありました。

ところが林業も衰退をすることによって、時代の流れとともに今の現在においては、はっきり言って林業家がそれによって生活ができるということも非常に厳しくなっている。そういう中で、林業に対して不安が出てきたし、要するにそれに対して生活の支えにしようという人たちが少なくなってきた。それと同時に森林の荒れが発生し、そしてましてや、そこで災害が発生したときに被害が出れば、自分で山の費用を掛けて、そこをきれいにするということに対しては、できなくなっている状態でございます。そしてそれが、ましてやまたの災害に輪を掛けたように森林被害、たくさんの大きな被害をもたらす。

そこで、これは早急にこの森林整備というものを進めなければ、78%ある小国の森林面積の中でお金を生むどころか、反対に被害に対して相当なお金が出費されていく。それを回避するためにも、この森林整備は非常に大事な部分だと考えます。そこでこの森林整備においては、整備を中核とする団体というものがございます。こういう団体と常に意見交換であり、これから先の森林整備について話をしているか。これをまずお伺いいたします。

産業課長（秋吉陽三君） 森林環境譲与税の用途につきましては、町長、森林組合の組合長を交えて、4月に意見交換会を実施しております。

6番（大塚英博君） 森林整備で非常に必要なものは、やはり人材だと思います。そこで就労する人、そういう方たちの支援が必ず必要になってくると思います。先ほど言いましたように、林道の整備また改善というものも必要になってくるかもしれません。その前に、いろいろな被害の状況も把握する必要があると思います。そういう面において、この環境譲与税というものがいろん

な面で使われていく。特に今度の被害が大きかった林道整備においては、どのような考え方をもっているか。

産業課長（秋吉陽三君） 町が管理する林道以外で、森林組合が開設された作業道がございます。

この作業道につきまして被害が55路線ありまして、この55路線を令和2年度から3カ年において、今復旧の計画を立てております。令和2年度につきましては、間伐等の作業がある所を優先に、28路線の復旧計画を今立てているような状況でございます。これにつきましては、この前の補正でお願いしましたJ-VERと寄附金でその財源を充てるようにしておりますが、今後、財源等が不足する恐れもございますので、環境譲与税をこの作業道の復旧の財源として充てたいと考えております。

6番（大塚英博君） ぜひ、進めていただきたいと思います。それと同時に、沿線沿いの景観と同時に災害防止のためにも、それに引っ掛けによって災害ができるような場所、これに関して早めに対応を打っていくということも大事かと、私は考えます。

以上、3つの点について質問をして参りました。これで質問を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。1時40分から行います。

（午後1時30分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時40分）

議長（松崎俊一君） 8番、松本君。

8番（松本明雄君） はい、8番、松本です。

僕の質問で一般質問は最後になります。緊張感を持ってですね、豪雨災害もありましたので質問させていただきたいと思います。

まず、今年はコロナウイルス、本当にきてもらいたくないものが違う国からきて、日本に相当な打撃を与えております。2波がきたとか言っていますが、政府ではまた10月にGoToキャンペーンの東京都の宿泊の承認をしているところでございます。懸念されるのは、また冬が近づいておりますので、インフルエンザ等も発生します。これによってコロナがどう動くかがですね、僕は学者ではありませんので分かりませんが、今のところ日本人、東洋系の方々は死者数が少ないですので、ワクチンができるまでみんなで頑張って、収束していただきたいと思います。

それにこの町ではまた7月の豪雨災害、これに関しては本当に同僚議員からも昭和28年ぐらいの被害だったんじゃないかとかいう質問もされておりました。これは、うちに関しては相当なダメージだと思います。今の職員の方は大変だと思います。特に建設課は時松君もだいぶ痩せてきておりますので、もう少し体重が増えるように頑張りたいと思います。

それで質問したいと思います。同僚議員の方から、寄附か何かもいろいろ頂いているという話は聞いております。町長のほうからも、そういうお話は聞きました。そして、熊本市内では小国

郷の郷人会の方々も行って、非常にいつもよくしていただいております。この前、ちょっとお話を聞いたんですけども、ライオンズクラブとかロータリーとかありますが、ライオンズクラブの熊本県の代表に小国出身の女性の方がなっております。この中にも同級生がいると思いますが、ライオンズは人吉のほうにお金を寄附されておりました。そして小国郷の方々もいらっしやいますので、こんなにひどいなら自分たちも支援に行きたかったとか、ボランティアに行きたかったんだけど、ボランティアのほうが町内だけと。そういう関係で、ライオンズクラブの方々はお金を持ってきたと思います。そういう感じで、皆さん小国のことを町外から相当見守っていただいております。

もう一つは、この前から情報課にはいっていると思いますが、サトウロジックの社屋が10月に農協の横に、もうその頃には出来上がると思います。それで、小国町にも少しは貢献したいと、そういうことでトラックのボディにラッピングをして、5年間ですかね、その車を走らせたいと。本当にありがたいことです。そういう気持ちがあるだけでも、ありがたい。それを2台走るという話が出たので、2台ともお願いしたのですが、1台は南小国でほしいと、そういう社長の御希望でしたので、そこは南小国町と小国町で1台ずつということになりました。本当にありがたいです。今もらっているイメージ図は、こういう感じになります。どうなるかは、今から情報課のほうで打ち合わせしますので、どういう絵柄になるかは分かりません。ですが、この車が九州一円を走ってPRしてくれるということは、走っているもので皆さんよく見るからですね。今後、コロナが収束したら小国にも多くの観光客の方が来られると思います。それを期待して、もう一つ。通告どおり、防犯カメラのほうにいきたいと思います。

総務課長、防犯カメラは小国町に数ほどのくらいあるのか、御説明をお願いします。

総務課長（小田宣義君） 今、町で設置している防犯カメラは役場の庁舎、それと町民センター、保育園、これは宮原、北里、下城の保育園についております。それと隣保館、美術館、以上が役場が設置しているカメラの個数でございます。

8番（松本明雄君） その管理体制について、お伺いします。何かあったときの話ですけども、どなたが見て、どういう報告をするのかお答えください。

総務課長（小田宣義君） 防犯カメラにつきましては、管理運用要項というものを町でつくっております。基本的に今私が言いました施設の長が、そのデータを管理する。映っている画面では個人情報等にもなりますので、その組織の長が管理するということで、要綱をつくっております。以上です。

8番（松本明雄君） 防犯カメラですね、前の町長のときに質問させていただきました。そのときには、まだ要項もつくっていない、防犯カメラもあとから考えようということでしたが、ちょっと保育園で事例がありましたので、そのときに保育園にはつけたから今の台数があると思います。ですが今後、やはり防犯カメラはいろんなところにつけていただきたいと思います。前と同じで、

やっぱり徘徊の方がいらっしゃるとか、この前も不審者がいて予防しなさいというけれども、もう防犯カメラがあれば警察と連携しながらその方をいち早く見付けていただいて、早く安心安全な町にするのが責務と思いますので、その点はどうかお考えでしょうか。

総務課長（小田宣義君） お答えします。

先ほどの要綱を作りましたということで、実際、御指摘のとおり保育園等につけたときにはこの要綱はできておりませんで、指摘を受けましてその後令和2年4月17日にこの要綱を作っております。あわせたのは役場とセンターの完成後に実際に運用するようになってからということで、要綱のほうは遅ればせながら作らせていただきました。実際に目的と必要性といたしましては、犯罪の予防、それと行方不明者の捜索等を目的としてということで設置はしております。ただ、防犯カメラ、ほとんどの機種が中を向いております。外を向いているのは玄関口、センターでいくとセンターの駐車場の入り口までは映りますけれども、道路あたりはなかなかそこまで網羅するようなカメラは今のところ町には1件もついておりません。せめて、道路が少しと敷地が少し映るぐらいの外部のカメラになっております。ただ、必要性は十分感じておりますけれども、それを道路に向けてつけるのがどうなのかと。道路には1本だけ防犯協会が立ててあります防犯カメラがゆうステーション横の交差点には設置してありますけれども、実際に道路を映しているのはそれ1本だと認識しております。

以上です。

8番（松本明雄君） やはり、犯罪を未然に防ぐためにも必要なものだと思いますので、今後考えていただきたいと思いますではちょっと遅いのですけれども、そういうことしか言われません。この前から、またこれは人間の話ではないですけれども、牛豚なんか関東のほうで盗られております。個体番号があるのに牛をなぜ盗るのかなという不思議さもあります。豚の場合は700頭ぐらい盗られていると思います。そして高級果実、ブドウ、これが相当な数盗られておりますので、その件では県のほうが確か700台、農家につけるようにしていると思います。それはまた産業課のほうで調べていただいて、どういう要綱になるのか。せっかく農家の方々も手塩にかけて育てて、病気にやられるとか有害鳥獣にやられるとか、いろいろな話がありますけれども、それをいい時に持って行かれるのは非常に大変だと思いますので、うちの町ではそういう被害があったときにどう対応していくのか、今後考えていただきたいと思います。そのカメラは性能が良くなっております。暗闇でもLEDか何かがついておりますので、60メートルまで夜間でも映像が撮れるようになっておりますので、今後、そういうことがあれば考えていただきたいと思えます。

それと、東京消防庁が火災原因、これが今まで一番多かったのが放火です。東京都内も防犯カメラが増えましたので、40数年ぶりにその出火原因が変わったというような事例もありますので、一概には言えませんが、これも防犯カメラがあったのではないだろうかということが

ありますので、やっぱり抑止力のことを考えれば防犯カメラは相当な効果をもたらすと思いますので、今後、機会があるごとに。今は災害があつて大変でしょうから、ひと段落したところで考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。総務課長、答弁。

総務課長（小田宣義君） はい、お答へいたします。

町としても今後、考えていきたいと思ひます。ただ、今ですね、私も防犯カメラについて調べましたところ、大都市は圧倒的に道路に向けて防犯カメラの補助を出しております。ただ田舎でするので、件数的にはそこまでは増えてはいないのしょうけれども、もう少しずつ考えなくてはいけない状況にはなつておると考えております。

以上です。

8番（松本明雄君） 田舎でも犯罪がある可能性もありますので、今後、検討のほうをよろしくお願ひします。

次に豪雨災害の反省と今後の取組みについて、お考えを聞きたいと思ひます。

皆さん、ずっと聞いていますので、同じ話が續くかもしれません。ですが、災害の反省点、僕も災害対策本部これがちょっと遅かつたのではないかなと思ふ節もあります。ですが町長は、それは人的な被害がなかつたからそういう日にちになつたということは答弁されたので、もう一回お聞きします。

町長（渡邊誠次君） 今、松本議員がおっしゃつたとおりでございます。ただ、11日に設置をしております。この設置をした原因も同じ理由でございます、人的な被災が「可能性が高まつてきた」という理由で設置をさせていただきました。

8番（松本明雄君） こういう質問をさせていただいたのは、場所を言うと悪いのですけれども、市井野地域に行きました。あそこも相当、水が多かつたらしいですね。それで話を聞いたら、小国町に消防署、消防団の方、警察、そういう方々がいらつしゃいます。警察署も消防署も目一杯の人間でまわしておりますので、なかなか災害のときには大変だと思ひます。ですが、そこの方は住民の方が電話をして、やっと逃げるのができたという話をされておりました。消防署の人が来て消防署の方が車を誘導して、やっと命からがら逃げたという話を聞きましたが、そういう話はお聞きでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 市井野地区には、私も次の日に原付きで行きまして、直接現場を見ました。その現場の状況がかなり被災しておりましたので、当然その場から建設課に電話をさせていただいて、状況を伝えさせていただきました。そのときに命からがら逃げられたということも聞いておられます。それは当日ではありません。後日でありますけれども、聞かせていただきました。

8番（松本明雄君） それで、それだけ命の危険性があつたのなら、僕は自衛隊のOBです。自衛隊の連絡員の方も2名ほど来ておりました。それでちょっとお話にも行きましたけれども、彼たちもまだゆっくりされておりましたが、町民の方から「こんなに被害があるのに、松本さんはOB

だから自衛隊を呼んでください」と言われましたが、僕には呼ぶ権限はありません。呼ぶ権限があるのは市町村の長です。ですから、町長の判断があれば、自衛隊も呼べたのではないかと思います。そのところをお聞かせください。

町長（渡邊誠次君） 被災当日から自衛隊の方々には、町長室の隣にいただきました。いつでも連絡が取れる体制でおりました。そこで町も自衛隊の派遣要請をするかどうかの判断も正直ありました。しかし、あの現状では自衛隊の方々に派遣要請をしないでもいいという判断をさせていただきましたので、もう自衛隊の方、隣にいましたので、いつでも呼べる状態でございました。もし被災して生き埋めになったりとか、そういう状況、若しくはものすごく危険な状況がありましたけれども、それを乗り越えられない現状があったときには、その隣におりましたので、そのまま要請をすることも可能でございましたけれども、そこまでは至らなかったということでございます。

8番（松本明雄君） 僕も本当は呼んでいただきたいとは思いません。OBですので、彼たちが来ると5日間は非常食で過ごさなければなりません。本当にかわいそうです。寝るところもありません。だから呼ぶのはOBとしては嫌ですけど、町民の安全や道を早く開けようとか、そういうことに関してすれば、僕も呼んでいただきたいなと思いました。それで、その豪雨のときに荒尾と大牟田が水でつかっていました。そうしたら、次の朝にはもう自衛隊が来ていましたので、大牟田のほうには知り合いがいまませんでしたので、荒尾は後輩を通じて知り合いの方がいらっやいましたので、荒尾の市役所のほうの防災安全課のほうに行ってお話を聞いて参りました。そうしたらそこはこの前から出ていたように自衛隊を退職された方が防災官として勤務しています。ですから、いろんな相談をするのにはいいし、お金がかかると言えばそれまでなんですけれども、今後、そういう方も呼んでいただくとか、もうちょっと判断を埋まったから呼ぶのではなくて埋まる前に呼ぶのも、これは予防のためにもいいのではないかなと思います。そこで、荒尾の方に聞いたときに「本当に自衛隊が間に合ったのですか」と言ったら、「自分たちも要請をかけました」と「その代わりその部隊は人吉に行っています」と、ここも一緒ですけど、担当部隊が決まっております。連絡員の方はどちらのほうから来るかは御存じでしょうか。

町長（渡邊誠次君） どちらから、という話は聞いておりませんが、直ぐに駆けつけますという言い方を自衛隊の方からはおっしゃっていただきました。

もう一つ言わせていただきますと、その時点ではもう被災を人吉はしておりました。私としては小国町にという判断もありました。当然ですけども、実は小国町に人吉へ行ってくださいという県の要請とかもありましたけれども、小国町では被災をする可能性があったような状況にありましたので、人吉の方には派遣をしないというところは決めておりましたけれども、自衛隊においても、この隣にいていただくと、要請あるときにはすぐに声を掛けてください、直ぐに駆けつける体制を取りますとおっしゃっていただけましたので、その部分ではしっかりと判断をしな

がら選択をしていったつもりでございます。

以上です。

8番（松本明雄君） 連絡員は、町長は知らないと思いますけれども、玖珠から来ます。本部隊は北熊本の42普通科連隊、今は即機連と言いますが、そこが機動連隊です。彼らのここが持ち受け場所です。荒尾もそうなんです。ですから、人吉があれだけになった場合は、応援部隊は正面の部隊を動かすことはできません。今なぜかと言うと、正面に敵がいます。自衛隊は災害派遣のためにいるわけではありません。ですから、この部隊はこう動かすとかいうのは町長判断ではなくて上のほうが決めることです。ですから小国町が本当に困って、道もこの前言ったとおり、早く開けてくれと言ったら業者では大丈夫ですという町長の御判断でした。僕が思うには、県道は1カ月くらいかかったと思いますけれども、そこらあたりも片側通行に早く何でできないのだろうか。業者も僕は使ってもいいと思いますが、こういう緊急性のある場合は、今20年前の建設業の人数と班と機材を考えれば、相当人数が減っていると思います。ですから、頼める分は頼んで、道なんかもすぐ開けていただいて、危険性がなくなったらもう自衛隊には帰ってもらおうと。そういう方法もあったのではないかな。これはここで2人で話しても町長が呼ばなかったといえればそれまでですけど、そういう判断もできたのではないかと思いますので、質問させていただきます。

町長（渡邊誠次君） 実際、道路を開けるといところは、非常に危険が伴います。かなり考えもしました。しかしながら、今回の7月豪雨の災害では、国道は次の次の日には開いていたと思います。県道について開かなかった一つの原因は、周りから周って行けるからという、1本ではなくて方向的には周って行けるという状況も実はありました。その中で、まだ後ろが動いているとかですね、避難をすとかいう状況もありましたので、一旦は落ち着いてからという状況判断もありました。全体的な評価、それぞれの議員、松本議員もお持ちだと思いますけれども、これから先は別ですが、今回の7月豪雨に限っては、私は判断は間違っていないというふうに思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 町長がそこまで言うなら、もうこの質問はしません。

それと、この前の台風のとときですよ、台風は来ると町民の方も予想できると思います。規模も大きかったですので、熊本市内とかいろんなところに関しては頑丈な建物、特に今G o T oトラベルキャンペーンがあっっていますので、ビジネスホテルに泊まった方もいらっしゃると聞いています。これも一つの今後の点かなと思っています。それに関して、小国の方も数名は違うところに行っていたという話も聞いておりますので、前々から言っているように連絡の仕方ですよ。連絡が取れなくなって、どこにいるか分からない。探しようもないというのも困ります。

それともう一つは、この前からN T Tが災害に対して言っていましたけれども、基地局が倒れ

た場合、僕の好きなドローンを飛ばして対応できると2千台までは対応できると、そういうこともありますので、今後携帯電話も早く使えるようになると思います。町長が言うように、僕も考えは一緒です。他の議員も言われたとおり、自分の家がいいから逃げたくないという方も非常に多かったと思います。ですから、自助自助、共助共助、公助、そのくらいにしていかないと自分の命は自分で守る。自分で住んでいるところは、水が出たときにはこっちが危ないとか、風が吹いたらこの木が倒れそうとか、いろんなことを自分たちで判断して、早めの避難という場所をちゃんとした所に報告していただきたいと、そういう気持ちでおります。

町長はどんな考えでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 7月豪雨の際にもそうでございますけれども、避難所は本当に午前中や昼間や明るいうちに、まずは予備的避難。そしてそのあとでは高齢者等避難準備情報、そして避難勧告という形で夕方までには、暗くなる前、少なくとも最低で遅くなって6時半だったと思います。タイミングもありますので、その時点ではできれば1時間前に、暗くなるのが7時半と予測したときに避難勧告の部分では1時間前には発動をしたいというところで、今まででも行っているところがございますけれども、大体それ以前にほとんど周知はできていると思います。それから、その前に台風のとときには今回はあれだけテレビでも情報が出ておりましたので、消防団に前の日に来ていただきました。そして団長にお話を直接させていただきまして、もうとにかく、消防団の皆さんも5日の日、前の日にまずは啓発を行ってくださいと。で、啓発を行っていただいて、台風が接近したそのあとは、火事と緊急性のある出動以外は消防団の方のまずは身の安全を守っていただく措置を取っていただきたいというお話を消防団ともさせていただいたところでございます。

それから、最終的に避難勧告も出しましたけれども、そのあとに避難勧告発令中ですが、というところで、私のほうからも直接住民の皆さんに避難所だけではなく頑丈な建物への避難を呼びかけたところでもございます。気持ちとしては、財産的などころもしっかり守っていかなければなりませんけれども、まずは生命を守るといったところが一番であるというところは変わっておりません。

以上です。

8番（松本明雄君） 今後とも、そういう考えで前向きな発言をしていただきたいと思います。

そして、同僚議員からずっといろんなことで話が出ています。建設課のほうが非常に今、人数が足らなくて困っているという話をしていましたが、一つ何かいい話があるということですので、町長の口から伝えてください。

町長（渡邊誠次君） 今、現状ですね、建設課、非常に厳しい人員で災害復旧事業に当たっておりますけれども、昨年からずっとなかなか土木関係の技師、技術屋が少ないというところで懸念材料では去年から持っておりました。ですので、県への要望だったりもしておりましたけれども、

非常に難しいという状況が続いておりました。今回の災害に入って特に厳しくなっておりまして、コンサルタントを含めて、また役場のOBの方にもお願いをしていました。しかしながら、現状は難しいというところでもございましたけれども、ほかの自治体に今5、6件お願いをしております。なかなか他のところも災害があったり、そういう現状を打破するのに厳しいところではあるかもしれませんが、その中の一つですね、ちょっと場所は伏せさせていただきますと思いますけれども、昨日、連絡がまいりまして、他の自治体から町の建設課のほうへ応援に入っただけという旨の連絡がありましたので、建設課の職員は倒れないで済むのかなというところで、また、他のところもまだお願いをしております。なかなか一人では厳しいところもあると思いますので、できればこういう状況でございますので、いろんな方々を頼らせていただいて、状況を打破していきたいと思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） その質問をするつもりでした。それが、南小国町のほうは宮崎県の新富町から来ます。昨日はもう来ていました。役場のほうにちょっと見に行ったら来ていました。そして新富町のほうは、建設課です。その建設課の職員が見ながら、その資料をまた新富町に送って、図面か何か知らないですけど、またこちらのほうに送り返すということをするらしいです。ですから、こちらの作業が少しでも少なくなるような方法を考えていただいて、もう本当に建設課の方々は、前に行ったときは「あそこの町道がちょっと穴があいている」と言うと、ニコニコしてやっていたけれども、この頃行くと嫌な顔をされますので、彼たちが体が悪くならないように町長も人材を探していただいて、早くこの災害の復興ができるようお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） その旨、しっかり気を付けてさせていただいて、対応させていただきます。

8番（松本明雄君） この災害は本当に大変です。あと2、3年、課長たちはいる方もいらっしゃると思いますので、精一杯頑張ってください、町のために尽くしていただきたいと思っております。

これで、質問を終わります。

議長（松崎俊一君） 予定していました4人の一般質問が終わりました。これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後2時10分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5番）

署名議員（8番）

第 4 日

令和2年第3回小国町議会定例会会議録

(第 4 日)

1. 招集年月日 令和2年 9月18日(金)

1. 招集の場所 おぐに町民センター 3階 301号室 議場

1. 開 会 令和2年 9月18日 午前10時00分

1. 閉 会 令和2年 9月18日 午後10時40分

1. 応招議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 時 松 昭 弘 君	2番 江 藤 理一郎 君
3番 穴 見 まち子 君	4番 久 野 達 也 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 大 塚 英 博 君
7番 西 田 直 美 君	8番 松 本 明 雄 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君 書記 朝 日 さとみ 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 木 下 勇 児 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 秋 吉 陽 三 君
情 報 課 長 村 上 弘 雄 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 時 松 洋 順 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 河 津 公 子 君
会 計 管 理 室 長 北 里 慎 治 君	

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 2. 9. 18)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

少しの晴れ間のあと、秋雨前線により若干不安定な天候となっています。川の水も少し増えています。予報では、このあと秋らしい天候とのこと。何度も申し上げますが、コロナ対策それから災害復旧は大きな課題であり、しっかりとした対応を続けていく必要があると考えております。それから、新しい内閣も動き出したようです。また、新しい野党のほうも誕生したということです。私たち熊本3区の坂本代議士は一億総活躍担当大臣に就任されました。お慶びを申し上げたいと思います。国政のほうにも注目していきたいと思います。

さて、本日は9月定例会本会議4日目でございます。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「議案第46号 令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本議案につきましては8日の定例会において質疑のほうを終了しておりますので、本日は討論から入りたいと思います。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第46号、令和2年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「議案第47号 物品購入契約の締結について（GIGAスクール用端末（iPadOS）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） おはようございます。

それでは、議案集の1ページをお開きください。

議案第47号 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月18日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして、

1. 契約の名称 G I G Aスクール用端末 (i P a d O S) 購入
2. 契約の方法 一般競争入札 (熊本県共同調達)
3. 契約金額 2千347万6千420円
4. 契約の相手方 熊本県熊本市東区尾ノ上1丁目6番1号
富士ゼロックス熊本株式会社
営業統括部長 只隈 圭一

でございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より御説明を申し上げます。

教育委員会事務局長 (木下勇児君) おはようございます。

配付資料の右肩に、教育委員会事務局資料3と書いてある資料のほうを御覧いただきたいと思
います。こちらで説明させていただきます。

今回の端末機購入につきましては、議会のほうにも意向をお伝えしておりましたように、熊本
県の共同調達により入札を実施しております。今回、県の共同調達入札会第1回目として、県内
の自治体の意向を確認し、OSや機種ごと、または仕様によって5つのパターンに分けられて、
9市町村が参加した入札を熊本県において実施しております。小国町はW i - F i モデルの i P
a d O S で、本町以外には阿蘇市、あさぎり町、玉東町の4市町が共同調達として参加しており
ます。

入札は9月11日に実施され、4市町全体で3千835台分の入札を行っています。その結果
について、御覧のとおり県のほうから通知が届いているものです。応札業者は2社あっておりま
す。落札業者は富士ゼロックス熊本株式会社です。落札価格が税抜き価格で1台あたり4万8千
950円、税込みですと5万3千845円となります。予定価格に対する落札率といたしまして
は、93.3%となっております。

次のページからが物品売買の仮契約書です。様式につきましては別紙2に記載のとおりとなっ
ております。また、小国町の購入台数及び納入場所につきましては、別紙1のとおり、小国小学
校に300台、小国中学校に136台、計436台で契約金額が税込み2千347万6千420
円です。納入期限は令和3年3月24日となっております。

最後のページに、今回購入します端末機のカタログを付けております。ご参考にしていただい
ければと思います。

説明は以上です。よろしく御審議方お願いします。

議長（松崎俊一君） これより議案第47号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今回、GIGAスクール構想ということで、新型コロナウイルスの影響でもうちょっと期間を何カ年かにおいてするはずが、コロナ対策の臨時交付金が活用できるということで、今回いっぺんに買ったということでした。それで、調達の方法について県の一括購入を行うのか、それとも自治体が独自に調達をするかという二つのやり方が大きくあったと思うのですよね。それで、小国町の場合はどうするかということで、6月定例会でしたかね、その辺で話題になったときに、要するに県で一括購入すれば教職員が異動先にも前のところと同じものを使えるからという理由で一括購入をされるという話だったと思うんですね。それだけではないのかもしれないけれど。そういうなかで、大体、「阿蘇教育事務所管内では」というような話をされていたのですが、今の話だと阿蘇教育事務所管内でこの同じiPad OSを納入するところは、阿蘇市だけということで、ほかの産山そして南小国、あと南阿蘇ですか、高森は独自に先にやっていますからね、そもそも違うわけですけど。これはちょっと話が違うんじゃないかというふうに思ったわけですけども、この点についてどういう状況で、この間推移してきたのか御説明いただけますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今回導入する機種、小国町はiPadになります。ちなみに、南小国町もiPadです。阿蘇市もiPadです。まず郡内の状況として、それから産山、ここはWindows、南阿蘇にいきまして、高森、南阿蘇村、西原、これはChromebookということで、阿蘇管内が3つに分かれた状況になっています。これについては、6月から教育長会でも話題にはうちの教育長からも挙げていただいて、できれば統一したいという話もさせていただいたところです。ただ、それぞれの町村にやはりそれぞれの事情があり、なかなか統一がかなわなかったというところで、その中でも郡北部、阿蘇市、南小国、小国町は機種をそろえることができたので、一つのうちの選定の中でも大きなウエイトを占めたのではないかと思いますけれども、iPadになった理由としてその地域性、できるだけ広く取り組みたかったのですが、それぞれの町村のもう途中までかなりの台数を導入している市町村もありましたので、なかなか統一が図れなかったというのが現状でございます。

5番（児玉智博君） それとですね、今ので大体その状況というのは分かりました。それでも先生方も比較的若い先生方が多いので、そんなにChromebookを使っている例えば西原から小国に赴任してきて、授業ができないというような状況はないとは思いますが、その辺もしっかりと教育委員会でサポートをしていただければと思います。

あと、納入時期がいつになるのかということを確認しておきたいと思います。実際、今回この県の共同調達で契約をですね、今仮契約書という段階ですけれども、議会が議決すればこれが本

契約になると思うのですが、そうなった場合、実際いつこの納入先になっている小学校と中学校に届いて、実際に授業で使い始めるのはいつからになりますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君）　今回、仮契約書にも記載してありますように、納期としましては3月24日となっております。これは、4市町村が県の共同調達に参加して導入した全体の台数からの設定された日にちと認識しております。小国町におきましても正式に契約締結後、業者とは協議を進めて参る形になりますけれども、昨日、仮契約のときに一旦業者のほうに来てもらいましたので、納期については小国町はできるだけ早くということを考えているというのは伝えております。ただ、まだ正式契約ではありませんので、そういう考えを持っているという形のお伝えはさせてもらったところです。

もう一方で、7月に工事のほうを発注しました情報通信ネットワーク環境施設整備工事、大容量の高速通信を可能にする工事と、今回導入します端末機の保管庫、充電の保管庫になりますが、こちらが設置されないとそこに納入して、充電して起動まで確認するというのが、今回の端末機のほうにも価格の中に入っておりますので、そこと合わせた進捗になるかと思えます。工事のほうは1月中旬が工期となっております。そういうことで、そちらの工事のほうもできれば年内に完成という形で動いてほしいということも業者に伝えておりますので、その工事が終わって1月に納入できたらなということ、現在事務局では考えているところです。ただ、これはまだこれから業者と詰める作業になりますので、確定の時期ということがはっきり申し上げることはできませんけれども、そういう形で動いていきたいと考えております。

5番（児玉智博君）　それで、実際に授業で使い始めるのは来年度ですという答弁が返ってくるかと思ったのですが、今の答弁を聞いていると1月中にその工事が終わって、納入をされて、実際に1月中には起動をかけられたらなという思いでいらっしゃるということが分かりました。ということは、やはり今の学年で3学期が1月から始まりますけれども、3学期中にそういった授業での活用も視野に入れているということで理解してよろしいですか。

教育委員会事務局長（木下勇児君）　はい。今回、一般会計の補正予算をかけていただきました、この中にも予算として先生方のICTの学習のサポート、これを委託する予算もコロナ対策の経費で組ませていただきました。これを1、2、3月分という形で予算計上をさせていただいております、3カ月分ということで。何とか入るのが1月中に入れば2月3月に動かせるように1月から業者のほうも動いてもらおうかと、先生方にも物はなくても支援できる部分もあるので、そういった形で最終的に授業は2月3月という年度末で先生方もそこに比重をどれだけ置けるかは、ちょっとどうかなというのは教育委員会も思っておりますけれども、新年度になってスタートするよりは、やはり今年度に少しでも先生方という気持ちはありますので、そういった形で今年度も動いていきたいと思っております。

議長（松崎俊一君）　ほかに質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第47号、物品購入契約の締結について(GIGAスクール用端末iPadOS)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第3、「認定第1号 令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算認定につきましては、9日から11日までの全員協議会において質疑を終了しておりますので、本日は討論から入りたいと思います。

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は認定第1号、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

町の財政状況を見てもみると、令和元年度の実質収支比率は13.4%で、その前の年度からの7.4%から急増していると言っていい率であります。驚くような比率に収まってしまったなと感じております。これはつまり、この実質収支比率は監査委員の意見書のほうにも明記されておりますが、3%から5%程度が望ましいとされております。すなわち、これは8%近い町の予算が本来町民の暮らしのために使われるべきであったにも関わらず、それがされずに不用額として積み残されていったといえると思います。町民の皆さんは、例えばお年寄りの皆さんを中心に日常のお買い物や通院であったり、移動のための手段のために、いわゆる乗合タクシーの路線等の充実を訴える声が出ております。それは、宮原以外の大字もそうでありますが、しかし宮原中心部に住んでいる人たちも例えば桜ヶ丘住宅など、急な坂の上り下りをしなければ病院や買い物に出掛けることができない方たち。あるいは若い人たちであっても、車など運転免許を持っていない人たちの中には、中心部に乗合タクシーを走らせてほしいという、そういった声が各所から聞かれております。そういった声に予算上は応えることができたにも関わらず、それがなされなかったというのが令和元年度であったと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

人権同和関連では、1千200万円以上の費用が支出され続けています。まず、人権政策費に

限って見てみますと、いわゆる部落解放同盟支部への直接的補助金170万円は、人権政策費の支出済額の実に6割以上を占めています。障害者差別や外国人差別問題など様々な人権問題がある現代社会において、実際の人権政策が専ら部落差別の解消を目的とした団体への補助金というのは、極めて主体性を欠く人権政策であると言わざるを得ませんし、更に言えば、目まぐるしく移り変わる社会情勢に町行政が対応していこうという気があるのか。思考停止に陥っているのではないかと不安にすら駆られます。また、箱物についても隣保館、パラソルセンターと倉原集会所という2つの施設を抱えることも毎年の維持管理費用等を考えれば非合理であると思います。特に倉原集会所については、極めて限られた目的、利用者しか利用していないことから廃止を含め検討するべきではないでしょうか。

消費税10%への増税に伴い実施された景気対策の一つとしてプレミアム付き商品券、これは2万円で購入した券で2万5千円分の買い物ができるというもので、上乘せ分の5千円を国費で負担する仕組みでありました。対象は住民税非課税世帯に加え、2歳以下の子どもを持つ世帯となっていました。質疑では使用された業種別の割合が明らかにされましたが、圧倒的にスーパーマーケットに偏っており、かけられた費用に見合う効果が得られたのか疑問であります。

主に学校教育の副教材として活用するとの目的であるとして、社会教育費で207万円が支出され、小国の歴史遺産という冊子がつくられたということではありますが、小国高校を巡る昭和22年から昭和40年代後半にかけて、事実と異なる可能性が極めて高い記述があることが明らかになりました。この冊子は59の資料を参考引用しているということではありますが、これらの資料の信憑性をきちんと評価した上で、編纂作業に入ったのでしょうか。こうした当たり前の過程をなおざりにしたために、事実と異なる可能性の極めて高い記載が入ってしまったのではありませんか。また、ほかの高校の部分以外の記載には、事実と異なる記載はもうないのでしょか。今一度、冊子全体の信ぴょう性を検討し直すべきであります。また、その作業が終わるまでは、学校教育での使用も控えることを強く求めるものであります。

これから先、令和3年度の予算編成作業に本格的に入っていくと思いますが、令和3年度こそは町民の暮らしをしっかりと支えることができる予算編成となるよう、町行政全体が力を尽くしていただくよう求めまして、討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ただいま反対の討論をいただきました。

まず、賛成の討論はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、認定第1号は認定されました。

議長（松崎俊一君） 日程第4から日程第11、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計利益の処分及び決算の認定であります。各特別会計の決算認定につきましても、全員協議会において質疑を終了しておりますので、本日は討論から入りたいと思います。なお、討論におきましては一括して行いたいと思います。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は認定第2号、令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号、令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対の立場から討論を行います。

平成30年度に相次いで値上げされた介護保険料と国民健康保険税の一人当たりの額は、令和元年度はそれぞれ7万4千291円と10万1千121円であります。一人当たりの額としては、その前の年度より微減であります。これは被保険者の収入が減っていることを如実に示していると思います。この二つの保険税、保険料負担が既に被保険者の負担能力を超えているのは明らかであります。一般会計の歳入分の町税の現年度収納率は、平均で98.9%となっているのに対し、国民健康保険税は96.01%、介護保険料の普通徴収分も89.96%となっております。命と暮らしを守るためのものである社会保障の保険税、保険料が逆にそれを苦しめる事態となっております。負担能力に応じた保険税、保険料に改めていくことを求めるものであります。

現在、小国町の町内総生産額は毎年200億円前後で推移をしております。厚生労働省の発表によりますと、小国町民が受給する年金は国民年金と厚生年金を合わせて老齢給付分で約27億円となっております。つまり、町内経済の1割以上を年金が支えているといえるのではないかと思います。その年金から天引きされているのが介護保険料と後期高齢者医療保険料であります。これらの保険料また国保税を引き下げることは、町内経済のますますの衰退を招くということを改めて強調しておきたいと思います。

最後に、国民健康保険の保健事業では平成30年度から健康診査の対象年齢が町独自に19歳から引き下げられております。また、節目健診ではありますが、歯科健診も行われるようになりました。町民の健康づくりと給付費抑制を図っていくことは、これは大変な道のりだと思いますが、引き続き新たな取組みを始めるなど努力を続けていただくことを求めまして、討論を終わ

ります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決方法は会計別に行いたいと思います。なお、採決において執行部は最後にお立ちください。

認定第2号、令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、認定第2号は認定されました。

認定第3号、令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

認定第4号、令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

認定第5号、令和元年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

認定第6号、令和元年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

認定第7号、令和元年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

認定第8号、令和元年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

認定第9号、令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第9号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 日程第12 発議第4号、「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について」を議題といたします。

提出者より発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

5番(児玉智博君) 提出者が私でありますので、説明させていただきます。

発議第4号

小国町議会議長 松崎俊一様

提出者 小国町議会議員 児玉智博

賛成者 時松昭弘議員、江藤理一郎議員、穴見まち子議員、久野達也議員、大塚英博議員、西田直美議員、松本明雄議員

です。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

裏面に意見書がございますので、朗読させていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に

関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の82か国。批准国は44か国となり、発効に必要な条件（50か国）まで残り6か国となっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき、意見書を提出します。

2020年9月

内閣総理大臣 菅 義偉殿

外務大臣 茂木 敏充殿

熊本県小国町議会議員の皆さまの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより、発議第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第4号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第13、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和2年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午前10時40分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（5 番）

署名議員（8 番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

- 5番 児玉 智博 君
8番 松本 明雄 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 9月8日から9月23日までの16日間とする。

1.	議案第 45 号	令和 2 年度小国町一般会計補正予算（第 7 号）について 令和 2 年 9 月 8 日 原案可決
1.	議案第 46 号	令和 2 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について 令和 2 年 9 月 18 日 原案可決
1.	議案第 47 号	物品購入契約の締結について（G I G Aスクール用端末（ipadOS）） 令和 2 年 9 月 18 日 原案可決
1.	同意第 9 号	小国町教育委員会委員の任命について 令和 2 年 9 月 8 日 同 意
1.	認定第 1 号	令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 2 号	令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 3 号	令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 4 号	令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 5 号	令和元年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 6 号	令和元年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 7 号	令和元年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 8 号	令和元年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	認定第 9 号	令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和 2 年 9 月 18 日 認 定
1.	発議第 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について 令和 2 年 9 月 8 日 原案可決

1.	請願第 1 号	核兵器禁止条約の早期発効を求める意見書提出の請願について 令和 2 年 9 月 8 日 採 択
1.	発議第 4 号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について 令和 2 年 9 月 18 日 原案可決

《議案外》

令和 2 年 9 月 8 日

1. 議員派遣の件について
 1. 報告第 3 号：令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 1. 報告第 4 号：専決処分事項の報告について（報告第 4 号：公共工事請負契約金額の変更について（杖立防災センター建築工事））

令和 2 年 9 月 18 日

1. 閉会中の継続審査の件
 - 議会運営委員会
 - 総務文教福祉常任委員会
 - 産業常任委員会
 - 広報特別委員会
 - 議会活性化特別委員会
 - 人権啓発・男女共同参画特別委員会
 - 災害対策特別委員会

に付託

《行政報告》

令和 2 年 9 月 8 日

1. 職員採用試験について
 1. 「悠和の里」9 月 26 日入所者移動について
 1. 各イベントの決行及び中止について
 1. 小・中学校の体育大会の案内について

《一般質問》

1.	コロナウイルス対策事業について	P1～P4
1.	7 月豪雨被害について	P4～P8
1.	7 月豪雨災害現状とその対策	P9～P14
1.	新型コロナ感染症の対策事業の進捗現状及び今後の対策	P14～P16

1.	防災・危機管理体制について	P17～P22
1.	7月豪雨とそれによる災害について	P22～P36
1.	With コロナ&災害下でのまちづくり	P36～P45
1.	教育委員会関連	P45～P51
1.	廃校活用について	P1～P6
1.	旧国鉄宮原線廃線跡の活用と整備について	P6～P10
1.	農業について	P10～P14
1.	避難所の受入について	P15～P19
1.	令和2年7月豪雨に対して	P19～P20
1.	コロナを受けての農家の支援	P20～P24
1.	殿町の火災跡地の今後について	P24～P26
1.	鍋ヶ滝公園の入場者数について	P26～P29
1.	森林環境譲与税の活用について	P29～P30
1.	防犯カメラ	P30～P33
1.	豪雨災害の反省点と今後の取り組み	P33～P37

令和 2 年

第 4 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

令和2年第4回全員協議会記録

日 時	令和2年9月9日(水)	開会 10:00 閉会 13:40
場 所	おぐに町民センター3階 議場	
出 席 員	時松昭弘 児玉智博 熊谷博行	江藤理一郎 大塚英博 松崎俊一
事務局 職 員	藤木一也	朝日さとみ
説明員	別紙座席表のとおり	
会議に付した事 件	<p>1.</p> <p>① 令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について</p>	
会 議 の 経 過 概 要	各課より、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算についての説明及び、議員との質疑があった。	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

令和2年第4回全員協議会座席表

(総務文教福祉常任委員会①)

令和2年9月9日(水) 午前10時～

書記
朝日さとみ

長谷部 地域振興係長
(長谷部大輔)

森 企画係長
(森 恵美)

藤木 議会議務局長
(藤木一也)

田邊 まちづくり係長
(田邊国昭)

秋吉 地籍係長
(秋吉康成)

松本 総務係長
(松本鷹哉)

佐藤 政策課審議員
(佐藤則和)

小野 税務課審議員
(小野寿宏)

山口 総務課審議員
(山口美晴)

時松 税務係長
(時松利衣)

橋本 徴収係長
(橋本弘二)

佐々木 政策課長
(佐々木忠生)

橋本 税務課長
(橋本修一)

渡邊町長
(渡邊誠次)

北里 会計管理室長
(北里慎治)

小田 総務課長
(小田宣義)

2番

9番

江藤議員

8番
熊谷議員

穴見議員

松本議員

4番
久野議員

7番
大塚議員

6番
西田議員

議長
松崎議員

副議長
時松議員

5番
児玉議員

藤木 議会議務局長
藤木一也

議事の経過 (r. 2. 9. 9)

議長（松崎俊一君） それでは、改めまして、おはようございます。

台風一過なのか、急に涼しくなりました。とはいえ、太平洋高気圧の勢いが9月下旬まで強いというような予報も出ておりました、今後の台風、それからゲリラ豪雨とか、注意していきたいというふうに思っております。

さて、本日は、決算認定に係る全員協議会となっております。更なる慎重審議をお願い申し上げる次第です。

では、最初に渡邊町長に御挨拶をお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さま、おはようございます。

昨日から本会議開会ということで大変お疲れさまでございます。また、本日は、全員協議会で令和元年度の小国町一般会計歳入歳出決算の認定についてのお願いをしたいと思っておりますけれども、本日は、総務課、それから会計管理室、税務課、そして政策課というところでよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は10人です。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりです。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 1、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。よろしく申し上げます。

本日の担当課につきましては、議会監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしています。

それでは、各課長から所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概略説明についてお願いをしたいと思います。なお、各課長は、可能な限り概略の説明をお願いし、審議員、係長に答弁の機会を与えてもらえればというふうに思っております。なお、各議員側も一緒ですが、着座にてお願いしたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

議会事務局長（藤木一也君） おはようございます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まず、議会費でございます。決算書のほうは86ページをお開き願いたいと思っております。ここでは、議員さん方の報酬や手当、それから事務局職員の給与等、それから議会運営のための費用となっております。令和元年度の歳出総額は7千338万4千63円で、一般会計の歳出総額の1.2%となっております。前年度と比較しまして約800万円の減額となっておりますが、減額の

主な要因は、議員定数の削減に伴う報酬、議員期末手当や議員共済会の負担金などの減額となっております。歳出項目で大きなものとしたしましては、議員の報酬、職員の給与、それから手当、共済費等の人件費が6千747万7千967円で、全体の92%を占めております。不用額の総額が216万円ほど出ておりますが、主なものとしたしましては旅費、これは議員さん方の費用弁償等でございます。それと、需用費、委託料の実績によるものでございます。なお、昨年度とほぼ同額となっております。

続きまして、134ページをお願いいたします。監査委員費でございます。監査委員費の歳出総額は99万1千113円となっております。前年度と比較しまして、ほぼ同額でございます。歳出の主なものは、監査委員の報酬が全体の約50%近くを占めております。不用額の総額が46万円ほど出ておりますが、主な要因としたしましては、旅費や負担金補助及び交付金の実績によるものでございます。監査におきましては、昨年の実績を見ますと、毎月の例月出納検査、それから決算、定期の監査等で、年間40日間ほど検査を行っていただいております。

歳出につきましては以上ですが、議会費、監査委員費につきましては、歳入はございません。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上ですが、別紙の決算資料としたしまして、右肩に資料1、議会事務局及び監査事務局の委託業務及び補助金、負担金の調書をお配りしておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上で、議会費及び監査委員費の説明を終わらせていただきます。御審議、よろしくお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、総務課所管の部分について御説明申し上げます。歳出から説明させていただきますが、その前に、総務課資料2、主要施策の成果報告書、及び、総務課資料4の委託料、工事請負費、補助金、負担金調書を配付しておりますので、併せて御覧になってください。

では、一般会計決算書の88、89ページをお開きください。総務費の中の一般管理費です。令和元年度の一般管理費の決算額は2億7千276万908円です。不用額が708万3千92円出ております。この主なものとしたしましては、職員手当で131万5千378円、需用費で153万8千997円、役務費で108万6千995円が大きなものです。一般管理費は、人件費と庁舎関係の委託料及び負担金補助及び交付金が主な支出内容となっております。

次に、96、97ページをお願いいたします。財産管理費です。決算額は1億9千84万9千333円です。不用額が178万5千667円となっておりますけれども、積立金の中のネットワーク事業積立金の減額が主な原因でございます。

続きまして、102ページ、103ページをお願いいたします。107ページにかけてです。5公平委員会費、6交通安全費、7諸費は、総務課所管でございます。

110ページから113ページの電算施設費も総務課の所管になります。

120ページ、121ページの16 社会保障税番号制度費も総務課所管でございます。

その下にある17 庁舎等建設費も総務課所管でございます。支出総額が1億1千723万2千579円です。主な事業内容は、庁舎耐震工事でございます。不用額の主なものは、入札残が主な原因でございます。

124ページから127ページにあります徴税费の中の税務総務費の固定資産評価審査委員会の報酬16万7千円と127ページにある旅費の費用弁償につきましては、総務課所管でございます。

128ページ、129ページをお願いいたします。選挙費です。支出総額で1千908万1千325円、これも総務課の所管になります。

132、133ページをお願いいたします。統計調査費が出ております。これも総務課所管になります。

208ページ、209ページをお願いいたします。消防費になります。支出総額が1億6千482万4千28円です。また、不用額が3つの目で902万3千548円出ております。これは、主に杖立防災センターの建設工事に伴う入札残によるものでございます。

252ページ、253ページをお願いいたします。このページの11 公債費、次のページの12 諸支出金とその次のページ、13 予備費までが総務課の所管でございます。

次に、歳入に入ります。

18ページをお願いいたします。2 地方譲与税、3 利子割交付金、20ページにいきまして、4 配当割交付金、5 株式等譲渡所得割交付金、6 地方消費税交付金、7 自動車取得税交付金、22ページの8 地方特例交付金、9 地方交付税、10 交通安全対策特別交付金までが総務課の所管でございます。町の収入の大部分は交付税です。決算といたしまして、普通交付税、特別交付税、合わせまして収入済額で25億698万1千円となっております。しかしながら、昨今の動向を見ても、交付税は、微増はしているものの、ほとんど横ばいの状況でございます。今後の予算編成につきましても、それを踏まえた編成が必要だと考えております。

24ページをお願いいたします。3 消防費分担金も総務課の所管でございます。

26ページの総務使用料の中の公有地使用料、旧万成小学校使用料も総務課の所管です。

次に、29ページ、4の土木使用料の中に法定外公共物の使用料があります。これは、里道・水路等の使用料となっております。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。国庫補助金の中の総務費補助金ということで社会保障税番号システム整備補助金も総務課所管でございます。

また、40ページの消防費国庫補助金と総務費委託金の中の自衛官募集事務委託金もそうでございます。

45ページをお願いいたします。総務費県補助金の中の熊本県権限移譲事務市町村等交付金も

総務課所管でございます。

54ページをお願いいたします。災害復旧費県補助金の中の平成28年熊本地震復興基金交付金の熊本地震復興基金事業事務費も総務課の所管でございます。

57ページの統計調査費委託金と選挙費委託金も総務課の所管でございます。

59ページから61ページの利子及び配当金の中で奨学金事業基金と、次のページの中山間ふるさと水と土保全の利子収入以外が総務課の所管になります。

61ページが一番下の段、町直営林立木売払収入と、63ページにある一般寄附金、熊本地震災害寄附金、ネットワーク事業基金繰入金、65ページの悠木の里づくり事業基金繰入金と財政調整基金繰入金、前年度繰越金が総務課の所管でございます。

69ページをお願いいたします。雑入になります。総務課所管の主なものとしたしましては、コピー使用料、消防団員福祉共済制度等返戻金、公有建物災害共済金、南北共有財産管理費負担収入、熊本県市町村振興協会市町村交付金も総務課の所管でございます。

次の71ページをお願いいたします。公有自動車損害共済解約返戻金、災害対応型自動販売機電気料収入と地方公務員災害補償基金負担金還付金、自動販売機電気料収入、消防団員福祉共済加入事務費返戻金、市町村振興事業補助金、73ページに移りまして、派遣職員給与負担金、選挙供託金と森林総合整備事業補助金、75ページの雇用保険料事業所負担精算金、消防団員火災共済出資金等返戻金、77ページに移りまして、インターネット回線使用料返還金、旅費収入も総務課所管でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。町債です。臨時財政対策債から85ページの商工債までが総務課の所管でございます。町債は、総額で8億4千65万1千円となります。各事業で不足する財源を起債により充当したものでございます。

以上で、総務課所管であります歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

政策課長（佐々木忠生君） おはようございます。政策課所管の令和元年度決算状況について説明させていただきます。

まず、全体概要ですが、政策課所管の決算額としましては、企画費が1億30万9千965円、SDGs推進費が1千534万5千164円、地域エネルギー費が3千652万300円の合計1億5千217万5千159円となり、一般会計決算の全体に占める割合は2.5%に当たります。また、前年度決算と比較しまして約890万円の増額となっております。主な要因としましては、環境省の地域循環共生圏プラットフォーム事業や地域循環共生圏FS事業委託に取り組んだこと、並びに地熱資源の適正活用を図るため、北里南部地域の地熱資源調査業務委託や西里、北里地区における水資源調査業務委託に取り組んだことなどによる臨時的経費の増額によるものです。

それでは、歳出から説明させていただきます。

お手元の決算書の100ページをお願いいたします。目4企画費です。この目は、地域おこし

協力隊の活動及び生活経費、ふるさと寄附金経費、移住定住対策経費、地域公共交通対策経費などに関する歳出です。

主なものは、101ページ、報酬の中で、地域おこし協力隊報酬309万6千400円で、協力隊3人分の報酬です。同ページの報償費の中で、ふるさと寄附金謝礼2千103万9千696円で、ふるさと寄附金を行った方への返礼品額です。令和元年度は、寄附件数1千559件、寄附額7千37万9千500円で、対前年比としましては、件数で222%、寄附額で217%となっており、件数、寄附額とも増加をしております。同ページ、13委託料の中で、乗合タクシー運行委託料1千816万140円で、町内3タクシー事業者への委託により、町内8エリアを運行しています。乗合タクシー利用者数は1万1千521人、平成30年度は1万1千840人で、対前年比としては97%の状況です。

103ページ、負担金補助及び交付金の中で、地方バス運行等特別対策補助金3千339万4千円で、地域公共交通対策の一環として、産交バス5路線、日田バス1路線の路線バスの運行経費に対する補助金です。令和元年度の利用者数は4万1千427人で、対前年比としましては、ほぼ同数の100%です。

次に、小国郷地域公共交通整備等事業補助金439万6千123円で、平成30年度から本運行となりました小国郷地域から肥後大津駅を結ぶ直行便小国郷ライナーの運行に対して補助金を交付しています。1月と2月を除く10カ月間、1日2往復の運行を行い、総乗車数は1千893人で、うち小国町の乗車数は1千319人です。対前年比としましては、総乗車数で124%、小国町の乗車数で128%です。

次に、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円で、地域おこし協力隊の定住促進を図るため、町内での起業に要する経費に対する補助金です。令和元年6月に任期を終了した協力隊1名が木材レーザー加工機を使った加工所、阿蘇小国山川工房の起業に対し、補助金を交付しております。

企画費の決算総額は1億30万9千965円となり、予算執行率は99%です。不用額117万9千35円は、事業実績及び各節の実績によるものです。

次に、118ページから121ページまでの目15SDGs推進費で、平成30年度までは環境モデル都市推進費で計上しておりましたが、平成30年度にSDGs未来都市に選定されたため、令和元年度より環境モデル都市推進費を含めて予算計上しております。この目は、小国町SDGs未来都市計画及び小国町SDGs未来都市行動計画に基づいて事業を推進するための歳出です。主なものは、119ページ、13委託料の中で、環境省の地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金を活用した省エネ住宅普及啓発事業委託として、国が進めるクールチョイス運動の中でも特に省エネ住宅の普及促進に向け、中学3年生を対象とした省エネ住宅ワークショップの開催、福岡県太宰府市での高気密・高断熱な省エネ住宅体験など、一般社団法人クラブヴォー

バンへ130万2千755円で委託を行っております。

次に、地域循環共生圏F S事業委託料984万5千円で、環境省の補助金を活用し、SDGs 未来都市の実装に向け、地域循環共生圏の構築を目的に地域資源の利活用により地域課題を解決しつつ、脱炭素型地域づくりを実現するためのF S調査、実現可能性調査を日本環境技研株式会社へ委託を行っております。

SDGs 推進費の決算総額は1千534万5千164円となり、予算執行率は90%です。不用額の171万8千836円につきましては、事業実績及び各節の実績によるものです。

次に、飛びまして、196ページから199ページまでが目4の地域エネルギー費です。この目は、地域エネルギーの推進、EV車急速充電設備の維持管理経費に関する歳出です。主なものは、199ページ中ほどの委託料のEV急速充電器保守委託料154万8千800円で、町内4箇所の急速充電設備の保守管理を株式会社ハセテックに委託しております。

次に、地熱資源調査業務委託料2千799万9千400円で、北里南部地域において今後地熱活用事業の検討に必要となるデータを得るとともに、地熱条例及び審議会の運用における基礎資料とするために、平成30年度に実施した地質調査及び重力探査の結果を基に電磁探査を実施し、地熱貯留層の分布及び賦存状況をより明確にするための地熱資源調査を三井金属資源開発に委託しております。

次に、水資源調査業務委託料385万円で、西里、北里地区における水資源に関する調査事業の実施及び地域住民を対象とした地熱開発による水資源の影響等について勉強会開催を応用地質株式会社熊本営業所に委託しております。

地域エネルギー費の決算総額は3千652万30円となり、予算執行率は99.5%です。不用額16万6千970円につきましては、事業実績及び各節の実績によるものです。

以上、簡単ですが、歳出を終わります。

次に、歳入です。

41ページをお願いいたします。目7商工費国庫補助金の商工費補助金です。上のほうの地熱発電理解促進事業費補助金419万2千910円です。西里、北里地区における水資源調査業務委託に対する経済産業省からの補助金です。地域エネルギー費に充当しております。

次に、45ページ、県支出金、総務費補助金です。上のほうの土地利用規制等対策事業費補助金3万9千円です。国土利用計画法に基づく土地取引届出等の事務処理に対する熊本県からの交付金です。企画費に充当しております。

次に、熊本県地方バス運行等特別対策補助金408万円です。路線バス等維持運行経費に対する熊本県からの補助金です。企画費に充当しております。

次に、63ページ、一般寄附金です。中ほどのふるさと寄附金7千37万9千500円で、寄附件数は1千559件です。企業版ふるさと寄附金100万円で、寄附件数は1件です。ふるさと

と寄附金については企画費への充当とネットワーク事業基金へ積み立て、企業版ふるさと寄附金については財産管理費及び林業振興費に充当しております。

次に、63ページ、商工費寄附金です。中ほどの地域エネルギー費寄附金699万9千850円です。地熱資源量の把握のための調査事業費助成金を活用して実施した北里南部地域地熱資源調査委託の補助残4分の1をネイチャーエナジー小国より寄附金としていただいております。地域エネルギー費に充当しております。

次に、73ページ、雑入です。中ほどの阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金7千円です。前年度の事業の精算に伴う市町村負担金の返還金です。

次に、75ページの上のほう充電器利用権利金170万1千393円です。政策課所管となります。

次に、同ページ、中ほどの地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金132万5千円です。二酸化炭素の排出抑制を促すための国民運動クールチョイス推進に対する補助金です。SDGs推進費に充当しております。

次に、同ページ、一番下の地熱資源量の把握のための調査事業費助成金2千99万550円です。北里南部地域地熱資源調査に対するJOGMECからの助成金です。補助率は4分の3です。地域エネルギー費に充当しております。

次に、77ページ、上のほうの地域循環共生圏プラットフォーム事業補助金127万7千58円です。地域循環共生圏創造に向けた環境整備に対する環境省からの補助金です。補助率は10分の10です。SDGs推進費に充当しております。

次に、同ページ、中ほどの地域循環共生圏FS事業補助金984万5千円です。地域循環共生圏構築に向けた取り組みに対する環境省からの補助金です。補助率は10分の10です。SDGs推進費に充当しております。

簡単ですが、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金については、決算資料、政策課資料1で各内容を説明しておりますので、御確認ください。

以上で、政策課の説明を終わらせていただきます。

税務課長（橋本修一君） それでは、税務課所管の決算の概要説明をいたします。

歳出のほうから説明をいたします。

107ページをお願いいたします。目8地籍調査費でございます。主なものは、13委託料で地籍調査業務委託料1億8千474万円ほどでございます。大字上田、北里、西里地区の一筆調査と測量を行っております。現地調査の進捗率は、令和元年度事業完了により、73%ほどとなっております。

続きまして、121ページをお願いいたします。このページの下段から125ページまでが徴

税費の税務総務費と賦課徴収費でございます。徴税の賦課徴収に係る通常の経費事務費になりますが、臨時的なものとしましては、125ページの13委託料、一番上の固定資産税評価替えに伴う鑑定評価委託料222万3千円です。これは、3年に一度行うもので、固定資産税の次の評価替えが令和3年度でございますので、その調査区画基準日が令和2年1月1日でございます。その評価額の算定のため、標準宅地43地点の鑑定を行ったものでございます。それと、同じく委託料の一番下のeL TAX地方税共通納税システム対応業務委託料149万円です。これは、令和元年10月から全国的に導入されました電子納税に対応するためのシステムを構築したものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。

17ページをお願いいたします。町税でございます。17ページの一番上の真ん中の収入済額の欄でございますけれど、町税の全体の収入総額は6億9千459万8千241円でございます。対前年比としては6千600万円ほどの減となっております。税収が減となった理由といたしましては、個人町民税でございまして、現年度の収入額が対前年比1億3千500万円ほど減となっております。これは、前年度、平成30年度に高額納税者がおられたということで、例年よりかなり前年度が多く収入であったことが要因でございます。そういうことでございますので、減というよりも、通年ベースに戻ったということでございます。また、対前年比が増加したものが法人町民税現年度分で対前年比440万円ほどの増となっております。また、固定資産税の現年度分が6千100万円ほどの増となっております。固定資産税は償却資産が大きく増加しております。これはメガソーラー発電、太陽光発電の整備・設備の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。一番上の軽自動車税の環境性能割でございます。これは、御承知のとおりと思えますけれど、令和元年10月から導入された新たな税でございます。それと、たばこ税と入湯税は、対前年に比べて、大きな増減はございません。

以上、述べたとおりで、町税全体としては、対前年額と単純に比べると減となっておりますけれど、町民税の要因を除くと7千万円ほどの増ということになります。

続きまして、31ページをお願いいたします。総務手数料です。税務課関係は、総務手数料の一番上の台帳等閲覧手数料、その下の町税等督促手数料、1つ飛びまして、証明等手数料でございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。総務費補助金に地籍調査事業費補助金1億4千325万円です。補助率は、国が50%、県が25%で、合わせて75%でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。総務費委託金に個人県民税徴収事務取扱委託金974万77円です。県民税を町民税と合わせて町が徴収を行っておりますので、これに対しての県からの委託金でございます。

続きまして、67ページをお願いいたします。19諸収入に町税延滞金がございます。

以上で、税務課所管の決算の概要説明を終わります。

会計管理室長（北里慎治君） それでは、会計管理室所管の令和元年度決算状況につきまして説明させていただきます。

まず、歳出のほうから御説明いたします。112ページ及び113ページをお願いいたします。中段あたりですが、総務費、総務管理費、目11の会計管理費でございます。予算額124万7千円に対しまして、支出済額121万6千874円となっております。歳出額の主なものとしたしまして、委託料の口座振替データ伝送業務委託料58万8千600円でございます。これは、毎月の税金や料金の口座振替データを一括伝送するための委託料でございます。

続きまして、歳入のほうでございますが、66ページ、67ページをお願いいたします。19諸収入、2預金利子、目1の預金利子でございます。歳計現金預金利子として8千742円でございます。これにつきましては、普通預金の預金利子となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） それでは、歳出のほうから審議をいたします。それぞれの歳出科目についてページごとに進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、歳入につきましては、歳出が終わってから行います。

86ページ、款1議会費から134ページ、総務費の6監査委員費までをページを追っていきます。議員におかれましては、別紙両面コピーの令和元年度一般会計決算及び特別会計決算歳出科目別分掌事務一覧表ですね、これはお持ちですかね。一覧表を御参照いただきたいと思います。本日は、この表の黄色く塗られた部分の協議というふうになっています。86ページから134ページ中、一部ほかの課の所管もありますので、ということです。

それでは、86ページの議会費のほうからまいりたいと思います。なお、左ページの上のほうに「款」「項」「目」というふうに書いてあります。この「目」の部分に注目していただければ、その部分でずっと下におろしていききたいというふうに思っています。

それでは、86ページの議会費からですね。1議会費、目1議会費のほうです。次のページの88ページの中段までが議会費。質問漏れ等がありましたら、後からいただきます。

同じく、88ページは目一般管理費ですね、総務費の中の一般管理費。一般管理費は、88ページから90ページ、92ページ、94ページまでありますね。88ページ、90ページ、よろしいですか。92ページ、94ページ。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

93ページの13委託料、庁舎消防施設点検委託料ですけれども、これは高城広域防災に委託されていると思いますが、こちらの選定理由というのはどういったところになりますか。

総務係長（松本徳幸君） お答えします。

高城広域防災については、長年、消防設備を見ていただいておりますので、そちらのほうで選

定させていただきます。

2番（江藤理一郎君） 特に消防設備点検等で漏れであったりとか、問題はこれまでになかったでしょうか。

総務係長（松本徳幸君） 消防設備点検については、庁舎については異常等ございませんでした。

2番（江藤理一郎君） 他施設なんですけれども、高城広域防災に見てもらっているところで、少し不備があったりというところもありましたので、こちらに関しては消防設備点検というのは非常に重要なところでもあるので、ぜひ庁舎の消防施設の点検等についても注意してやっていただければと思います。恐らく高城広域防災は安いんですよ、ほかのところから比べると。極端に安いので、ただ安ければいいというところでもないと思いますので、ぜひ注意していただければと思います。お願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

では、進めてまいります。94ページの文書広報費は、これは情報課のほうですね。

次のページ、財産管理費、96ページ、3財産管理費が上がっています。

8番（松本明雄君） 8番の松本です。

水上村についてお聞きします。水上村も今年、豪雨がありましたので、その後、管財として水上村に電話して、被害状況などを聞いたのかどうか、お知らせください。

管財係長（松本鷹哉君） 水上村については、被害状況を上球磨森林組合に伺ったところ、一応道のほうで被災を受けていて通れなくなっている部分があるので、その修理をしますというところを伺っておりますが、受けている被害状況としてはそれだけでございます。

8番（松本明雄君） うちの町が水上村に山を持っているので、いろんな迷惑をかけるといけませんので、台風がきたとか、水害があったとか、そういうときにはすぐ連絡をして、状況を調べていただきたいと思います。そして、議員もここ数年、水上村のほうには行っていませんので、できることがあれば、議員も行って、新人議員も見えてないので、行ったほうが良いと思いますので、またその辺の予定を組んでいただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 私もこの町有林の巡視員報酬について伺います。この8万7千600円という金額の根拠はどういうことでしょうか。

管財係長（松本鷹哉君） 巡視員の8万7千600円は、一月当たりが7千300円の12カ月分というところになっておりまして、清掃員の賃金あたりと同じ金額としてお願いしているところでございます。

5番（児玉智博君） じゃあ、月に1回、必ず巡視されているのですか。

管財係長（松本鷹哉君） 1回以上ということで毎月巡視していただいております。

5番（児玉智博君） かなり多分広いと思うので、月1回以上巡視されているというと、まず月1

回以上というなら、令和元年度においては全部で何日巡視されたのかを確認したいのと、それとあと巡視計画みたいなのはあるんですかね。毎月全部見て回るということは恐らくできないと思うので、1月にはこの辺を見たから、2月はこの辺というような形になると思うんですけど、そうした計画なんかはありますか。

管財係長（松本鷹哉君） 特に計画という形で見て回っているというわけではないんですけど、道路を歩いて、目視で見て回ってもらっているというような状態でございます。

5番（児玉智博君） じゃあ、令和元年度は何日間見て回っていただいたんですか。

管財係長（松本鷹哉君） 具体的な日数については把握しておりませんので、調べて、またお伝えしたいと思います。

5番（児玉智博君） 万が一1日も見てないということもあり得るのではないですか。その確認もせずに、報酬だけ払うというのはどういうこと。それは大丈夫ですか。

総務課長（小田宣義君） 監視員につきましては、個人に20年以上お願いしております。月1回以上巡視するということで報告書を月1回いただいております。それに基づいて7千300円を支給しているところでございますけれども、実際に回ったかどうかの確認まではちょっとできてはおりません。

5番（児玉智博君） 報告書が出てきているんでしょう。報告書が出てきているなら、何日巡視して回ったかというのは確認できるのではないですか。別に、付いて回って、巡視しているのを確認して、何日ですというふうに言わなくても、その報告書が出てきているなら、何月何日に巡視しましたよということの報告書だと思うので、何日巡視したというのは把握できているはずだと思うんですけど。

総務課長（小田宣義君） 申しましたとおり、書類をこちらに持ってきてないようなので、休憩後に書類を持ってきて、報告をさせたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 後で報告してください。

総務課長（小田宣義君） はい。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

次にいきますね。98ページ、それから次が100ページ、100ページは企画費になりますね。

7番（西田直美君） 13委託料のところ乗合タクシー運行委託料1千816万140円というのがあって、先ほど1万1千521人の利用ということですが、すみません、ちょっと計算ができないので、これを1人あたりに換算すると幾らみたいな感じが出てきますか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 平成31年、令和元年度の実績ですが、単純に利用者の1万1千521人で割ったところでお答えしますと、1人あたり1千576円ということになります。

7番（西田直美君） 例えば、1千576円、同僚議員から一般質問で以前あったと思うんですけども、タクシーチケットを発行した場合には幾らになるかというようなことで、南小国町のほうはタクシーチケットの配布というのをやっているんですが、そういうところとのすり合わせというか、例えば小国町でもその乗合タクシーを実際に運行するよりも、今回なんかは特にコロナになったので、密になってはいけないということで、3人以上になれば2台呼ばなきゃいけないみたいな感じに、昨日の話でもあったんですが、それを考えたときに、果たして乗合タクシーがいいのか、それともタクシーチケットを配布するのがいいのかというような検討は今進んでいるところでしょうか。

地域振興係長（長谷部大輔君） タクシーチケットがいいか、それとも乗合タクシーがいいかというところは、当然、南小国町の状況を見ながら検討しているところです。その上で、乗り合いのよさというのは、今、西田議員がお話になったとおり、やはり1台に何人かまとめて乗れるというところがメリットとしてあるんですが、今コロナの影響により2名体制まででとどめているというところで、そのよさを生かせていない状況にあります。果たして、いつまでこの状況が続けるべきか、とりあえず今年度はこの体制をとということで予算計上をお願いしているところですが、次年度以降も、じゃあ、2名で切って行って本当に効率的かどうかというところは、お隣のチケットの状況を見ながらちょっと確認しているところです。ちなみに、お隣の南小国町のタクシーチケットですね、こちらのほうの状況も数字としてはいただいているんですが、こちらは1人当たり1千122円で動いているというところです。負担金が南小国町はうちより200円安いというところがありますので、これを足して考えても1千322円というところで、若干うちの町よりも1名当たりの費用は抑えられていると。平成30年度と比べて、南小国町の金額が少し落ちました。すみません、もう1年前の数字までちょっと持ってきてないんですが、これが更に開くようであれば、やはりすぐチケットに変えるということではないんですけど、検討の対象として注視していくべきかなというふうに思っているところです。

7番（西田直美君） 今おっしゃられたように、乗合タクシーの場合は複数人が乗れるというところのメリットがあるというのですが、そのデメリットとしては、その乗合タクシーの乗り場まで行かないといけない。高齢者の方、足が不自由な方たちが、決して近いとは言えないような、家の前に来てくれるわけでもないですよ。タクシーならば玄関先に乗りつけてくれますが、そうではないところまで行かないといけない。雨が降っても、風が吹いても、雪が降っても、乗合タクシーに乗ろうと思えば、そこに行かなければならないというデメリットがある。プラス、公共交通にかなりお金を出している部分もあるんですが、それも含めたところでのタクシーチケットの利用ができるのであれば、そのほうがいいのではないかと。もう一つ、南小国町でそのチケットが1千122円、プラスして、負担金を入れても1千322円であったとしても、結構、皆さん乗り合わせで行くようにしていると。行くところが大体決まって、病院とか買い物とかである

なら、皆さん乗り合わせで安くできるような工夫をしているとかいうのを聞いたりもしたんですが、それが果たして小国町のほうでどういうふうプラスに動くのか、マイナスに動くのかという見込みも必要だと思うので、これは、個人的には私はタクシーチケットのほうが高齢者の方にとっては便利だろうと思うので、ぜひともしっかり検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。102ページ、これも企画費ですね。

管財係長（松本鷹哉君） 先ほどの水上村の巡視員の巡視した日数なんですけれども、確認したところ、月1回の12回巡視されていらっしやいました。

5番（児玉智博君） それでは、ちょっと水上村が12回ということだったので、小国町内にも町有林が3箇所ぐらいあるんですかね。そこら辺も月1回、管財で見て回っているんですか。

管財係長（松本鷹哉君） そうですね、巡視というか、そういう形で見て回ってはいないですね。

5番（児玉智博君） じゃあ、令和元年度は、1回も見て回ってないということですか。

管財係長（松本鷹哉君） 現場に出たときに町有林を見ることはありますので、その時に、ついでにというか、一緒に見て回っているような形ではあります。

5番（児玉智博君） よく分からない。ちょっと分かりにくいんですよね。その現場に出ることがあるから、見ることはありますということですが、どこの現場に行くときですか。じゃあ、巡視ではないけれど、ついでに見たのが令和元年度は何回あるんですか。

管財係長（松本鷹哉君） 現場が主に地籍調査で町有地の立ち会いなんかをするときとかが多いんですけれども、そういうときに町有林があるところを見て回ったりするので、具体的に何回行きましたというのはカウントまではしていませんので、何回というのはお答えができないところがあります。

議長（松崎俊一君） 回数をよろしいですか。

5番（児玉智博君） だから、小国町内の町有林についてはその程度のあれだと思うんですよね。なのに、水上村については8万何千何百円かだったんですけれども、水上村にはそれだけお金を使って巡視する必要があるんでしょうか。

総務課長（小田宣義君） 水上村の件につきましては基本的に距離が圧倒的にありまして、小国町内の場合は地域の人たちのほうが詳しいぐらい町有林を知っております。何かあったときには連絡が入ってきます。ただ、水上村は、あそこに40町以上の山があるんですけれども、やっぱり付近の方も小国町役場に直接電話をかけてくれることはほとんどありませんで、今まで巡視をしておりました。ただ、これは令和元年度の決算ですので、巡視員が出ておりますけれども、月1回回って、あれだからということで、4月からは森林組合のほうに何かあったらついでに見てください、お願いしますということで、巡視員のほうは3月いっぱい切っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。5 公平委員会費、6 交通安全費、ここまです。

104 ページ、諸費、この諸費が106 ページの上段、上2段まであります。

8 番（松本明雄君） 103 ページの地域おこし協力隊の補助金を100万円出していますけれど、この方はこれで商売ができていますでしょうか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 昨年度、地域おこし協力隊の起業支援補助金ということで補助金を交付しております。昨年、地域おこし協力隊を卒業された方なのですが、就職する形と、この自分で起こした木工品の加工との兼業という形で聞いております。木工品の加工に関しては、レーザー加工機を導入して、お土産物をつくるということで、こちらのほうが兼業で、どちらかという副業という形になっているようです。

8 番（松本明雄君） 今質問したのは、小国の木を使って、小国杉を使って、そういうものをつくっていただくなら、非常にいいことです。ですから、今後どこまでの補助金を出すのか分かりませんが、ケース・バイ・ケースでこちらに残って起業される方は頑張っていたいただきたいと思いますので、その辺も打ち合わせながらやっていただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） 5 公平委員会費、6 交通安全費、7 諸費、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。次の会議を11時10分から行います。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑漏れ等ありました場合は、後で受付をいたします。

（午前11時10分）

議長（松崎俊一君） ページが106 ページ、地籍調査費、106 ページから108 ページの中段まで。よろしいですか。地籍調査費。

次が、防災情報がこれは情報課になりますので、後日になります。

次の110 ページ、10 電算施設費から11 会計管理費、そこまでが総務関係の今日の所管ですね。電算施設費、会計管理費、よろしいですか。

9 番（熊谷博行君） すみません、バックしますので、107 ページの防犯灯LED設置、金額はいいんですが、今、小国町は防犯灯のLED化が何%ぐらい進んでいるかを教えてください。

総務係長（松本徳幸君） お答えします。

小国町の防犯灯のLED化については、以前は防犯灯のLEDの現物支給をしておまして、そちらのほうでほぼ完了したということで、現在は1基当たりの設置費の補助にしております。町内の設置率については、ちょっと把握してございません。申し訳ありません。

9 番（熊谷博行君） 年間の防犯灯の補助金を見れば、電気代がぐっと下がっていますので、大体

把握はできると思いますので、把握だけしておいてください。もういいです、今日は。

議長（松崎俊一君） ページが106から108、110の10電算施設費、112の会計管理費までいっております。よろしいですか。

次に、12行政相談費は、これは明日の部分と思います。それから、13地域情報関係もその次の日、それから14住民支援も明日。

118ページ、15SDGs推進費ですね。SDGs関係は、次のページまでまたがっております。

7番（西田直美君） 省エネ住宅普及啓発業務委託料の130万2千755円、これは中学生のワークショップなどのことも入っているということでしたが、それ以外に具体的にはどういうふうな使い道になっているのでしょうか。

地域振興係長（長谷部大輔君） この委託においては、主な業務としては、中学生に対してのワークショップの実施、そしてその後去年の8月に中学3年生6名選出して、省エネ住宅においての体験会を実施、更に11月、木のまちサミットという別事業だったんですが、こちらでの発表会を行ったという、この3つですね、こちらのほうをうまく取りまとめていただくというか、体験会においてのプログラムを組むとか、対応に当たっていただくとか、そういった業務をお願いしたところであります。

5番（児玉智博君） 地域循環共生圏F S事業委託ということで、地熱利用熱電併給事業及び再エネ電気を活用したコミュニティ交通システム検討を行うためのF S調査、実現可能性調査の業務委託ということで、これ100%特定財源ということにはなっております。一般財源は使われてないということではありますけれども、かなり高額な委託料になっているのかと思います。それで、この委託においてのその成果が今どのように出ているのか、簡単で結構ですので、説明をお願いします。

企画係長（森 恵美君） お答え申し上げます。

このF S調査事業では、先ほど議員がおっしゃいましたように、地域利用熱電併給事業の検討と再エネ電気地熱発電を活用したコミュニティ交通システムの検討を行っております。

具体的内容といたしましては、地熱量のほうですけれども、併熱事業の検討におきましては、電力熱需要の調査、それから全体システムのイメージ、熱導管自営線ルートの計画、そして小規模分散型熱電の検討などのシステム計画、そして事業スキームの検討、事業性検討などの事業性評価を検討しております。また、コミュニティ交通システムの検討では、小国町において取り組まれる乗合タクシーにおける3事業者を中心とした町内交通の実態調査結果、それから日本版Ma a Sの概要、Ma a SというのはICTを活用いたしまして、バスや電車、タクシー、それから飛行機など、自家用車以外の全ての交通手段による移動を1つのサービスで完結するという次世代の移動の概念でございます。そのほかに、事例の調査、それから関係団体や事業者などの二

ーズの調査などを行っております。

結果につきましては、1つ1つちょっと詳しく御説明することはできませんけれども、主なものといたしまして、事業採算性を担保する事業メニューの適用につきましては、地域熱導管ですとか、自営線整備のためのエネルギーインフラ整備のコストが非常に大きく、事業採算を確保することが難しいとの調査結果から、国の補助メニューの活用ですとか、初期段階として10キロワット級の地熱バイナリー発電ですとか、木質バイオマス化の発電など、分散的に導入していくことも考えられるという結果が出ております。系統連系枠の確保につきましては、地域の電力需要が少ないために、大規模な地熱発電では発電した電力が余りますので、余剰気味になりますので、電力系統を通じて売電する必要がありますけれども、九州電力による電源接続案件の募集取り組みなども進められておまして、地産電源の使用に向けた系統制約の緩和が期待されるところでございます。国が進める取り組みと連携して、一定の発電量を維持することなどを根拠に九州電力と協議していくことが望ましいとの結果が出ております。それから、生産井の確保、これは井戸の確保でございますけれども、小国町の地域循環共生圏構築のためには、長期的には小国町自身が民間事業者と共同で独自の生産井を整備することが望ましい。それには、地熱源の確保、プラントの土地の確保、地域住民や事業者関係との合意形成が課題となる結果が出ております。方策といたしましては、既存の地熱発電の余剰電力を活用することも考えられますけれども、この場合は、発電業者と地熱調達に関する条件の調整、実際の生産能力や設備の耐久性の確認などの慎重な検討が必要とされております。こういったことに関して、算出した具体的な数値による結果が出ております。

それから、交通システムのほうですけれども、電熱インフラの整備化につきましては、地域コミュニティ交通にEVを導入する場合、動力源である電気を充電する充電ステーションといったインフラの整備が進められますため、導入するEVの台数でありますとか、利用エリアなどを考慮して、具体的な充電インフラの整備に係る詳細化した検討を継続することが求められますし、エネルギーマネジメントシステムの導入につきましては、エネルギーの需要を管理し、地域コミュニティ交通にEVを導入する場合、動力源である電気を充電する充電ステーションといったインフラの整備が求められまして、そのため導入するEVの台数や利用エリアなどを考慮して、具体的な充電インフラの整備に係る検討を継続することが望ましいとの結果が出ております。また、地域コミュニティ交通の運営主体に関しましては、地域コミュニティ交通の事業イメージについての検討を進めた中で、その形態と行政の関わり方、民間事業者の役割などが今後の検討として残っております。そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、算出した具体的な数値による結果が出ております。

この調査の意義でございますけれども、その調査検討を行ったことによりまして、今後、地熱事業や脱炭素化のコミュニティ交通システムの導入に向けた補助金申請などを国に対して行う場

合、その申請時、また選定時において、事業の実行可能性としてこの調査が根拠となること
でございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） いろいろ熱導管のお話が出て、例えば、ただ以前ですね、あちらの岳の湯、
はげの湯地域から発電で利用した熱エネルギーを宮原まで熱導管で持ってきて、例えば町営住宅
なんかで利用するような、あくまでそれは計画でしょうけれど、計画がありますというような話
もされてきました。それを検討した結果、それをするには莫大な投資が必要になるという、今お
話でしたね。だから、やらないというわけではなくて、そういう有利な国の補助なんかもあれば
というような形で、非常に何か濁した形の結果が出ているなというような気がしたんです。それ
で、いろいろ詳しい数値が出たと思うんですけれど、実際にこの検討結果で現実的な町民の生活
にどういった変化がもたらされるかということは分からないというのが今の現状ということで理
解していいでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員おっしゃった、今後のというところもありますので、私のほうから
答えさせていただきますけれども、やはり調査等々は、昭和35、6年の時代から始まって、今
日まで至っております。科学的な技術の発達もありましたので、相当数ははっきりと分かってきた
と。ただ、もう少し地下に限っては分からない部分もまだ多いと思われまますので、更なる調査も
必要なのかもしれませんが、小国町においては、その特有の地熱資源というものがありま
すので、これを活用しないと次の世代には伝えていくことはできないというふうにも私は考えて
いるところでございます。今、森係長のお話にありましたけれども、この調査に基づいて、この
調査だけではなくて、地熱資源の調査の業務委託、北里南部地域における資源量の調査だつた
りとか、もちろん昔からの電源開発の調査、及びいろいろな補助金を申請するためにもこれから
事業を継続させていくための調査というふうにも思っているところでございます。いつ住民のと
ころに届くかというところでありまますけれども、今、わいた会が発電をされておりますが、その
わいた会から寄附金をいただいたりとかというところもありますし、今5つの事業所で協定を結
んだりしておりますので、そういった形も住民の生活まで少しずつですけれども、届いているの
ではないかなというふうにも思っておりますし、5つの事業所のうち何箇所が成功するかは分か
りませんが、その事業所が発電を行ったときにはかなりの税収もあると思ひますし、お金
だけではなくて、その余剰を使った、先ほどの電熱併用の仕組みとかというところも考えられる
のではないかなというふうにも思っております。今、1つの事業所だけしか発電をしておりません
ので、形としてはまだそういう段階ですけれども、森係長の説明の中で1つ大きいところがあり
まして、電力を売るところの部分でありますけれども、系統連系、この系統連携あたりは町が今
からはしっかり関わっていかないとできないところであるのかもしれないので、そこらあたり
を町としてもしっかりと考えていきながら、この事業は進めさせていただきたいなというふう

思っているところです。

以上です。

5番（児玉智博君） 森係長から補足説明はいいですか。ないなら、もう1点だけ、この調査で非常に大事な柱の一つが低炭素化、CO₂の排出量を減らすということだと今の説明を聞いて思いました。そこで、具体的な小国町内のCO₂の排出量を今後削減していく目標というのは持たれているのでしょうか。

企画係長（森 恵美君） 目標はKPIという形で出しております。低炭素、それから今、もう脱炭素の実現に向けて世界は動いておりますけれども、小国町は環境モデル都市の頃から、そのKPI目標値、それから実際、今年度どれだけCO₂を排出したかというのを毎年出しております、毎年、国のヒアリングを受けて、先生方から褒めていただいたり、厳しい御意見をいただいたりしているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 今年なんかは7月の豪雨と、本当にこの前何とか難は逃れたものの、台風10号の被害ということで、かなり町民の中にも地球温暖化の影響が本当に自分たちの暮らしに深刻な影響をもたらしているんだということは実体験として今感じていると思うところです。目標は持たれているということでしたが、環境モデル都市からSDGs未来都市、推進都市というふうになったわけですけど、この間、褒めていただいたというのはどれぐらい削減したから褒められたのか、今後更に何割ぐらい削減するのか、具体的な数字をお願いします。

企画係長（森 恵美君） 最新のデータは今資料として持ち合わせておりませんが、やはり小国町が地熱を利用したCO₂削減に向けて取り組みを進めるということの一つに、地域電力会社をつくったりですとか、学校教育の中からCO₂削減というものの重要性を深めていったりとか、あるいは最近でありますと、いろんな自治体との連携の中から様々なCO₂削減に資する取り組みの情報共有であったりとか、あるいはこの前地震があったときに環境モデル都市の連携の中で北海道の下川町であったり、四国の梶原町であるとか、そういったところから物資がきたりとか、あるいは同じ環境モデル都市の中の岐阜県の御嵩町からは人的な支援があったりとか、そういうふうなことがありました。まさに、そういったところは環境モデル都市SDGs未来都市が進める強靱化、いろんなことに強く立ち向かっていける、災害に強いまちづくりにまさに資するものであって、そういったところがこの制度の意義なんだというふうなことで有識者の先生方、それから国のほうからはお褒めの言葉をいただいております。やはりその地熱の有効活用、それから森林の資源活用というところでは、森林組合が主導となって進めていただいております地熱乾燥施設の活用であるとか、そういったところもあまり全国で見られるところではございませんので、そういった点についてお褒めをいただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） もう短く。

5番（児玉智博君） 具体的な目標が今手元にないということで分からないそうなので、後から教えてください。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。ページが120ページまでいっております。118、120、16 社会保障税番号制度費、17 庁舎等建設費、税務総務費もかかってきますね。

4番（久野達也君） それでは、120ページ、社会保障税番号制度費について質問させていただきたいと思うんですけども。昨今、やはりマイナンバーは、なかなか普及率が低くて、これ国の政策ですので、市町村が具体的交付事務等を行っている現実もありますけれども、マイナポイントと昨今ではいっても、なかなか高まらないと。あるいは、マイナンバーを保険証と併用できる、保険証がマイナンバーで医療を受けられるという、いろんな国は取り組みをしております。そして、この市町村ではそのマイナンバーを管理する上でこの税番号制度の中にありますように、13 委託料でファイアウォールの保守、要はセキュリティ問題、それから負担金補助及び交付金の中で電子機器の設置関連事務の委託に係る交付金、あるいはサーバーの保守の負担金等を支払っております。これはずっと継続されていくでしょうし、この社会保障税番号制度があるときに市町村の負担として補っていかなければならない部分だと思います。それで、実は、この決算を受けて、令和元年度中に具体的に小国町でマイナンバーの交付がどれだけあったのか。それから、もう1点は、令和2年度になります。今後、国もいろんな意味で交付機会の増高につながる施策を発効してくるかと思えます。それに対応するときに、今後の見込みと申しますか、見込みは難しいでしょうけれども、今後の進捗をどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

総務係長（松本徳幸君） マイナンバーの交付数につきましては、令和2年3月末現在で交付枚数が1千25枚、人口に対する交付枚数の率ですけれども、14.6%となっております。最新の情報としましては、令和2年8月現在で1千171枚、率にすると16.6%となっております。

4番（久野達也君） でしたら、要は、1年は経っていませんけれども、今年度に入って150件程度は増えてきたということですね。そう考えていきますと、本来は国の施策というのも前提としてはありますけれども、やっぱりマイナンバーの手続きの啓発、あるいは活用の今利用できる状況の啓発、これらも市町村で進めていく必要もあろうかと思えます。世論の中にはマイナンバーそのものを否定する考えの方もおられますし、これはこれで考え方ですので、それも正しいかと思えますけれども、その活用の啓発と申しますか、周知、ここの部分にもやはり力を入れていく必要があろうかと思えますので、よろしく願いいたします。

総務係長（松本徳幸君） 啓発については、現在、役場にポスターを貼ったり、リーフレットとかで啓発したり、グッズを配布したりして行っておりますけれども、なかなか住民に対しての交付申請に対する周知とはなっておりませんが、先日の定額給付金とかでいろいろ取り上げら

れた関係で少し伸びているものだと思います。今後も県と協力しながら交付枚数を伸ばしていきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） 120ページ、税務総務費、税務のほうは122ページまで、それから2賦課徴収費、122ページから124ページの下段まで、税務関係ですね。よろしいですか。

次、124ページ、固定資産評価審査委員会費が次のページの上段まで、126ページまでありますね。

次、まいります。ページが少し飛びまして、128ページ、選挙費の1選挙管理委員会費、2県議会議員選挙費、3参議院議員選挙費、次のページの4町長・町議会議員選挙費、次が5県知事選挙費までをいきたいと思えます。ページが132ページまで。いいですか。

でしたら、134ページ、統計調査総務費、それから監査委員会費、134ページですね。質問漏れがありましたら、またお願いします。

ページが少し飛びます。196ページ、4地域エネルギー費、これは商工費の中に入っていますが、196ページ、地域エネルギー費。

5番（児玉智博君） 小国町地熱資源活用審議会委員報酬ということで、この審議会関係の予算がその下にも続いているのではないかと思います。この審議会の開催は令和元年度で何日間あって、幾つの案件を処理したのか、教えてください。

政策課審議員（佐藤則和君） 地熱の審議会の開催日数については、3回の3日間でございます。審議案件につきましては、合計で3件でございます。

5番（児玉智博君） 3件ということは、1件を1日ずつということですかね。そうしたら、1件を1日ずつというと、結論としては、それで審議が3件とも全部終わってしまったということですか。

政策課審議員（佐藤則和君） 一応通常は昼1時ぐらいから開催しまして、夕刻には終わるという時間帯でやっておりますけれども、その間に申請業者にそういうプレゼンをさせまして、委員は現在14名ですけれども、去年まで13名ということで、その委員で審議をしていただきまして、同意するかしないかという答申を町長に出すための審議ということで、3回とも一応同意するというので答申を出させていただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 196、198ページまで。

7番（西田直美君） 199ページの委託料のところの水資源調査業務の委託料、これ西里、北里地区と言われたんですけど、この間の一般質問のときに私が地熱の調査のところの水モニターというところで伺った8件についてという、その部分でしょうか。11箇所か、11箇所で8項目だったですかね、その分がこれになるのでしょうか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 恐らくこの水資源調査の段階においては、御説明したとおり、西

里、北里地区を対象とした水資源、特に浅層の水資源についての調査を行ったところです。お話にあったモニタリング箇所については、かなりかぶる部分が多いんですが、少し上田あたりまで位置的には入ってきている部分があるかと思います。必ずしもその8箇所とかぶるようなものではないですね。モニタリング箇所については、個人の井戸とか、そういったものも含まれてきています。この水資源調査においては、河川とか、そういったものの流量や成分調査というところを中心に行いましたので、モニタリング箇所でのモニタリング項目やその場所とは少しずれる部分もあるかと思います。

7番（西田直美君） 分かりました。ということは、これは、河川調査とか、そういうもので水質調査みたいなのをやるときの1回きりということですか、それとも定期的に何回か同じ箇所をやるとか、そういうこと。

地域振興係長（長谷部大輔君） こちらは、昨年度1年間の事業でしたので、それぞれの箇所で2回もしくは3回の計測を行っております。本来ですと、これを引き続き同地点における観測地点を追って調査していくことで調査結果というのは高まるんですが、今年度に関してはそういったことを行っておりません。ただし、この調査において特に重要視したというか、危惧した点というのが、やはり熱田神宮の水の水量のお話がありました。こちらについては、引き続き流量等の観測は必要であろうということなんですが、ここが先ほど西田議員がお話になった引き続きのモニタリング箇所とかぶってくる場所がありまして、こちらで引き続き流量と成分のほうを観測していくということにつながっているかと思います。

7番（西田直美君） 分かりました。ということは、令和元年度に関して、この385万円の分の調査に関しては、報告が出て、それで完了という形になるということでしょうか。

地域振興係長（長谷部大輔君） こちらは、国の経済産業省の事業として行いましたので、一応単年度の調査結果を出したということになります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。地域エネルギー費。

2番（江藤理一郎君） 199ページ、先ほどの水資源調査業務委託の件ですけれども、お話を聞いて河川の流量や成分調査ということでしたので、北里地域の山川の上のほうに銅山川というのがありまして、そこが昔、銅山があった経緯があって、硫化鉄が非常に多い流れのところがあります。そのあたりについての調査というのも入っているんですか。ちょうど大雨の豪雨災害というか、それがあった後に、川の濁りが結構濁っているときがありまして、実際その川には魚もほとんど住んでないというような状況もありますので、その銅山川の場所も入っているんですか。

地域振興係長（長谷部大輔君） 北里のですね、今、江藤議員がお話になっている川がちょっと入っているかどうか、確認の上、お答えさせていただきます。調査の結果概要としては、北里に流れ込んでいく川の流量や成分と、はげ川ですかね、西里のほうへ流れていく川というのが全然違うと。その持っている水の量とか、噴き出してくる水の量や成分とかがちょっと違うというところまで

は僕も覚えているんですけど、正確にお答えしたいと思いますので、少し調べさせてください。
2番（江藤理一郎君） 下流域は北里川になりまして、地元の方々も使うというか、影響もあつたりするかもしれないので、住民課のほうには御相談はさせていただいてまして、その住民課がやっているポイントと、今回、政策課がやっているポイントがどのくらい整合性があるのかとか、同じことをやっているかもしれないので、その辺も含めてちょっと調べて、後で御回答をいただきたいと思います。お願いします。

議長（松崎俊一君） 196、198ページ、地域エネルギー費、ございませんか。
ページは208ページ。

5番（児玉智博君） まず、消防費の中の消防団員報酬について伺います。この消防団員報酬というのは、条例で定められた団長11万円、副団長7万2千円、分団長6万円、部長4万円、班長3万5千円、団員が3万円、その報酬でしょうか。

総務係長（松本徳幸君） この消防団員報酬につきましては、条例で定められた報酬でございます。

5番（児玉智博君） 基本的に報酬というのは、個人に支払いの義務がある人が直接現金で支払うというのが社会の常です。総務省の消防庁もそういうふうにしなさいということをして市町村に指示はできないので、しましゅうねという呼びかけをしていると思います。というのが、要するに、各地で裁判が起こったからなんですよ。それは、団員の人がもらってないということで、原告勝訴の判決も出ていると思います。小国町の場合は、一応その受領委任払いということで、多分、町が各分団に団員が委任したという形で支払っていると思うんですが、やはり基本的には直接支払うべきだと思うんですけども、そうした改善をする考えはありませんか。

議長（松崎俊一君） 暫時休憩します。

（午前11時48分）

議長（松崎俊一君） 引き続き会議を開きます。

（午前11時49分）

総務課長（小田宣義君） すみません、ちょっと自信がなかったもので、確認を取らせていただきました。昔から児玉議員指摘のとおり、そのとおりだと思います。1回改善して、団のほうからということで、今委任をもらって、支払いをしております。今後、幹部会でまた諮りながら、お話を進めていきたいと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） じゃあ、この報酬について、もう1点確認なんですけど、なかなかその指摘をされても、受領委任払いというような形が変わらないというのは、それ相応に解決すべき行政なりの課題があるからだと思うんですよ。その課題が何なのかというところをちょっと確認する意味で、例えばの話ですけど、分団のほうから人の金を預かって、高額になりますので、分団全体の報酬というのは、やっぱり手渡すのは大変だから、うちの分団は町が直接口座に振り込ん

でくれというふうになった場合は、町は、それはいいですよというような回答はできるんですか。
総務課長（小田宣義君） 昔から消防団の報酬の払い方というのはずっとこういう体系をしております。実際にそういうお話は聞いたことがありません。私、実際ですね。ですから、幹部会等でそういうお話が出れば、それから検討をまた始めないといけないと思っております。今この場でそれはできますか、できませんかと言われても、それはやっぱりちょっと回答は控えさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 消防費ですね。

5番（児玉智博君） それでは、これ以前、同僚議員からもお尋ねがあった部分について、7月の豪雨災害ではやっぱり消防団の方たちが大変活躍をされた部分があります。特に杖立なんかというのは、ずっと待機して、災害が発生したら泥出しなんかをされたところもあります。杖立以外の班でも、消防ポンプで浸水するのをなるべく被害を最小限度にするために腰ぐらいまでつかって排水をしたという話も聞いております。しかし、同じ消防団員でも、その分団、分団の考えなんかもあるんでしょうけれども、なかなか活動内容が一律、小国町内の団員全てが同じような仕事量をしているかということとそうでもないと思うんですよ。分団総出で泥出しなんかをしたところもあれば、全くそういうのに参加してない団員もいるということで、同僚議員のほうからはやっぱりこれだけ頑張ったんだから、手当なんかをしたらどうかというような質問をされました。その時に、町長は、それはなかなかすぐに今回出すつもりはないというお話をされていたんですよ。ところが、消防庁が公表している団員報酬や出動手当というのは交付税措置されます。総務省がいう交付税措置しているのは出動手当1回につき7千円というのが、一応そのほかの部分と一緒にきているのでなかなか明確ではないんですが、一応その交付税措置をされているわけですね。やはりこれだけ気象災害なんかも立て続けに起こってくるような中で、頑張っている消防団員というのは本当に頑張っているわけですよ。やはり同僚議員が言われたとおり、私もせめてその消防庁が公表している出動手当1回7千円というのは、頑張りに報いるために、私は小国町も年間5千円というような、年間1回も出動しなくても5千円というのが、直接は払われてなくて、その分団に払われているので、団員に届いているところもあれば、届いてないところもあるんでしょうけれども、そういう何かおかしな出し方をするのではなくて、出動をした人には7千円きちんとその手元に届けるというのが私は当たり前ではないかと思うんですが、この出動手当について検討する考えはありませんか。

総務課長（小田宣義君） この質問は今受けたわけではなく、過去にも何回もされております。その後、幹部会等でお話は出させていただいております。ただ、やっぱりその中で出動手当、結局誰が出たのかをその場で判断することも必要となってまいります。点検、出た人数ですね。そこらあたりの確認、それと実際にそれを1回1回するにはやっぱりまた一般財源のほうの持ち出しも、先ほど言いました交付税の算入の中にも入りますけれども、全額ではありませんので、一

般財源の持ち出しも多くなります。先ほど言いましたとおり、また幹部会等でちょっと話をさせていただきたいと思います。ただ、今までに何回も話はしておりますけれども、その中では出勤手当をまた別に出すというふうなお話には今のところなっていないと聞いております。

5番（児玉智博君） 幹部会で話すという、基本的にそれはうちの分団だけかもしれないんですけど、例えば火事現場に行ったら、各班長が、誰が来ているかというふうに把握して、それを分団に報告しています。それはどこもやっているの、把握をしないといけないという、今も現在もそれは把握していると思うんですよ。そこが課題になるということはずなないと思うので、やっぱり一番ネックなのは財源、その予算が必要になるというところだと思うんですけど、それはどっちかという、その財政のほうの問題であって、それを何か幹部会とか、その辺が言い訳になることはないのではないかと思いますので、特にそれは財政当局の課題にはなるかと思うんですが。やはり以前も質問していますけれども、その時と状況が変わっていると思うんですよ。やっぱりこれだけ火災というよりも、風水害、台風が増えてきている中で、消防団員を活用していかなければならないと思うので、やっぱり活用するからにはそれに見合った手当というのはいただきたいと思います。

終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。午後の会議を1時から行います。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） ページが208ページの1非常備消防費、2消防施設費、3災害対策費、ページが212ページまであります。非常備消防費、消防施設費。

8番（松本明雄君） 8番です。

消防団関係の方は、7月の豪雨からこの前10号の台風まで本当に御苦労さまでした。ほかの議員の方からもいろんな意見は出ていました。せっかく町に残る縦社会の消防団です。僕も30年余り入っていましたが、やはり皆さんの努力には感謝したいと思います。そして、やはり町もお金を出したいという気持ちはあるんでしょうけれども、消防団も幹部会がありますので、そこを通してから町のほうに要望していただきたいと、そういうふうに思っています。

質問に入らせていただきます。質問は、今さっき消防団員が報酬を出しているのが352人、ここに11ページのところにあります消防補償等組合負担金のところは定数が400人、共済負担金のところには349名と書いてありますが、これはどのようなときにこういう数字が出るのか、教えていただきたいと思います。

総務課審議員（山口美晴君） 御質問にお答えいたします。

まず、資料の11ページの下から2行目、消防団員等福祉共済負担金、ここに書かれている加

入金の349名ですが、こちらは4月1日付で加入した人数になります。これに対しまして、決算書にあります消防団報酬の352人、これは年度途中の入団等があり、最終的に報酬を支払った人数が352人となります。あと1つ、11ページに戻りまして、下から3行目、消防補償等の組合負担金、これの掛金の400人ですが、これは小国町条例の定数に定められた基礎数が400人になります。

以上です。

地域振興係長（長谷部大輔君） 少し戻りまして、先ほど地域エネルギー費のほうで江藤議員からお尋ねがございました水資源調査についてのことでお答えいたします。

こちら水資源調査ですけど、先ほどもお話ししたとおり、浅層の水の成り立ち、こちらのほうを調査したということになりますので、主には河川等における流量や成分も、こちらはECとって、電気伝導度ですね、こちらのほうを確認しました。先ほど江藤議員がお尋ねになっていた北里川の支流ですね、こちらのほうはもう少し上流域での調査を行っていたため、支流からの流れ込みのところよりも下流域においてはちょっと調査対象としてはなっておりませんでした。また、住民課では、河川の水質調査を行っているようですが、こちらは流れ出る水の水質の変化を見ているということで、どちらかというと下流域に調査ポイントを固めているそうです。ですので、先ほどお尋ねのあった北里川の支流域については調査ポイントに入っておりませんでした。今後におきましては、住民課のほうの調査ポイントを動かすかどうかといったところにつきましては所管外になりますのでお答えできかねますが、政策課で行っている調査、そして住民課で行っている調査等ですね、庁舎内での情報の共有についてはよりちょっと強くやっていかなければと思っているところです。

企画係長（森 恵美君） 午前中に5番議員から御質問のございましたCO2排出量の削減目標についてお答えいたします。

まず、短期目標でございますけれども、2018年を基準年とした基準値4.5万トンから1割削減いたしまして、2024年の目標値4.1万トンでございます。中期目標、それから長期目標に関しましては、国の目標に準じておりまして、2030年が3.5万トン、それから長期目標が2050年、0.95万トンでございます。

以上です。

議長（松崎俊一君） 今回の答弁について、よろしいですね。

消防費のほうはいかがでしょうか。御質問はございませんか。

7番（西田直美君） 213ページの指定避難所耐震実施設計委託料440万円、これが上田の多目的集会所と西里多目的集会所の耐震化工事のための実施設計委託ということですが、これは去年の段階でできたということは、今後実際にそこが稼動するのは大体いつ頃の見込みになっているんでしょう。

総務課長（小田宣義君） 昨年は一応この設計委託を頼みまして、今年に入りまして地元と打ち合わせをしております。梅雨開けてから工事ということになっていたんですけど、ちょっと被害もありまして、10月頃に一応入札を行い、来年の2月ぐらいまでで耐震を終えたいと計画はしております。

以上です。

7番（西田直美君） それは、来年の2月ぐらいには完了して、例えば来年の3月ぐらいから何か非常時にはそこを避難場所として利用することが可能になってくるということになりますか。

総務課長（小田宣義君） これは、平屋の耐震改修になります。基本的には壁を強化して、耐震強度を上げるという工事になりますので、工事期間中、無理に入ることはないと思いますけれど、やっぱり工事が始まって1、2カ月はちょっと厳しいかもしれませんけれど、完成すれば、すぐ、建物が変わるわけではありませんので、そのまま集会所は利用できるということになります。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。

では、進めます。254ページ、公債費の元金、利子、それから諸支出金の繰出金、それから予備費までですね。よろしいですか。

それでは、議会監査委員事務局、総務課、会計管理室、税務課、政策課所管の歳出の質疑は一応終了しましたが、質疑等の漏れがありましたらお願いしたいと思います。歳出に関して。

5番（児玉智博君） 歳出全般について、令和元年度の旅費の部分でそれぞれ項目別に全体を通じて職員の旅費について内訳はわかりますか。

総務課長（小田宣義君） 旅費については、ほかの課の旅費もありますので、調べてはまだありません。

5番（児玉智博君） そうしたら、それぞれ旅費がずっと項目で出ていますけれど、総務課、税務課、政策課、それぞれわかりますか、自分のところの内訳は。

総務課長（小田宣義君） 旅費は確かに各課にまたがっているのもありますし、研修等の旅費は総務課で支払いますので、なかなか課でどれだけというのはわかりませんので、そこはちょっとうちのほうでまた出ささせていただいて、これどうでしょう、明日、明後日ぐらいまでということですか。はい、分かりました。準備したいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑漏れは、よろしいですか。

それでは、またもう一度確認はいたします。

ただいまから歳入に入ります。歳入がページでいきますと17ページからですかね。一番最後、備考欄のほうを見ていただきたいと思います。

17ページの町民税から19ページの下から2番目までが今回の関係です。税務課、総務課、一番下の森林環境税が産業課になりますので、それを除いて、町税関係、地方譲与税関係。

次、21ページが備考欄のほうから、利子割交付金からこのページ全部ですね、自動車取得税

交付金まで、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金。

次のページが地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金。

23ページの下から2番目、交通安全対策特別交付金までが今日の所管になります。

23ページの一番下を除きまして、次のページは1項目だけ、これは分担金ですかね。

5番（児玉智博君） 消防費分担金の被災建物解体というのは、恐らく殿町火災での残りの分だと思うんですが、これはまだ残っているのでしょうか。令和元年は10万円入ってきていますけれども、これで終わりなのか、まだ残っているのか、教えてください。

総務係長（松本徳幸君） 令和元年度については10万円を納めていただいておりますけれども、この収入未済額についてまだ残っております。ですが、毎月、今後も引き続きお支払いいただいておりますので、ちょっと時間がかかるかと思っておりますけれども、お支払いいただいております。

5番（児玉智博君） 毎月ということを言われましたけれど、毎月幾らずつで10万円になるんですかね。

総務係長（松本徳幸君） 基本的に毎月1万円で分割ということでお支払いいただいておりますけれども、昨年度についてはちょっと遅れた分があったのかなと、そういう形でございます。

議長（松崎俊一君） 25ページは、今言いました消防費の分担金ですね。

次のページ、27ページ、備考欄では公有地使用料、旧万成小学校使用料が総務関係ですね。

それから、次のページ、29ページ、これは中ほどから下にあります法定外公共物使用料、これは総務関係ですね。

それと、次のページ、31ページ、総務手数料で、中ほどから台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、証明等手数料、これは本日で税務課関係になろうかと思えます。質疑漏れがありましたら、またいただきます。

ページは少し飛びます。37ページ、一番上の社会保障税番号システム整備補助金、これは総務関係になりますね。

またページ飛びまして、41ページ、商工費国庫補助金の中の地熱発電理解促進事業費補助金、それから社会資本整備総合交付金の社会資本整備総合交付金、それから少し下の自衛官募集事務委託料。

次、45ページ、県補助金の総務費補助金、45ページの2段目から、土地利用規制等対策事業費補助金から熊本県権限移譲事務市町村等交付金。人口動態は住民課のほうですね。よろしいですか。

55ページ、災害復旧費県補助金で平成28年熊本地震復興基金交付金、この中の一番下、熊本地震復興基金事業事務費、これは総務関係になっております。

それから、次のページが県委託金で、これは上から、個人県民税徴収事務取扱委託金から選挙費委託金、県議会議員選挙委託金までが総務関係、一番下の人権啓発関係が住民課ですね、それ

以外は総務関係。

次、59ページ中ほどから財産収入、利子及び配当金の中で、財政調整基金積立金利子収入から下から2番目まで、地域福祉基金積立金利子収入、これは総務課になっております。

同じく次のページの財産収入の中で、上から3段目ですか、ネットワーク事業基金積立金利子収入から上球磨森林組合出資配当金までが総務課、それから一番下の町直営林立木売払収入ですね。

お待たせしました。63ページ、ここにふるさと寄附金が上がっています。

8番（松本明雄君） 何か強制的に発言しないといけないようになりましたけれど、昨日、監査委員のほうからも話がありました。7千万円と非常に頑張っているんですけど、やはり隣町との差が開き過ぎておりますので、今年度も近づけて頑張りたいと思います。それに、今年はコロナで通信で買うアマゾンとかいろいろ会社がありますけれど、相当売上を伸ばしておりますので、うちも物品販売はこれ持って行って売るわけではないので、頑張りたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 答弁は。

まちづくり係長（田邊国昭君） ふるさと納税についてです。昨年度は7千37万9千500円という寄附をいただきましたが、町も力を入れて平成27年度からふるさと納税については寄附を増やすためにいろいろな取り組みを行って行りましたが、順調に寄附額が増えてきたというわけではなく、年によって飛躍的に伸びた年もありますが、その次の年に大きく寄附額が落ち込むということもありました。令和元年度の寄附額はある程度の金額にはなったと思いますが、松本議員おっしゃるとおり、隣の町との開きはだいぶ大きいものがありますので、取り組み具合としても教わる部分が大いぶん大きかったと思います。現在のところ、返礼品を大きく見直すところとポータルサイトを増やすところ、そして中間支援業者を入れて、いろいろな広告を行っていく業務を増やして、今年度に入って、今までのところでも既に件数、寄附額ともに増加していておりますので、寄附額が今年度増加するという程度は見込めると思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） その下の企業版ふるさと寄附金というのがきっかり100万円切りのいいところできているんですけど、これは1件で入っているんですかね。

まちづくり係長（田邊国昭君） 1件であります。東京のIT企業からの企業版ふるさと納税をいただいております。

7番（西田直美君） その下の地域エネルギー費寄附金というのがネイチャーエナジー小国と言われたんですけど、これについてちょっと説明していただいてもよろしいですか、私あまり知らないのです。

政策課長（佐々木忠生君） ネイチャーエナジー小国、これは小国町も出資をしました第三セクターの電気を小売する会社になります。その定款の中にも地域振興のために寄与するような部分も謳ってありますので、そういう中で、小国町が地熱開発等を進めていく中で利益の中から小国町のほうに寄附をしていただけたというようなところで御相談がありましたので、それであれば、うちが地熱調査委託をしますので、その分に対して御寄附といいますか、寄附をお願いできないですかというような相談をしまして、町のほうに入れていただいて、先ほどの国の補助の残の4分の1分に充てさせていただいたというようなところでございます。

議長（松崎俊一君） 63ページは、ここは全部、総務関係ですね、政策課も含めて。よろしいですか。

65ページ、繰入金です。上から2つ目、悠木の里づくり事業基金繰入金、財政調整基金繰入金、一番下の前年度繰越金。

次のページが67ページ、上から町税延滞金、歳計現金預金利子、これも本日の所管であります。

69ページの雑入、これはちょっと幾つか各課が入り込んでおります。上から2番目、コピー使用料、少し飛びまして、消防団員福祉共済制度等返戻金、1つ飛んで、公有建物災害共済金、1つ飛んで、南北共有財産管理費負担収入、熊本県市町村振興協会市町村交付金、保険料返還金、1つ飛んで、公有自動車損害共済解約返戻金、1つ飛んで、災害対応型自動販売機電気料、地方公務員災害補償基金負担金還付金、自動販売機電気料、それから消防団員福祉共済加入事務費返戻金、市町村振興事業補助金。

次のページが3つ飛んで、派遣職員給与負担金、2つ飛んで、選挙供託金、その下の阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金、1つ飛んで、公用車自動車重量税還付金、一番下の森林総合整備事業補助金。

次のページが、2つ目の充電器利用権利金、雇用保険料事業所負担精算金、1つ飛んで、地域と連携したCO2排出削減促進事業補助金、消防団員火災共済出資金等返戻金、消防団員火災共済事務費返戻金、2つ飛んで、原稿執筆等謝礼、地熱資源量の把握のための調査事業費助成金。

次のページが、2つ飛んで、地域循環共生圏プラットホーム事業補助金、1つ飛んで、インターネット回線使用料返還金、地域循環共生圏FS事業補助金、それから1つ飛んで、旅費収入、これは総務課と住民課が混ざっているそうです。

以上、雑入関係は大丈夫ですか。

それでは、79ページにいきます。町債、町の起債ですね、町債で備考欄、臨時財政対策債、庁舎施設耐震化事業、小国郷地域公共交通整備等事業、映像センター設備整備事業。

81ページは、全部上から、子ども医療関係から過疎ソフト、一番下の道路維持（長寿命化）事業。

次のページも全部ですね、町営住宅改修事業から小中学校体育館照明等落下防止対策事業。

次のページが、一番最後が、ゆうステーション周辺整備事業。

5番（児玉智博君） ゆうステーション周辺整備事業で起債がされていると思うんですが、要するにゆうステーションの周辺整備をするに当たって、担当者は課長とかも代わっていると思うんですけど、当時説明されていたのが何かお試して移住をしてくる人たちの泊まる施設をつくるのが条件になって、そういう有利な財政措置を得られますということを聞いておりました。最初がちょうど薬味野菜の里がまだ農協の建物を利用するような形でしたけれども、最初はその薬味野菜と一体的に何かつくりますというような話から、ちょうど熊日の裏ぐらいにある公有地をちょっと高くかさ上げして、そこにすると行ってみたり、だいぶ計画も変わってきたと思うんですが、今現在までできてないので、それはつくらなくてもこういう起債や何かに影響はないと考えていいんですかね。

財政係長（中島高宏君） 財政のほうで今話を担当課に聞いているところでは、社交金のほうにそういう条件が最初あったかのようなことを聞いたことはありますが、起債には影響はございません。

5番（児玉智博君） じゃあ、財政としてもうつくらなくても、交付金のほうということで伺いましたけれども、例えばその交付金を返還しないといけないとか、そういうことはないということですね。

財政係長（中島高宏君） その条件につきまして、私は詳細をつかんでおりませんので、社交金の部分で情報課のときにお尋ねいただければと思います。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

本日の審議の中で歳入並びに歳出に関して質疑の漏れがある場合はお願いしたいと思います。

8番（松本明雄君） 一つだけ、西田議員が聞いていたと思いますけれど、省エネ住宅の件ですけれど。中学生が6人ぐらい去年も行っていると言っていたんですけれど、毎年毎年やっています。そして、保護者の方も発表会のときは来ていましたので、皆さん相当勉強になったと思っています。住宅に住んでいる方は、新築するときはそういう住宅を建てたいという方向でやると思うんですけれど、子どもたちの考え方は、やはり省エネに対して考え方がでたときと、でないときとで変わったかどうかお聞きしたいと思います。

地域振興係長（長谷部大輔君） 二段構えでワークショップと体験会、そして発表という形になっているんですが、子どもたちの反応というのはやっぱり非常によいというか、省エネに準じた家はいいんだなというふうに向かいます。むしろ、子どもたちはまだ自分で家を建てるという側にはないので、それが幾らかかるかというところがまだちょっとないので、親にガツンと要求していくような感じになりますね。うちもこんな家を建ててよというのを体験に行った保護者に訴えかけているのは聞きます。保護者にしてみれば、お金があつたらいくらでもやってあげられるん

だけれどというような、そういう感じですけど。今、子どもを中心にこういう啓発活動を進めているというのは、やはり何を選ぶべきかとかいうところで、どうしても大人の方に訴えかけても、それぞれが金銭的なところで非常にシビアな目をお持ちなので、なかなか受け入れてもらいにくいというところがあるんですが、中学生や小学生を対象にしたこういったワークショップは温暖化とか低炭素化、そして住みよい住宅というところがよく伝わっていているように担当としては印象を受けております。

5番（児玉智博君） ちょっと1問だけ、今日は管財のほうと政策課のほうがそろっていますので、方針として聞きますが、まず田迎のお試し暮らし住宅についてです。たまに見に行くというか、のぞくんですけど、ほとんど人が生活しているような気配もなく、ちょっと夏場には草も伸びているような、何か蛇でもいるのではないかなというような感じがしております。平屋のほうは何年か前には人が入っているなというような感じはしたんですが、2階建てがありますけれど、そこは多分1回も誰か住んでいるなというような感じがしたことがないんですね。そこで、実際、まず政策課に聞きますけれども、令和元年度はあそこに誰か人がお試し暮らしをしたことはあるんですか。

まちづくり係長（田邊国昭君） 田迎にありますお試し暮らし住宅3棟ありまして、その中の1棟、真ん中の平屋なんですが、そちらのほうには現在も入居されていらっしゃいます。確かにおっしゃるように、2階建てのほうは3年前に1回入居があったきりでそれ以降活用されておられません。

5番（児玉智博君） やはり中はきれいなものかもしれないですけど、外から見たらだいぶ古くて、建物自体があまりきれいではありません。ちょっと考え方として、まずその活用がどれぐらいの頻度でされているかというのも十分やっぱり考えていただいて、あの土地を今後もたまに入る移住希望者のために残しておくのか、それとも一般的な町営住宅に変えて、安い家賃で住むところを探している人たちのためのそういう町営住宅にするのか、あるいは売却して、その売却後は、その買った人が崩して、また自分で家を建てるのも自由だし、そこにそのままの建物で住むのも考えていただければいいと思うんですが、そういう形で町有地の有効活用であったりとか、なるべく総務省は普通財産を持つなというふうに地方には言っていると思いますけれど、そうしていただいたほうがいいのかと思います。というのが、宮原の倉原辺ではここ1、2年で住宅を新築されている方もいらっしゃいますので、そういうニーズはあるのではないかと思います。住宅を建てるのを機に小国で土地が見つからなくて、南小国町民になったというような、風のうわさですけど、そういう話も聞きますので、町有地の有効活用というのはちょっと多角的に今から考えていただきたいと思いますけれども、その辺、御答弁いただけますか。

町長（渡邊誠次君） 土地だけではないと思います。いろいろな考え方があると思いますので、総合的に考えていきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

なお、明日9月10日木曜日は、住民課、福祉課、保育園、教育委員会所管の決算に関する件について全員協議会を開く予定になっております。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午後1時40分)

令和 2 年

第 5 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

令和2年第5回全員協議会記録

日 時	令和2年9月10日(木)	開会 10:00 閉会 14:10
場 所	おぐに町民センター3階 議場	
出 席 議 員	時松昭弘 児玉智博 熊谷博行	江藤理一郎 大塚英博 松崎俊一
事務局 職 員	藤木一也	朝日さとみ
説明員	別紙座席表のとおり	
会議に 付した 事 件	<p>1.</p> <p>① 令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>② 令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>③ 令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>④ 令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>⑤ 令和元年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>⑥ 令和元年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について</p>	
会 議 の経過 概 要	各課より、令和元年度小国町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の説明及び、議員との質疑があった。	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

令和2年第5回全員協議会座席表

(総務文教福祉常任委員会②)
令和2年9月10日(木) 午前10時～

書記
朝日さとみ

宮本 住民係長
(宮本竜二)

永江 地域包括支援係長
(永江直美)

吉岡 隣保館長
(吉岡晃宏)

高村 健康支援係長
(高村純子)

穴井 住民課審議員
(穴井 徹)

河津 福祉課審議員
(河津佐和子)

石原 住民課長
(石原誠慈)

生田 福祉課長
(生田敬二)

北里 福祉係長
(北里仁尋)

久野 教育委員会事務次長
(久野由美)

河津 保育園長
(河津公子)

渡邊町長
(渡邊誠次)

麻生 教育長
(麻生廣文)

木下 教育委員会事務局長
(木下勇児)

後藤 学校教育係長
(後藤栄二)

宇都宮 保育総務係長
(宇都宮健治)

清高 保育園副園長
(清高德子)

後藤 保育園副園長
(清高德子)

2番

9番

江藤議員

3番

8番

熊谷議員

穴見議員

4番

副議長

議長

6番

7番

松本議員

久野議員

児玉議員

時松議員

松崎議員

大塚議員

西田議員

藤木 議会議務局長
藤木一也

議事の経過 (r. 2. 9. 10)

議長（松崎俊一君） それでは、改めまして、おはようございます。

本日は、全員協議会 2 日目となっております。天候のほうも少しは安定したような感もありますが、また残暑、それからゲリラ豪雨あたりにも備えなければならないというふうに思っております。本日は、教育・福祉関係でございまして、特に地域の皆さまと密接に関係しているというふうにも思っております。どうか慎重審議をお願い申し上げたいと思います。

最初に、渡邊町長に御挨拶をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

連日、お疲れさまでございます。本日、全員協議会の 2 日目ということでございます。福祉課、住民課、そして教育委員会、保育園というところで皆さま方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。お世話になります。

議長（松崎俊一君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は 10 人であります。直ちに会議を開きます。

本日の協議事項については、お手元に配付してあるとおりです。令和元年度決算ということで、十分なる御審議をお願いします。

(午前 10 時 00 分)

議長（松崎俊一君） まず、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定、令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、令和元年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定、令和元年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定についてであります。よろしくをお願いします。

本日の担当課につきましては、住民課、福祉課、保育園、教育委員会です。麻生教育長、それから課長及び局長、園長並びに審議員と担当係長の出席をお願いしています。

それでは、課長、局長、園長から所管の令和元年度一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思います。

住民課長（石原誠慈君） それでは、初めに住民課から説明をさせていただきます。すみません、着座にて説明します。

議長（松崎俊一君） はい、お願いします。

住民課長（石原誠慈君） では、まず一般会計歳入歳出決算書の 3 ページをお願いします。

初めに、歳出総括表で説明をさせていただきます。住民課所管の項目別決算額として、款 2 総務費の中の行政相談費、住民支援費、戸籍住民登録費、決算額が 4 千 8 0 万 4 千 5 5 2 円です。款 3 民生費の中の人権政策費、隣保館運営費、児童館運営費、決算額が 9 9 9 万 7 千 5 4 9 円で

す。款4衛生費の中の予防費、環境衛生費、清掃総務費、決算額が1億8千225万1千977円でございます。その下、4つ飛びまして、款9です。教育費の中の集会所運営費、決算額が49万962円。以上の4つの款と10の目から予算を執行しております。住民課所管の決算総額は2億3千354万5千40円、全体の歳出総額に占める割合は約3.86%です。

それでは、次に歳出の目ごとに説明をさせていただきます。

112、113ページをお願いします。下のほうになります。目12行政相談費、支出済額が79万8千437円です。これは、消費生活相談、無料法律相談、行政相談に係る経費でございます。

続きまして、116、117ページをお願いします。中ほどです。目14住民支援費、支出済額が214万5千650円です。金婚・ダイヤモンド婚・米寿・百歳などの町民表彰関係、それと男女共同参画社会の推進、保護司会など、住民支援団体への補助金及び負担金、それとパスポート受付業務に係る経費でございます。なお、行政相談費、住民支援費に係る事業内容、相談件数などにつきましては、資料として配付してあります別添の総務課資料2の主要施策成果報告書の18ページに掲載をしてありますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

続いて、126、127ページをお願いします。目1戸籍住民登録費、支出済額が3千786万465円です。戸籍住民票、印鑑証明書、個人番号カードの発行など、窓口業務に係る経費でございます。

146、147ページをお願いします。下のほうになります。目8人権政策費、支出済額328万1千174円。町が政策的に取り組んでいる人権教育・啓発に係る経費でございます。主なものとしましては、人権カレンダーの作成に係る経費、それと部落解放同盟小国支部の補助金などです。

次のページ、148、149ページをお願いします。目9隣保館の運営費です。支出済額が648万8千336円。これが隣保館の管理運営に係る経費でございます。

156、157ページをお願いします。下段のほうになります目3児童館運営費、支出済額が22万8千39円。児童館は、隣保館と併設されておりますので、子ども料理教室など、各種教室、子育て広場などに係る経費でございます。

162、163ページをお願いします。下のほうになります目2予防費の中の11需用費の消耗品30万4千980円のうち1万4千459円、それとその下、12役務費の通信運搬費17万4千755円のうち7万1千855円を狂犬病の予防費として歳出しております。

次のページをお願いします。164、165ページです。目3環境衛生費、支出済額が1千463万2千663円。主なものは、浄化槽補助金、北部火葬施設費負担金、火葬施設事務費負担金など、環境衛生に関する経費です。

その下になります。清掃総務費、支出済額が1億6千753万3千円。家庭ごみ、し尿など、

一般廃棄物の処理を阿蘇広域行政組合に業務委託しておりますので、その経費を負担金補助及び交付金として歳出しております。なお、各負担金・補助金委託の詳細につきましては、資料として配付してあります別添の住民課決算資料1に掲載をしてございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

続いて、大きくページは飛びますが、238、239ページをお願いします。上のほうです。目3集会所運営費、支出済額49万962円です。これは、倉原集会所の維持管理費に係る経費でございます。

以上、歳出についての説明となります。

続いて、歳入について説明させていただきます。

27ページをお願いします。目1総務使用料、上から3つ目の被災者支援住宅使用料、その下にある目2民生使用料、地域改善施設住宅使用料、それと民生使用料の一番下にあります隣保館使用料が住民課所管の歳入となります。

次に、31ページをお願いします。中ほどにあります目1総務手数料、上から3つ目にあります自動車臨時運行許可手数料、1つ飛びまして、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、次のページにいきまして、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料、2つ飛びまして、マイナンバー通知カード再交付手数料、その下になります目2衛生手数料、犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料が住民課の所管となります。

次のページをお願いします。下段になります。目1総務費国庫補助金として社会保障税番号制度補助金97万円が住民課所管となります。

38、39ページをお願いします。39ページ、一番上にあります目3衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金314万9千円。これは、浄化槽設置に係る補助金でございます。

次のページをお願いします。下のほう、目1総務費委託金の中の中長期在留者住居地届出等事務委託金が住民課所管となります。

44、45ページをお願いします。目1総務費県補助金として、上から4つ目でございます人口動態調査事務補助金、その下、1つ飛びまして、消費者行政強化事業補助金、これは消費生活相談業務に係る補助金でございます。

その下の目2民生費県補助金として、47ページ、上から3つ目になります。地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金を歳入し、隣保館運営費に充当しております。

次のページをお願いします。48、49ページになります。目3衛生費県補助金の一番上になります。浄化槽設置整備事業補助金が住民課の所管となります。

56、57ページをお願いします。下段のほうになります。目2民生費委託金として人権啓発活動地方委託事業委託金66万円、人権カレンダー作成に充当しております。

64、65ページをお願いします。中ほどです。目1地方改善施設住宅新築資金貸付金特別会計繰入金、特別会計の剰余金を繰出金として繰り入れるものでございます。

71ページをお願いします。下から4つ目にあります自動販売機電気料収入の5万8千200円のうち1万6千800円が住民課所管の歳入となります。

最後に、75ページをお願いします。下から3つ目になります。地域交流促進事業収入1万4千500円が住民課所管の歳入です。

以上、簡単ですが、住民課所管の一般会計歳入歳出決算の概略についての説明を終わります。

福祉課長（生田敬二君） おはようございます。

続きまして、福祉課から説明をさせていただきます。着座にて、失礼します。

まず、歳出からですけれども、福祉課が所管する目について報告をさせていただいて、概要説明とさせていただきたいと思います。

134ページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、社会福祉総務費です。139ページにかけて決算されております。決算額が1億505万7千667円、社会福祉・地域福祉全般に関する費用支出でございます。

次の138ページの下段から143ページにかけて障害者福祉費となります。決算額は2億6千831万3千232円、障害者総合支援法に基づきまして、種々の障害者福祉サービスの給付を行っているというところでございます。

142ページ、143ページでございます。国民年金事務費です。決算額は、88万7千600円でございます。国民年金に関しまして市町村が行う受託事務に係る経費としての支出でございます。この費用、物件費になりますけれども、こちらについては歳入の国庫委託金で賄われております。

次の老人福祉費です。決算額が1億1千781万6千395円でございます。高齢者福祉に関する業務の歳出でございます。

144ページをお願いいたします。下のほうですけれども、医療費一部負担金です。決算額が3千508万8千379円。こちらは、重度障害者、147ページに移っていただいて、乳幼児、ひとり親家庭、児童、こちらは高校生までですけれども、病院にかかったときの医療費の本人負担の全部または一部を助成しているというものになります。

次の高齢者等活動支援促進施設費143万2千385円です。サポートセンター悠愛内にあります悠工房施設の維持管理費となります。その全額を社会福祉協議会から諸収入で収入をしているものになります。

次の中段ですが、後期高齢者医療事業費、決算額が1億2千55万6千201円です。こちらは、保険者である広域連合へ小国町の負担金として事務費分と療養給付費分ということで支出をしているものになります。

少し飛びまして、150ページです。児童福祉総務費でございます。決算額として1億4千95万6千965円となります。こちらは、子育て支援に関する費用の支出ということになります。

少し飛びまして、158ページです。保健衛生総務費でございます。6千86万1千150円の決算額です。各種のがん検診でありますとか、国保特定健診以外の住民健診、また妊婦健診、乳幼児健診等の実施に伴う費用が主なものになります。

163ページをお願いいたします。こちらは、予防費でございます。2千308万9千701円。こちらは、インフルエンザ予防接種などの各種の予防接種の委託料が主なものということになります。

飛びまして、254ページでございます。下のほうになりますけれども、諸支出金の中の特別会計繰出金でございます。各特別会計への繰出金になりますけれども、福祉課所管の国保、介護保険、後期高齢者医療の各会計に合わせて2億4千273万8千円ほど繰出しを行っております。

歳出全体に関しましては、福祉課の所管として、3つの款、11の目にわたって予算執行をしております。所管の歳出決算総額といたしまして約11億1千679万8千円でございます、歳出総額全体に占める割合としましては約18.4%となっております。

以上、歳出について概要を説明させていただきました。

続きまして、歳入を説明させていただきます。歳入につきましても、決算書の中で福祉課所管のものを上げさせていただいて、説明とさせていただきたいというふうに思っております。

23ページをお願いいたします。こちら中ほどになりますけれども、子ども・子育て支援臨時交付金1千511万9千円です。こちらは、幼児教育・保育の無償化に伴う交付金でございます。

次のページにいただいて、中段より下、老人ホームの入所者負担金、その下、これは過年度分になります。一番下にあります養育医療保護者負担金、次のページに入ります。27ページです。下のほうの福祉センター悠ゆう館使用料収入、飛びまして、33ページをお願いいたします。障害者自立支援給付費負担金がございます。35ページに入りまして、中段よりちょっと下にあります養育医療給付費負担金、ここまでが福祉課の収入と所管ということになります。

次のページをお願いいたします。37ページです。2段目の地域生活支援事業費補助金127万6千円、その下の地域介護・福祉空間整備交付金773万円、2つ飛びまして、障害福祉管理システム改修補助金、子ども・子育て支援交付金、一番下にあります子ども・子育て支援事業費補助金が福祉課の所管でございます。

39ページをお願いいたします。衛生費国庫補助金でございますけれども、上から2つ目の風しん抗体検査補助金、母子保健情報連携システム改修事業補助金でございます。

1ページめくっていただいて、41ページの一番下です。基礎年金市町村事務委託金205万3千795円でございます。

43ページに移りまして、こちらのページは全ての収入項目が福祉課の所管ということになり

ます。

45ページをお願いいたします。下の民生費県補助金でございます。民生委員児童委員活動助成費補助金14万8千円、その下の老人クラブ助成補助金、高齢者住宅改造事業補助金でございます。

次のページに入って、重度障害者医療費補助金、乳幼児医療費補助金、1つ飛びまして、地域生活支援事業費補助金、ひとり親家庭医療費補助金、次の児童福祉費補助金に入りまして、放課後健全育成事業補助金から、3つ下の子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金までが福祉課の所管でございます。

49ページに移っていただきまして、2つ目の介護保険低所得者対策補助金15万円、1つ飛びまして、健康増進事業費等補助金72万6千円から、むし歯予防対策事業費補助金、風しん予防接種事業補助金、早産予防対策事業補助金が福祉課所管でございます。

少し飛びます。67ページでございます。中ほどでございます元利収入金のところの災害援護資金貸付金元利収入16万円、こちら福祉課の所管でございます。

次のページでございます。69ページの中段からちょっと下に悠ゆう館施設負担収入175万5千846円でございます。

71ページに移って、真ん中より少し上のところ、地域生活支援事業負担収入372万円が福祉課の所管でございます。

73ページの中段から少し上、高齢者等活動支援促進施設負担収入143万2千385円でございます。

77ページをお願いいたします。下の2つです。子ども医療費返還金、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還金605万3千359円、こちらが福祉課の所管となります。

歳入の項目は、以上となります。

なお、補足資料といたしまして、お配りをしております総務課資料2の主要事業成果報告書、また福祉課資料2の決算資料も併せて御覧をいただければと思っております。

これで福祉課所管の一般会計決算の概要説明を終わらせていただきます。御審議、よろしくお願いいたします。

保育園長（河津公子君） おはようございます。保育園費、よろしくお願いいたします。

保育園費、支出合計2億9千693万7千円。これは、民生費歳出の約28%となります。

まず、歳出からの説明をいたします。

152ページをお願いいたします。中段からが保育園費となり、主な歳出の報告です。保育園費2億9千693万7千円、そのうちの81%が人件費となっております。

153ページ、嘱託医報酬80万円についての内訳です。内科医、おおむら内科クリニックが下城保育園10万円、北里保育園10万円、小国公立病院、宮原保育園20万円、年2回の健康

診断をしていただいております。歯科医、とらたに歯科が、宮原保育園 20 万円、北里保育園 10 万円、下城保育園 10 万円を計上させていただいております。次、非常勤職員 10 名の内訳は、保育士 5 名、給食調理員 5 名分となっております。臨時保育士は、有資格者 5 名、保育補助 5 名です。

続いて、155 ページ、需用費の中の修繕費の内訳を説明いたします。主なものとして、宮原保育園避難滑り台修繕、北里保育園園児用トイレを洋式に取り換えました。それから、北里保育園保育室のエアコン設置などがございます。下段の委託料と、157 ページの負担金、補助金につきましては、保育園所管の決算資料に記載しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。委託料の中の委託児童運営費 9 万 9 千 4 4 0 円です。これは、南小国町、それから里帰り出産のため入園した日田市、玉名市に対しての支払いを行いました。次に、備品購入としては、0 歳児の入園児が大変多くなっておりますので、4 人乗りのお散歩カー、それから各園にパソコン購入をいたしております。

次に、歳入に移らせていただきます。

25 ページをお願いいたします。保育利用料負担金 1 千 9 0 7 万 8 千 5 0 0 円、収入未済額は 0 円、滞納繰越分 3 万 6 千 2 0 0 円につきましても収入済みです。

37 ページをお願いいたします。国庫補助金、保育の質の向上のための研修事業補助金 6 万 5 千円です。これは、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業の中の保育の質の向上のための研修事業補助金です。13 万円の 2 分の 1 が国庫補助として歳入されます。

次に、子ども・子育て支援交付金、地域子育て支援事業補助金 4 5 9 万 7 千円の中に、地域子育て支援拠点事業として 3 2 0 万円、一時預り事業補助金として 5 3 万 3 千円が含まれております。地域子育て支援事業とは、小国町子育て支援拠点カンガルーのぽっけ、それから一時預り事業補助として、宮原保育園で行っております一時預り事業のことです。

続きまして、保育対策総合支援事業費補助金 1 9 1 万 9 千円。これは、保育対策総合支援事業の中の家庭支援推進保育士事業補助金です。現在、宮原保育園に 2 名の家庭支援推進保育士を配置いたしております。その 2 人の役割としては、子育ての支援を主に、気になる子どもさんや母親、家庭からの相談を受けております。

続いて、47 ページをお願いいたします。多子世帯子育て支援事業補助金 2 5 4 万 7 千 4 5 0 円。これは、18 歳未満の児童を扶養している世帯のうち、第 3 子以降の子どもが入園している場合は、熊本県多子世帯子育て支援事業の適用を受け、保育料が無料となるものです。

続いて、67 ページです。町外に住んでいる世帯で保護者の勤務先が小国町にあるため、送迎等の理由で小国町の保育園に入園している児童や里帰り出産で短期入園する児童の施設給付金です。9 名おりました。南小国町、日田市、荒尾市からです。年齢に応じて公定価格による施設給付金が算定され、園児が在籍する市町村に給付費として保育料が入ることです。

69ページの下段、一時預り事業負担費です。小国町での一時預りは、給食、おやつを含め、1日利用が2千円、半日利用が1千円となっているということでございます。

79ページ、下段になります。職員給食費234万8千円です。そのほかに実習生や保護者、それから給食試食会などの合計をしたものでございます。

これで保育園の決算説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（木下勇児君） おはようございます。

それでは、教育委員会所管の歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

まず、一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページ、総括表のほうで、歳入につきましては、教育委員会事務局に所管するものは、款12使用料及び手数料、款13国庫支出金、款14県支出金、款15財産収入、款17繰入金、款19諸収入があります。歳入の決算合計額は、3千450万円ほどとなっております。

次に、歳出ですが、こちら教育委員会所管につきましては、款9教育費、決算額4億3千804万4千803円のうちの4億3千755万3千841円、それから少し下の款12諸支出金のうちの853万8千357円が歳出になります。歳出額、合わせまして4億4千609万2千198円、歳出総額に対しまして、教育委員会事務局の占める割合は7.4%となっております。予算執行率は96.1%、また対前年比126.1%ということで、9千230万円ほど、額としては増額となっております。主な理由といたしましては、小中学校の空調機設置工事に係るものとなっております。

それでは、歳出の目ごとの主なものを説明させていただきます。

212ページをお願いします。212ページの下の方から215ページ、上段にかけて、目1教育委員会費です。こちらは、教育委員会の会議と開催運営に係る経費となっております。

次に、目2事務局費です。主なものは、教育長、教育委員会事務局の職員の人件費、また事務局費となっております。そのほか、217ページ、中段にあります負担金補助及び交付金の中で、高校の魅力化を図り、学力の向上と進路目標達成を支援する小国高校支援補助金として510万円、そのほか、小国高校ホッケー部の全国大会補助金36万円などを支出しております。

その下、目3国際交流指導費、小学校の英会話授業の支援をするための経費として支出しております。

その下、目4小中高連携事業推進費、219ページの12役務費の中で検定手数料としまして120万7千円を支出しております。これは、学力向上に向けた取組みとして、小中学校の漢字検定及び英語検定、そのほかに小学校の学力テスト、中学校の対策確認テストなどの受講料を助成したものです。

その下、項2幼稚園費、こちらは、私立幼稚園の行事等の活動支援として補助金を支出しているものです。

その下、項3小学校費です。小学校の児童数は、基準日となります令和元年5月1日で15学級283人となっております。目1学校管理費、小学校を管理運営していくための必要な経費として、主なものは、1の報酬で学校医のほか、図書司書や学習・生活活動支援員などの報酬となっております。

223ページの上から5段目に委託料ということでスクールバスの委託料として4千530万400円、対象児童は153人、202日運行をしております。それと、下のほうに工事請負費に空調機設置工事として5千426万5千29円支出しております。こちらは、普通教室など、18の教室にエアコンを設置しております。

225ページ、最初の各教科教材・校具用備品の中で、今回電子黒板を2台購入しております。

目2教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として39万2千円、対象者は49名で、1人当たり8千円を補助しております。そのほか、扶助費では就学援助を目的として支出しているもので、令和元年度は34名の児童が認定を受け、対象となっております。

次に、項4中学校費です。中学校の生徒数は、基準日時点で8学級160人となっております。目1学校管理費、こちらは中学校を管理運営していくための必要な経費ということで、主なものは、225ページから227ページにかけまして報酬ということで、学校医のほか、図書司書、学習・生活活動支援員等の報酬となっております。

そのほか、229ページ、一番下の工事請負費に空調機設置工事として4千403万5千993円。こちらは、普通教室及び特別教室など、11教室に空調機を設置しております。

次のページの最初の中学校体育館改修工事では、体育館の男女の多目的トイレの便器4基を洋式化して、そのほか、LED化、間仕切り等の改修を行いました。その3つ下、各教科教材・校具用備品の中で電子黒板を3台購入しております。

次に、目2教育振興費です。修学旅行補助金として70万4千円支出しております。1人当たり1万6千円を助成しております。対象者は44名です。また、扶助費で就学援助を目的として24名の生徒を対象として行っております。

次に、232ページ、目3寄宿舎居住費です。寄宿舎の管理運営に係る経費として支出をしております。令和元年度寄宿舎の入寮生徒は、男子が10名、女子が16名、合計26名でした。

次に、234ページをお願いします。目1社会教育総務費です。主なものは、需用費の印刷製本費207万6千800円のうち179万8千500円は、年度末に発行しました歴史遺産資料「おぐに」で児童生徒の学習向けに編集したものです。なお、一般家庭にも配布できるよう、3千部を作成しております。

そのほか、237ページ、負担金補助及び交付金として、婦人会、PTAなど、各種団体への補助金を支出しております。

次の小国町奨学金貸付金14万4千円につきましては、高校生1名に貸付けを行ったものです。

続いて、その下、目2公民館費です。公民館費は、主に小国町の文化祭、成人式、子ども会活動支援に係る経費として支出しております。

次の238ページ、目4文化財保護費です。小国町には国または町の指定文化財が22件あります。その保護に係る経費として支出をしているものです。

239ページ、下のほうにある委託料、旧国鉄宮原線幸野川橋梁調査業務委託385万円。これは、昭和14年に建設された国登録文化財で、老朽化によりコンクリートの一部が剥落し、危険なため、点検調査または復旧工法等を検討するために業務を委託したものです。令和2年度において工事を実施しております。

次のページ。目5交流多目的施設費です。小国町図書室の管理運営に係る経費を支出しております。令和元年度入館者は、6千541人でした。貸出し冊数としましては、延べで1万1千780冊の貸出しとなっております。

次に、目6町民センター費です。平成31年1月19日に新築されて、開館しております。施設の維持管理費に伴う経費を支出しております。令和元年度の利用者につきましては、選挙等も3回ほどありましたので、申し込みベースではありますが、約2万8千人の利用となっております。

続いて、242ページをお願いします。目1保健体育総務費です。主なものは、スポーツ振興を目的として、各種団体や各種大会開催経費あるいは大会出場に係る補助を行っているものです。

246ページ、目2体育施設費です。主に、林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館の維持管理に係る経費を支出しております。体育施設年間利用の申し込み、こちらも申し込みベースになりますが、林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館を含めまして、約7万6千700人が利用をしております。

次に、目3給食センター費です。小中学校及び小国支援学校の給食の提供に係る経費となっております。昨年度と比較しますと、約510万円の減となっております。これにつきましては、給食提供数の減、3月の臨時休校の関係と調理員の減によるものです。令和元年度の利用者数は、職員を含めまして、小学校が314名、中学校が181名、委託を受けております小国支援学校が73名、年間の稼働日数は180日、約10万1千食の給食を提供しております。

次に、254ページをお願いします。一番下の目1繰出金で坂本善三美術館特別会計へ繰出金として853万8千357円繰出しをしております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

28、29ページをお願いします。下のほうの目5教育使用料で教育委員会関係の施設使用料収入です。

次に、38ページをお願いします。中ほどの目5教育費国庫補助金、小中学校合わせて183万円になりますが、こちらが教育委員会の所管となります。

次に、52ページをお願いします。下のほうの目5教育費県補助金として27万7千円の収入となっております。

次に、58ページをお願いします。目5教育費委託金、小国支援学校給食費の委託金として336万4千269円の収入となっております。

次に、66ページをお願いします。中ほどの目2奨学金貸付金元金収入としまして71万円の収入がっております。4名の方からの収入となっております。

68ページをお願いします。雑入です。雑入の中で上から3つ目にあります中学校寄宿舎宿泊負担金、次の体育施設自動販売機収入、それから71ページ、一番下の太陽光発電売電料が教育委員会所管となります。

最後に、78ページ、目2給食収入、学校給食収入としまして過年度分を含めまして、2千458万8千814円でございます。

教育委員会所管の中で収入未済額が、奨学金貸付金、寄宿舎負担金、給食費で、合わせて14万8千800円発生しております。これにつきましては、8月末時点で、寄宿舎、給食費の滞納は全て解消しております。奨学金につきましても、先方とお話をしながら、今年度中に完納を見込んでいるところです。

以上、教育委員会所管の決算説明を終わらせていただきたいと思いますが、主要施策成果報告書及び決算資料を教育委員会所管の部分も配付しておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） それでは、歳出から審議いたしたいと思います。それぞれの歳出科目ごとに進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。議員におかれましては、別紙両面コピーの一般会計決算、特別会計決算、歳出科目別分掌事務一覧表、これのピンク色ですね、本日の所管となっております。よろしくお願ひします。

それでは、まいりますが、昨日も申し上げました。歳出は、左のページの上のほう、左から「款」「項」「目」というふうにあります、この「目」の欄を私は読み上げますので、参考にしてもらえればというふうに思います。

歳出112ページ、行政相談費、次のページの一番上の段までですね。よろしいですか。

5番（児玉智博君） 報償費の無料法律相談顧問弁護士謝礼について、令和元年度の相談された人の数は、一般の町民の方と、あと職員が相談する場合もあるというふうについていつも言っていますけれど、内訳で教えてください。

住民課審議員（穴井 徹君） 現在手元に正確な数字は把握できておりませんが、成果調書に記載しておりますとおり、年間で59件、総数がですね。役場関係者が相談する件数は、1カ月に1件あるかないかだと私は記憶しておりますので、昨年で10件前後だったと思います。ちょっと正確な数字を今把握しておりませんので、そこまでしかお答えできません。

5 番（児玉智博君） 後で教えてください。59 件のうちの何件かですね。

住民課審議員（穴井 徹君） はい、分かりました。

議長（松崎俊一君） ほかにございませんか。

次、ページが 116、住民支援費。

7 番（西田直美君） 住民支援費の中の男女共同参画推進懇話会委員 9 名の方に 2 万 7 千円というのがあるのですが、これは具体的にはどういうことをなさるのでしょうか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 先ほど男女共同参画推進懇話会委員ということで、内容はということでありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

昨年度に行いました懇話会の委員会での内容といいますのは、まず男女共同参画の計画を第 2 次版という形でつくらせていただいたものを説明させていただきました。といいますのも、委員が代わったというところもありますので、計画の説明というところも含めて話をさせていただきました。その後は、男女共同でそれぞれの委員たちにこういった取組みが必要かとか、そういった意見をいただくところの時間を取りまして、というような内容になっております。

以上です。

7 番（西田直美君） ということは、それは 1 回きりということで、もう一つ伺いたいのは、その男女共同参画推進委員というのは、どういう人たちを。手を挙げた方が来ているのか、それともこっちのほうから人材をきちんと選んでといったらそうですけれども、ピックアップして、この方になっていただきたいというふうを選んでいくのか、どういうふうなお願いの仕方をしているのか、教えていただければと思います。

隣保館長（吉岡晃宏君） メンバーについてということでありました。例年、同じ業種の方といいますか、商工会であったり、民生委員であったり、様々なジャンルの方をお願いしているところではあります。名簿を持ってきておりませんので、実際のところ全てのお答えができないですけれども。委員が 10 人以内で組織をすることとなっております、男女共同のメンバーが男女共同という名目からも、メンバーは男女の比が半分で構成されて、ほぼ半分ですね、10 分の 4 未満になってはならないとなっているのですけれども、そういった方で構成をされております。また、正式な職種といいますか、選定についてまた改めてお答えさせていただこうと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5 番（児玉智博君） 負担金補助及び交付金の阿蘇地区保護司会負担金というのがありますが、今、阿蘇地区には何名の保護司の先生方がいらっしゃるのでしょうか。

住民課審議員（穴井 徹君） 阿蘇郡全体ということですか。

5 番（児玉智博君） まず、阿蘇地区というふうになっていきますので、保護司会はですね、その阿蘇地区の先生方の人数。

住民課審議員（穴井 徹君） 今、保護司会が阿蘇地区ではなくて、法務局単位で行われておりますので、阿蘇、菊池、大津まで含めて同一になっております。今手元にその資料がありませんので、先ほどの件と併せて報告させていただきたいと思います。

5番（児玉智博君） でも、保護司会としては阿蘇地区というふうになっているので、後で結構ですけれど。その下に更生保護女性会補助金というのがあります。これは小国町単位の女性会ということになるかと思うのですが、この関係ですね、保護司会としては阿蘇地区保護司会だけでも、小国町だけでの更生保護女性会の活動というふうになるかと思うのですが。そこで、まず更生保護女性会の方がお手伝いされている小国町の保護司の先生は何名いらっしゃるのでしょうか。

住民課審議員（穴井 徹君） 小国町更生保護女性会の中には、保護司の方は入っておられません。

5番（児玉智博君） それは分かります。だから、更生保護女性会の方々が連携されている保護司の方が何名いるかという意味で聞いたのですが。

住民課審議員（穴井 徹君） 保護司の人数ということですか。

5番（児玉智博君） 多分、私は小国町の保護司の先生とこの女性会が協力していらっしゃるかなというふうに思うのですが、その認識自体が間違いですかね。

住民課審議員（穴井 徹君） 保護司の方で小国の阿蘇北部の保護司会の方と合同で行っております、今年はコロナウイルスの関係で開催できませんでしたが、「社会を明るくする運動」ですとか、そういった活動を保護司の方と一緒に合同で活動を行っていただいております。それ以外としましては、保護司会、更生保護女性会独自の活動として、中学校へ朝の見回りですとか、朝の挨拶運動、今年はコロナウイルスの関係で独自の活動ができませんでしたので、マスクの製作をして、中学校ですか、児童生徒に配布していただいたりしております。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは、今出ました阿蘇北部の保護司会に保護司の方は何名いらっしゃるのですか。

住民課審議員（穴井 徹君） 阿蘇北部で16名、小国町で9名の方が小国町の保護司として活動していただいております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

126ページ、戸籍住民登録費までいかせてもらいます。126ページ、戸籍住民登録費、次のページの中ほどです。また漏れがあったときには、後からお伺いします。

それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。時間が11時15分から。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

（午前11時15分）

住民課審議員（穴井 徹君） 先ほど無料法律相談時59件のうち、町関係の相談が何件あったか

ということですが、昨年度は全部で8件になっております。59件のうち8件が町関係の相談であったということです。

以上です。

隣保館長（吉岡晃宏君） 同じく男女共同参画社会懇話会の所属等の内訳等についてということでお話がありました。まず、全体で9名、男女比で男4・女5になっております。所属別にいきますと、小国町議会総務文教福祉常任委員長、人権擁護委員が2名、小国町教育委員代表が1名、人権啓発男女共同参画特別委員会委員長1名、小国町民生委員児童委員協議会民生委員児童委員1名、小国町商工会女性部長1名、熊本県男女共同参画推進員1名という内訳になっております。

以上です。

7番（西田直美君） ありがとうございます。それで、男女共同参画といえば、要するに小国なんか、地盤として、個人的な意見ですけれど、やはりまだなかなか保守的といいますか、従来の考え方が多いところに新しい感覚での男女共同参画というのを入れるのであれば、年齢層というのはどういうふうになっているのかというところが気になります。男女比は4対5とかで全然問題ないと思うのですが、年齢層として果たして20代とか30代の方たちが入っているのか、それから結婚している、してないは別としても、子育てをしている方と独身の方で一般的に考え方の違いもいろいろあります。そういうものを全て含めたところでの話し合いができないと、男女共同参画というのは進んでいかないことなので、年1回といえば、そこでどんな話ができるかということにもクエスチョンマークはつくのですけれども、何かその辺ももう少し考えたところでの男女共同参画推進委員及び全町民を巻き込んだとか、女性のキャリアアップができるようなことを考えていただけるといいなというふうにこの場でちょっとお願いしておきます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

ページを進めます。134ページ。

2番（江藤理一郎君） 129ページの住基ネット関連のところですが、マイナンバーカードの普及に伴って住基ネットは来年度で終了ですかね。新規交付しないというふうになっているかと思われませんが、今後このリース料であったり、システム負担金等はどうやっていく予定でしょうか。

住民係長（宮本竜二君） こちらの住基ネットといいますのは、転入・転出の入力をしましたら、転出先にデータが飛ぶとか、そういった形の住基のネットワークのことです。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はよろしいですか。

134ページから社会福祉総務費ですね。136、137、138ページまでいっております。社会福祉総務費。

次が目で言いますと138ページ、障害者福祉費、これも140、142ページの上の段までいっております。

5番（児玉智博君） 障害者福祉費の一番初めにあります報酬の障がい者相談員報酬というのがあります。非常にこれは専門性を有する職種だと思うのですが、それに対して報酬が2万4千円というのは非常に安いと思うのですね。こういう障がい者相談員なんていうのは、常時やはり障害者や、あるいはその御家族などからの相談を受ける必要があると思うのですが、2万4千円という非常に安い理由は何でしょうか。多分その相談に応じた数が極端に少ないのではないかと思うのですが。

福祉係長（北里仁尋君） 今の御質問ですが、月に2千円という形の2万4千円の計算の基となることだとは思いますが、相談件数としても、今把握している状況ではないような状況、職員のほうで対応がされているような状況ですね、相談につきましては。

以上になります。

5番（児玉智博君） 障がい者相談員までつながなくても解決できているのであればいいのですが、そこまで結びついていないというのであれば、もうちょっと月2千円とはいえ、やはり公費を払っているわけですので、活用すべきだし、しかし、今答弁されたように、実績がないのであれば、見直しも検討する必要があるかと思うのですが、今後どのようにされますか。

福祉係長（北里仁尋君） 小国町身体障害者相談員及び知的障害者相談員設置要綱等でこの相談員につきましては要綱が設置されております。なので、引き続き相談員を設置した上で、今後必要なものが出てきた場合はつなぎながらしていきたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

142ページ、目で言います。国民年金事務費、老人福祉費、老人福祉費は次のページまでまたがっております。

次が144ページの目、医療費一部負担金。

5番（児玉智博君） 145ページの一番下段の重度障害者医療費についてお尋ねです。これが、極端に不用額が436万7千267円と多いですね。不用額は、この下のほうの全部を合わせてかな。乳幼児とひとり親家庭と児童医療費を合わせた部分にしても400万円というのは非常に大きいかと思うのですが、その理由を教えてください。

子ども未来係長（笹原正大君） 医療費につきましては、重度医療費、それから乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、児童医療費ということで4つの医療費がございます。医療費につきましては、毎月の請求、例えば6月に受診された方は8月に支給という形になってはいますが、請求については1年間以内であれば請求ができるという形になっているところです。私たちも毎月支払いの状況というのは気にしているわけですが、申請される方がまとめて申請されたりとかいうところも結構多いものですから、ある程度予算という部分についてはちょっと枠を取りながら執行していているというところがありますので、不用額については極力出さないようにとい

うのはもちろんですが、ある程度予算を確保しておかないと請求があった場合に出せないということもありますので、そういった部分で少し不用額が出ているのかなというふうに感じております。

5番（児玉智博君） その答弁はどうですかね。というのが、この医療費一部負担金については増額補正までして、増額補正の額が363万8千円増額補正した上で、この不用額が436万7千円出ているのですよね。なので、今の答弁が、要は当初予算で十分確保しておいた上で436万7千円出ましたというのだったら分かるのだけれど。当初予算は3千589万円だったわけですが、その当初予算に対して10%近い補正予算を組んだと。組んだけれども、結果として436万7千円、そのほかの消耗品費とか役務費とかを含めると不用額が全体で443万9千円になるわけですが、でも、多分この補正の大部分というのはこの扶助費のための補正予算だと思うのですが、それでも今の答弁でいいと思いますか。

福祉課長（生田敬二君） すみません、予算についての補正ですけれども、ちょっと補正関係の書類を持ち合わせておりませんので、調査をして、午後からでもお話をさせていただきたいと思えます。申し訳ございません。

7番（西田直美君） 今、同じところですが、ここに重度障害者の医療費で1千452万2千11円という金額が出ているのですが、これは対象としては何人ぐらいが対象になっておりますでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） 令和元年度対象者数が219名、件数としまして2千245件であります。

7番（西田直美君） すみません、びっくりしてしまっただけですが。重度障害者と書いてあるので、私はものすごい重度障害者の方という何か認識で、例えばベッドから起き上がれないような方たちが対象なのかと思ったのですが、これはどの程度ぐらいから対象になっているのですか。例えば、軽度であればどういうところぐらいから、本当の重度であればどの程度ぐらいの方で219名というのは構成されているのでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） 身体障害者手帳の1級及び2級をお持ちの方に対しまして、この重心の助成が出ております。

議長（松崎俊一君） 次、高齢者等活動支援促進施設費、後期高齢者医療事業費、人権政策費までいきます。

7番（西田直美君） 149ページの部落解放同盟小国支部補助金170万円ですが、これが去年も私はこれを伺ったことがあると思うのですが、170万円というのは何に使っているのですかねと言ったら、その時のお答えが、研修であるとか、そういうところの旅費や宿泊費とかに使っていますというお答えをいただいていたのですが、例えば今年でいえば、コロナであるとかでどこに行くこともできないような状況ですが、去年支出済で173万5千円支出にはなってい

るのですが、今年の方でいくと、これはかなり減額になって、不用額で戻ってくるということは考えられるのでしょうか。

議長（松崎俊一君） 決算についてなら。

7番（西田直美君） 分かりました。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この部落解放同盟小国支部への補助金ですが、170万円、これの内訳、いわゆる日当とかの旅費の性格なども交えて、説明をお願いします。

隣保館長（吉岡晃宏君） 部落解放同盟小国支部への補助金のまず内訳の御説明をさせていただきたいと思います。補助金の内訳ですが、先ほどお話にもありましたが、研修に対する旅費というものが主なものを占めております。車での移動交通費22万1千100円、費用弁償52万9千円、行動費2万2千円、空港運賃等50万1千円、宿泊費39万円、そのほか、参加料15万6千円、有料道路通行料3万3千円、駐車場4千150円、部落解放研究会年会費1万3千円となっております。

5番（児玉智博君） まず、この日当が52万円ということで一番高くなっております。この日当が支払われた対象者の人数は何人でしょうか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 費用弁償の人数ですが、総人数が97名になります。

5番（児玉智博君） 多分今の答弁だと、ある方をAさんと仮にします。Aさんが10日間出張しましたと。そうしたら、それを10人という言い方での多分答弁だと思うのですが。そうではなくて、Aさんが10日出たとしていても、Aさんであれば1人というような答え方をしてもらえますか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 何名出たかということについては、集計すれば分かりますが、ちょっと時間がかかりますので、また昼からというところでもよろしいでしょうか。

5番（児玉智博君） その次に高いのが航空運賃ですね、50万円ということで。この航空機は何名の方が何回フライトして50万円というふうになるのですかね。これも昼からで結構ですので、それで後ほど報告してください。とりあえず、ここで一旦切ります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

次、148ページの9隣保館運営費ですね。これが次のページの中まであります。

5番（児玉智博君） 失礼します。隣保館運営費としては、人件費は、報酬は別にして、賃金としては臨時雇用賃金1名分であります。しかし、そのほかにも常駐されている方が、館長というか、吉岡さんをはじめ、いらっしゃると思うのですが、今体制はどのようになっておりますか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 隣保館の体制ということですが、今現在は職員が2名、新しく制度が始まりました会計年度任用職員として1名の計3名で運営しております。

5番（児玉智博君） 当然、3名ですね、はっきり聞きますが、3名もいますか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 人数についてですが、3名で実際に回しているところであり、実際に5名から4名、4名から3名と減ってきている経緯がありまして、3名になって、ここ2年、3年というところになります。そういったところで各種イベントも人数で適応できないところもあって、減らしているところもある現状であるのですが、その中で3名でできる範囲でやっているところでもありますので、必要な状況で運営していると思っております。

5番（児玉智博君） 3名でイベント等があるのであれば、その時に通常役場本庁舎にいる人が恐らく秋祭りのときとかも職員の方もいろいろ出てやっているわけで、イベントに関してはそれに対応すればいいと思うのですけれど、通常の日常的な業務は3名必要でしょうか、そのイベントを抜きにして考えたとき。

隣保館長（吉岡晃宏君） 隣保館のイベント以外でということですが、イベント以外に館の児童館行事でありますとか隣保館行事というものはまた別にあります。それ以外にも、隣保館ですので、人権の学習であったり、現地に行ったりという出張関係が多数ありまして、ほかの課に負けないか、それよりか多いぐらいの回数があるというふうには認識しております。その中で、出張をしていくというところで館に1人もいないという状況も出てきてしまいますので、仮にこれが2人としたときには出張等にもなかなか行けなくなってしまうという、館内のイベントと出張と通常の館の受付業務と合わせたところでは、2人では難しいというふうには思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

150ページ、児童福祉総務費、それから次の152ページ、保育園費。保育園費は、3ページほどあります。156ページまでございます。

5番（児玉智博君） 園長から説明をしていただいたのですが、非常勤職員報酬10名のうち、保育士が5名ということでした。そして、一番下段の臨時保育士は有資格者の保育士が5名ということで、職員給31人というのは全員保育士だと思います。そこで、臨時、非常勤で職員全て合わせたところで41人の保育士がいるということだと思っておりますが、これは年間通じて41人でしょうか。

保育園長（河津公子君） お答えいたします。

年間通じてです。全体数は調理員を全部入れますので。

5番（児玉智博君） 保育士の人数だけ。

保育園長（河津公子君） 保育士の人数は、31名正職員と有資格者5名で36名が有資格者、年間通じてです。保育補助が5名です。

5番（児玉智博君） 非常勤職員の人たちは、保育士という資格がない。

保育園長（河津公子君） あります。

5番（児玉智博君） だから、41名ですか。

保育園長（河津公子君） 41名、はい、そうです。すみません。

5番（児玉智博君） それでは、各保育園の資格を有した保育士の内訳を担当するクラスごとに教えてもらえますか。

保育園長（河津公子君） 年齢ごとがいいですか。9クラスあります。

5番（児玉智博君） 年齢ごとで。

保育園長（河津公子君） 年齢ごと、はい。宮原保育園、年長児2名、年中児2名、3歳児、Aクラス1名、Bクラス1名、2歳児、Aクラス2名、Bクラス2名、1歳児、Aクラス1名、Bクラス2名、0歳児、看護師を含めます4名。北里保育園、年長児・年中児クラスで1名、3歳児・2歳児で1名、1歳児・0歳児で2名。下城保育園、5歳児・4歳児・3歳児で1名、2歳児で1名です。それ以外に、園長、副園長、主任が、主任は各保育園に1人ずつ、それと子ども・子育て支援、カンガルーのぼっけに職員が1名、資格証を持っている者がいます。

以上です。

5番（児玉智博君） 分かりました。非常にぎりぎりのところでやられているのではないかなと思ったのですが、令和元年度途中入園というのはありましたか。

保育園長（河津公子君） ほとんど毎月0歳児は入っております。

5番（児玉智博君） しかし、先ほどの答弁だと、保育士の数は年度初めから年度終わりまでずっと41名なわけですね。途中入園ということができるといのはなぜですか。要するに、基準が決まっていると思うのですが。

保育園長（河津公子君） 入園申し込みが前年度の11月1日から11月30日の期間中に来年度の入園申し込みをしていただきます。その中で、まだおなかの大きい妊婦さんもいらっしゃいます。その妊婦さんが来年度の4月から3月までに入園をしたいという御希望があれば、その方は早めに、「赤ちゃんが1月にできるんです。来年度の1月から仕事復帰になりますので、12月から入園をさせていただきたいです」という話をいただきます。そうしたら、「じゃあ、御出産されて、子どもさん、名前がついたら申請書を出してください」というふうなお話をさせていただいて、それを見込んだところの人数で来年度の保育士数を確保しますという仕組みにさせていただいています。

5番（児玉智博君） では、4月当初は0歳児のクラスについては、要するに余裕がある体制で始めているから、途中から毎月のようにあったということは12人ぐらい途中入園があったのだと思うのですけれど、12人も受け入れることができたということですね。分かりました。それで、ちょっと関連するのですが、この賃金についての不用額、臨時保育士賃金と、作業員賃金も3万円ありますけれども、その調理員賃金2人というふうにありますけれども、非常に1千万円以上の不用額が出ているわけですね、この賃金で。何でこんなに1千万円も不用額が出るのですか。前年の保育需要を見込んで前の年度に積算するのであれば、これは社会保険料も含んで1千万円ですかね。だとしても、これは1人分ではないですよ。恐らく多分2人分ぐらいだと思うのです。

が、何でこんなに不用額が出るのですか。

保育園長（河津公子君） 詳しいことは調べさせていただいて、後での答弁でよろしゅうございませうか。お願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 151ページの報酬のところですが、非常勤委員の日額報酬11名分で3万3千円になっています。当初予算としては9万9千円だったのが、3万3千円の支出ということは、3分の1しか出していないのですが、まず非常勤委員が何であるのかと、どうして3分の1の支出で済んだのかということをお教えください。

子ども未来係長（笹原正大君） この非常勤委員は子ども・子育て会議の委員になりまして、今回当初が9万9千円ということで組ませていただいているのですけれども、これは子ども・子育ての支援事業計画というのが昨年度第2期の計画を令和2年から令和6年までの計画を策定するという形になっておりました。ですので、3回の会議を開催するということが予定しておりました。第1回は開催をしまして、第2回を年明け、2月ですね、第3回を3月にということで、最終的に計画の中身とか、最終的な完成でよろしいのかということの会議を3回に分けてする予定だったので、新型コロナが非常に感染が拡大してきているというところがありまして、委員の皆さんには大変申し訳なかったのですけれども、書面での決議をさせていただいたということで、会議は書面にしたものですから、こういう日当とかの報酬ですね、そういった部分がかからなくなったという形になります。

7番（西田直美君） それでは、今年は書面でというのは多分多かった。いろいろあったと思うのですが、1回の会議で、あとは書面だけで完了してOKというか、それで大丈夫な感じだったのですか。

子ども未来係長（笹原正大君） そうですね、書面での決議ということで、やはり委員の皆さんにはしっかり内容のほうも審議していただきたいということもありましたので、事前にその内容はお渡しをさせていただいて、内容を確認していただくお時間も取りまして、それから委員の皆さんの意見を調査票でいただくような形で、書面での決議という形でさせていただきました。一応子ども・子育て会議の委員長もいらっしゃいますけれども、その方々とも協議をさせていただいて、そういう形を取らせていただいたという形になります。

議長（松崎俊一君） ページが156、児童館運営費までいきます。次のページの上の段までですね。

それから、次が目1保健衛生総務費、それから2予防費、3環境衛生費までいきたいと思えます。164ページの清掃総務費までを含めます。これは、166ページの上段までになっています。ここまでがピンク色、本日の担当課になろうかと思えます。

5番（児玉智博君） では、住民課に浄化槽補助金について伺います。設置した数は、何人槽を何

台ずつ出していますか。

住民課審議員（穴井 徹君） 5人槽が6基、7人槽が12基、10人槽が1基となっております。

5番（児玉智博君） それでは、全部で19台ということになりますが、最近の動向として、のうち新築に併せての設置が何件でしょうか。いわゆる、単独槽といいますかね、合併浄化槽と、それから合併処理浄化槽への切り替えが何台になるのでしょうか。

住民課審議員（穴井 徹君） 新築と改良の分の内訳がすぐ出ませんので、午後回答させていただきます。合併から合併とか、併せて午後から回答させていただきます。

8番（松本明雄君） 僕もそこを聞こうと思ったのですが、関連して調べていただきたいのですが、地域ごと、宮原が何件とか、上田が何件とか、分かれば一緒に教えてください。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

それでは、ページを進めます。少し飛びます。212ページ、目で言います。教育委員会費、次のページの事務局費、ここまでをお願いします。事務局費というのは、目事務局費、2番のですね。これは、216ページの中段までですね。

7番（西田直美君） 217ページの小国高校支援補助金というのが510万円ですが、これは具体的にはどういうものの使途に使うために510万円というのは計上できているのでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 小国高校の補助金の内訳について説明いたします。510万円のうちの300万円につきましては、平成30年度に寄附がありまして、300万円の寄附の寄附者の意向によりまして、小国高校にバスを購入するために補助した分になります。それから、210万円の内訳につきましては、生徒の学力向上及び進路目標に係る事業としまして134万1千770円、それから職員の研修に係る事業としまして15万9千508円、それから広報活動事業としまして54万7千413円、事務局の経費としまして16万5千534円、就学支援事業としまして88万9千275円、部活動支援事業としまして39万6千500円となっております。

以上です。

7番（西田直美君） では、そこの中で就学支援ですよ、就学補助、それというのがどういうものかということ、広報に54万円というのは、その広報はということをする広報でしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） まず、就学支援事業の内容につきましては、新入生の入学金の補助としまして5千650円を57名に支給しております。それから、教科書の購入補助としまして、音楽と書道の教科書について補助をしております。それから、県外からの生徒につきましては、通学費補助として支給をしております。それから、広報活動の事業につきましては、卒業者あたりの進学先を書いたものの看板あたりを役場の敷地内にも張ってあるのですが、そういった看板や大会関係で優秀な方の看板設置の広報費、それから小国高校のチラシ、それから学校新聞作成代というところで支出をしております。

7番（西田直美君）　ということは、横断幕が時々出ているではないですか。ああいうのも教育委員会のほうで準備なさっているものですか。ホッケー、どこかに行ったとか、何とか出場おめでとう、頑張ってみたいなものの横断幕を時々見ますよね。あれも出ているのですか。

学校教育係長（後藤栄二君）　町の中で見られる看板・横断幕につきましては、各保護者や協会あたりで掲示をさせていただいているものであります。小国高校に関するものは、学校の校舎の防球ネットあたりに張っている看板とか、そういったものになります。

8番（松本明雄君）　8番です。

今のに関連して、私もOBです。非常に助かっております。南小国町も出していると思いますけれど、その比率が分かれば教えていただきたいのと、今、津江のほうから結構来ています。来年度というか、3月頃には、全員、津江のほうから来ていただけるような話もいただいておりますので、今後、町長にお願いしたいのは、日田市のほうに行き、原田市長とその辺の少しでも日田市からも予算がいただければ、いただいてきていただきたいなと思っております。昔は、小国からも日田高校、日田林工なんかに行っている方もいらっしゃいました。三隈商業ですね、そういうところも行っていただけですけど、今は小国がすごくこの頃頑張っていて、評判がいいので、結構多く来られると思っておりますので、また日田市のほうにも行って、お願いしていただきたいと思っております。

学校教育係長（後藤栄二君）　補助金の小国町と南小国町の配分につきましては、6対4で支出をしております。全体の補助金につきましては350万円、南小国町から140万円支給しております。

それから、県外の一応入学者について御説明いたします。現高校生で、高校3年生が5名、2年生が4名、1年生が7名、県外から通学をしております。

町長（渡邊誠次君）　松本議員から御質問いただきましたので、原田市長は、実はNPO法人の事務局長をされていた時代から知っておりまして、いろいろとお話をさせてもらっております。当然、隣の県ではありますけれども、非常に212号線を含めて、いろいろと課題が多いところでございますので、もちろん小国高校のお話も含めまして、いろいろとお話をしたいところですが、今年に入ってはやはりいろんな会議等々がコロナウイルス関係で取消しになっておりますので、再開できれば、いろいろとまた話をしっかりとさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君）　ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は1時から。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

子ども未来係長（笹原正大君）　午前中に質問をいただきました医療費一部負担金の扶助費

の不用額につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。議員から不用額の部分に補正予算の部分も含めて御質問をいただいておりますので、補正予算の内容を踏まえながら御説明したいと思っております。

医療費一部負担金で補正予算を363万8千円組んでいるのですけれども、この主な内容といえますのが、医療費システム導入負担金を6月議会で257万8千円組ませていただいております。それから、12月に乳幼児医療費が例年よりも支出がちょっと多くなってきているというところから100万円、12月に補正をさせていただいたところです。扶助費の決算額といたしまして、内訳としては、重度障害者医療費が347万7千989円不用額が出ておりまして、乳幼児医療費につきましては、100万円補正しましたけれども、41万3千151円が逆にちょっと足りなかったというような内容になりました。それから、ひとり親家庭医療費につきましては106万6千49円不用額が出ております。最後に、児童医療費につきましては23万6千380円の不用額ということで、合わせて436万7千267円の不用額が出ることになったわけですけれども、午前中に少し説明させていただきましたけれども、担当者といましては、やはり年度末に申請をまとめて出される方がいらっしゃるとか、受診に関しては高額な部分もあります。3月の支払いの受付が3月中旬ぐらいまで受付をするものですから、その予算というのを計算していくのがなかなか難しい状況ではありますけれども、議員のおっしゃるように、不用額を極力出さないようにというのは当然のことだと思いますので、この部分に関しましては、福祉係とあわせて、子ども未来係と連携しながら極力不用額を出さないでいように検討してやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

福祉係長（北里仁尋君） 私から、午前中、児玉議員から御質問がありました139ページの障がい者相談員報酬につきまして一部訂正等がございますので、御説明させていただきます。

こちら相談員になっていただいている方につきましては、自主的に隣保館等で月に1回か2回、そういった会議、相談の場等を設けていただいております。そこで保護者さんと子どもさんに集まっております。それにつきましての謝礼金という形での2万4千円を組まさせていただきます。

以上になります。

保育園長（河津公子君） 午前中の児玉議員の不用額についての説明とお断りを申し上げます。

前年度の予算のときに、非常勤職員11名、臨時保育士14名ということで上げさせていただいております。3月の時点で非常勤職員が1名退職されました。臨時保育士に関しましては、4月1日の時点で10人しか確保できておらず、それ以後も引き続き募集をさせていただいておりますけれども、見つけることができませんでした。そのことで、3月議会に減額補正をしなければならなかったということで大変申し訳なかったと思っております。今後このようなことの

ないように努めさせていただきます。すみません。

5番（児玉智博君） 非常勤職員報酬が、確かに11人だったのが1人退職したので、10人になって、ここで210万6千991円不用額が出ていますね。そして、臨時保育士も募集をしていたけれども、確保できなかったということですね。それは、分かりました。それで、毎月のように0歳児の途中入園があったということですが、そうしたら、4月の年度初めとそれと3月末の終わりで、0歳児は何人から何人増えたのですか。

保育園長（河津公子君） 4月1日の時点では0歳児が3人で、3月いっぱいのが最終的に19人です。

5番（児玉智博君） 19人もいたということですね。それで、先ほどの説明では、4月1日から3月31日までを通じて、保育士の数は41人だったというふうに言われて、各クラスで0歳児がいるところは宮原保育園に4人の保育士、北里保育園には1歳児と0歳児クラスで2名ということでした。この配置も変えてないですか。だから、例えば4月時点では年長児をみていたけれども、0歳児が増えたから、年長児をみていた人を0歳児のクラス担任に変えたとか、そういう配置転換はされてないですかね。

保育園長（河津公子君） 配置替えをするときは、保護者を集めて、説明会をしなければいけません。今回に限っては、配置をしなくても、何とか園長、主任、副園長が資格を持っておりますので、私たちが0歳児クラスに入る。それから、無資格者の保育補助の先生方を集めるというふうな、臨機応変にその日その日によって出張があったり、お休みがあったりという保育士がいたりするので、そこで配置ではないですけど、宮原保育園の主任が今日はこのクラスに手伝いに行ってくださいというふうな配置をします。北里保育園、下城保育園においても、資格を持っていない保育士を1名ずつは配置しておりました。何とかできております。

5番（児玉智博君） やはり国の基準では0歳児は保育者1人に対して3人という基準がありますので、宮原保育園でいえば、4人ですよ、保育士はですね。これに補助に入っていたのかもしれないですけど、ということは4、3、12で、12名ではないといけない。北里保育園は、1歳児と0歳児の混合クラスということですが、それで2名。それが、全員が0歳児とするなら、6人。非常にぎりぎりの人数でやっているなというのがわかりますので、だからこそ募集はされていたと思うのですが、基本的に保育のニーズがあるから受け入れられるのだとは思いますが、やはりそうするためには、園長が0歳児クラスに入るとか、何かそういうことをしていると思うけれど、それに集中するわけにはいきませんよね。今日もこうやって議会答弁のためにいないわけですので、平日だけでも。やはりそういう何かぎりぎりのようなことにならないように、募集をして探してきてから入れることができ、そのニーズに応えることができるのが一番いいですけれども、あまりにぎりぎりの綱渡りのようなことにはならないようにしていただきたいと思っておりますので、引き続き頑張ってください。

住民課審議員（穴井 徹君） それでは、164ページの環境衛生費、浄化槽補助金について、午前中の質問に対しての回答をさせていただきます。

大字ごとの設置状況は、宮原10人、上田4人、北里1人、西里0人、下城2人、黒淵0人、それから新築と増改築の件数ですが、新築が7件、改築というか、リフォームが12件となっております。動向としましては、平成30年が17件、昨年度が19件、昨年度も消費税の増税の関係があったので、上期はものすごく申請が多かったのですが、後期はちょっと減っております。今年度もコロナウイルスの関係かは分かりませんが、ほぼ申請が上がってこないような状況になっております。

以上です。

隣保館長（吉岡晃宏君） 午前中に質問がありました149ページ、一番上になります部落解放同盟小国支部補助金の質問について回答させていただきます。

まず、費用弁償を受け取った対象者の数ですけれども、14人です。

次に、航空運賃等を受け取って、出張等をされた対象者が9人となります。

以上です。

5番（児玉智博君） では、その9人が50万円あれしたと思うのですけれども、航空チケット何枚でこの50万円になるのですか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 全部で17です。

5番（児玉智博君） 17。

隣保館長（吉岡晃宏君） はい。17回分で合計が先ほどお伝えした航空運賃の合計額になります。

5番（児玉智博君） 行ったら帰ってこないといけないので、奇数になるのはちょっと変ではないかなと思うのですけれど。

隣保館長（吉岡晃宏君） 伝え方が分かりづらくて申し訳ありません。17回分になりますので、往復となりますと、かける2の34回ということになります。

5番（児玉智博君） 回数としては、だから、17回行って帰ってきたということで、9人ということですが、回数として1回の出張に2人だっ行ってたりとかしているのかもしれないですが、非常に多いと思うのですよ。多いし、また日当が14人とはいえ、52万円、航空運賃も50万円、これで100万円超すわけで、本当に必要な人数、もしかしたらそこに職員もこの補助金と別に普通旅費で同じ出張に同行しているのかもしれないですが、やっぱり本当に必要なものに絞って行って、財政も厳しい中ですので、減らしていく方向で相談していただきたいと思いますので、よろしく御対応ください。

議長（松崎俊一君） ページが216、目で3国際交流指導費、4小中高連携事業推進費、それから幼稚園費の目で行きますと教育振興費、小学校学校管理費、これは4ページほどあります。

7番（西田直美君） 国際交流指導費の中の語学指導委託料323万760円についてお尋ねしま

す。去年から小学校5年生から英語が教科になってきました。授業になってきたので、去年、私の一般質問のときには、そういうことの指導もしていただくのでということで、小学校にそのままということで従来の外国人の先生が入っていらっしゃるわけですが、去年の実績として週に何回お仕事をなさって、出てこられて、コマ数どれくらいやったか。それから、それが1回当たりの単価、コマ数当たりの単価が幾らになるのか。それから、学年は何年から何年まで教えているのか。それに対して報告書の提出等があったのかということについて、お知らせください。

学校教育係長（後藤栄二君） 語学指導委託料としまして、1業者と委託契約を交わしております。火曜日から金曜日、金曜日につきましては2人来ていただいておりますので、週でいきますと、5日分というような形にはなります。それから、コマ数につきましては、1限目から4限目、または2限目から5限目のコマ数になっております。単価につきましては、以前ちょっと私も中身について精査したことがあったのですけれども、3千円です。それから、報告書につきましては、出勤簿でうちのほうはいただいておりますけれども、報告書の中身については学校のほうに保管している状況です。

以上です。

7番（西田直美君） 去年の一般質問の答弁のときには5年生からということで、学校の先生たちも、担任の先生たちはなかなか英語を教えられませんよということで、そのための指導のために外国人、ALTが必要だということでおっしゃられたのですが、その辺のところは学校の先生たちに定期的に講習、研修を外国人のほうからやっているのですかね。

学校教育係長（後藤栄二君） 先生方の研修につきましては、この中の委託料の中で研修は行っておりません。先生方につきましては、県が主催する、そういった英語教員の研修に参加している状況です。

7番（西田直美君） 12月になると来年度予算のことになってきますので、今のうちに言うしかないとは私に思っているのでお伺いしますけれども。中学校に外国人講師がいなくなって、丸々2年経っているのですが、7月の学校公開日にも授業を見に行きました。ところが、やっぱり電子黒板が入ったとはいえ、先生が1人でやっているのです。私が行っているときには、私は英会話の授業がないときに、ほかの一般の英語の授業があるときには先生の補助で入っていました。そうしないと、なかなか子どもをみれないです。先生も。特に今、小国中学校は、先生2人体制でやっているのですよね。誰もいないで、私が見に行ったときもいないので、結局1時間丸々補助で入った形で、宿題チェックをしたりとか、プリントの手伝いをしたりとかしたのですが、もうそろそろ本気で入れていただきたいなと思うのですが、以前、ALTもJETプログラムからすると年間500万円ぐらいかかってと、その予算のことを言われたのですが、ほかのところではいっぱいお金を出している部分もあるので、本気でやるのであれば、JETプログラムでも内容的にやるのであれば、100万円、200万円多くなってもいいと思うのですけれども。その辺の

ところを探しているけれど、なかなかとおっしゃったのを、どこを探している、具体的にというところは、また12月でも伺おうと思うのですが、本気で考えていただきたいなと思って、お願いでおしまいになります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） ちょっと戻りますけれど、高校支援補助金について、私からも1問。300万円は町への寄附金で使途の指定があったので、この高校支援補助金として交付して、それは結果としてバスに使われたという説明でした。バスを買うのはいいですけど、買ったら、大型バスは、車検は毎年あるし、また長く乗れば、オイルも替えないといけない。タイヤも替えないといけない。故障もするかもしれません。そうしたときの維持費というのは、この高校支援補助金が今後使われるのか、それとも県費でみてるのか、それとも先生方や保護者の方が何とかしてお金をつくりたいといけなくなるのか、教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 今後の維持費につきましては、今のところ、通常の小国高校支援補助金の中から経費が使われるかと思えます。燃料代、それからタイヤの交換あたりも費用がかかったりしますので、あとは育志会あたりの助成もあるのではないかと考えております。

5番（児玉智博君） そうなると、今後そういう車検、車検は毎年ですけど、とか、そういう修繕なんかが必要になった場合は、小国町が上乘せして出さないといけないのか、それとも通常交付しているものをやりくりして、学力向上であったりとか、そういう部活とか、就学補助とか、あるいは広報、そういった部分を削って、バスを維持していくことになるのか、どちらですか。

町長（渡邊誠次君） この部分に関しては、南小国町の高橋町長ともお話をさせていただいて、予算的な話になりますけれども、昨年度そのバスを買ったりというところで、私としても同じような質問を高校側にさせていただきました。マイクロバスに関しては、維持費等々もかかりますけれども、やはり運営自体を保護者の皆さんでしていただければ、通常今まで頼んでいたバス代とか、そういったところが非常に、簡単に言うと、コストが安く済みますので、その分で手当てできるのではないかなというお話はさせていただいておりました。それと、もう一つこの部分で言いますと、バスの部分の維持費とか、今からずっと小国高校の魅力の部分でのお金を両町で負担していくというか、両町でお話をしていきながらやっていきたいのですけれども、なかなか非常に使いづらい部分もありますので、少し金額的には下げさせていただきますけれども、この中で魅力化に向けて、小国高校の中で話をしあって、使っていただきたいという旨をお伝えさせていただいて、限度額300万円ぐらいをめどに通常は考えていただきたいというお話を両町からさせていただきましたのと、別に何らかの、例えば今回はありませんけれども、早稲田からの大隈塾あたりの提案で小国高校の中で出張授業だったりとか、セミナーとかをしたいというときには、また改めて小国高校と両町で話をしあっていきながら、予算をつけて、補正予算でつけさせていただきますというようなお話をさせていただきましたので、当初予算では昨年より今年度のほうが

少し若干は少ないようになっておりますけれども、事情としては今説明したような事情で、バスの経費については予算内でお願いしたいという旨はお伝えしてあります。

以上です。

5番（児玉智博君） 基本的に小国高校というのは、県立高校、設置者は県です。ですので、やはり高校と小国町、南小国町の3者で、地元の高校ですから、お話をして、そういう必要なところであったりとか、リクエストに両町で応えていくというのも、それも否定はしませんけれど、そういうやり方もどんどんやっていっていただきたいのですが。やはり小国高校がなくなって困るのは小国町の人たちが第一義的にそうですけれど、やはりそれが減れば、職員のほうもまず学校長のポストが1つ減るわけですから、校長になれる人数も減るし、教頭もそうですよね。やはりこの教職員の定員自体にも関わってくる問題なので、そこは設置者の県もお金をもっとこういう郡部の学校にも出してほしいと思うのですよね。ですので、やはり同時に高橋町長や学校長とも一緒になって、県からも予算を取るという姿勢にも同時に立っていただきたいと思うのですが。

町長（渡邊誠次君） 昨年から両町で一緒に話をさせていただいております。特に今回もそうでございますけれども、エアコンの部分も含めて、どうにか県にさせていただきませんかというところで要望書も上げさせていただいておりますし、学校長も学校の施設課ですかね、そちらのほうに足を運んでいただいて、いろいろと一緒に話はさせてもらっていますけれども、なかなか今コロナの状況下もありまして、臨時交付金等々もありますけれども、それを予算化するということまでは至っておりません。しかしながら、小国高校、それから両町でまたしっかり、先ほども言いましたけれども、日田市長とも高校の部分に関しましてはお話をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ページを進めます。216ページから218ページ、小学校の学校管理費がちょっとこれ長いですね。224ページまであります。224ページ、款・項・目の目、教育振興費、これは小学校の教育振興費ですね。

次は、中学校の学校管理費に入ります。左のページで230ページまで。230ページ、中学校の教育振興費、よろしいですか。

左側のページ232、款・項・目の目、寄宿舎居住費、次のページの234まで、寄宿舎居住費ですね。

7番（西田直美君） 寄宿舎の非常勤職員の調理員の方、お二人で353万5千300円というのがありますけれど、これは何食分提供になるのでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 食数でいきますと、火曜日の夕方から金曜日の朝まで食事を提供しますので、8食ですね、提供することになっております。年間大体150日から155日宿泊するようにしております。

7番（西田直美君） では、これは定額でということ、月額幾らみたいな形になるのですかね。例えば、今年みたいにコロナで学校がずっとお休みになった、2カ月近く休みになったとすると、子どもたちもいなかったりするわけですが、その分のときも定額で支払いという形になるのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 年間11カ月分というところ、年間の給与を12カ月に割って、月額で支給しているものであります。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。

234ページから、目で社会教育総務費。

5番（児玉智博君） それでは、伺います。11需用費の中にあります印刷製本費で成果品をお借りしてきました。歴史遺産資料ということで、これが印刷製本されて、町内に配られたということです。立派な冊子ですよ。オールカラーでしておりますけれども。この中の編集の仕方という部分で伺いたいのですが、一応編集委員や検討委員とか、編纂、編集した人の名前は出ています。ぜひ興味のある方は見ていただいたらいいと思いますけれど。この中に専門的な知識であったりとか、実務経験ですよ、一般的にこういう資料の収集とかを専門的に行うのは学芸員という資格があると思うのですが、そういう資格を持っていたり、そういう実務経験がある人はこの中には入っていますか。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 名簿は御覧になっていると思いますが、いわゆる学芸員という資格をお持ちの方はおられないと思っております。文化財保護委員であったりとか、そういったメンバーで構成させていただいております。

5番（児玉智博君） では、その編集委員の中にはいなくても、そういう方からアドバイスなりはあったのでしょうか。職員の中にも学芸員資格を持っている人はいますけれど、専門が美術ですので、ちょっと分野が違うかなという感じはしますが、何かそういう人にどういうふうに上げていったらいいかとかいうアドバイザーみたいな存在はありましたか。

教育長（麻生廣文君） アドバイザ的な方はいらっしゃいません。

5番（児玉智博君） 私が一通り読ませてもらって、疑問があるのですね。というのが、113ページから小国高校の存続ということで、今まさに直面しているようなことですが。しかし、それは、昭和22年2月に、学校教育法が改正された年ですけど、その時に高等女学校だった小国高校が県立高等学校ですね、新制度の、それに移管するのか、廃止されるのかという危機に直面したということがあるそうです。それで、当時の議会では、地元負担金が必要になると、そういう金を払ってまで残す必要はないという議論になっていたのを、当時町議会議員で、後に小国町長になる河津寅雄氏が、いや、そうではないと、今からはお金がない人も、いわゆる高等教育ではなくて、後期中等教育になるかな、そういう高校に進学できるような社会をつくっていかうということで、結局そのお金をどうつくるかというところで、ちょうど議場の窓の向こうに見

えた小国両神社の銘木を切らせてもらって、そこからお金を借りれば良いということになって、総代の人を呼んで、最初は断られそうになったけれども、説得というか、してから、実際木を切って、お金をつくったということが書かれているのですよね。それで、その後どうなったかという、その後、神社から借りた杉の木の代金は、昭和40年代後半にPTAが利子をつけて返還したそうであると。いわゆる今でいうなら、町が一時借入金みたいな形で両神社からお金を借りたのに、返したのがPTAが返すかなと、普通だったら、議会で話したことだから、町が返すべきなのに、そういうのをPTAに言われて、PTAの人も怒らなかったのかなと、これ事実のかなというふうに私はこれ疑問なんですよね。それで、昭和22年2月の話だそうですね、昭和22年の町議会の会議録を見てみたら、2月には議会が開かれたという事実がそこには記されてないです。本当に聞いたところでは、何か引用した本があるらしいのですが、でも、この文章を見ても、どこからどこまでが引用したのか分からないということで、公費を使ってつくるのに、何かどのぐらい真面目につくっているのかなと疑問なんです。この辺の事実関係というのは、これは確かなことが書かれているのですか。

教育長（麻生廣文君） 今のPTAが支払ったという部分につきましては、私も何度もチェックいたしましたので、その本に記載があったものですから、私も含めて検討委員の皆さん方もその点については問題視しておりません。ただ、その後、いろんな文書等を調べてみたら、小国町の財産組合となっておりますので、小国町外一ヶ村の財産組合が支払ったのではないかといたような部分に今出会っておりますので、現在調査をしているところでございます。御存じのように、昭和18年から昭和23年にかけて、旧実科小国女学校ですかね、そこにつきましては、県のものから財産組合の事務局のもとにあったようでございます。昭和23年に県立に戻すというときに起きた話だと思います。今、調査をしているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 非常に不確かな情報だったということを確認されたと思うのですよね。それで、確かに今言われたように、この本は幾つかの本を引用する形でつくられています。最後のページに引用参考文献ということで、全59の文献の名前と、あるいはその著者の名前が書かれております。そこで、確認ですが、引用の5要件というのがあります。引用の5要件は、説明できますか。また、この引用の5要件は、この本は満たしていると言えるでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 引用の5要件ということにつきましては、存じ上げておりません。

5番（児玉智博君） 引用の5要件ですが、大学におられた経験もある教育長だったら分かるのかなと思ったのですが。論文なんかをですね。でも、学位論文は書かれたと思うのですが。引用の5要件というのは、まず明確性です。主従関係が明確であること。2つ目が、引用部分がほかとはっきり区別されていることということで、明瞭区別性です。それと、もう一つが、引用する必要性があることの必要性。出典元が明記されていること。そして、最後に改編しないという

こと、これは当然だと思うのですが。ですから、さっきの部分で言うなら、かぎ括弧をつけて、ここからここまでが括弧で、何何という著者が、誰誰さんが書いた、何何という本から引用しましたよということが明確に分かれないと引用条件を満たしているということには言えないと思うのですよ。個人の方が趣味で出版するにしても、その引用の条件というのは満たさないといけないわけですが、これは公費を使って配布する本なのに、引用の条件が満たされていないと私は思う。これは、非常に問題だし、恥ずかしいことだと思うのですが、どう思いますか。

教育長（麻生廣文君） すみませんが、これをまず子どもたちの学習用ということで作ったところ、例えば著作権に絡む部分とかは学校教育等で使う場合については非常にその部分は緩やかな規定がございます。この本自体は子どもたち向けにつくるといったところで、読み物資料として非常に親しみやすさを求めたものでございます。その中において、たくさんの方から、非常に読みやすく、分かりやすいという評価もいただいておりますけれども、そうした形で、もちろん先ほどのような表記の非常に怪しい部分があってはもちろんならないわけですが、そうした部分を極力考えながらつくられたものでございますので、そうした子どもたちへの教材に使うという部分で進めてきているといった点で読みやすさや分かりやすさ、そうしたものを求めたもので、引用部分についてここからここというふうにしていった場合に子どもたちに伝わる部分は非常に弱くなるというふうな観点のもとに、しっかり読み込んだ上でそれを編集する人の言葉なりにそしゃくして作りかえていったもの、そして、皆さんに読んでいただきたいと、お手元に届けたものでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 子どもに分かりやすく伝えようという、その思いは本当に必要なことだと思うのですよ。ただ、伝える内容が本当に小国高校のPTAがお金を返したかどうか、事実が怪しいわけではないですか。子どもに分かりやすく、事実と違うことを伝えるというのは、それは教育者として、それは反省すべきだと思うのですが。回収して、本当の事実ですよ、真実を、現段階の研究において、事実と認めるに足る範囲で子どもたちに分かりやすく伝えていくと。分かりやすく、事実と違うことを教えたら、僕は駄目だと思うのですが、そう思いませんか。

教育長（麻生廣文君） 議員がおっしゃっている気持ちは大変よく分かります。しっかり調査をして、調べていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） やはり現段階でもちょっと疑義が生じているわけでしょう。財産組合から返したのではないかという可能性が出てきているというわけですから、やはりそれが現段階ではここに書いてあることについて事実ではないかもしれないわけだから、回収するなり、やはり訂正はすべきではないかと。だから、これは現段階では可能性として事実ではないかもしれませんが、というようなのはきちんと読み手に伝えるようにすべきだと思うのですが。回収はしなくても、注釈というか、訂正文を配布すべきだと思いますが、いかがですか。

教育長（麻生廣文君） 吟味して、必要とあれば、そのようにしていきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

ページが236ですね、公民館費。それから、次のページ、集会所運営費、これは住民課になりますかね。それから、文化財保護費、交流多目的施設費、町民センター費までいきます。ページが242ですね、左のページで243ですかね。

9番（熊谷博行君） 何か毎回、毎年質問しているようですが、まずスポーツ推進委員の9名ですかね、この説明と、次のページ、いいですかね。

議長（松崎俊一君） 242ページ、どこからですか。

9番（熊谷博行君） 245ページ。

議長（松崎俊一君） スポーツ推進委員、しばらくお待ちください。そこまで行っていません。

9番（熊谷博行君） それなら、スポーツ推進委員の。

議長（松崎俊一君） そこまでまだ行ってない。申し訳ない。町民センター費まで。その後が保健体育費に入ります。しばらくお待ちください。

7番（西田直美君） 集会所運営費のことについて伺います。これは倉原集会所ということですが、週1回の勉強会をやっていることに使うのがほとんどかなと思うのですけれども、これは週に多分1回だったと思うのですけれども、現在何名利用になっていますか。

隣保館長（吉岡晃宏君） 昨年度の実績というところでよろしいでしょうか。昨年度の学習会での利用ですが、小学校が、まず子どもが延べ337名、大人が251名、回数におきましては23回になります。続いて、中学校ですが、中学校は、子どもが延べ130名、大人延べ97名、回数が26回です。続いて、高校が、子ども延べ30名、大人延べ18名の回数が16回となっています。

以上です。

7番（西田直美君） 来館数ではなくて、実質数でお願いします。

教育委員会事務次長（久野由美君） 小国小学校、児童数27名、小国中学校が10名、小国高校生が7名、計44名となっています。大人は、支払者でよろしいでしょうか。指導者の数が、小国小学校が19名、小国中学校が17名、小国高校が20名、計56名となっています。

7番（西田直美君） 予算額として63万8千円、支出済として49万962円というのをを使ってやっているのですが、これは今後もこの規模でというか、これからもずっと続いていく予定のところの中に入って、毎年大体これまでも令和元年度までも同じような形できて、今後も同じような形で継続していくようなものと考えてよろしいでしょうか。

教育委員会事務次長（久野由美君） はい、今後もこのように続けていきたいと考えています。

7番（西田直美君） 例えば、場所を変えるとか、そういうことは考えてないわけですか。倉原集会所って、かなり小学生が何ととっても27名の利用ということであれば、中学校と小学校は同

じ場所にあつて、それが倉原まで行く必要があるのかということが私にはちょっと分からないのですが、例えばもっと町中の町民センターがあるのだから、町民センターを使ったほうがいいのではないかということにはならないわけでしょうか。

教育委員会事務次長（久野由美君） 倉原集会所が人権の教育集会所ということで建設されていて、今はそこで行っているわけですが、人数が蜜になるとか、そういうことで町民センターを使ったりということはあり得ると考えています。

7番（西田直美君） では、どうしても倉原でないといけないということですかね。個人的な意見ですが、場所的にも設備というか、冷暖房うんぬんにしても、よく倉原集会所に行ったことがないから分からないのですが、その場所が変わるとかというようなことが検討課題に入るようなということは一切ないわけですか。

教育長（麻生廣文君） まず、この学習会の目的が絡みますので、お話しさせていただきます。人権子ども会の学習会というものは、部落差別をはじめ、様々な差別に打ち勝つ力や、それから豊かで確かな進路を切り開いていく力、こうしたものを育成したいということを目的としております。倉原の集会所は、できるときに補助金、その他、しっかりその目的に合った部分で小国町がつくりたいということで、国・県あたりとも話が合致して出来上がったという経緯がございます。そのことを考えていきますと、これまでの子どもたちの頑張りに支えられまして、続けられていると。地域の方々の思いもそこに入っているというようなところがあるかと思っております。あくまで子どもたち一人ひとりの人権意識を高める、それから未来を切り開いていく学力を保障するといった意味で、そういう目的のもとにつくられた倉原集会所というのはそれなりに教育に対する意味が非常にあるといったところで続けているところがございます。隣保館であったり、町民センター等も考えられるかと思っておりますが、そもそもこれが出来上がっていった経緯等を考えていったときに、そこに国や県の思いもあつて、あの建物ができているといったところを考えたときには、しっかりその思いを受け継いでいく必要もあるというふうに受け止めております。

以上です。

7番（西田直美君） そのことについては、ここで言うのもなんですので、また一般答弁でしっかり質問させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 小学校費、それから中学校費、いいですかね。大丈夫ですか、ちょっと遡って。

議長（松崎俊一君） 今ですね。

2番（江藤理一郎君） 今、違いますか。

議長（松崎俊一君） 社会教育関係の公民館費、集会所運営費、文化財保護費、多目的交流施設費、

町民センター費までを今。

2番（江藤理一郎君） 町民センター費、すみません、では、後でまた。

議長（松崎俊一君） はい。

7番（西田直美君） 何のことか分からないので、教えていただきたいのですが、239ページの文化財保護費の中で、流湿原管理委託料35万円というのがあるのですけれど、これは実際にはどういうことをするのでしょうか。

教育委員会事務次長（久野由美君） 流湿原にサギソウなどの希少植物があります。そこの管理と監視をしていただいています。監視については、4月から9月は月2回、そのほかは月1回、そのほかには草刈り、野焼き、開花の確認などをしていただいています。

8番（松本明雄君） また関連して聞きます。あの辺は管理されていると思うのですが、やっぱり広域農道が近いので、盗掘はされたようなことはないでしょうか。お聞きではないですかね。庭に行くと、なかなかサギソウを見る御家庭があるもので、小国の方はそういうことはしてないと思うのですが、その辺のあたり報告があったら、教えていただきたいと思います。

教育委員会事務次長（久野由美君） 昨年の報告ではそういう盗掘の報告は上がってきていません。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。

5番（児玉智博君） 交流多目的施設費についてですが、この利用者数は年間で何件ありましたか。

教育委員会事務次長（久野由美君） 入館者数が6千540人です。貸出しが1万1千780冊となっています。

5番（児玉智博君） これは、増えていっていますか、それとも横ばいですか。

教育委員会事務次長（久野由美君） 横ばいとなっています。昨年度が、3月が開館ができなかったりということで、数が少なくなっています。

5番（児玉智博君） それで、年間6千540人というので、町の人口に匹敵するぐらいの数の方が来館されているわけですが、これを見てもみると、報酬で図書司書が1名と司書賃金2名分で合計3名の方が働いていらっしゃるわけですが、常時3人いるということでしょうか、開館時間中は。

教育委員会事務次長（久野由美君） 通常は1名になっています。2人いる場合もあります。昨年度ですね。

5番（児玉智博君） 分かりました。さっき聞けばよかったのですが、隣保館の入館者数は分かりませんが、多分これより少ないのではないかなと思うのですが、それでも1人あるいは2人体制で回しているということが分かりましたので、こちらこそ大変なのではないかなというように感じしているところですが、このマンパワーは足りておりますか。

教育委員会事務次長（久野由美君） ボランティアの読み聞かせの方に御協力していただいたりしています。

5番（児玉智博君） そういったいろいろ工夫や人の善意というか、そういうところでされているとは思いますが、やはりこの社会教育分野においては、図書館の、ここは図書室ですけれども、果たすべき役割というのは非常に大きなものがあると思いますので、必要な部分についてはそういう予算措置もしていただきたいというふうに思います。

それと、最後に、通常図書館なんかは、その住民と、あとそこで働いている町外、よその自治体の人も借りることができるのですが、小国町の図書室の場合は、そういう貸出し対象はどうなっているでしょうか。

教育委員会事務次長（久野由美君） 今言われたように、小国町で働いている方、通学されている方にも貸出しをしています。

議長（松崎俊一君） ページ242、保健体育総務費、それから同じく246ページ、体育施設費、それから3給食センター費まで。

9番（熊谷博行君） 毎年聞いていると思います。私が納得いって、来年まで覚えておられるような説明をお願いいたします。分かったら、来年から聞きませんので。

スポーツ推進委員のあり方と、次の245ページのホッケースポーツ少年団補助金90万円、説明の中では遠征に行った遠征費と前回聞いておりました。前回よりも少なくなっているようですが、どこに遠征に行って、何回行ったのか。ちょうど90万円ですので、遠征費は必ずオーバーしたから90万円になっていると思います。その説明を分かりやすく、お願いいたします。

教育委員会事務次長（久野由美君） まず、スポーツ推進委員ですが、内容は例年2回開催していますミニバレーボール大会や郡市スポーツ推進委員協議会の地区別研修会、スポレクフェア、熊本県のスポーツ推進委員研修会、九州研修会について協議などを行っています。また、体協のロードレース大会、大字対抗駅伝大会の要請なども行っています。人数は9名です。

スポーツ少年団の補助金についてです。昨年度は3箇所の遠征に行っています。スポーツ少年団の補助金は、スポーツを通じて子どもたちの健全な育成を図るということを目的にしていますので、活動費の補助金としています。遠征は、岡山県と宮崎県と山口県に行っています。

金額についても必要ですか。

9番（熊谷博行君） 遠征に行くのは、絶対、チーム数がないから行くのだろうと思いますが、たまには小国に呼んできて、小国でお金を落とすとか、そういう試みをしないと、ただ行くだけで、向こうにお金を落としてきても、何かあんまり意味がないような気がしますし、ほかのスポーツは親が全部お金を払って、遠征でも何でも行っています。ホッケーに対する温かい気持ちが町にまだありますので、であれば、たまには呼んできて、宿泊をこちらですとか、そういうようなあれを試してみたり、どうしても公平性を感じないものだから、毎年僕はここで言うのですが。町長が、いや、小国町はホッケーを一押しスポーツでいきますというふうに提言できれば、来年からは言いませんが。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今日では決算審議ですので、この決算の皆さんの審議に基づいて、また考えを執行部内でしたいというふうに思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。あの時計で2時20分から。

（午後2時05分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時20分）

議長（松崎俊一君） ページ数で242ページの保健体育総務費、体育施設費、給食センター費を今見ております。

5番（児玉智博君） では、給食センター費について質問します。非常勤職員で調理員の報酬が7人と、その下の臨時雇用賃金6人ということになっておりますが、この臨時雇用賃金の6人も調理員ですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 臨時雇用賃金につきましても調理員になっております。

5番（児玉智博君） 体制は、毎日どういうふうになっているのでしょうか。13名で回しているのか、それともシフト制になっているのか、教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 通常この非常勤職員の7名の調理員が常時務めている状況であります。あとは、病気休暇とか年休とか、そういったときに、どうしても休みをいただかなければいけないときに臨時雇用の方を雇いまして、賃金で支払っております。

5番（児玉智博君） そうしましたら、この臨時雇用賃金の人の労務単価は幾らになりますか。時給か日給かも含めて、教えてください。

学校教育係長（後藤栄二君） 細かな単価については今お答えできませんけれども、町の非常勤職員の条例に出している給与から時間給を割り出しております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

2番（江藤理一郎君） 小中学校と給食センターの光熱水費のほうですけれども、その内訳を教えてくださいいただけますか。電気代と水道代が主だと思いますけれども。

学校教育係長（後藤栄二君） 221ページの小学校費の光熱水費につきまして約600万円の決算になっておりますが、電気料が大体500万円、水道代が100万円程度、ガス代はほんの僅かな2万円弱の金額となっております。それから、中学校費が227ページになります。約400万円の支出がございまして、電気代が360万円、水道代が47万円ぐらい、ガス代が3万円程度となっております。それから、給食センターです。電気代が400万円、水道代が75万円程度、ガス代が410万円台という金額になっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 恐らく小中学校、それから給食センターは高圧の電気の契約だと思いますけれども、契約しているところは九電ですか、小国のネイチャーエナジーになるのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 学校につきましては、電気需要あたりもネイチャーエナジーのほうも調べまして、電気が上がるようなところというと、ナイター設備についてはネイチャーエナジーになっております。それから、寄宿舎につきましては、電力関係はネイチャーエナジーになっております。あとは、全部、九州電力となっております。

2番（江藤理一郎君） やっぱり光熱水費がだいぶ高いなという印象は思いましたし、これからもまた小学校等で電子黒板、それからタブレット、そういったものを入れるような形になると思いますので、いろんなところで電気は必要になるのかなと。エアコンも昨年入れていますので、エアコン代というのものどのくらい上がったのかとかいうのも正確にやっぱり把握しておくべきではないかなと思います。特に、契約している電気会社、小学校、中学校が西日本電協というところですがけれども、そのあたりデマンド値の今パソコンで見られるようになってきているのですよ。どのくらい電力ワット数が上がっているかというのがですね。ですので、そのあたりも西日本電協が提供してくれるなら、その辺も一応確認していただいて、ほかの業者もありますので、そういったところと、金額は少し高くても、ちゃんとデマンド値が見られるようなところというのは確認していただいて、パッと上がると、やっぱりその電力をずっと使わなければいけないものですから、契約料金は変わらないものですから、1年間、その辺はしっかり見ていただいていたほうが良いなというふうに思いましたので、そのあたりの確認でした。

もう一つが、給食センターの委託業務調書にありますけれども、いろいろな点検委託業があると思います。委託されているところが。これも全部合計すると270万円ぐらいかかっております。年間で。これは毎年かかるものですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 給食センターの委託料につきましては、給食センター施設として子どもたちに給食として安心・安全なものを提供するために、ここに掲げている委託については毎年計上をお願いしたいという委託になっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 毎年かかるのであれば、結構町外の業者、外注が多いようですので、できれば町内の業者で保守点検等をやっただけのところを育てていただくとか、やっていただいて、なるべく小国町の中でお金が回るように、毎年使うのであれば、そういった形で取組みをしていただけるといいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 委託の中で今現在、浄化槽維持と排水処理ぐらいしか町内業者はございません。空調設備につきましては、見積りの中でも町内業者を入れているところであります。町内でできる業者があれば、こちらとしても指名といいますか、見積りをお願いして、徴取をしていきたいと思っております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 賄い材料費についてですが、これは1人の1食当たりの単価はいかほどになるでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 小学校が1人当たり4千円、月額。1食は237円です。中学校が273円になります。

5番（児玉智博君） 現在の納入業者は、結構町内の納入業者もあれば、学校給食会で大口で入れる部分もあるかと思うのですが、その辺のバランスはどのようになっているでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 魚類・卵関係については、そういった町内の小売店を利用させていただいております。それから、野菜については、農協とか、薬味野菜の里、そういったところから仕入れを行っております。それから、肉類につきましても、町内の業者、肉屋さんから仕入れを行っております。それから、豆腐・しょうゆ・みそ、こういったものにつきましても、町内業者を利用しております。学校給食会につきましては、加工した食材あたりを中心に仕入れを行っております。

5番（児玉智博君） いわゆる、競争性というか、実際その学校給食会自体が全国的にどこの学校とかでも利用しているところなので、安いのかどうかよく分かりませんが、いわゆるほかの流通、いわゆるスーパーマーケットなんかが、町内にもお店があるスーパーマーケットとかもありますけれども、そういうところからも見積り依頼とか、そういうのを、どっちが安いとかいうのはやったことはありますか。

教育長（麻生廣文君） 加工食品につきましては、以前、議員もその安全性について一般質問で御質問があったかなと思います。県内多くの市町村が自分たちで加工食品を子どもたちに食する場合にその安全性については一番心配するところがございます。ただ、例えば小国町あるいは南小国町、単独の市町村がその安全性ということについてはなかなか一つ一つのチェック体制が動かないといったところで、できればというようなところもありまして、学校給食会といったところを通じていろんな市町村が加工食品等についてはそうしたところをして、国の基準に合ったものをしっかりやっけていこうと。以前、議員がパンの話もされておりましたけれども、市販に売っているところにおいては、議員が一番心配されておりましたように、いろんな安全面で非常に心配するものがパンに入っていないかといったような部分について、なかなかチェックが難しいということもございますので、できれば加工食品については安心・安全の面で子どもたちに一番おしなべて安心して提供できるものといったところで、今、給食会というようなところで、全県下あるいろんな市町村もそういったような流れになっているのだろうと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 学校給食会を通じたところで、結局、輸入小麦を使っているわけで、私は学校給食会だから安全というものでもないと思いますので、その辺はやっぱり最終的に給食を提供

する責任があるのは町ですから、それは町もそういうチェック体制というのは持つべきかというふうに思います。なおかつ、1食当たりの単価としては237円、273円で、決して高いものではないとは思いますが、それがひと月分、年間になるとそれなりに負担をお願いしないといけなくなりますので、今答弁ではそういう野菜類とかは地元の農家やJAあたりから仕入れているというので分かりましたが、やはりその部分でいえば、お米に関して、主食に関していえば、農協を通じて入れておりましたが、ただ保育園が利用している、主食用にしているお米というのは、直接町内の業者から入れているかなと認識しております。やはり保育園がそういうふうに行っているわけですから、農協から入れても、確かに小国郷ということで南小国で作られた米が入っているかもしれませんが、完全に小国郷での地産地消はできているけれども、町内での地産地消にはなっていないかなと思っておりますので、その辺の納入のあり方というものもいろいろ検討していただきたいと思いますが、その米についてはどうでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 米につきましては、議員の意見の中で農協からとなっておりますが、実際は学校給食会を通じて入っている状況です。ただ、品種につきましては、小国郷の「あきげしき」を指定しまして、納入をしている状況です。以前、農協も含めまして、見積りを取ったこともあります。これについては、どうしてもやっぱり給食会のほうが安かったという結果がですね、以前も議会でこの意見について交わしたことがあったんですけども、そういった状況になっています。

5番（児玉智博君） 直接、生産者であったり、お米屋さんもありますけれど、そういうところも含めての見積りはされたことはありますか。

学校教育係長（後藤栄二君） 直接、生産者から見積りを取ったことはありません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。

それでは、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の歳出の質疑が終了いたしました。質疑漏れ等がありましたら、お願いします。

8番（松本明雄君） 全般的に保育園のことを聞きたいと思います。この前の補正で、最初、町長は、プレハブと言っていたけれど、今度は木造で立派なものをつくっていただくのはいいですけど、将来的に前町長とも僕は一般質問でやっていました。認定子ども園にすれば変わってくるのではないかと考えていますので、小国町は災害もあって、今度は支出も相当かかりますから、すぐに方向性を出せとは言いませんが、今後課題としてあそこは湿気も多いところだし、狭いし、小学校に近いのは近いですけど、今後検討する課題ではないかと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 質問をいただきましたので、少し私の意見としては、今回プレハブでという一番最初の地点はプレハブでつくと完全に小国町にお金は落ちないというところがありました。木造でつくりますと、やっぱりさすがに小国杉を使っていたきたいという気持ちがありました

ので、そんなに立派なものというわけではありませんけれども、木造建築でいうところと、臨時交付金を使わせていただいて、100%の国の財源というところの2つが大きなところですよ。それから、あとは山のほうの木をまた議員の皆さまにもそれぞれの関係者をお願いをして、また考えていかないといけないと思いますけれども、保育園自体に関しましては、今回2部屋増設といますか、部屋が2つ増えるわけでございますので、保育園の園長とも話しましたけれども、人数の推移があんまり変わらないというところでございますので、今期、また来期ぐらいまでは、町長が代わるかもしれませんが、このような状態で保っていきたいなというところを考えているところでございます。

副議長（時松昭弘君） ページ数の167ページですけども、清掃、リサイクル施設の運営費の負担金ですね、昨年度が9千300万円ほどの拠出をしております。このリサイクル関係は、また仕組みが少し変わってまいりましたけれども、次年度以降、町の負担、リサイクル関係がどれだけ、トータルしますと、広域関係に納めるのが3億円以上、町から拠出金を出しております。町の負担というのが、非常に負担率としては小国あたりも高いほうであります、このリサイクル関係が広域としては大牟田から仕組みが変わりましたから、そこあたりを今後所管のほうでどれだけの数字を、次年度あたりになるか分かれば、お答えしていただきたいと思っております。

住民課審議員（穴井 徹君） 広域行政組合のごみの負担金の算出方法というのが、まず今年支払っている広域への負担金は、一昨年の実績に基づいたごみの量に基づいて算出、算定されております。ですから、来年度の負担金については、昨年度のごみの実績ということで算出されるようになっております。申し訳ありませんが、昨年度の実績はまだ把握しておりませんので、幾らになるかというのは、ここではお答えはできません。しかし、広域の負担金の説明会のときに12月ぐらいから担当の所管の課長、担当者会議で広域行政組合から説明があります。その後、財政課長ということで、小国町の場合は、総務課長と財政係長が説明を受けて、小国町からも選出されていますが、広域の議員の方への説明会、それから当然、首長への説明ということで内容の説明もありますので、私たちもそういった会議のときに、いろんな査定という意味ではありませんけれども、内容は説明していただいておりますので、不用なところは質問して、できるだけ下げていただく方向で話しております。ですから、当然、総務課長、町長と広域の議員の方にもそういった形で広域行政組合の歳出に対して、正しく、負担金をできるだけ下げる形で、町の負担にならない形でお話ししていただけたらと思っております。

以上です。

副議長（時松昭弘君） 一応審議員から答弁がありましたけれども、もちろん広域の中ではこういった数字的な分を大牟田から単価が下がっておりますから、その数字的な部分についていろんな形で各町村の負担金を減らすというのが大きな大牟田から大分のほうに規制が変わりましたけれども、そういった狙いがあるわけです。ごみのある程度まで持ってくる過程では、非常にですね、

まずは町全体、先ほど実績に応じてという話がありましたけれども、町として生ごみを、あるいは実績を減らすような数字をしますと、この負担金が減ってくるのですよ。ですから、そこあたりもやっぱり当然町としても、自分たちの町村の自助努力もしながら、いわゆるそういった負担金も、それは広域では広域の議会の中でも要望して、やっぱり負担率を減らすという形をしていかないと、今後だんだんごみの量が減るわけではない。だんだん増えてくるような状況がありますので、これは将来的な課題でしっかり町全体で問題を共有して取り組むということをぜひともお願いをしたいと思います。

議長（松崎俊一君） 254ページの繰出金、これは割愛させていただきます。特別会計ですね、その時にまたお願いします。

それでは、ただいまから歳入に入ります。

24ページ、また最後に質疑漏れがありましたときにはお願いしたいと思います。今度は、歳入は、奇数ページの備考欄を御覧ください。民生費の負担金で、半分中ほどぐらいから老人ホーム入所者負担金から養育医療保護者負担金までが本日の所管ですね。分かりますか、25ページ。次、27ページ、被災者支援住宅使用料。

5番（児玉智博君） この被災者支援住宅使用料というのは、どこのことになるのでしょうか。あれですかね。西帯田の前教職員住宅だったところの住宅ですかね。何室、今入っているのでしょうか。

住民課審議員（穴井 徹君） 今、議員が言われたとおり、西帯田の旧教職員住宅を被災者住宅として利用しております。総戸数は6戸です。平成28年の殿町火災の当時は5軒と、そのほかの災害に遭われた方で6軒満室でしたが、4軒、3軒、2軒と減って、当7月の豪雨で2軒入られましたので、現在4軒入っております。

5番（児玉智博君） 令和元年度においては、何戸分の額が、要は万成小学校の使用料とも合わせると、調定額が72万8千838円ですが、収入済額が26万8千838円で、収入未済が46万円というふうになっておりますけれども、これは何軒入っていて、何軒の方が収入未済になっているのか、教えてください。

住民課審議員（穴井 徹君） 入居戸数としては2軒です。収入未済の方は、実数としては1軒になっております。内訳として、平成30年度の分と平成31年度の分があります。

以上です。

5番（児玉智博君） 基本的に被災者支援住宅というのは、要は考え方からいえば、住む家を失った人のための、いわゆる応急仮設住宅が通常であれば、大規模な災害が発生すれば、造られて、それは県が造って、それに入るという流れになるのですが、それに満たなかった場合の天災であったり、あるいは火事で住む人がなくなったときのために被災者支援住宅というのがあるわけですね。ですから、多分、小国町も1年間は無料で入居していただくわけですが、それが何年も住み続けていただくというのが、果たしてどうなのかというふうに思うわけですが、規定

では何年間というのはいくつあるのでしょうか。

住民課審議員（穴井 徹君） まず、被災された方の被災の度合いによって、一部損壊、半壊、全壊、火事であれば、半焼、全焼という形で、3カ月、6カ月、1年間が無償であるという条件があります。最長で全焼、全壊された方が1年間、その代わり住家を建て直すという意思がある方が1年間ということになっております。それから、今回の場合は、協議いたしまして、再延長ということで半年間はまた無償にされるように制度上なっております。ですから、1年半後から利用料が発生しております。確かに被災者住宅ということを見ると、長期にある方にずっと住んでいただくと、次の災害等が起きたときに、入居したいのに入れないということが問題であるかもしれません。そこは理解しております。利用料の未収入に関しても、私が直接赴いて、毎月顔を合わせながら、そういったお話をさせていただいております。次の転居先、もしくは引っ越し先についての相談等もさせていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） 大変だと思います。お金を払っていただくということほど大変なことはないわけですが、被災者支援住宅というのは、要は生活が再建できてないから、1年半過ぎても行き先がないからそこに住み続けられているのだと思うのですよね。そういう中で、やはり生活が再建できてない人にお金を支払わせるのがどうなのかということ。結局、お金を払うから、お金を払えば、自分は家賃を払っているのだから、いるのは当然だという気持ちになって、次の行き先を、自分の身の振り方を考える気にならないという部分も出てくるのではないかなと思うわけですよね。ですから、基本的になかなか行き先が見つからない人から家賃を取ることで、そこに居続けることを追認というか、町が認めるのではなくて、そういう本当に困っている人であれば、生活保護であったりとか、あるいはほかの公営住宅に申し込んでいただいて、そこに移ってもらうとか、やはりこれは住民課だけの責任ではなく、福祉部局とかとのつながりで本当に生活再建を後押ししていかないと、ただ家賃の請求だけになってしまったら、これはいつまでたっても同じような状況が続いていくだけなのではないかなと思いますので、本当に生活再建の方向でやっていただきたいと思います。

住民課審議員（穴井 徹君） ただいまの意見を参考にさせていただきながら、確かに生活保護等のお話もさせていただいております。公営住宅、その他の一般の住宅への入居の案内もしております。その方の了解を得て、所得の推計、所得金額を聞いて、公営住宅に移った場合の家賃の算定もしております。その場合が、あまり現在の帯田住宅の金額とほぼ変わらなかったということで、こちらのほうとしても一般のアパートになりますとまだ家賃は高くなりますし、そういったことも含めてお話をさせていただいているところです。しかし、町としても被災者住宅ということで、できるだけ空けたいというのはありますので、そういった形で話はまた継続的にやっていきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） 今、27ページをいっていますが、23ページですね、すみません、漏れがありました。上から2番目の子ども・子育て支援臨時交付金1千511万9千円、これも福祉課の所管ですかね。

ページを進めます。27ページ、下のほうに地方改善施設住宅使用料、福祉センター悠ゆう館使用料、隣保館使用料、次のページ29、これは下のほうです。学校教職員住宅使用料、小国ドーム使用料、夜間照明施設等使用料、町民センター使用料、学校用地使用料が上がっています。

7番（西田直美君） 学校教職員住宅について伺います。65万8千円の収入になっていますが、これは1軒が家賃幾らで何戸、今入っているのでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 家賃につきましては、広瀬に教職員住宅が4戸あります。うち2戸が1万円、それから残りの2戸が1万1千円です。それから、関田に4戸あります。こちらにつきましては、4戸とも1万1千円の家賃になっております。令和元年度の実績につきましては、8戸中、6戸入居しておりました。

以上です。

7番（西田直美君） その住宅は、広瀬って、そこの分ですよ。4年ぐらい前に入っていた先生がいらしたときに、私は中までは入っていないですけど、何かかなり老朽化しているというか、東京から来られていた方なので、びっくりしながら1年間住んでいらっしゃったのですが、例えばリフォームであるとか、そういう予定というのはないですかね。中学校の先生も1人借りていらした方がもう住めないと言って、結局途中でやめた先生もいらっしゃったのですが。何かもう少し先生たちが住みやすくするような環境というか、個人的に思っているのは、学校の先生たちはやっぱり遠くから通勤してこられる方がいらっしゃるのですが、本当は、私は、先生たちは遅くまで働いたりして、子どもたちのケアもするのであれば、できるだけ小国に来て、住んでいただきたい。そうしたほうが子どもたちに目も届くし、気持ちも届くのではないかと思っているのですが、やっぱり住宅設備だと、もちろん子育てで向こうの学校に子どもが行っているというのもあるのですが、そうでない先生たちはできるだけこっちのほうに住んでいただいて、住むからにはある程度住環境は大事なところなので、その辺を町が多少てこ入れしてでも、住みやすい住宅、コンパクトでもいいからあるといいなと常々思っているのですが、その辺の予定はないですか。

町長（渡邊誠次君） 今のところ検討はしておりません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 関連して伺います。町内の民間のアパートですね、確か教職員はだいぶそういう民間のアパートなんか、借家に住めば補助がありますので、そんな負担が軽く、お部屋を借りることができると思うのです。それで、今現在で民間の町内のアパートに、南小国も含めてい

いですが、借りて入っている先生方というのはどれぐらいいるのですか。

学校教育係長（後藤栄二君） 今現在、その資料というか、把握しておりませんので、後ほどというか。

5番（児玉智博君） やはり本当に必要なのかということですよ。設置する義務はあるかどうか、ちょっとすみません、私も調べないで発言していますので。なので、どうしても学校を設置するなら教職員住宅も幾つつくりなさいとかいう基準があって置いてあるのであれば、それは維持していけないと仕方がないけれども、どうしても置く必要がないというのであれば、県が家賃補助しますよね。それに対して、町がその上乘せ補助をするという形で、なるだけ小国町の民間アパートを利用してくださいというふうになれば、アパートのオーナーも助かるし、そういう方向性も考えてみたら、汚いなりにもそれなりの維持費というのはかかっていっている、ただではないと思うので、空けたままにしておけばですね。なので、そういう方向性でも検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育係長（後藤栄二君） 教職員住宅につきましては、へき地という教職員住宅で建てられたものです。現在は、交通道路あたりも状況がよくなりまして、通勤する先生方も増えている状況であります。ただ、家賃につきましては、1万円とか1万1千円につきましては、県の補助は出ない家賃になります。特に若い先生方ですね、大学卒業してすぐの先生方、特に臨時で来られる先生方につきましては、環境はちょっと悪いかもしれませんが、この安い家賃というのは、先生方にとっては、所得から考えれば、非常にありがたい建物になっているかと思えます。

5番（児玉智博君） ですから、多分、臨時で雇われている先生方にも、県が、お部屋を借りるでしょう、借家に住む場合は、その家賃を補助するわけですよ。だから、町の1万円ぐらいの入っても、それは補助しませんよ、県は。だけど、1万円なんかでは住めないでしょう、民間のアパートなんかには。だから、その代わりに県が補助しているはずですから、その辺の補助が幾らぐらい出ていて、実質どれぐらいの負担で先生たちが、部屋を借りている先生がいれば、どれぐらいの家賃で借りているかと。そうしたら、手出しが1万5千円していらっしゃるというのであれば、町が5千円を補助するか、それは無理だから、2千円ぐらいで勘弁してもらおうとかいう、その検討は必要だと思うのですけれども。やっぱりそういう方向性で、なかなか建物を広瀬にも4戸2階建てがあって、田迎にも平屋で4戸ぐらいありますけれども、それを維持するのにも予算はかかっているわけですから、またその辺でどっちが町にとって有利かというのは検討をする価値があると思うので、検討いただきたいと思えます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

ページを進めます。31ページ、学校用地使用料、一番上、それから真ん中以降が自動車臨時運行許可、戸籍関係交付、印鑑証明書交付、住民票関係交付、身分証明書交付、印鑑登録証再交付、印鑑登録証交付、一番下のマイナンバー通知カード再交付の手数料、その下が犬の登録及び

注射済票、それからその他証明の手数料ですね。このページは、一番下に障害者自立支援給付費負担金もあります。

進めます。35ページ、上から障害者医療費、それから障害児施設措置費、児童手当、子どものための教育・保育給付費国庫、それから低所得者保険料軽減、保険基盤安定、養育医療給付費、各々の負担金ですね、1つ飛びまして、社会保障税番号制度補助金。後から、質疑漏れがあったときをお願いします。

37ページ、地域生活支援事業費、それから地域介護・福祉空間整備交付金、特別児童扶養手当事務取扱、保育の質の向上のための研修事業、障害福祉管理システム改修、子ども・子育て支援、保育対策総合支援事業費、子ども・子育て支援事業費の各々の交付金並びに補助金。

次のページが39ページ、循環型社会形成推進、風しん抗体検査、母子保健情報連携システム改修事業、各々の交付金並びに補助金。1つ飛びます。社会資本整備は、建設課。特別支援教育就学奨励費、へき地児童生徒援助費、へき地児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費、各々の補助金、よろしいですか。

41ページが、中長期在留者住居地届出等事務委託金、基礎年金市町村事務委託金。

5番（児玉智博君） この中長期在留者住居地届出等事務委託金ということで入っておりますが、現在、中長期在留者は何名いらっしゃるのでしょうか。

住民係長（宮本竜二君） 令和元年度で外国人68名でございます。

議長（松崎俊一君） 基礎年金市町村事務委託金、43ページは全部ですね。障害者自立支援から養育医療給付費の負担金までですね。

それから、45ページ、人口動態調査事務補助金、消費者行政強化事業補助金、民生費関係、民生委員児童委員活動助成金、老人クラブ助成金、高齢者住宅改造事業補助金、それから次の47ページは全部下まで、地域子育て支援拠点事業補助金までの各々の補助金、これは県の補助金ですね。

続きまして、49ページが途中まで、上の一時預り事業補助金から早産予防対策事業補助金までが本日の所管となります。49ページの下の方からは、明日になります。

3ページ飛びまして、53ページ、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、それから次のページの地域学校協働活動推進費補助金、英語検定チャレンジ事業補助金、これが本日の所管となっております。

57ページ、一番下の人権啓発活動地方委託事業委託金、これは県の委託金ですね。57ページ。

それから、次のページが支援学校給食委託金、それから一番下の奨学金事業基金積立金利子収入、それから少し下のほうにいきまして、小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入。

ページは飛びます。65ページ、奨学金事業基金繰入金、中ほど以下に地方改善施設住宅新築

資金等貸付金特別会計繰入金。

次のページにいきまして、67ページ、真ん中から災害援護資金貸付金元利収入、奨学金貸付金元金収入、奨学金貸付金元金収入（過年度分）、保育園受託事業収入、これは諸収入で上がっております。

69ページは、少し飛び飛びになりますが、雑入の中で一番上の電話料外、それから1つ飛びまして、中学校寄宿舎宿泊負担費、体育施設自動販売機収入、実習生受入謝金、それから1つ飛んで、悠ゆう館施設負担収入、1つ飛んで、一時預り事業負担費。

71ページが地域生活支援事業負担収入、これは4番目ですね。それから、2つ飛んで、保健栄養教室負担収入、一番下の太陽光発電売電料。

73ページにまいりまして、高齢者等活動支援促進施設負担収入。

それから、ページは少し飛んで77ページ、4番目の在宅介護支援センター連絡協議会解散返納金、それから3つ飛んで、旅費収入の一部、それからその下の子ども医療費返還金、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金返還金。

79ページが学校給食収入（現年度分）、学校給食収入（滞納繰越分）、保育園の給食収入の職員分と実習生等分。

以上となっております。

今、全部読み上げましたが、本日の所管課の歳出、歳入どちらでも構いません。質疑漏れがありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

5番（児玉智博君） 先ほど41ページの中長期在留者住居地の委託金で長期に町内に滞在しているらっしゃる外国人は68名というふうに言われました。それで、入管法が改正されて、外国人労働者の受け入れというのに、今から先、日本は大きく門戸を開いてきたわけですね。最近、JA阿蘇は、要は外国人に頼らないと農業経営も本当に厳しいような状況になっておりまして、そういう外国人労働者向けの寮も整備したと、阿蘇市のほうにですね、報道もされております。そこで、聞きたいのは、住民課に人権政策費ということで、146ページで人権政策費というと、小国町は、本当に同和差別については日当に52万円とか、航空運賃も50万円出して、熱心に行っているのですけれど、やはり私はこの68人って、小国町の人口の1%は外国人というような状況になっているということが分かって、非常にびっくりしたのですが、これは今から増えていくと思うのですよ。短期在留者、いわゆる技能実習生として、結構、宮原なんかで見かけますけれど、フレインなんかには集団で買い物に出かけていたりしていらっしゃるんで、実際はそれ以上の、多分倍ぐらいいるのかもしれないのですけれど、100人以上いるのかもしれない。そういう方を合わせると。やはりこの外国人差別というのが、僕はこれから問題になっていくと思うのですよ。それで、以前も話したことがあるかもしれませんが、そういう技能実習生の女の人たちが、ある時、宮前橋のたもとでキャッキャッキャ言ってから騒いでいるので、近所の人が

何だろうかと思っただけで試してみたら、ほこでコイを突いていたと。びっくりされて、近所の御婦人が、「いや、ここは駄目よ、駄目」と言って、止めたという話をしていたのですけれど、要するにあそこは禁漁区というふうな表示がありますけれども、読めないから分からないわけですよ。分からないために日本のルールを犯してしまったというのが実態だというふうに思います。そういうふうにしてから、小国町で暮らす外国人が増えていけば、そういった問題も出てくるだろうし、やはり相互理解ができていないと、お互いに誤解をして、本当にお互いが住みにくい町になってしまうというふうに思うので、人権政策の中でも外国人差別の解消、相互理解を深めていくというふうなことをしていかないと、これから先本当に住みにくい町になっていくのではないかと思います。これは、外国人を入れるななんていうのは、それはできない話で、法律が変わってしまえば、どんどん外国人は入ってきます。そういう中で、やっぱりそういうお互いの交流、もしかしたらこれは社会教育の分野でやっていかないといけないのかもしれないですけど、だから、日本に住む以上は、日本人が外国から来た方に教えないといけないこともあるだろうし、逆に向こうから教わって、こちら側も変わらないといけない部分がもしかしたら出てくるかもしれないですけど、やはりそういうことをしていかないと、これから先の地域社会というのは持続していくのが本当に難しくなっていくのではないかと思うのですが、やはり人権政策費で予算を上げるなら、その使い方も時代に合った使い方というのが求められていくと思いますので、それぞれ自分がこれは担当だなと思う方は答弁していただければと思います。

町長（渡邊誠次君） 総合的に私がお答えをさせていただきたいと思います。

時代のニーズに合わせるということは非常に大事なことでございます。しかしながら、コロナウイルスの影響だったり、いろいろな状況がございます。私といたしましては、時代のニーズにしっかり合わせたような形で政策を併せてつくってまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑漏れございませんか。

5番（児玉智博君） できれば、担当の方からも、所管でも結構ですので、言っていただければいいのですが。

住民課長（石原誠慈君） 今の御質問というか、要望というか、最初に言われましたあらゆる差別という中に、外国人差別、あるいは女性差別、子ども、障害者、いろんな差別が実際あります。だから、町として人権の政策として、身近な話をさせていただくと、今コロナ禍の時代で差別的なところも起こっているとテレビ等で報道されておりますが、そのあたりも含めて、やっぱり法律も御存じのようにできていますので、行政としての責務と捉えて、そのあたり全ての部分で、今コロナの差別のことを言いましたけれど、内容はちょっと違いますけれど、差別は同じ差別ですので、そのあたりは解消して、取り組んでいこうと。今実際、小国地区から感染者は出ておりませんが、これを未然にやっぱり啓発していくのが行政の責務と思っていますので、今後も

そうやって取り組んでいきたいと思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 町長と住民課長からコロナの話が出ましたけれど、コロナウイルスの問題というのもせいぜい3年ぐらい先までの話と思うのですよね。その後から、また別の感染症が出てくるのかもしれませんが。やはり外国人の方が入ってくるというのは、これはずっと恐らく増えていきますね。逆に日本人が出ていくのも増えていくのかもしれませんが。やはり中長期的な課題になってきますので、ぜひしっかりと私も勉強していきたいと思いますので、ぜひ学んでいただければと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑漏れございませんか。

7番（西田直美君） 今、住民課長からお話がありました差別はどれもよくないことだ。多分今年からだったと思うのですけれども、南小国町では外国人が100人ぐらいいるので、国の予算は何だったか、私は聞いたのだけれど、忘れたのですが、外国人で入ってきている方というのは、まず言葉が分からない、それと外国人だけの小さいところで生きるとか、もしくは一人だけで非常に孤独に生きている方たちが多いと。地元の人となかなか交わる機会もないというので、そういう外国人の方たちの一つのコミュニティをつくって、町中に住んでいる方たちが、また地元の方たちといろんなことが一緒にできるような活動ができるようなものをつくりたいということで、南小国町は確か国に予算申請をされて、かなりの金額、5年間計画ぐらいで取って、それで外国人に地元にしっかり根づいていただこうというところで取組みを始められていると思います。小国町もそういうことができるといいなと思いました。以前、私は住民課に伺ったことがあって、その時は62、3名だったですかね。68名いるとなると、私もこういう方たちとのコミュニティですね、なかなか子どもたちも国際交流、国際交流というし、夏休みにYMCAが来て、子どもたちが英語で遊べる日が1日あったりするのですが、あれはやっぱり楽しかったって、どの子ども言うのですよね。それでいいのは、あそこは英語で少しやりましょうなんです、イスラム系の方たちとかがいて、たまに黒人の方もいらっしゃったりとか、いろんな民俗、いろんな国の人たちに会えるというところでいくと、本当に今現在、小国町に住んでいる方でも静かに住んでいて、自分の国のことをあんまり地元の人とか小国町の人に紹介することができない方たちもいらっしゃったりするので、何かそういうコミュニティスクールみたいなのか、交流ができるようなことを考えていただけるといいなと思います。それは、教育委員会かもしれませんし、住民課かどこか分かりませんが、そういう機会というか、何かを考えていただけるといいなと思いますので、これは要望としてお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。あの時計で3時40分から。

（午後3時25分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 4 0 分)

議長（松崎俊一君） 質疑漏れはありませんね。

なければ、次に別冊の令和元年度小国町特別会計歳入歳出決算の中の令和元年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出及び令和元年度小国町介護保険特別会計歳入歳出、令和元年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出、令和元年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出、令和元年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出、各々の決算につきまして、各課長及び局長から説明をお願いします。

福祉課長（生田敬二君） 福祉課で 3 つの特別会計を所管しております。先般、本会議におきまして各特別会計決算の概要説明をさせていただいております。本日は、各会計の決算額についての報告をさせていただいて、説明に代えたいというふうに思っています。

初めに、国民健康保険特別会計の決算です。特別会計決算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。平成 30 年度から財政運営の主体が保険者である町から熊本県に移管をされております。今回の決算につきましては、新しい費目構成での 2 年目の決算ということになります。

まず、3 ページですけれども、歳出総額は 9 億 7 千 1 4 8 万 7 千 9 7 9 円となります。対前年度で約 1 億 2 千 1 8 4 万 4 千円の減額、約 11.1% の減少となっています。

2 ページの歳入について、歳入総額は 9 億 9 千 2 4 8 万 5 千 9 5 9 円となります。対前年度で約 1 億 1 千 4 1 6 万 9 千円の減額、約 10.3% の減少となっています。

以上で、国保特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計の決算です。決算書の 38、39 ページをお願いいたします。現在、第 7 期の介護保険事業計画の期間中ということになりますけれども、令和元年度については第 7 期計画の 2 年目となる年度決算ということになります。

39 ページでございますが、歳出総額は 10 億 4 千 4 2 万 2 千 9 5 6 円となります。対前年度で約 6 千 9 7 万 7 千円の減額、約 5.5% の減少となります。

38 ページの歳入についてでございます。歳入総額は 11 億 3 千 4 6 9 万 3 千 3 8 円となります。対前年度で約 8 2 7 万 6 千円の減額、約 0.7% の減少ということになります。

以上、介護保険特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算です。決算書の 74、75 ページをお願いいたします。後期高齢者につきましては、被保険者として原則 75 歳以上の方が対象となる医療保険の制度となりますけれども、本特別会計におきましては、主に町が徴収した保険料及び軽減分となる額の一般会計からの繰入金について、保険者である熊本県広域連合へ納付するという形の基本的な会計の形となっています。

75 ページです。歳出総額は、1 億 9 2 8 万 6 千 7 8 1 円となります。対前年度で約 1 9 4 万円の増額、約 1.8% の増加となっております。

74ページの歳入についてでございます。歳入総額は、1億1千61万3千693円となりまして、対前年度で約134万円の増額、約1.2%の増加となっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の決算状況の概要説明とさせていただきます。

福祉課からの説明は以上でございますが、一般会計と同様にお配りをしております総務課資料2の主要事業成果報告書、また福祉課資料2の決算資料も併せて御覧いただければと思っております。御審議、よろしく願いいたします。

住民課長（石原誠慈君） 続きまして、住民課から小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について御説明をさせていただきます。

先日の本会議でも説明させていただきましたが、この貸付金特別会計は貸付者1名の償還に關しての会計決算となっております。償還につきましては、今年度、令和2年度で終了予定でございます。

92、93ページの総括表を御覧いただきたいと思いますが、歳入歳出合計額ともに同額の61万8千875円という決算状況となっております。

以上、簡単ですけれど、説明を終わります。

教育委員会事務局長（木下勇児君） それでは、坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

事前に資料として教育委員会資料1で委託料及び負担金等の資料を配付させていただいておりますし、資料2としまして令和元年度坂本善三美術館事業報告として活動状況や実績を簡単にまとめたものを配付させていただいております。

なお、資料2の最後の7ページに美術館が開館以来の入館者年間推移をまとめたものを記載しております。令和元年度ですが、30万人を突破し、30万2千277名となっております。また、令和元年度の入館者が1万5人ということで、6年ぶりに1万人を突破することができました。

それでは、決算書の概要を説明させていただきます。歳入歳出とも総額1千234万3千738円。これは、対前年比39万4千239円の増ということで、率にして103.3%となっております。予算執行率は、87.5%です。翌年度に繰り越す額についてはありません。

それでは、歳出から説明させていただきます。

116ページをお願いします。前年度と比較しまして、人件費を含む施設の運営費などの経費は全体的に前年度を下回る決算となっておりますが、その中で119ページの2段目にある害虫駆除としてシロアリ駆除を実施しております。その経費が118万8千円、これが増額の主なものとなっております。

続いて、歳入です。

114、115ページをお願いします。美術館の入館料282万3千450円で、入館者の増

に伴い、前年度より80万8千円ほど金額が増えております。

次に、一般会計繰入金853万8千357円で、これは入館料やショップ売り上げ等の増に伴いまして、前年度より63万8千円ほど減額となっております。

諸収入98万1千931円で、前年度より22万円ほど増額となっております。前年度よりミュージアムショップの売り上げが増加したものです。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） ただいま所管課より説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

それでは、特別会計決算ごとに進めてまいりたいと思います。

まず、福祉課所管の国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。別冊の小国町特別会計歳入歳出決算書のページ1からページ35までとなっております。

5番（児玉智博君） 33ページの委託料の人間ドック委託料で質問します。これは、調書を見ますと、委託契約医療機関ということで、恐らく小国公立病院や熊本赤十字病院、済生会病院、熊本大学の附属病院なんかと委託契約を結んで40歳から75歳未満の人を対象に人間ドックをしているということです。それで、いろいろ人間ドックというと、コースがあって、安いものから精密に脳まで診るなら泊まりがけのものとか、いろいろあると思うのですが、まずこれはどこまでこの224万円でみるのですか。

健康支援係長（高村純子君） 人間ドックの委託料の件についてお答えします。

人間ドックは、今おっしゃられたように、1泊だとか、日帰りだとか、脳のオプションをつけたりとか、いろんな追加項目は個人によって任意の検診になりますので、できますけれども、町が助成するのはそのうちの2万円分というところで112名、2万円の助成というところになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 112名というのは、全体の対象者は何人いる中での112名でしょうか。

健康支援係長（高村純子君） 対象者というのが40歳から74歳の国保の方になりますので、すみません、今正確な人数が手元にないのですけれども、1千700名から1千800名のうちの112名になります。

5番（児玉智博君） 分かりました。ということは、大体9割以上の人は受けてないということになりますね。それで、これの財源を見ても特定財源ですね。特定財源、100%が。なので、できるだけ受けていただいたほうがいいというふうに思います。そこで、まだ私は40歳になってないので受けられないのですけれど、受けようと思えば全額自己負担をすれば受けられるのですけれども、そこまで私は40歳未満に独自補助しろとは言いません。しっかり特定健診のほうを受けていただければいいので。ただ、こういうふうに特定財源でされるのであれば、やはり多くの人に受けてもらって、万が一のがんや何かを早期に発見していただければいいので

はないかなと思うので、これの周知方法はどうやってされているか、教えてください。

健康支援係長（高村純子君） 例年、前年度の2月に健診の希望調査票を取ります。その時に、人間ドックを受けられるか、総合健診を受けられるか、町の特定健診を受けられるか、項目がありますので、そこでまず周知をするのと、あとは特定健診受診勧奨の通知の勧奨はがきを今業務委託して、年間3回、延べ1千500人ぐらいの方に送りますので、その時にも人間ドックの御案内をいたしております。

5番（児玉智博君） せっかくそういう勧奨をするのであれば、やはり私がほかの町村なんかの状況を聞いてみますと、要するに詳しく人間ドックの案内を封書で出すわけですけど、要はどこどこ病院ではこういうコースがありますというような、ある程度詳しい情報を入れた上でその受診の勧奨をしているということです。特定健診とは別に何か人間ドックだけに特化した、そういう案内を出しているところもあると言いますので、そういうなかなか対象者が1千700人から1千800人いる中で112人というのは、多分特定健診を受けているので、人間ドックまではというような方なのかもしれませんけれども、やはり特定健診では見逃されるようなところがCTであったりとかカメラで診ることで発見されるものもあると思いますので、もうちょっとせっかく一般財源を使わずにできるものであるならば増やすほうにさせていただければと、工夫をお願いしたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。また質疑漏れの時間は取ります。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、なければ、介護保険特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。ページが37ページから71ページとなります。介護保険関係は、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、続いて後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。ページ数で73ページから89ページ。

5番（児玉智博君） これは福祉課長から説明がありましたが、後期高齢者医療広域連合に納付金を払ってと、被保険者から集めたというか、保険料が後期高齢者のほうに直接か、年金から天引きされていくわけですけど。聞きたいのは、この広域連合というのは、令和元年度の決算は終わっていますか。報告というか、それは分かりますか、決算状況は。

福祉課長（生田敬二君） 申し訳ありません。広域連合での定例議会はまだ通知がきてないかと思っておりますので、まだ終わってはないのではないかとこのように思っています。

5番（児玉智博君） だから、これは町に聞いて分かれば答えてほしいのですが、保険料の推移はどうでしょうか。令和元年度は、平成30年度と比べて、据え置かれているか、それとも保険料負担は増えたか、教えてください。

福祉課長（生田敬二君） 税率としましては、令和元年度まではそのままの数字、もう何期か、かなりの期間になりますけれども、ということを知っておりますので、額としましては年金額がそう変わらなければ、あまり変わっていないのかなというふうに思っています。

以上です。

5番（児玉智博君） 監査意見書に書いてあるのを見ると、1人当たりの保険料ですから、率は変えてないのかもしれませんが、1人当たりの保険料は4万6千142円ということが書かれております。例年を見ても、やはり非常に繰越額が大きいということで、何十億円ですね、毎年毎年繰り越していつているというので、その繰越金を使って、年金も減らされて、お年寄りたちは大変な思いをしているので、それを利用して、負担を減らせないのかなというのをいつも感じているところです。そこで、これは要望ですけども、町長が広域連合議会の議員をされておりますので、そういったやはり保険料負担の軽減なんていう、立場からも積極的に、恐らく11月ぐらいに定例会があると思いますので、一般質問もできますので、その辺で御発言をお願いしたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、次に住民課所管の地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。ページ数で91ページから104ページ、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、最後に教育委員会所管の坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。ページが105ページから119ページとなっております。

5番（児玉智博君） この美術館に関してですが、3月の議会だったか、前回の9月の議会で聞いたのか、そういう建物の維持管理でいろいろ壁や屋根の修繕なんていうのはある程度できましたので、あまり今後はそういうのは心配ありませんということでしたが、害虫駆除料ということで110万円の決算が出ているのですが、あそこは結構湿気も多くて、なかなか建物については厳しい環境ではあると思います。日当たり、裏が山で日陰になることも多いですので。そういう中で、今後こういったまとまった費用というのがかかるのかと。実際にそういう計画なんかを立てて対応していかないと、やっぱり我慢に我慢を重ねていくと、こういう感じでまとまって使わないといけなくなりますので、今後どういった状況を想定しているか、教えてください。

教育委員会事務局長（木下勇児君） シロアリの駆除について終了した後に先ほどの答弁だったのかと思います。時期的にはシロアリ駆除が上半期で実施をしております。今年の。それが一つと、どうしても修繕的な部分ですね、何らかに起因してかもしれませんが、そういった急遽の修繕、

これはなかなか先が見えない部分もありますので、何とも言えない部分です。あと、全体的な維持管理としては、今後、25年経過しておりますので、長期計画の中で屋根・壁等、また外観といたしますか、周りを含めての点検等を含めながら計画を立てていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） それと、美術館の建物があって、収蔵庫が一番道路に面してありますが、それからちょっと奥に行くと、離合できるぐらいの広いところが、それは美術館の敷地の隣にありますけれども、鍋ヶ滝が今幸いコロナの影響であまり混むこともないのですが、美術館、神社の前から狭い道路を入れていくわけですが、離合なんかで非常に大変な離合できないような状況があります。そうした中で、駐車場があって、生け垣で仕切ってというような形になっておりますけれども、あれを取り払うか、駐車場を後ろにずらすかすると、費用はかかるのですけれども、道路の拡幅なんかができないかということを確認したいのですが、それは建設課に聞いたほうがいいかもしれませんが。

教育委員会事務局長（木下勇児君） 今、児玉議員も言われました道路管理者の関係と美術館駐車場の部分はその路線の中でも一部になりますので、離合所としての機能はできるかもしれませんが、全体的な通行の解消にはならないというふうなところもあります。建設課に一回聞いてみて、うちのほうはそういった計画の中で必要性が出てくればですね。ただ、うちもあそこは借地の部分になりますので、うちというよりはという形も出てくるかと思っておりますので、そこも含めての検討は必要だと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はございませんか。まだ時間はあります。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 特別会計決算について、質疑漏れはございませんか。全般的というか、国民健康保険から美術館まで、よろしいですね。

4番（久野達也君） 間違っていたら教えてください。1点だけ、国民健康保険特別会計についてですけれども、制度的に県のほうで連合会的に運営するのは令和2年度からだったのですか、令和元年度から。

福祉課長（生田敬二君） 平成30年度から一応、県のほうで委託しまして、平成29年度、平成30年度決算は、その決算の形となっています。ただ、県のほうで今よく言われているのが、税あたりも統一した形で財政運営を県のほうでやるところも出てきているということで、熊本県の場合は、今検討はされていますけれども、まだこの後に検討をするということで話が出ていません。

4番（久野達也君） 実は、今確認させていただいた部分として思ったのですけれども、結局、国保の、いわゆる市町村負担が2年遅れですかね、2年遅れか3年遅れか、それで保険料の算定を市町村はしていくかと思うのですけれども、それに見合うところで国・県からの補助金等で税は調整されていくと思うのですけれども、そうなった場合、私は制度的にうんぬんではないですけ

れども、やっぱりその時の医療費負担者と医療受益者の差異が生じてくると思うのですよ。それを補う措置とかがないのかなと個人的に思っていたものですから、なかなか予算のときに聞くべきなのか、決算のときに聞くべきなのか、制度上仕方ないといえば、仕方ないことだとは思いますが、でも、もやもやした部分がありますので、お聞きしたところです。

福祉課長（生田敬二君） 議員言われますように、事業費納付金の算定におきましては、1年度前というか、2年前のものから4年前のもの、3カ年の医療費というのが基本ベースになって、その2年後の会計に納付金として納付しなければならない額として示されることとなります。ただ、その際に、本会議の際も申し上げましたけれども、被保険者数もずっと減ってきて、非常に負担としては大きくなってきます。医療費は伸びてくるということですので、その3年間の医療費が基になりますけれども、そこで被保険者数での調整、医療費の調整という補正係数がございまして、そこで調整されるような形になっていますので、その時の負担がそのまま2年後、3年後の被保険者数にかかってくるということは、形式上はないという形にはなっております。

4番（久野達也君） 制度上で調整もするというようなことですが、今、生田課長述べたように、人口も減っている、国保対象者も減っている、でも、その基礎となるべき応分の負担を担わなければならない数は、人口が、例えば多いときの数かもしれないし、やっぱりそこらあたりで、いや、この制度に移行するときに疑義が生じなかったのかなと決算書を見ながら思ったものですから、意見として述べただけです。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

9月11日は、建設課、産業課、情報課所管の決算に関する件について全員協議会を開きますので、よろしくお願いします。

申し訳ない。終了を少し保留します。

教育委員会事務局長から報告があります。全員協議会の中であります。終了する前です。

教育委員会事務局長（木下勇児君） すみません、時間をいただいて。

昨年度も配付させていただきましたが、教育委員会の事務に係る点検評価報告書、令和元年度分の報告書がまとまりましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして点検評価して、評価委員の方に評価してもらったものが出来上がりましたので、議会に提出を必要とするということになっておりますので、今からそれをお配りさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありません。今、その書類を忘れたそうなので、今すぐ取りに帰りますので。

議長（松崎俊一君） では、その書類を持って帰っていただくということで、本日の全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(午後 4 時 1 0 分)

令和 2 年

第 6 回 全 員 協 議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

令和2年第6回全員協議会記録

日 時	令和2年9月11日（金）	開会 10：00 閉会 14：45
場 所	おぐに町民センター3階 議場	
出 席 員	時松昭弘 児玉智博 熊谷博行	江藤理一郎 大塚英博 松崎俊一
事務局 職 員	藤木一也	朝日さとみ
説明員	別紙座席表のとおり	
会議に 付した 事 件	<p>1.</p> <p>① 令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>② 令和元年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>③ 令和元年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>④ 令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について</p>	
会 議 の 経 過 概 要	各課より、令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の説明及び、議員との質疑があった。	

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

令和2年第6回全員協議会座席表

(産業常任委員会)

令和2年9月11日(金) 午前10時～

書記
朝日さとみ

佐々木 情報係長 (佐々木博隆)	大蔵 商工観光係長 (大蔵将充)
秋吉 情報課審議員 (秋吉祥志)	宮崎 産業課審議員 (宮崎智幸)
村上 情報課長 (村上弘雄)	秋吉 産業課長 (秋吉陽三)

永江 農政係長 (永江和広)	長谷部 林政係長 (長谷部公博)
渡邊町長 (渡邊誠次)	

前田 上下水道係長 (前田孝也)	小野 建設課審議員 (小野昌伸)
時松 建設課長 (時松洋順)	

2番			9番
江藤議員	3番	8番	
	穴見議員	7番	松本議員
	4番	6番	大塚議員
	5番	7番	西田議員
	久野議員	時松議員	熊谷議員
	児玉議員	議長	
		松崎議員	

藤木 議会事務局長
藤木一也

議事の経過 (r. 2. 9. 11)

議長（松崎俊一君） それでは、改めまして、おはようございます。

本日は全員協議会の3日目となります。

ちょっと議員にお願いしたいことが。それぞれに得意の分野はあるのですが、昨日までを見てみますと、質疑ではなく自分の意見や要望などの時間が多く見られました。質疑は質疑、それから討論は討論ですね。それから持論などがある場合は、一般質問で展開していただけますよう御配慮をお願いしたいと思います。

それから、執行部におかれましては審議員以下、係長のほうにも答弁の機会を与えてもらえるようお願いしておきます。

それでは、最初に渡邊町長に御挨拶をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

全員協議会の3日目でございます。本日の担当所管といたしましては情報課、産業課、そして建設課というところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

今朝も大雨の部分で、中国地方でございますけれども大雨警報が出ております。全国的に、やはりゲリラ豪雨といいますか集中豪雨がいつ起きるか分かりませんので、町としてもそこらあたりはしっかりとアンテナを立てて、対策をしまいたいと思っております。議員の皆さま方にも、啓発の部分で住民の皆さまにそういった旨をお伝えいただいて、危機管理の部分ではございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

また、台風10号についての被害の速報というところでございます。今出ている限りでございますけれども、農畜産業関係でございますが、水稻に関しましてはウンカ被害に起因するものも含まれますけれども、倒れているところが37ヘクタール、約335万円ほどの被害が出ているという旨の報告を受けております。それからハウレンソウがハウス保全のため天幕を取ったところの被害が0.6ヘクタール、約240万円ぐらいです。それからダイコンが風雨によって芽の部分かもしれませんが、2ヘクタール、540万円ほど、それからハウスの部分の天幕の破れやパイプの曲がりとかが14戸、40棟、これは調査中でございます。それから牛舎に限っては屋根、それから壁の被害等々が1戸、1棟出ているところでございます。今のところ、合計で約1千118万円ほどの被害が出ているという旨の報告を受けております。また、この被害は上田地区を中心に被害が多いと言われているところでございます。今後とも、少しずつ情報が上がってくると思いますので、またお伝えを申し上げたいと思っております。

また、今日の全員協議会でございますけれども、災害関連で申し訳ありませんが、農林土木の長係長、それから公共建設係長の安達係長が欠席をさせていただきたいと思っております。議員の皆さまには御迷惑をおかけしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今日はお世話になります。

議長（松崎俊一君） ただいまより、全員協議会を開催いたします。

ただいま出席議員は10人です。直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の協議事項につきましては、お手元に配付してあるとおりです。

- ①令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②令和元年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- ③令和元年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ④令和元年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

であります。令和元年度決算ということで、十分なる御審議をお願いいたします。

本日の担当課は、情報課、産業課、建設課です。各課長及び審議員、並びに担当係長の出席をお願いしています。

それでは各課長から所管の令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算の概略説明をお願いしたいと思います。

村上情報課長、着座のままお願いします。

情報課長（村上弘雄君） おはようございます。情報課所管の令和元年度の決算状況につきまして、一般会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

決算書の2ページをお願いいたします。総括の歳入でございます。負担金から12、13、14の県支出金まで、それから19諸収入まででございます。歳入総額が2億4千249万1千円でございます。対前年比が56.4%、金額にしまして8千745万7千円の増となっております。それから、その主な要因としましては、光ファイバーの使用料が810万7千円と、それから鍋ヶ滝公園の入園料が237万1千円と、また国庫補助金でございますけれども社会資本整備総合交付金として、3千756万円でございます。それからプレミアム商品券ですが、1千513万1千円、それとコミュニティーFM周波数の移行の機器更改の負担金として2千338万9千円、これが主な要因でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。総括の歳出でございます。情報課に係る款名としましては、歳出総額が商工費と総務費をあわせて3億9千86万7千円でございます。対前年比で63.6%の増でございます。主にコミュニティーFMの周波数の移行の機器更改の委託費2千300万円、それから小国町の映像センターの機器更改が2千500万円、プレミアム商品券参画事業取り扱いが1千100万円程度、そしてゆうステーションの周辺整備の工事、これが1億1千700万円、新たに北里柴三郎博士顕彰費として、目で新設で3千600万円が主な増額の要因でございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。お手元の決算書の94ページをお開きくださ

い。目文書広報費でございます。目は、広報おぐにホームページに関する歳出でございます、主なものとしましては95ページの下の段ですね、需用費の印刷製本費204万1千720円で広報おぐにの印刷製本でございます。令和元年度につきましては、毎月3千部の印刷を行っております。

続いて97ページの上段でございます。使用料及び賃借料として、ホームページの管理関係で117万7千200円でございます。これは年間の使用料として管理会社に支払っております。それから文書広報費の決算トータルで339万5千464円となり、執行率は99.5%となっております。不用額の1万4千536円は、各節の実績によります。

続いて、108、109ページをお願いします。目防災情報施設費です。この目は、屋外情報システム設備の維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出でございます。主なものとしましては、109ページ下段の委託料の中でコミュニティーFM放送局施設業務運営委託料として711万5千円、株式会社エフエム小国に委託をしております。次にコミュニティーFM周波数移行機器更改業務の委託費が2千338万9千16円、これにつきましては平成30年度からの繰越です。防災情報施設費の決算総額は3千491万5千458円となり、執行率は97.7%です。不用額の79万5千542円は各節の実績によるものです。

続いて、114ページ、115ページをお願いします。地域情報基盤管理運営費です。この目は、光ファイバーケーブル施設の管理運営に関する歳出でございます。主なものとしまして、115ページの委託料の中で、光ファイバー関連施設の保守点検を行う施設・設備保守点検業務委託を1千929万5千292円で、NTT西日本に委託しております。

続きまして、光ファイバーケーブル利用者からの問い合わせなどに町の代行をさせていただいております地域情報基盤代行業務委託を291万4千円で株式会社エフエム小国に委託しております。

次に、光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネル放送により、行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託が916万2千円です。株式会社エフエム小国に委託を行っております。また地上デジタル放送、自主放送、エフエム告知放送など、関連施設の保守点検を行う映像系センター設備保守業務委託を605万4千950円で株式会社NTTフィールドテクノに行っております。

次に、117ページ上段、使用料及び賃借料でございます。10の番組の使用料として379万2千529円でございます。地域情報基盤管理運営費の決算総額は8千135万7千697円となり、予算の執行率は97.3%となっております。不用額の223万2千303円の主な内容は、施設設備保守点検業務委託のスポット保守など、年度末まで現場案件がございますので、その状況に対応できるように予算の確保が必要であることから、その部分の不要額と、あとは各節の実績によるものでございます。

次に少しページが飛びますが188ページ、189ページをお願いいたします。農林水産業費の水産業費です。19負担金補助及び交付金の中で、小国漁業協同組合へ38万円の補助を行っております。

次に、同じく188ページの目1商工総務費です。職員3名分の人件費となっております。

次に、190ページ、191ページの商工振興費です。商工業の振興に関する歳出で、主なものは役務費のプレミアム付商品券参画事業者取扱費1千192万7千円です。次に13委託費で、ゆうステーション周辺整備工事関連実施設計委託料で270万円です。屋外トイレ建築に係る施工監理委託料は399万4千920円です。この分は繰越分でございます

次に、工事請負費です。1億1千764万2千487円につきましては、ゆうステーション周辺整備工事となります。主な内容としましては、屋外トイレの撤去、新築に係る工事一式、急速充電器の移設、休憩所の設置、駐車場の整備などとなっております。なお、予算につきましては、平成30年度からの繰越でございます。

続きまして、191ページの下段、19負担金補助及び交付金で、システム改修負担金107万3千600円は、プレミアム商品券のシステム改修を鹿児島県の町村会に支払っております。次に、商工振興事業補助金450万円、創業支援事業補助金90万円、小国町商店街空き家対策事業補助金102万円を小国町商工会へ補助し、商工業の振興を行っております。商工振興費の決算総額は1億4千879万7千821円となり、予算執行率は93.4%となっております。不用額の1千43万7千179円の主な理由としましては、商品券関連の不用額が643万5千646円で、あとは各節の実績によるものです。

次に、192ページ、目の観光費です。この目は、観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運営費、観光施設の維持管理に関する歳出でございます。観光費決算総額6千156万5千661円のうち、主なものといたしましては、193ページから197ページの負担金補助及び交付金までが各節の決算額のうち、鍋ヶ滝の管理運営及び周辺道路の渋滞緩和等に1千500万円程度の費用を要しております。

次に、195ページをお願いいたします。13委託料で平成30年度からの繰越分で、鍋ヶ滝公園バイパス測量設計委託料831万6千円です。

次に、197ページをお願いいたします。19負担金補助及び交付金で、小国町観光協会補助金1千300万円につきましては、小国町の観光振興に取り組むための補助金として補助しているほか、各観光団体等への補助及び負担を行っております。

観光費の決算総額の執行率は89.9%です。不用額の389万5千339円につきましては、各節の実績によるものでございます。

続いて198ページ、5北里柴三郎博士顕彰費です。これは新紙幣発行の2024年に向けまして、柴三郎博士の偉業を顕彰し、啓発や環境整備を実施するため新しくできた目でございます。

主なものは、調査測量設計委託料の429万円と観光施設設備整備工事2千691万8千424円、それから柴三郎記念館下の駐車場の整備に係る費用です。それから、施設の関連としまして移転補償費が405万4千71円でございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。24ページ、25ページをお願いいたします。総務費分担金です。光ファイバーの加入分担金としまして、1件当たり3万円で26件分の78万円です。

次に、26、27ページ、光ファイバーの使用料ですが4千995万7千175円のうち現年分が4千942万7千400円で、徴収率は99.2%です。その下の滞納繰越分が52万9千775円で、徴収率は37.2%となっております。

次に、30、31ページをお願いいたします。商工関係の鍋ヶ滝公園直販所使用料で18万3千円です。これは物産販売所の1年分の施設の利用でございます。その下、鍋ヶ滝公園入園料7千107万4千500円につきましては、入園者数が24万5千603人分となっております。対前年比、入園料で3.4%増、入場者数で4.0%の増となっております。

次に、33ページをお願いいたします。光ファイバー休止・再開手数料が116件分で17万4千です。

続きまして、41ページをお願いいたします。上段ですけれども、社会資本整備総合交付金7千220万7千465円は、ゆうステーション周辺の工事分でございます。同じく商工費補助金でプレミアム付商品券事務費補助金317万4千円、同じくその事業費補助金として238万5千400円があります。

次に、59ページの上段です。県有公園施設清掃管理委託金1万4千602円、これは杖立の県営施設の駐車場の清掃委託金で、同じく歳出の観光費のほうで同額を支出しております。

次に73ページをお願いします。伝送路利用収入として5万309円、IRU利用収入として619万5千373円、番組配信利用収入7万1千944円。下のほうにあります光ファイバーの引込工事費収入として371万5千82円、それから光ファイバーケーブル保守費用負担金として19万7千354円。75ページ上段、物品汚損料として12万3千142円が地域情報基盤管理運営に伴う歳入となっております。

次に、77ページです。FMの周波数の移行機器更改負担金として2千338万9千16円でございます。これは免許を持っております株式会社エフエム小国からの負担金となります。同じく77ページの下段、プレミアム付商品券販売収入957万2千円。業務を委託しました郵便局からの納付となります。

以上、歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、決算資料、情報課資料1で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、情報課の説明を終わらせていただきます。

産業課長（秋吉陽三君） 皆さん、おはようございます。本日は、よろしくお願ひいたします。産業課所管となります令和元年度決算の概要を説明させていただきます。

はじめに歳出のほうから説明をさせていただきます。産業課が所管します部分は、款5農林水産業費で、項1農業費から項2林業費にかけてでございます。決算書166ページの目1農業委員会費から184ページの中段、目2林業振興費までとなります。途中、農業費の目10団体営土地改良事業費から目12特定中山間保全整備事業費までは、建設課の所管となります。産業課所管の歳出総額としまして、4億1千249万円となっております。対前年度比2千383万4千円の減、率にしまして94.5%となっております。主な理由は、各種補助事業の増減によるものです。なお、予算に対する執行率は98.8%となっております。

それでは、ページを追いまして、目ごとに主な概要を説明させていただきます。

166ページから169ページの中段までが目1農業委員会費で、こちらでは農業委員会の運営費用等が計上されております。農業委員の人数は8人です。

168ページをお願いいたします。目2農業総務費でございますが、昨年度と比較しますと1億2千366万円減となっておりますが、これは平成元年度から平成10年度までに実施しました阿蘇区域農用地整備公団事業における農業用道路、通称ファームロード分の償還金が平成30年度で終了したことによるものです。その他産業課職員10名分の人件費が主なものとなっております。

続きまして、170ページ中段から、目3農業振興費でございます。ほとんどが負担金補助及び交付金となっております。主なものは、2段目の有害鳥獣防除柵設置事業補助金として、ソーラー式の電気柵設置に対して54万8千円の助成を行いました。交付件数は13件です。

それから173ページの上から6段目、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金として、農事組合法人かみだの機械倉庫に対しまして345万4千円の補助などとなっております。

続きまして、目4水田農業構造改革対策事業費におきまして、19負担金補助及び交付金で経営所得安定対策推進事業費補助金185万7千円で、全額国費となっております。また、その下の水田産地化総合推進事業補助金22万円は、全額県費の補助でございます。これは水田農業における経営所得安定対策事業を小国町農業再生協議会のほうで事業を行っておりますので、それに対する事務的経費として補助するものです。

続きまして、目5中山間地域等直接支払推進事業費としまして、175ページの中段に節19負担金補助及び交付金で中山間地域等直接支払交付金事業補助金6千244万4千66円がございます。こちらにつきましては、平成27年度より法制化されました日本型直接支払制度の中で、中山間直接支払として第4期対策の5年目の取組みとなります。実績としましては、集落協定数28の集落、農家等の参加者、延べ人数は709人でございます。対象農用地面積が811.6

ヘクタールに対しての交付実績でございます。

続きまして、目6畜産業費でございます。こちらにも負担金補助及び交付金が主な執行となっております。負担金補助及び交付金の5段目の家畜改良事業補助金として597万7千344円がございます。これにつきましては、家畜改良を目的に、精液代、技術料に対する補助でございます。令和元年度は2千218頭の実績となっております。

177ページの畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金として1億2千549万8千円につきましては、田原地区の酪農施設整備として搾乳舎、育成舎及び搾乳機器の整備を実施しております。

続きまして、目7担い手育成推進事業費でございます。177ページ、19の負担金補助及び交付金において、農業担い手支援給付金600万円がございます。これにつきましては、農業振興と将来の担い手農家の育成を目的としまして、小国町農業担い手支援給付要綱に基づき7名の方へ給付を行っております。

次に、176ページのみ8手づくりの館施設費と目9悠工房施設費がございます。施設の維持管理に係る経費でございます。施設の利用実績としまして、年間の利用日数でございますが、手づくりの館で延べ68件、悠工房で延べ125件の利用実績となっております。

続きまして、180ページをお願いいたします。目13多面的機能支払費でございます。こちらにつきましては、先ほど中山間直接支払いの中でも申しましたが、日本型直接支払制度の枠の中で本事業にも取り組んでおります。実績といたしましては、多面的機能支払交付金が3千137万2千945円の交付実績でございます。活動組織数で29、活動組織農家等の参加者数は延べ1千565人、対象農用地面積は826.7ヘクタールにおいて農地維持、共同活動、施設の長寿命化を図るための活動などに取り組んでおります。

続きまして、下段のみ14循環型農業推進費でございます。こちらは、薬味野菜の里小国の運営費用となっております。

続きまして、項2林業費でございます。185ページをお願いいたします。林業総務費の19負担金補助及び交付金におきまして、一段目の野生動物生息数適正管理助成金254万2千円、次の鳥獣被害防止総合対策事業補助金285万3千円、次のえづけSTOP!鳥獣被害対策事業補助金として、集落に合わせて60万円、5つ飛んで、有害鳥獣駆除補助金369万2千円でございます。これらの補助金を活用し、駆除隊や猟友会及び集落の協力を得ながら農林業の被害防止対策に取り組んでおります。実績といたしまして、イノシシで570頭、シカで289頭の捕獲駆除を行っております。

続きまして、目2林業振興費ですが、187ページの19負担金補助及び交付金の一段目に、後継者担い手の育成確保として林業担い手育成事業318万3千円、次の造林・育林部門として、主伐促進支援事業532万4千50円、2つ飛んで、間伐材搬出経費の助成として2分の1の補

助のくまもとの森林利活用最大化事業1千745万9千円、下から3つ目の、小国杉使用建築物支援事業600万円など、それぞれ記載どおりの決算額において様々な補助事業などを活用し、小国林業の振興、活性化に取り組んでまいりました。

以上、産業課所管の歳出の概略を説明させていただきました。また歳出に関する資料のほうは総務課資料2、主要施策成果調書又は産業課資料1として委託料、補助金、負担金などの内容を記載したものを配付してございますので、詳細につきましてはそちらのほうを御覧いただきたいと思えます。

続きまして、歳入のほうを説明します。産業課所管の歳入につきましては、総額が2億2千730万78円で、対前年比232.9%となっており、増額となった主なものは農業費補助金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1億1千409万1千円、林業費補助金の熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業補助金の1千760万円となっております。歳入の主なものは48ページから53ページの中にある中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、くまもとの森林利活用最大化事業補助金などで、款14県支出金の目4農林水産業費県補助金が中心ではありますが、それ以外にもそれぞれの款項にわたって歳入があります。記載ページが飛び飛びで分かりにくいと思えますので、産業課所管分だけをとりまとめしまして、その内容、納入先などを記載した産業課資料1の最後に歳入調書としてまとめておりますので、歳入につきましてはそちらの資料を御覧いただき、説明に代えさせていただきます。

以上で、産業課所管の令和元年度決算の概要説明を終わらせていただきます。

建設課長（時松洋順君） おはようございます。それでは、建設課所管の令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

まず、先に配付してございます令和元年度決算資料、建設課所管と書いたものがあるかと思えます。この資料につきましては、令和元年度におきまして実施しました委託、工事、補助金、負担金の一覧でございます。御審議の際の資料として御参照いただければと思えます。

それでは、決算書を使いまして御説明したいと思います。決算書の2ページをお開きください。総括表になっておりますが、歳入のほうから説明させていただきます。建設課に関係する款としまして、11分担及び負担金、12使用料及び手数料、13国庫支出金、14県支出金、15財産収入、19諸収入がございます。当課の所管となります歳入総額といたしましては、4億92万9千円でございます。対前年比151%となっております。

続いて、隣の3ページを御覧ください。歳出となります。建設課に関する款といたしましては、5農林水産業費、7土木費、10災害復旧費、12諸支出金でございます。当課の歳出総額といたしましては8億5千985万6千円でございます。対前年度比132.9%となっております。

歳入歳出いずれも、前年度決算を上回っておりますのは、昨年度の道路新設改良費、関田及び柏田住宅の改修、災害復旧によるものが大きいと考えております。

それでは、歳出のほうから、その内容について主なものを御説明させていただきたいと思えます。179ページをお開きください。団体営土地改良事業費でございます。主なものといたしましては、土地改良連合会賦課金72万9千300円がございます。続きまして、同じページでございますが、農道維持費が建設課所管でございます。

次の同ページ、特定中山間保全整備事業費につきましては、負担金補助及び交付金の中に上段の1千1万7千966円が一般開発事業であります区画整理、水路、暗渠排水、ため池等を整備したものであるものでございます。下段の972万8千421円につきましては、林道部分の受益者負担に対する町の負担でございます。

次に、187ページをお願いいたします。林道費につきましては、通常の維持、補修のほか、189ページ、除草作業等委託料234万9千円、これにつきましては28路線の草刈り等を実施したものでございます。

同じページ、治山事業費の工事請負費1千96万6千517円につきましては、田原地区、仁瀬地区において単県治山工事、芹原地区において単県治山自然災害復旧工事を実施いたしました。

次に、201ページ、土木総務費になります。19負担金補助及び交付金といたしまして、単県砂防工事負担金、203ページ、一番上、単県道路改良等工事負担金及び、次の段の急傾斜地崩壊対策工事負担金がございます。熊本県が昨年度小国町管内で実施いたしました事業についての町の負担金でございます。

次に水道総務費といたしまして、小国町水道補助金1千325万8千円がございます。これにつきましては水道事業の起債償還等に係るものでございます。

次のページ、道路維持費でございます。町道の通常の維持管理に要する費用のほか、豪雨によります倒木、崩土、岩等の除去などの応急対応費としまして、修繕費1千186万円が支出されております。

また、委託料といたしましては道路台帳補正、除雪・除草作業等維持管理費用のほか、橋りょう詳細点検委託費といたしまして4千510万5千903円を支出いたしております。

次の工事請負費といたしまして4千8万7千円につきましては、先ほど申し上げました建設課決算資料No.5にございますが、電源立地交付金を活用しました湯鶴線舗装打換工事と社会資本整備総合交付金の活用によります岳湯線舗装打換工事の2路線を実施いたしました。

続きまして、道路新設改良費でございます。工事請負費といたしまして、こちらも資料のNo.6及びNo.7に3路線、7件の道路改良工事を実施いたしております。社会資本整備総合交付金の活用によります明里線、対岸線及びはげの湯線道路改良工事を実施したものでございます。

次、207ページ、河川総務費といたしまして、県管理河川清掃業務委託金197万円がございます。12団体による5つの河川の愛護費でございます。

同ページに、住宅管理費がございますが、工事請負費1億8千628万5千21円につきまし

ては、老朽化住宅の解体費として雲雀ヶ丘団地、奴留湯団地、福坂団地、桜ヶ丘団地の一部を解体実施しております。また、関田団地と柏田団地の外壁屋根改修工事を行っております。

209ページ、危険住宅移転費といたしまして、土砂災害危険住宅移転事業補助金として300万円がございました。

ページが飛びますが、251ページを御覧ください。こちらは災害復旧費でございます。昨年の梅雨前線豪雨に対する復旧事業決算額となります。建設課所管資料のNo.1よりNo.4に農災及び林災、No.9からNo.17までに公共災の工事明細の記載がございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に257ページをお開きください。特別会計繰出金といたしまして、農業集落排水事業特別会計繰出金8千447万4千円がございました。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

次に、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

25ページ、上段のほうでございますが、農業費分担金と林業費分担金がございます。各種工事に係る受益者分担金でございます。建設課所管は農地災害復旧費分担金3万8千円及び単県治山事業分担金、88万2千700円になります。

29ページをお願いいたします。農林水産使用料の中の道路使用料17万6千240円の道路占用料につきましては、農道と林道に係るものでございます。公営住宅使用料につきましては、令和元年度末におきまして290戸の入居者に係る使用料になっております。251万1千279円の道路占用料につきましては、町道に係る部分でございます。

33ページに土木手数料がございます。

次が35ページ、公共土木施設災害復旧費国庫負担金としまして6千196万3千円がございました。

39ページ、こちらに中段のほうですが、社会資本整備総合交付金といたしまして2億1千876万3千673円がございました。道路維持、改良、住宅改修、住宅解体、撤去に係る65%又は50%の交付金でございます。

次に、53ページをお願いいたします。一番の上の記載でございますが、単県治山事業補助金305万4千円につきましては、田原地区の工事に係る補助金でございます。下段のほうでございますが、単県治山自然災害復旧事業補助金178万2千円につきましては、芹原地区に係る補助金でございます。

次のページをお願いいたします。災害復旧費県補助金の平成28年度熊本地震復興基金交付金の住宅耐震化支援事業25万円と、節2農林水産業施設災害復旧費補助金4千467万5千711円が建設課所管となっております。目7電源立地地域対策交付金634万5千円でございますが、この交付金につきましては町道湯鶴線の舗装工事に活用させていただいております。同ペー

ジ、一番下でございますが、危険住宅移転費補助金300万円も建設課所管でございます。

59ページをお開きください。土木費委託金といたしまして、県管理河川清掃業務委託金197万円がございます。町内の団体で実施していただいております県河川の草刈り、清掃に対する委託金でございます。

71ページをお開きください。雑入といたしまして、上段のほうに柏田第1期浄化槽負担金18万1千904円がございます。柏田住宅に隣接して浄化槽を使用しております警察住宅並びに公立病院住宅に係る負担金収入でございます。

以上、簡単ではございますが、建設課に係る歳入歳出決算につきまして概要を説明させていただきました。

以上です。

議長（松崎俊一君） それでは、それぞれの歳出科目ごとにページを追って進めていきたいと思えます。議員におかれましては、別紙の一覧表ですね、この緑色の部分になるかと思えます。よろしく願います。

まず最初に、歳出からまいります。94ページ、文書広報費ですね。左のページでいきますと、款、項、目の目の欄を追っていきますので、よろしく願いたいと思えます。

7番（西田直美君） 印刷製本のところの204万1千720円、これ広報おぐにで、今までのところと変わらずにやっていると思うのですが、これはページ数とかの変更に関しては料金の差の費用の発生というのはいないのですか。

情報係長（佐々木博隆君） 印刷製本費につきましては、基本16ページとしております。それから1ページ増については1万3千500円の増、1ページ減については8千円の減という形で、その毎月毎月の広報紙によってページ数が違いますので、基本使用料を設けてページが増えるごと、減るごとに金額が変わるという契約を結ばせてもらっております。

以上です。

7番（西田直美君） それで、小国で大体2色刷りですよ。たまにカラーが入ったりというのは、また別に料金がこの1万3千500円にプラス上乘せのような形になるのですか。

情報係長（佐々木博隆君） カラーにつきましては、表紙の全面と後ろの後面ですね、そこだけがカラーとさせてもらっております。そのカラー分については、基本使用料16ページの中に入っております。それ以外の中のページにつきましては、今現在のところ白黒の2色刷りという形にさせてもらっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 次108ページ、目9防災情報施設費。次のページの上段まであります。

5番（児玉智博君） このコミュニティFM周波数移行機器更改委託料であります、これが支払われているというか、これと全く同じ歳入が機器更改負担金ということで2千338万9千16円、これ77ページが一番上段にあります。先ほど、課長からの説明ではエフエム小国からの歳入ということでした。これ全く同じ額が調書のNo.1によりますとエフエム小国のほうに委託をしていると。要するに同じ額をもらって、同じ額をもらった相手に払うというような、よく意味が分からないのですが、どういう仕組みなのですか。

情報係長（佐々木博隆君） お答えいたします。

平成30年に総務省告示の第34号で、第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件につきまして、わかりやすく言いますと、携帯電話の周波数帯ですね、そちらのほうは今090が080とか、周波数体系がどんどん広がっております。エフエム小国で使用させてもらっております3.4ギガヘルズ帯を携帯電話会社のほうに利用させなさいという形になっております。ただし、その分の機器更改については使用する携帯電話会社のほうから負担を行いなさいという形になっております。機器は小国町なのですけれども、エフエム小国の免許状につきましては、エフエム小国のほうが免許取得をしておりますので、小国町のほうからエフエム小国のほうに委託しまして、免許人に対しての機器更改につきましてドコモ、ソフトバンクのほうから同じ金額の歳入があつて、そちらのほうをエフエム小国のほうから小国町に負担金として納付いただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） ということは確認ですけれども、金の流れとしては携帯電話会社がエフエム小国にこの2千338万9千16円を渡して、その渡したお金をそっくりそのままエフエム小国は小国町に支払ったと、そして結局、最終的に小国町はそのお金をエフエム小国に返したという流れになるのですか。

だから、さっき課長の説明が歳入部分で「エフエム小国が払いました」という説明をされたのですが、それは間違いないでしょ。

情報係長（佐々木博隆君） エフエム小国のほうから、町のほうに負担金として払っていただいております。

5番（児玉智博君） だから、ただその2千338万9千16円の出所は携帯会社なんですよ。さっき、そう言われたと思うのですが。その2千338万9千16円を放送免許を持っているのはエフエム小国なので、そのエフエム小国に払いますと、携帯会社が。そして、それがエフエム小国は歳入の部分で小国町に2千338万9千16円を渡しています。で、小国が歳出で2千338万9千16円をエフエム小国に歳出をしておりますという流れなんですよ、だから、そういうことですよ。

情報係長（佐々木博隆君） 児玉議員が言われるとおりですけれども、順序的に言いますと、町のほ

うがまずエフエム小国に委託としてその工事をお願いしまして、エフエム小国がかかった費用です
ね、その金額を携帯会社のほうがお支払いいただいて、その分を今度はエフエム小国のほうから
町のほうに負担金として納めていただくという流れになっております。

5番（児玉智博君） だったら、この財源の書き方が特定財源というふうになっているのですが、
もともとは一般財源から歳出をして、ただそれが返ってきたという理解をすればいいんですかね。

情報係長（佐々木博隆君） はい、児玉議員がおっしゃるとおりです。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

この災害が多いときに、このFM局と、うちはまだ野外に防犯のスピーカーがあります。防災
用のですね。その点検でここに43万6千円と出ていますが、ほとんど毎年やっていると思いま
すが、その時期とほとんど故障がないのか、それをお聞きしたいと思います。

情報係長（佐々木博隆君） 防災行政無線保守点検委託料の43万6千円につきましては、エフエ
ム小国の放送室にあります操作卓の保守料というふうになっております。こちらのほうについ
ては、Jアラート等と連携しておりまして、大体9月ぐらいに保守点検を行っております。また、
同報系ですね、外の屋外放送の分につきましては、申し訳ございません、114ページ、115
ページの委託料の映像系センター設備保守業務委託料のほうで屋外放送施設の委託料はこちらの
ほうから歳出されております。

以上です。

8番（松本明雄君） 今、時期のことを聞いたのは、9月と言われましたけれども、地震はいつ起
こるか分かりませんが、台風と大雨は大体時期が決まっておりますので、できれば5月頃すれば、
その間に修理ができると思いますので、時期のほうは会社と相談して判断していただきたいと思
います。

情報係長（佐々木博隆君） 時期につきましては、委託業者のほうと協議させていただきまして、
松本議員が言われるように災害に備える、災害前に保守点検を行うという形で協議をさせていた
だきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩を行います。11時15分から。

（午前11時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（松崎俊一君） ページ114、地域情報基盤管理運営費が情報課になっております。

5番（児玉智博君） おぐにチャンネル番組制作委託料は、これは何本作っているのでしょうか。

情報係長（佐々木博隆君） 年間の件数につきましては、385件ですね。特別番組として16本

制作しております。特別番組というのは、今回の議会とかですね、そちらのほうをおぐチャンで流させてもらっている分が16本という形になっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 385本というのは、いわゆる帯番組というか週刊おぐチャンを385本も作ったということ。

情報係長（佐々木博隆君） 週刊おぐチャン内で、一つのタイトルの放送があるかと思いますが、そのタイトルというかですね、中の方で385件取り扱っているという形になっております。

以上です。

5番（児玉智博君） それは最初の契約の段階に基づいて385本というふうに、そういう契約になっているのか。それとも結果として385本になったけれども、委託料がこれだけだったからその中で385本に作ったのか、考え方としてどう考えているのでしょうか。

情報係長（佐々木博隆君） 委託料に対して、何本についてこの金額ということではなくて、もう委託料に対して385件と特別番組16本の実績が発生したという形になっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

ページが少し飛びます。166、農林水産業費のうち目1農業委員会費、2農業総務費。

5番（児玉智博君） 令和元年度の農業委員会を通じての農地の売買であったり、貸し借りは何件ありましたか。

産業課審議員（宮崎智幸君） 貸し借りというか、今手元にあるのが、農業委員が活動した中で貸し借り斡旋を行った実績としましては、面積にして8万823平米ということで、約8ヘクタールの農地が農業委員、それから推進委員の斡旋によって貸し借りが行われたということになっております。全体の件数につきましては、後ほど答えさせていただきます。

以上です。

5番（児玉智博君） では売買はなかったんですね。

産業課審議員（宮崎智幸君） 農地法第3条による売買等も行われております。ただ、手元にその件数を持ち合わせておりませんので、3条の売買、それから経営基盤強化法による貸し借り、それから農地法による貸し借りというのがありますので、その件数については後ほど答えさせていただきます。

以上です。

5番（児玉智博君） では併せて、農地の転用も教えていただければと思いますので、後ほどよろしくお願いします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

農業委員会費、それから農業総務費、農業振興費までいきましょうかね、170ページ、3農

業振興費ですね。次のページの中ほどまでになっております。

5番（児玉智博君） そしたら、農業振興費の負担金補助及び交付金の中で、菊池農業高等学校後援会会費と、字が違いますけど、後援会というのは、どこの学校にも育友会とかPTAのようなものでありますけれども、そういうPTA組織なのでしょうか。

農政係長（永江和広君） お答えします。

こちらの負担金につきましては、農業高校という特殊な高校でございますので、それに通われる生徒の将来農業の担い手となるべく、在学中にいろいろな経験をされるといったところの負担金となっております。具体的に申し上げますと、いろいろな農業関係のイベント等の交通費、あるいは視察研修費とか、その分に充てられております。ちなみに、菊池農業高校におきましては、小国町からお二人の生徒が通われておりますので、菊池農業高校の決まりに沿いまして、1から4名については負担金が1万円ということで、1万円の支出をしております。

5番（児玉智博君） つまり、後援会というのはPTAの方たちの集まりなんですか。要するに生徒の保護者が会長をされていてみたいなの、そういう組織なのか。それともまた別に何かあるものなのか。

農政係長（永江和広君） 通常言いますPTAという組織ではなくて、農業高校のほうにお支払いする負担金になります。そちらの学校のほうで、そのような様々な活動に使われるといった負担金になります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 同じく農業振興費で、額的には3万5千円なんですけれども、土壌分析事業補助金ということで、ある意味、土づくりが農業の基本かと思えます。そして、そのことによって肥料の削減を図ったり、あるいは良質な農作物ができれば、額に関わらずいいことだと思いますので、具体的にどのくらいの事業量といいますか、農家数なのか面積なのか分かりませんが、それからできれば今後、これを拡大する計画があるのかも踏まえたところで御答弁いただけたらと思います。

農政係長（永江和広君） 事業の目的につきましては、今議員がおっしゃられたとおりでございます。実績につきましては、1件当たり1千円の補助をしてございます。検体数が35検体、合計3千500円のところを、それぞれ1千円補助という形で補助させていただいております。

土壌分析なんですけれども、基本的には5要素について分析をかけておまして、その結果に基づいて施肥設計を行って、農家にその通りに施肥を行ってくださいという形で、報告を農協のほうがしております。

実際、土壌分析をされるにあたって、基本的にハウレンソウあたりについては雨除けハウスがありますので、あまり養分が流れないといった条件がございます。ただし、土壌を消毒とかしたあとについては、一概にはそういったものが言えませんので、また改めて分析をかけていくとか、

天幕を張り替えたときもそうですね、分析をかけていくとか、いったことが必要になってくるか
と思います。

5番（児玉智博君） 農産物残留農薬分析事業補助金についてお尋ねします。

要するに登録農薬というのがあって、市場に出たときに保健所などが抜き打ちで検査をして、
登録外であるとか、基準以上の残留農薬があると出荷停止になるから、これはJAのほうに補助
をしているのだと思いますが、何も保健所は市場に出ていなくても、直販所なんかも抜き打ちで
やってきて、多分買うと思うんですけど、買って持って行って、検査をするということもありま
すので、小国町の薬味野菜の里がありますが、そこに対しても補助金などを出してしているのか
どうか、教えてください。

農政係長（永江和広君） 残留農薬の事業につきましては、農家戸数の5%に相当するサンプル数
の分析を行ってございます。農家戸数が220戸ということで対象となる戸数でございまして、
その5%で3万5千円の3分の1の補助を行っているということでございます。

サンプルの取り方は、おっしゃられるように抜き打ちといいますか、出荷してきたときの出荷
時において検体のほうは採取して、それから分析にかけるといったことをしてございます。

それと薬味野菜についてでございますけれども、現在のところ残留農薬の調査といったものは
行ってはおりませんが、基本的にはハウレンソウ、春菊、キュウリあたりにつきましては、主要
品目ということで出荷があるということで、抜き打ちの農協の調査でカバーができるのかなとい
うふうに考えております。また、そのほかの部分については循環型農業ということで、基本的
にはあまり低農薬といいますか、有機農法等の生産のほうで出させていただくということで、付加価
値も付いてきますので、そのあたりで指導等をしていったほうが、より売上につながっていくの
かなと考えております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

先に進めます。目4水田農業構造改革対策事業費から、同じく中山間地域等直接支払推進事業
費、174ページの真ん中ほどですね、175までですね。

よろしいですか、174ページの中ほどから畜産業費、次のページ7担い手育成推進事業費。

5番（児玉智博君） 175ページです。中山間地域等直接支払交付金事業補助金が、先ほど説明
で28集落、709人の人が対象になっているということでありましたが、このうちで、基盤整
備がしてあるところと、基盤整備がしていないところが如何ほどずつになるのか。面積で分かれば、
教えていただければと思います。

農政係長（永江和広君） 基盤整備の面積率については、今日は資料を持ち合わせてございませ
ないので、後ほど回答させていただきたいと思いますが、基本的には優良農地を中山間の直接支払制
度の中では守っていつておりますので、基本的には基盤整備が終わったところを中心ということ
になりますので、基盤整備が終わっていないところのほうが入っている面積としては少ないの

ではないかというふうに思います。ただ、集落でまとまって基盤整備ができていないとかですね、そういった事情のところは、また別のお話になるかと思います。後ほど回答させていただきます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6 畜産業費、担い手育成推進事業費、手づくりの館施設費、悠工房施設費まで。

3 番（穴見まち子君） 177 ページの上段、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金ですけど、対象農家というのは何件ぐらいなっていますか。

農政係長（永江和広君） この事業でございますが、小国郷畜産クラスター計画において中心的な形態に位置付けられた1戸の酪農家に対する事業となっております。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。

7 番（西田直美君） 手づくりの館について伺います。手づくりの館は、今現在、例えば個人若しくはグループどれくらいで使っているか、教えてください。

農政係長（永江和広君） 昨年の実績で申しますと、15 団体になります。団体といいますのは2人以上という位置付けにさせていただいておりまして、68 日間の使用が実績として昨年度は上がっております。

議長（松崎俊一君） ほかによろしいですか。質問漏れ等ありましたら、あとからいただきます。

ページが178、団体営土地改良事業費、11 農道維持費、それから次のページが12 特定中山間保全整備事業費、多面的機能支払費、それから循環型農業推進費までいきましょうか。

5 番（児玉智博君） 多面的機能支払交付金について伺います。先ほど課長の御説明では29 集落、1千565 人が対象になっているということでした。先ほどの中山間地のやつは28 集落で、これ1 集落多いのは下巢の分ですかね。

農政係長（永江和広君） 下巢集落とあとは椋子原、土田、その3 集落が中山間には取り組んではおりませんけれども、多面的機能のほうには取り組んでおります。

5 番（児玉智博君） 3 集落が違うということでしたが、その人数が600 人ぐらい違いますね。それはなぜでしょうか。

農政係長（永江和広君） これは事業の特性によって違いまして、中山間地域につきましては集落協定ということで、農業者が主体となるのですが、多面的機能支払におきましては集落の方々ということで、農業者ではなくても一般の方が井手さらい等に出られると思いますけれども、そちらについても日当等の支払いの対象になるということでございます。

5 番（児玉智博君） 分かりました。

その井手さらいなどは、皆さん自分たちでやると思うのですが、いわゆる長寿命化で壊す舗装だったところをコンクリート舗装に変えたりとか、U字溝を入れ替えたりとかそういうこともできると思うのですが、そういった工事を自分たちで機械を借りてきたりしてやる場合と、それかもう大変だから建設業者に投げているというところもあると思うのですが、基本的にどう

いった場合が多いか教えてください。

農政係長（永江和広君） 長寿命化におきましては、おっしゃられるように小国町のほうは委託する部分と実施施行をする部分がございます、委託する部分におきましては少し交付金が減るといった具合になりますが、基本的にはこの長寿命化の事業につきましては町が業者に発注する場合と同じような施工管理技術を満たす必要がございますので、基本的には委託をして工事をやっていったほうが会計検査等に指摘を受けないということになりますので、前回4期対策のときには、その辺の指導が徹底されていなかったのですけれども、今期対策からはその辺の指導を徹底していこうかというふうに考えております。

5番（児玉智博君） やはり、この制度の要するに日当として、農家収入になるわけですね。ですから、農閑期なんかには農家の所得向上を図るという考えであれば、自分たちでしていただいて所得向上につなげたほうがいいのかという気がしますので、要するに今言われたように、コンクリートを張るなら何センチ以上張りなさいとか、その下の砂利は何センチですよとか、そういう厳しい部分があると思うのですが、やはりそういったところも説明をしていただいた上で、やはり農家の人たちが選択するという形にさせていただいたほうがいいと思いますので、決して委託してくださいと最初からならないように、取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

農政係長（永江和広君） すみません、ちょっと説明が漏れておりましたけれども、自力施行の場合においてもどこかの建設業にお勤めの方が集落におられるといった場合には、その方がある程度の知識はお持ちだと思いますので、そういう方を使つての自力施行というのは認められると思いますので。すみません、ちょっと説明が漏れておりました。申し訳ございません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） ではページを進めます。182ページ、林業総務費、次の林業振興費、林道費、治山事業費までいきましょうかね。

5番（児玉智博君） では、林業振興費の補助金の部分について聞きます。

小国杉使用建築物支援事業補助金であります、これは町内と町外の物件の内訳を教えてください。

林政係長（長谷部公博君） 昨年度の実績としまして、新築全体で40件ございます。内訳を大まかに説明させていただきます。小国町内で4棟、小国町内以外の熊本県内で15棟、そして福岡市で1棟、そして福岡市を除く九州内が18棟、そして九州県外の2棟となっております。福岡市以外の九州内の18棟につきましては、多くは北九州でございます。北九州で12棟ほど建っております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。

町内が4棟ということでありましたが、結構、今もそうなんですけど黒淵なんかでも新築物件というのがありますので、やはりこれは小国杉の需要を呼び起こすというのが目的でありますので、勿論福岡であったりとか、よそで使われる部分にも結構なのですが、やはりせっかくでありましたら、小国町でもうちょっとPRをしていただきたいと。4棟建っているのであれば、この小国杉使用建築物支援事業補助金で建てていますよというようなパネルというか、幕でもいいんですけど、そういうのを付けていただくなら、「あ、こういうものがあるなら、自分も建てるときに小国杉を使おうかな」というようになるかと思っておりますので、検討をお願いします。

林政係長（長谷部公博君） ちょっと順序が逆になるかと思えますけれども、この事業を使った建築物につきましては、この阿蘇小国杉を使って家を建てていますというのぼりを作っております。一応、申請物件については工事期間中、そののぼりを立てていただいて周囲の住居といいますか、周辺にPRをしてもらうように今、してもらっております。

小国町内の件なのですが、昨年度の小国町内の木造建築件数が13棟ということで、13棟のうちの4棟しか事業に入っていないということで、児玉議員がおっしゃるとおり町内の方にも広くPRをもっとできたらなというふうには考えております。ただ、この事業を多く使っているのがハウスメーカーあたりが多く動いております。特に北九州と福岡市、あと熊本市のハウスメーカーについては、もうホームページ上で阿蘇小国杉の家ということで商品パッケージとして売り出しをしていただいておりますので、そういったところでそっちの需要が高まっていて、予算の範囲内ということになると、そっちで占めていくという形にもなっておりますけれども、今後、やはり町内の皆さまに多く使っていただけるように、木材の需要拡大が進むようにしていきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 185ページのえづけSTOP!について教えてください。

えづけSTOP!でこれを見ると、田原、西里2部地区が獣害防除に対する学習や実践活動を行うための費用に対する補助ということで、30万円かけるの2地区で60万円というふうになっているのですが、これ実際にはどういうことをやるのか。そしてこれは例えば年度ごとに各地区を回ってやるようなことなのかということをお教えください。

林政係長（長谷部公博君） お答えいたします。

えづけSTOP!というものは、そもそもが熊本県の独自の事業で、ソフト事業でございます。この事業の趣旨といいますのが、施設整備をするための事業というわけではなく、やはり集落全体で餌付けをしない。要は「田畑を自分たちで守っていくぞ」というような実践活動に対して補助されるということでありまして、今田原地区と西里2部地区ということで、田原地区については平成28年度から、これはもう町でモデル地区としてお願いして、実践を今まで継続しており

ます。

西里2部につきましては、平成29年度から実際に取り組みをしております。活動内容としましては、自分たちで集落での勉強会、有識者を呼んでの勉強会でしたり、モデル圃場を作って電気牧柵だったりワイヤーメッシュという防除柵をつくって、自分たちで管理をどうやってやっていこうとか、そういったものを実践しながら勉強していくためのソフト事業ということで、活動しております。

ちなみに、昨年度については田原地区で採草地をシカ・イノシシから守るためにソーラー式の電気牧柵463メートル設置に30万円を使っております。また西里2部につきましては、鯛の田集落内の河川のほうですけれども、ここについて350メートル分のワイヤーメッシュ柵の設置をしております。

この事業につきましては、計画的に集落を順繰り回っていくようなというのではなくて、やはり自分たちで実践して率先してやっていきたいという方たちが主体となっていただくような形になりますので、中山間の代表者会議等を使いまして、こういう事例も報告しながら、ぜひやっていきたいと手を挙げられているところは、うちの町を経由して県のほうにまた要望のほうは新たな地区として出していきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） はい、分かりました。

例えば、そうやって周知をするときに漏れる地区があるとか、そういうことはないわけですか。それか、町のほうから積極的に「皆さん、こうやってみませんか。こういうことができますよ。」というような周知活動というかですね、そういうことをやっていらっしゃるわけですか。

林政係長（長谷部公博君） 一応、周知をするタイミングといたしますか機会につきましては、先ほども申し上げましたけれども、中山間の代表者会議、中山間の集落協定の代表者がお集まりいただいた会議がございます。そういった場に、以前からもこの取り組みを実践していた例えば田原地区の実践事例報告だったりとか、この事業の概要等をその全地区のリーダー、28協定ですかね、来ていただいた際に周知等もやっております。しかしながら、それ以外に広く皆さんに広報紙とかを使うとか、そういった形で応募を呼びかけるということは、今までやってはおりません。

以上です。

7番（西田直美君） 田原が平成28年から、西里地区が平成29年からということになると、毎年これをやっているわけですね。ということは、例えばその鳥獣被害に関していえば、小国町のほかの地域でも鳥獣被害は勿論あるわけですから、1地区、2地区だけが何年間も続けてやるよりは、やはりよその地区でもそういうことができるということは周知していくべきだと思うのですが、これはちょっと検討の余地があるかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

産業課長（秋吉陽三君） 今、担当係長が申しましたように、周知に関しては28の中山間の集落

協定で大体、全地区を網羅しているかと思えます。そのほかに多面的だけをやっているところもありますので、その辺も周知しております。要するに農地を守るための取組みでございますので、周知に関してはまず農業者からと思っております。

それと、何年も続くというような話でしたけれども、やっぱりこの取組みは30万円において実践であるワイヤーメッシュとかソーラーでの電柵を張る部分と、集落が一体となって勉強会を行う部分のソフトもありますので、なかなかそういう面では一体的な取組みというのは、中山間の中でも、中山間の直接支払においてもそういう形でやっている集落というのがございます。また、個人的には町のほうにソーラーをとということで、これは農家の選択だと思っておりますので、そういうところで町は今のところ全体的な周知というよりも農家に対する周知で行っていきたいと思っております。

8番（松本明雄君） それに関してですね、今報告がありましたけれども、装置の場合は高い電牧でやっていると思えます。そして西里あたりはメッシュでやっているという話でしたけれども、大体どっちのほうが効果的にはあるのですか。

林政係長（長谷部公博君） どっちがいいということは、なかなか難しい部分はございますけれども、以前平成28年度、それこそ小国町で「えづけSTOP!」をやろうというときに、その時に町民皆さんというか農業者向けに講演会を実施いたしました。その方が井上さんという方なんですけれども、その時の話ではやはり電気牧柵が一番効果はあると。ただし、ワイヤーメッシュも勿論効果はあるのでございますけれども、電気牧柵、ワイヤーメッシュ両方とも前提となるのが、やっぱり圃場の畔や草の管理。やはり潜み場が農地に近いと鳥獣が出てくる率というものが大変多ございますので、やはり農地と藪といいますか、潜み場の距離を緩衝帯を結局作らないと、何をやっても一緒ということで、小国町においてもワイヤーメッシュを設置されているのですけれども、イノシシ等にやられて圃場をかき回されて全滅になったということも過去にはございますので、物が大事というよりも、まずは圃場を自分たちで管理していくというところの姿勢が一番重要で、その次に「ここなら電気牧柵にしようか。ここならワイヤーメッシュにしようか。」という選択肢が出てくるかと思っております。

以上です。

8番（松本明雄君） 今、係長から説明があったとおり、僕もその講演会にも行きました。だから言いたいのは、今は徹底してまた広報なんか載せて、24時間電気を入れないと全然効果がないと。そして今の時期ですと、実のなる食物がありますので、柿や栗とかいろんなものを、食べないものは切っていただく、そういう方法を出していただきたいと思えます。

関連して、今シカやイノシシとか出ていますので、やっぱり駆除のほうも徹底して課長にはお願いしてやっていただきたいと思えますので、以上です。

3番（穴見まち子君） それに関連してなのでございますけれども、185ページの狩猟免許取得費補助金

と書いてありますけれども、前年度は何名の方が取られていますか。

林政係長（長谷部公博君） お答えいたします。

昨年度、新規で取得しましたのが、役場職員を入れて8名でございます。そのうち役場職員が2名、あとの6名につきましては一般の方となっております。

3番（穴見まち子君） この免許を持っておられる方というのは、結構高齢者の方が多いですけれども、若い方の育成というのは、先ほど言われた方の年代はどのくらいの方がいますか。

林政係長（長谷部公博君） 適切な答えにならないかとは思っておりますが、30代の方等が2人、あとはやはり50代の方、40代の方という形になっているかと思えます。正式な年齢はすみません、出しておりませんので、はっきりは言えませんが、そういうような形だと思っております。

3番（穴見まち子君） しっかり後継者というか、育成していただくと捕獲数も増えるし、私も農家ですけれども、野生というのは今年は特に早くから入っているし、今はウンカのことがあるのですけれども、この野生動物生息数適正管理助成金であったり、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、それから有害鳥獣駆除補助金ですね、この中身的なものを詳しく説明をお願いしたいのですけれども。

林政係長（長谷部公博君） まず、野生動物生息数適正管理助成金について御報告をしたいと思えます。野生動物生息数適正管理助成金につきましては、町単独の事業でございます、猟期、狩猟登録ですね、毎年11月から狩猟が始まりますけれども、狩猟登録期間中にイノシシとシカを捕獲した狩猟者に対して、イノシシに対しては1頭5千円、シカに対しては1頭8千円を交付しております。

次の鳥獣被害防止総合対策事業補助金につきましては、これは有害鳥獣駆除期間でございますので、猟ではなくて町が駆除許可を出したときに捕獲したイノシシ・シカに対して補助金を出しております。イノシシですと、イノシシの成獣で7千円、幼獣は5千円、シカの成獣で7千円を1頭あたり交付しております。

それから185ページの林業総務費の負担金の一番下から3段目ですかね、有害鳥獣駆除補助金につきましては、先ほど申しました鳥獣被害防止総合対策事業補助金と同じ活動ですね。駆除期間で捕獲をしたイノシシ・シカに対して町単独で補助をしております。単価につきましては、イノシシが1頭5千円、シカに対しましては1頭8千円を交付しております。

以上でございます。

3番（穴見まち子君） 頭数はイノシシが570、シカが279と出ているのですけど、この3項目上がっていますけれども、その1つずつの頭数は分かりますか。

林政係長（長谷部公博君） まず、野生動物生息数適正管理助成金のほうですね、イノシシが294頭、シカが134頭の捕獲でございます。

鳥獣被害防止総合対策事業、有害鳥獣駆除事業につきましては、同じ頭数となっております。

同じ事業といたしますか、1頭に対してのそれぞれの補助金になっておりますので、イノシシの成獣が194頭、イノシシの幼獣が82頭、イノシシの捕獲の計として276頭、シカの成獣で155頭になっております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

5番（児玉智博君） 林道愛護費について、まずは単価を教えてください。

建設課審議員（小野昌伸君） 愛護費は1キロメートル当たり2万円ということで、メートル換算すれば1メートル20円となっております。

以上です。

5番（児玉智博君） それでは、その次のページの除草作業等委託料であります。この単価はいくらになっておりますか。

建設課審議員（小野昌伸君） メートル当たり62円の単価で算出しております。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。

そうしたら、この除草作業等委託料は森林組合に出しております。基本的にその62円で積算を予算されると思うのですが、その後の入札は何社が入札した上での森林組合が落札したということになるのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 62円の根拠等を先に説明しておきますけど、62円の根拠としましては、切りの法面を1メートル、路肩のほうも1メートル切るということで、あとは草刈の普通作業員の人夫賃と機械損料という形で出しております。集積運搬はなし。切りっぱなしということを出しております。

見積もりを取って、建設業協会のほうから2社と森林組合で見積もりを取っております。それで、一番低かった森林組合にお願いしているという事実であります。

5番（児玉智博君） 落札率は何%でしたか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今回は、また後ほどきちんと説明しますけれども、87、8だったと思います。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は1時から。

（午後0時00分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

産業課審議員（宮崎智幸君） 午前中にお答えできなかった分について、お答えしたいと思います。

農業委員会の分なのですけれども、令和元年度に農業委員会のほうで取り扱った案件の件数ということでお答えしたいと思います。農地の貸し借りの件数につきましては、申請件数129件で、筆数で226筆となっております。それから農地法3条による農地の売買ですけど、件数の

ほうが22件、筆数で94筆となっております。それから農地転用ですね、農業用施設であったり山林の転用であったり、宅地等に転用という部分の農地法4条、5条に係る転用案件が申請件数で15件、筆数で33件となっております。

以上です。

農政係長（永江和広君） 午前中に児玉議員より御質問のありました中山間地の直接支払制度におけます田の圃場整備率について、お答え申し上げます。

中山間に取り組んでおります田の面積が402.5ヘクタール、そのうち圃場整備が完了している土地が198ヘクタールということで、圃場整備率につきましては49.2%でございました。

以上です。

建設課審議員（小野昌伸君） 午前中に除草作業委託料の落札率というところで、大変申し訳ありません。私87%ということで、税抜きで計算していたもので、税込みになると94%になります。

以上です。

議長（松崎俊一君） それではページ数188、目水産業費、それから商工費の中の商工総務費、商工振興費、観光費が上がっております。順次お願いします。

190ページが商工振興費。

5番（児玉智博君） このプレミアム商品券の部分について伺います。大体、利用されたお店はどういったところになるでしょうか。これまで大きなスーパーのところにだいぶ偏っていたと思いますが、今回はそういった商店街のところとスーパーとの割合はどうなりますでしょうか。

商工観光係長（大蔵将充君） お答えします。

商品券の使用割合については、スーパーが78%になります。その他小売業が15%、サービス業が5%、飲食業が1%、その他が1%になります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、小国町創業支援事業補助金と空き家対策事業補助金であります、これは両方あわせて申請されている方はいますか。

商工観光係長（大蔵将充君） はい、お答えします。

昨年度において、創業支援事業と空き家対策事業、重複して申請されている方はおりません。

5番（児玉智博君） この創業支援事業補助金は2件でした。空き家対策事業補助金は3件でしたということで、監査委員の意見のほうで、これはかなり少なくなっているの、ちょっと考えるようにという指摘がなされておりますが、どのように対応されますか。

商工観光係長（大蔵将充君） 創業支援事業と空き家対策事業につきましては、平成28年度から開始されておまして、今年度で5年目を迎えます。一応、5年間を一区切りということで商工

会のほうと検証を行いまして、また次年度以降は継続するか、また新たな施策を設けるか、検証をしてやっていきたいと考えております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑よろしいですか。

観光費もありますよ。観光費が192から196ページの中段以下まで。

7番（西田直美君） 観光費の中の臨時雇用賃金ですね、6名分の533万920円。それから作業員賃金515万3千300円。これは、どういうところに使う分の賃金なんですかね。

商工観光係長（大蔵将充君） はい、お答えします。

賃金におきましては、臨時雇用賃金のほうは鍋ヶ滝公園の料金徴収等に係る賃金になります。作業員賃金のほうは、鍋ヶ滝公園のほうで警備会社より警備員を雇いまして、その警備員の賃金になります。

7番（西田直美君） ということは、鍋ヶ滝に令和元年度で7千100万円ぐらい入っていましたが、こういう雇用賃金とかそういうものを差し引いた部分ですよね。結局、ネットとして町に入ってくるのは幾らぐらいになるのですか。

商工観光係長（大蔵将充君） 昨年度の鍋ヶ滝公園関係の収入が、7千126万5千80円になります。維持管理を行っていく上で、経費のほうが1千468万3千764円かかっておりまして、実際の収入になります金額のほうが5千658万1千316円になります。

7番（西田直美君） ありがとうございます。

これは全ての経費を引いて、まるまるのネットが5千600万円残るということですよ。

商工観光係長（大蔵将充君） 賃金のほかに、消耗品だったり印刷製本費、光熱費等の経費がかかります。また、シャトルバスの代金だったり下水道の使用料等を差し引いて本当に収入になるのが、先ほどの金額になります。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 鍋ヶ滝公園バイパス測量設計委託料831万6千円ございます。現状でどこまで進んでいるのか。図面は出来上がってしまっているのか、教えてください。

商工観光係長（大蔵将充君） 昨年度におきまして、実施測量を行いまして線形の検討をしていましたところ、工事のほうに社会資本整備交付金が使えるということで、線形の検討を再度行いました。鍋ヶ滝公園から国道387号線に出るまでの線形を概略設計で再度コンサルのほうにしてもらいまして、実際は765メートル分は実施測量のほうで完了しております。それは、伊藤組の事務所から集排の施設の手前に出てくる分の実施測量になります。

それから起点側と終点側のプラスアルファ分ですね、その分は再度また概略の測量に入ってもらって、計1千300メートルほどの概略設計のほうを、現在してもらっています。

5番（児玉智博君） その実施設計というか、測量ですね。それも追加の予算を組まなくても、結局最終的な測量まで終わってしまうのですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今年度予算でも説明したとおり、今年度から社会資本整備交付金で鍋ヶ滝のバイパスは建設課の所管で取り扱うということで、今、大蔵係長が申しあげましたとおり、約800メートルの伊藤組から町道タッチまでは、今実施設計が終わっております。これに関しては、今後用地の実施測量、新たな土地がどれだけかかるとか、そういうものやっつけていかないといけないことが残っています。それから前後に関しては、今から基本計画から入って、どこからのアプローチがいいのかと。今、お金をつぎ込んだルートを生かしながら、最良の案で今検討をしているところです。その委託は、今回社会資本整備交付金重点事業に該当しますので、65.7の重点事業のほうの委託事業で補助金をもらいながら、今年度から始まっていくというところで、もう今から前情報課がやったものを生かしながら本計画を入れていくというところで、今年発注というところになっております。まだ、発注しておりません。災害が出たもので、プロパーの発注が遅れております。

以上です。

5番（児玉智博君） 計画として、開通はいつまでにするのですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今のルートで、まず伊藤組から向こうの山に抜けるまでに橋りょうがあります。今、一番の懸念は伊藤組のところ、平面交差をすれば、また同じような交通混雑が起これるということで、立体交差も視野に入れながらいろんなことを考えながら鍋ヶ滝の第3駐車場までもっていく工面をしております。最終段階も町道におろすのがいいのか、裏を通すのがいいのか、いろんな案を検討しながらですね。一応、試算としては工事費だけでも6億円ぐらいかかると思います。用地測量まで入れれば7、8億円の事業なので、最低2億円ずついったとしても5年はかかる見込みで計算しております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 今のに少し補足させていただいて。やっぱり災害が今回ございましたので、少し計画的にも難しい部分は出てくる可能性もあります。それから、今回切り替えて社会資本整備交付金を充てさせていただくの去年の段階、その前の段階では考え方の中では鍋ヶ滝の収入で補うというところで、まずは考えていたところでスタートしたというふうに思っております。社会資本整備交付金に考え方を切り替えましたので、町としても有利な補助金を使いながらというところではありますけれども、やっぱり根本的には一般財源、鍋ヶ滝の部分、西田さん言われましたけれども大切にしていきながら、この道路の部分に関しても今回の災害は非常に厳しいです。少し5年間では難しいかもしれないという予測はありますけれども、できるだけ地域の人たちに御迷惑もかかっておりますので、その部分としっかりとバランスを取りながら考えさせていただきます。

以上です。

8番（松本明雄君） 8番です。

関連してですね、実施設計まで入ったのなら、地権者の方と一応話はしていると思います。地権者の方の反対などはないでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今、御指摘があるように、測量に入るときは必ず測量の立ち入りの許可を得ます。今のところ、「入っちゃいかん。うちを測量しないでくれ。」という人の意見はありません。順調に進んでいるものと考えております。

以上です。

議長（松崎俊一君） はい、進めます。

ページが198、これは情報課になりますが、北里柴三郎博士顕彰費。

7番（西田直美君） 195ページの小国郷観光会議補助金90万円です。これは、観光関係者が一体となって行く魅力ある観光地づくりと観光振興事業に対する補助金ということですが、これは会議や何とかで実際にモニター関係の何とかをやるという、そういう作業関係みたいなものは入っていないでしょうか。90万円はどういうものに使うのか教えてください。

商工観光係長（大蔵将充君） 小国郷観光会議におきましては、昨年度、会議のほうは毎月大体1回ほど行っております。その中で小国郷観光会議として昨年度活動した実績は、天神のイムズにありますローカルデベロップメントラボというところがあります。そこに今、年間を通して小国郷の商品を置いていただいています。また、12月の短期間ではあったのですが、小国のPRも兼ねて小国郷観光会議の者がそこに行きまして、直接来られたお客さんと会話をしながら商品を買ったり、小国郷のPRをしております。

また、そのほかですけれども、そういったPRプロモーションに行くときに、小国郷が体験できるものがあるといいなということで、VRコンテンツの作製をしております。そのVRのコンテンツにつきましては、鍋ヶ滝、遊水峡、押戸石のほか、マゼノ溪谷をVR動画にしまして、それをPR等に行くときにゴーグルも持って行って、その場で小国郷の中の一つの観光資源を体験してもらうという取組みをしております。また、YouTubeにそちらのほうも掲載しております。

また、そのほかですね、野遊びの体験ツアーのほうも昨年度は6回ほど行っております。

以上です。

7番（西田直美君） バーチャル・リアリティというのは何台ぐらいあって、またそれというのは制作自体は別なところからきているのですかね。それともバーチャル・リアリティ、その鍋ヶ滝云々というのは、更新してというか、一つだけのプログラムというのですかね。それか、若しくはそれに加えていって、いろいろ幾つか違うものを作っていくというような計画があるわけですか。

商工観光係長（大蔵将充君） 今のところ、それを活用して紐づけしていくということは、まだちょっと考えておりません。一つひとつの単体で、昨年度作製しました。

7番（西田直美君） ASOおぐに観光協会に1千300万円というのが、去年はできたばかりでということで補助がいったわけですが、それがどういうふうに使われているかということに対する監査というか、監督というか、そういうものというのは町のほうでやるんですかね。

それと、今年みたいにコロナで観光関係はかなり壊滅的打撃を受けているようなところなのですが、それに対して、例えば次年度にも同じような感じで持つて行く方針であるのか、ということをご教えてください。

情報課審議員（秋吉祥志君） はい、お答えします。

小国町観光協会補助金の1千300万円でございますが、これは設立する前年の今から3年前に、3年間で観光協会の内部組織の体制を整えていくということで、それまで既存の1千300万円というものが杖立温泉観光協会、それとわいた温泉組合のほうにそれぞれ支給しておりました合計の金額になっております。令和元年度までは同じように杖立温泉観光協会とわいた温泉組合に、ほぼ例年どおり支給した形になっております。今年度につきましては、先ほどおっしゃられましたようにコロナウイルスの関係上、杖立も開催して初めて「こいのぼり祭り」も中止するというようなことで、例年どおりの実施ができておりません。必要な経費分につきましては、それぞれの団体のほうに交付はしておりますけれども、そういうイベント関係の予算につきましては、今のところ保留をしている状況になっております。

今後、コロナウイルスの収束、又は再び経済活動を軌道に乗せていくとか、再開していくというようなタイミングを見計らった中で、観光協会の中でこの残りの予算については執行を考えていくというふうになっております。

また、予算の監査につきましては、これは町からの補助金で出ておりますので、当然、町のほうの監査も受けて、執行の内容につきましてはチェックを入れているところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 昨年度に関しては、これ1千300万円が杖立とわいたにいつているということでもいいんですよね。例えば、わいた温泉組合のほうでいくと700万円、厨房機器などに予算を取って、この間行ってみたら新しい機材が入っていましたけれども、例えばそれ以外のところでのこういう補助金がきたものを、わいた温泉組合のほうで何に使っているかというのを分かりになりますか。

情報課審議員（秋吉祥志君） わいた温泉組合の使用内容につきましては職員の給与の賃金1名分、それからわいた温泉組合のほうでは、昨年度の実績としましては組合員の情報の共有化を図るための通信機器の購入費あたりに充当しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに御質問等ございませんか。

5番（児玉智博君） 関連してなんですけれども、その1千300万円が杖立にいくらいつて、わ

いた温泉にいくらって、それぞれの用途も簡単に結構ですので教えてください。だから通信機器がいくらなのか、賃金はいくらですとか、そういう形で。

情報課審議員（秋吉祥志君） お答えします。

昨年度の実績といたしましては、杖立温泉観光協会に1千50万円、それからわいた温泉組合のほうに250万円、合計しまして1千300万円の交付という形になっております。その中で主なものといたしましては、杖立温泉観光協会は、こいのぼりの祭り、これが約470万円。それからわいた温泉組合のほうで温泉感謝祭が26万円、それから広告宣伝費としまして25万円が出ております。それから設備費、パソコンのソフトとしましては、わいた温泉組合のほうで購入したのが97万円、それから人件費としまして132万円が出てきております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ページ進みます。198ページ、北里柴三郎博士顕彰費。それから次の下の段が土木総務費ですね。土木総務費、水道総務費、道路維持費、道路新設改良費、204ページまで。

4番（久野達也君） 203ページの単県道路改良、それから急傾斜、前ページの単県砂防についてお尋ねさせていただきたいと思います。

今回、台風被害あるいは洪水等を見ましたときに、河川については当然、県の管理河川として、河川掘削だとか護岸だとか、いろんな工事を2、3年前から県が積極的にしていただきまして、そのことが被害を小規模に抑えることもできたかと、ある意味感謝しているところです。

それでお尋ねしたい部分としまして、その感謝と共に、まず単県砂防だとか単県道路、急傾斜だとか町のほうから県のほうへ例えば県道のここを改良してほしいと要望を上げて、当然、負担金を払います。県道の住民の意見を反映させる施策内容かと思いますが、そういったような中で、これらの単県事業負担金について例えば毎年上がってきて、要望を出すかと思うのですが、地元からの要望で例えば積み残しだとか、1年遅れになっていくだとか、そういったのは現状的にはどんなでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今、議員がおっしゃられたとおり、ここ近年、県のほうも頑張っていて小国町にたくさんの予算を付けていただいております。今、ここに載っている負担金、道路改良であれば県道北里宮原線、この前御説明したとおり、竹筋橋の下、尻江田工区、2工区に分かれて地域住民の要望というよりも、竹筋橋の崩落によってバイパスを考えて欲しいという意見をしっかり県が汲んでいただいて、改良バイパス工事を行っております。あと、県道でいえば上田黒淵線、手水野のほうですね。ここは美化側溝ということで側溝の敷設替えをしてくれております。あと、単県の急傾斜とか単県の砂防におかれましては、これは県が独自に危険渓流の防止、災害が起きたときに先ほどもおっしゃったとおり、下流域の人家を守る、人命を守るということを最優先に考えていただいて、作業をやってもらっております。

地域住民の要望が一番多いのは、やはり河川掘削、それと国道の舗装の劣化、これに関しては負担金は要りません。それに関しては、今月の今度16日にヒアリングがあるのですが、それを全て建設課のほうでまとめまして、写真等々をつけてヒアリングがあると。阿蘇郡の中でも町村はたくさんありますので、最優先で付けてもらおうというわけにはいきませんが、結構、頻繁に現在国道のほうも387号線と442号線の交差点のところも、近頃近々でもらっていますし、非常に要望には応えてもらっているというところで。今のところ、ストックといいたいでしょうか、まだ完了していないところはありますけれども、随時進んでいる状況であります。

以上です。

4番（久野達也君） 県も動いていただいているということで、大変感謝しているところです。当然、市町村の負担金は負担金としてお支払いすると。そういった形で県の管理道路、河川等の改良を積極的に進めていただくよう、今後も動いていただきたいと思います。

8番（松本明雄君） 今の質問をしようかと思っていたのですがけれども久野さんがされましたので。もう一つ、今度の水害で見ると分かるように、人吉では相当な橋が流されております。ここにあるように橋りょうの点検を小国町もしたと思います。相当な橋がありますけれども、この点検をされたところの細部が分かれば教えていただきたいと思います。今までは、上からの圧力だけしか橋を見ていなかったと思うんですけど、ピアにあたる水量がどのくらいもつのかという点検の仕方などがあれば教えていただきたいと思います。

建設課審議員（小野昌伸君） 今おっしゃった、災害関連に関して下部工、橋脚にあたる頻度の測定は今のところ、この橋りょう点検には入っておりません。そもそも、この橋りょう点検が始まったのが、2012年12月、皆さん記憶にあるかと思いますが、中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下で死亡事故も出たと、これで道路法が改正されて、トンネル、橋りょう、構造物、擁壁からブロック積み、舗装にいたるまで全て、もう2度とこういう事故を起こしたらいけないということで、国道交通省のほうが一斉点検しなさいというところから、始まりました。うちの場合は、橋りょうは166橋、これを5年に1回は点検しなさいということで、平均すると34橋ずつ点検をしていくような形になります。

しかしながら、非常に農用地開発公団からいただいた、町道の上田西里とか、こういう100メートルを超える橋りょうが8橋ぐらいあります。これは1橋あたり、大体15メートル以上の橋りょうになると金額が300万円ぐらいで終わるのですが、長大橋というところで1橋あたり1千300万円ぐらい委託費がかかります。これは高所作業車を使ったり、下手すれば足場を組んだりして基本は近接目視といって、作業員が足場の上に乗って打設で自分の目で技術者が判断して集計を取りまとめると。これをまとめたのを5年に1回、長寿命化修繕計画を立てなさいということで、レベル1、2、3、4つに分けないといけなくなっているのですよ。レベル1は健全、レベル2はやや悪い、レベル3、4になると早期修繕をしなさいと。4に至っては、

通行規制か橋を架け変えなさいという強い指導が来ています。ちなみに、この橋りょうの166橋を割りますと、健全が64橋、予防保全段階が73橋、早期措置が28橋、緊急措置が1橋ということで、小国の場合は1950年ぐらいから作られたもの、50年以上経っているものが、ほぼ半数以上占めていますので、本当に劣化が激しいというところで。あとは修繕をいかにお金を使わず、早期発見、早期治療、人間の身体で言えば、早く発見して早く治療をすると、コスト縮減に努めよということで、架け替えなども1橋変えるだけで1億円ぐらいかかりますので、そんないくら補助が出るといっても、それは無理な話で。今、そういう形で2サイクル目ですかね、もう今現在、その繰り返しをエンドレスで続けていくと。そして人命を守るというところで。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 記念館の駐車場整備工事についてなのですが、金額が2千691万8千424円ということで、立派な一戸建ての家が建つぐらいの予算です。恐らく、この調書の3ページに書いてある内容が、建物の解体工事と駐車場の整備工事ということであったために、高額な金額になっているのだと思うのですが、建物解体にかかった費用と駐車場の整備にかかった費用の内訳が出せれば、教えてください。

商工観光係長（大蔵将充君） はい、お答えします。

すみません。ちょっと円単位までは分からないのですが、解体費用で2千160万円ほどかかっております。駐車場の整備が531万8千円ほどです。

以上です。

議長（松崎俊一君） ページ進みますよ。204ページ、河川総務費。それから206ページが住宅管理費、208ページが危険住宅移転費、これまでいきます。

5番（児玉智博君） 除草作業費ということで、先ほど林道のほうを聞きましたら、単価が64円だったですかね、ということでしたけれども、こっちの町道の単価はいくらほどになるのですか。

建設課審議員（小野昌伸君） 町道の場合は、単価メートル当たり200円です。これは先ほど言ったように、草刈りをして、そのまま放置するわけにはいけませんから、集積をして運搬するというので、単価が上がっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

また質疑漏れ等ありましたら、いただきます。

ページが少し飛びます。250ページ、款項目の目でいきますと、農地災害復旧、農業用施設災害復旧、林業用施設災害復旧、土木施設災害復旧、住宅耐震化支援事業が本日の所管になっております。

5番（児玉智博君） この農業の災害復旧で調書のNo.2を見ますと、松葉災害復旧工事ですね、あ

の水田ですけれども出ております。これは恐らく、今年この田んぼを植え付けようと準備をしようとしたら、トラクターがずり込んでしまって、動けなくなってしまった田んぼだと思うのですが、要するに地盤を固めるのが甘かったためだと思います。ここに書いてある伊藤組と書いてますけど、下請に出してたぶん町外の業者が直接施工したのだと思いますが、こうなった場合、この補償はどうなるのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） その情報はこちらのほうも十分仕入れていまして、補償というか、これは手直し、竣工検査は終わってはおりますが、ブロック積み等々の異常がなかったという検査なので、裏に水を貯めたらそういうことということで、伊藤組が自分のところで自社で努力して復旧するということですので、もうその作業に入っていると思います。

5番（児玉智博君） やはり水を張るまでしているのだから、そこに植え付けるための苗の準備であるとか、農家の人にしてみれば、そういうものが無駄になってしまった部分というものもあると思うのですが、それはやはり実際、手直しをするというのはそれは当たり前だと思うのですが、その辺はもう泣き寝入りする以外はないのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 準備というと、すみません。ちょっとお聞きしたいのですが、苗の費用とかのことでしょうか。

5番（児玉智博君） もありますし、結局、寒起こしとですね、荒起こしとか、要するに田を植えるための準備ですね、燃料とか、細かいですけど、そういうものもしながら田植えをしようとしていた労力が無駄になってしまう部分もあると思うんです。ただ、それはここに限らず一般にお尋ねしていると思ってください。その辺は運が悪かったというか、そういうことになるのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） そういう事態は、これから災害復旧していくなかで多々起きるかもしれないけれども、ないように監督して務めていきたいと思いますが、そういうことがあれば直接本人さんからそのような話を聞いていませんものですから、協議の上でいろいろと検討していきたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑はよろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、産業課、情報課、建設課の歳出の質疑は終了いたしました。質疑等の漏れがありましたら、歳出。またあとからも受け付けますが。

8番（松本明雄君） この決算とちょっと関係ないのですが、いいですか。

議長（松崎俊一君） 関係あるかないかは、聞いてみないと。

8番（松本明雄君） 産業課長にお聞きしたいのですが、小国町もだんだん温暖化になっておまして、テレビを見ると都市部の乳牛の量が減ってきていると思うのですよ。そして、小国町も特産のジャージーがありますので、小国ではちゃんと扇風機とか入れてやって、温度を下げてい

るのか。そして乳量が下がっていないのかお聞きしたいと思います。

産業課長（秋吉陽三君） 確かにおっしゃるとおり8月の猛暑の中では、どうしても牛の餌食いが落ちます。エサの量が落ちますので、それはもう乳量に影響して乳量のほうも現在少なくなっているような状況でございます。

それと、暑さ対策といたしましては、酪農家はほとんどの牛舎に換気扇、扇風機等はまだ準備されております。しかし、これ以上の暑さ等を考えると、小国は高冷地ということでまだミストシャワーあたりの施設や設備は、まだ実施している酪農家はないのですけれども、菊池あたりではミストシャワーあたりも設置されておりますので、今後はそういう検討も必要かと思っております。

議長（松崎俊一君） ただいまから、歳入に入ります。

ページが飛びます。19ページ。歳入のほうは一番右側の備考欄、こちらのほうで追っていきたいと思います。

19ページが森林環境譲与税が上がっています。

それから23ページ、国有地貸付分担金も入りますか。

25ページ、農地災害復旧費分担金、単県治山事業分担金、光ファイバー加入分担金、このあたりが本日の所管です。

5番（児玉智博君） この光ファイバー加入分担金は、令和元年度は何人の方が加入されましたでしょうか。

情報係長（佐々木博隆君） 26件ですね。負担金が3万円という形になっておりますので、合計の78万円という形になっております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 27ページ、光ファイバー使用料、現年分と滞納繰越分。

次のページ、29ページは農産物から真ん中下の道路占用料まで本日の所管です。

31ページ、鍋ヶ滝公園直販所使用料から入園料、土地使用料、この3本が入っております。

33ページ、上2つ除いて、農地等証明手数料、光ファイバー休止・再開手数料、3つ飛んで道路証明手数料、その他手数料。

5番（児玉智博君） 光ファイバーですが、休止と再開のそれぞれの件数を教えてください。

情報係長（佐々木博隆君） お答えします。

光ファイバー休止、再開の件数についてですけれども、休止が74件、再開が42件の合計116件というふうになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） 先ほど聞きました新たな加入の分担金を含めても、大体それでも休止のほうを上回っているわけですが、この休止に至った原因というのは何なのか、調べていらっし

やいますか。

情報係長（佐々木博隆君） お答えします。

休止の原因についてはアパート等の出入りについて、これにつきましては料金値上げの際の勉強会のときに児玉議員のほうから発言がありまして、集合一括契約というものを今まで執り行っておりましたけれども、料金改定に伴って同じサービスをしているのに、そこで割引があるのはおかしいのではないかということで、御指摘がありました。それで、集合一括契約をなくしました。それによりアパート経営者の方は、退去されたらすぐに休止を出す、新しく入ったら再開を出すという形で、ここの休止・再開については前年度と比べると件数も増えております。

また、それ以外にも休止につきましては、もうそこに人が住んでいないと。家を取り壊したいと思うけれども、もしかすると住むかもしれないので、テレビを見る環境はつくっておきたいけれども使用料はだけは休止届を出さないとずっと発生するので、その件数も増えているのが原因となっております。

以上です。

5番（児玉智博君） ほとんどが転出に伴う休止ということでしたけれども、要するに、そこには住み続けているけれども、もうテレビも見ないとかそういう理由で、転出はないけれども休止するというような人はいませんか。

情報係長（佐々木博隆君） 転出はしないけれども休止をするという場合のケースとしては、町内の老健施設等にご両親が入られたりした場合には、実際住んでいる息子さんたちは町外にいらっしゃるのですけれども、お父さんお母さんが町内にいらっしゃるという場合のときとかは、そのような形のケースが数件出てきております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ページ35、公共土木施設災害復旧費国庫負担、それから少し飛びまして39ページが土木費の国庫で社会資本整備総合交付金、それから41ページにいきまして社会資本整備総合交付金の商工費関係の国庫。それからプレミアム付商品券事務費補助、プレミアム付商品券事業費補助が当所管ですね。

歳出のほうで、さっき質問がありましたですね。

49ページ、県補助金で下のほう、農業委員会交付金、国有農地関係、中山間地域関係、経営所得安定対策推進事業費補助金、それから51ページは全部当委員会ですね。

それから53ページ、この一番下の水俣以外は当委員会ですね。よろしいですか。また漏れがあったときには言ってください。

55ページ、上から2つを除いて住宅耐震関係、熊本地震復興、復興費の事務費のほうは、これは外れますか。総務関係ですかね。その下の農地災害、農業用施設、林業関係、電源立地交付金、土砂災害危険住宅移転の補助金。

59 ページが県の委託金で、県有公園施設清掃管理、それから県管理河川清掃業務各々の委託金ですね。

61 ページ、一番上の中山間ふるさと水と土保全対策積立金利子収入、下から2番目、J-V ERクレジット売払収入。

少し飛びます、69 ページ。事業収入の農業者年金業務、農地中間管理機構特例事業等業務委託金、雑入に入りまして71 ページ。

5番（児玉智博君） この農地中間管理機構を通じての農地の貸し借り等は何件ありましたでしょうか。

産業課審議員（宮崎智幸君） この農地中間管理機構特例事業を利用しての農地の売買は、前年度1件になっております。まず、特例事業というのは買い手、それから売り手の税制の優遇措置があるということで取り扱われる事業です。

以上です。

5番（児玉智博君） 先ほど教えていただいた農業委員会のほうですけれども、何ページだったかな。農業委員会のほうでは、かなり貸し借りが129件、226筆とか、売買は22件の94筆ということで多かったですけど、こちらの中間管理機構のほうは1件ということで、かなり少ないわけですけれども、それはやはり担い手の人が借り受けたり、買い受けたりする件数自体が少ないからそうなんですかね。

産業課審議員（宮崎智幸君） 当然、特例事業の対象には担い手としての位置付けがされているということで、簡単に申しますと認定農業者あたりがこの事業の対象となります。ということで、当然これについても売り手、買い手の意向も関係してきますものですから、こういった件数になっております。

以上です。

5番（児玉智博君） すみません。私自身が理解できていないので、もう1回聞かせてもらうのですけど、つまり先ほど教えていただいた農業委員会のところでの129件であったりとか22件というものについては、いわゆる担い手として位置付けられている方が借り受け、買い受けにはなっていないということなんですかね。

産業課審議員（宮崎智幸君） この中間管理機構の特例事業につきましては、これは売買ということで先ほどの件数の農地法3条での売買の22件という部分について、対象になる部分がいくつかあると思います。その中で、当然事業の要件を満たし、尚且つ、そういった優遇措置を受けたという方については、この中間管理機構の事業を利用するというふうになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） つまり、その担い手の人が3条の22件の中にはいるということでしたが、いろいろ御本人たちの意向であったりとか、条件や個別にいろいろ事情はあったと思うのですが、

やはり税制上の優遇というのは大きいと思うんですよ。やはり売った人は不動産取得税や所得税や国税が取られて、そしてまた住民税も上がるし、その人が国保とかだったら国保税とかも上がるということで、せつかく土地を売っても、また同じぐらい税金として取られてしまうというような話も不動産売買をした方は言われますので、なるべくならそういう有利な条件のほうで利用できるように、中間管理機構の活用ということを考えていただければと思います。

産業課審議員（宮崎智幸君） 今後、農地の売買等の案件があった場合に、そういった管理機構事業あたりの事業の説明も併せて行っていくようにしていきたいと思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ページが71ですね。雑入のほうですかね。上から2番目、柏田第1期浄化槽負担金、次のページが73ページ、伝送路利用収入、IRU利用収入、番組配信利用収入、2つ飛んで中山間地域等直接支払交付金、2つ飛んで光ファイバー引込工事、1つ飛んで光ファイバーケーブル保守費用負担。次のページが物品汚損料、2つ飛んで町村の魅力を訴えるイベント助成金、3つ飛んでゆうステーション納付金。

77ページ、コミュニティFM周波数移行機器更改負担金、農業担い手支援給付金返還金、4つ飛んでプレミアム商品券販売収入。最後が79ページ、全国農業新聞情報活動交付金となっております。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それではないようでしたら、歳入並びに歳出に関して質疑等の漏れがあればお願いしたいと思います。

商工観光係長（大蔵将充君） 歳出のほうで、先ほど児玉議員からの質問に対する答弁で、ちょっと誤りがありましたので訂正させていただきたいと思います。

記念館の駐車場整備の工事費の内訳です。数字のほうが間違っていましたので訂正させていただきます。解体のほうが1千537万5千円です。駐車場整備のほうが1千154万3千円になります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、以上で令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算は終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時15分から。

（午後2時00分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（松崎俊一君） 次に別冊令和元年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び小国町農業集

落排水事業特別会計歳入歳出決算並びに小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、所管課より説明をお願いします。

建設課長（時松洋順君） それでは、建設課所管であります特別会計及び水道事業会計の決算について、概要を説明させていただきます。

まず、小国町簡易水道特別会計から説明をさせていただきます。施設といたしましては、杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の会計になっております。

特別会計決算書の122ページをお開きください。総括表に歳入の記載がございます。使用料及び手数料といたしまして、水道使用料として592万9千430円と前年度からの繰越金22万円がございます。歳入の決算といたしましては、614万9千430円でございます。対前年度比1.5%の増となっております。

隣の123ページが歳出でございます。総務費といたしまして592万9千430円でございます。こちらも対前年比1.5%増となっております。

128ページをお開きください。歳入から歳出を差し引いた残りの22万円を繰り越しさせていただいたものでございます。

130ページをお開きください。歳入の明細となっております。今年3月末での給水戸数といたしましては、杖立水道が139戸、小藪水道が23戸、市井野水道が11戸。昨年度に比べまして杖立水道が9戸の減、市井野水道が1戸の増となっております。

次のページの132ページからが歳出の明細でございます。水道等の一般管理費でございます。133ページ中間ほどに13委託料といたしまして、維持管理委託料460万4千900円とございますが、この金額は収支として残った金額を水道組合の維持管理費として支出しているものでございます。他の2つの組合水道につきましても、実質的な維持管理は各水道組合で実施している関係で、各地区同様に支出しております。

以上で、小国町簡易水道特別会計の決算について、説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、小国町農業集落排水事業特別会計について概要を説明させていただきたいと思っております。

138ページをお開きください。総括表の左のほうに歳入の記載がございます。歳入といたしましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の合計が1億4千904万1千819円となっております。対前年度比といたしまして6.6%増加しております。

隣の139ページが歳出でございます。総務費と公債費の合計で1億4千549万8千932円、対前年比10.8%増となっております。

144ページをお開きください。歳入、歳出を差し引きまして354万2千887円を翌年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

次に、146ページを御覧ください。このページからが歳入の明細となっております。農業集落排水事業分担金といたしまして35万円が納入されております。こちらにつきましては新規加入4件の加入金でございます。今年3月末での加入状況といたしましては、田原地区につきまして40世帯、西里地区につきましては145世帯、黒渕地区につきましては293世帯でございます。3地区合わせて478世帯で、接続率としては81.8%となっております。加入金の次に、各地区の使用料がございます。

続きまして、148ページには県支出金といたしまして、農業集落排水施設整備事業補助金500万円。150ページに一般会計からの繰入金が8千447万4千円。152ページに町債といたしまして、資本費平準化債2千470万円がございます。

次に、154ページをお願いいたします。こちらが歳出の明細でございます。このページにつきましては施設の維持管理費に関する一般管理費でございます。支出の計といたしましては4千804万4千241円となっております。

次156ページにつきましては、公債費でございます。公債費の計といたしましては9千745万4千691円となっております。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計の決算について、概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、小国町水道事業会計について、同じく概要を説明させていただきたいと思っております。

別冊認定第9号と書かれてあります小国町水道事業会計決算書を御覧ください。御案内のとおり、水道事業会計につきましては、収益的収支と資本的収支に区分されております。収益的収入及び支出につきましては、16、17ページを御覧ください。収入であります事業収益といたしましては1億2千810万2千706円でございます。前年度に比べまして322万2千807円、率にして2.5%の減となっております。このうちの料金収入につきましては、1億1千250万3千527円でございます。前年度に比べ323万8千482円、率にして2.8%の減となっております。支出であります事業費の主な内容といたしましては、減価償却費6千464万4千232円、委託料といたしまして1千114万7千800円、企業債の支払利息であります936万6千111円など、合計1億1千872万6千806円となっております。前年度に比べまして211万8千466円、率にして1.8%の減となっております。収益的収入から支出を差し引いた純利益は937万5千900円となりまして、前年度に比較して110万4千341円の減となっております。

ページ戻っていただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしまして企業債2千500万円、一般会計出資金といたしまして1千60万6千円、合計3千560万6千円となっております。

資本的支出は建設改良費5千240万7千775円、企業債の償還金が3千531万325円、合計の8千771万8千100円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足す

る額5千211万2千100円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額416万9千749円と、減債積立金3千510万円、建設改良積立金1千万円及び過年度分損益勘定留保資金284万2千351円で補填しております。

次に8ページ、9ページを御覧ください。当年度未処分利益剰余金2億1千422万6千589円につきましては、937万5千900円を減債積立金とし、残金を翌年度へ繰り越しております。

次に14ページを御覧ください。改良工事の概況でございます。令和元年度につきましては堀田地区で2件、七曲地区で1件の排水管布設替工事を行っております。

15ページは業務量でございます。給水戸数が令和元年度におきましては2千599戸でございます。前年度に対し29戸増となっております。有収水量は72万7千343トンで、前年度に対し2万4千598トンの減でございます。有収率につきましては73.8%で、1.8%の減となっております。

18ページには重要契約の要旨といたしまして4件の工事並びに3件の業務委託の内容を掲載しております。

19ページは企業債及び一時借入金の概況を掲載しております。

続きまして、20ページにはキャッシュ・フロー計算書、22ページには決算付属明細書を添付しております。

以上、特別会計、水道事業会計について概略の説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ただいま所管課から説明が終わりました。これより特別会計決算ごとに進めていきたいと思っております。

まず簡易水道特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。お手元の別冊のページの121ページから135ページまでとなっております。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して質疑に入ります。ページで137ページから157ページ。

9番（熊谷博行君） 今日は質問しないところだったのですが、どうしてもこれが毎年毎年、目につきますので、ちょっとさせていただきます。

8千470万円、478軒で割っても永久的に払える金額ではないと思っております。小国町全部で3千軒で払っても、1軒当たり毎月2千500円ぐらいの割合でとっていかないと、ゼロ円になることはございませんが、今後どのような打開策を考えているか、何かあればお答えください。

建設課審議員（小野昌伸君） 御懸念の一つだと自負しております。加入率は先ほど言ったように田原100%、西里が79、黒淵が78とまだまだ80も届いてないくらいで、加入率の低さも

要因かと思えます。田原以外は皆さんご存知のとおり、山あり谷ありを無理矢理ですね、無理矢理という言い方すみません、ポンプでつないでいるものですから、そのポンプの維持管理費等々が非常に莫大な数になっております。今年から健全化といいますか、農業集落排水も補助金を取りながら、今後のそういう改善のまずは委託を出して、これから設計したのが土地改良連合会なのですが、今後どのようにやっていったら一番そういう経費が減っていくかということで、今、具体的にちょっと出ているのが、まだ具体的ではないのですが、その黒淵でいえば34基のポンプを30ぐらいの浄化槽に転換していくということで、そこで処理をしていくというところで、試算ではかなり安くなるというか、経費がかかっていかないという情報になってはいますが、まだまだこれは、今年から500万円の委託費で、今から計画をしていきますものですから、色々な今後の対策に一矢でもうたれればという形で、今年からやっと動き出すというところで、もう少し答えは待っていただきたいと思えます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 計画があれば悪いほうには進まないと思えます。なかなか、農業集落排水をする前から危ないのは、大体分かっているのですが、それを引いているところは便利はいいんですよね、勿論。でも、浄化槽もない、まだ汲み取り式という家も多々ありますので、自然とそこからの税金もまわっていつているというような形になりますので、平等性にちょっと欠けるところもありますので、明日、明後日できるものではございませんので、どうか毎年毎年頑張って計画を立ててください。

建設課審議員（小野昌伸君） 御指導、ありがとうございます。頑張っていきます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、水道事業会計決算について、質疑に入ります。別冊のページ1からページ30。

5番（児玉智博君） この上下水道会計で調書のほうを見ますと、No.14のところに水道管の配管の布設替えの工事があります。それで令和元年度は堀田地区と七曲地区ということで工事をされておりますけれども、この堀田に関していえば第1工区と第2工区というふうに工区を分けて、それぞれ別の業者に契約しているのですよね。今年度は田原地区の工事をやっていましたが、そこは3つの工区に分けてやっていたかと思えます。この工区を分ける理由は何でしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 一番は工期の短縮が一番望まれます。1社でこれだけ、逆に言えば100メートル、100メートル、合わせて200メートル施工するよりも、分割ができる範囲なので、2業者が入れるような状況なので、早急に入って早急に完了すると。この2つに分けるときも基本は土木工事の場合は、今はそれぞれ諸経費をみていいということなんですけど、手法と

しましては1本の設計書の経費を案分していくということで、金額的には1本の設計書をやったという形の算出で、極力コストを抑えながら工期の短縮を願うというところで行っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 私は素人考えで、分けないでそのままの工事で発注したほうが、安く落札してもらえるのではないかと考えるわけなんですけれども、そういう簡単な単純なものではないと、そういうことですかね。

建設課審議員（小野昌伸君） 説明がちょっと理解できていなかったかと思いますが、要は100万円の工事を発注したとします。これを2本に分けた場合は、それぞれに諸経費が乗ってきますので、120万円の工事ぐらいになるのですよ。分かりますでしょうか。200メートルの工事をしたときに1本の設計書で発注すれば100万円だったと。それぞれに分けたときは、それぞれの設計書2冊になって、それぞれの設計書に諸経費が乗りますので、もう直接工事費という人件費が少なければ少ないほど経費は上がりますので、足し合わせると120万円ぐらいになるのですよ。2つに分けるか、1本のほうが良いという御指摘はあるかと思いますが、こういう発注のときは逆に案分といいまして、その100万円の工事の諸経費をそれぞれにかけていくと、足し合わせれば100万円になるというところで発注して、1本の設計書を発注したと同時なことで、メリットとしてはやっぱり2社に分けるほうが、水道事業なので早期着工、早期完了を目指すというところで工期短縮が望まれると。そのメリットを一番考慮して発注をしたと。今回の田原も同様でございます。入れないときは、1社に頼みます。どうしても分割ができない現場条件があれば。現場条件が分けられるときは発注はこういう形でして、なるべく早く完了したいと願っております。

以上です。

5番（児玉智博君） はい、分かりました。やはり、分けないほうが経費的には安くなるというのは当然ですね。

それで、今回の堀田地区の場合は、大体この2つに工区を分けたことで何日ぐらいの短縮が図られたのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 今、設計書等々がありませんものですから、100万円の標準工期相当があると思いますが、仮に足しても2千万円で1千万円ずつ、そうは工期の適正工期から見ると変わらないとは思いますが、1千万円以上は、あまり変わらないのですね。要は、短縮されているのは間違いありませんので、調べてからでよろしいでしょうか。適正工期の算定からしないといけないものですから。後ほどいいでしょうか、今日中の回答がよろしいでしょうか。後ほどよろしいでしょうか。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 今の水道のことについて、お聞きします。

もうだいぶ、本管のほうは入れ替えたと思います。あと止水栓が主だと思えますけれども、まだあと何年か工事のほうはかかるのでしょうか。

建設課審議員（小野昌伸君） 全体的な町の考え。随時、老朽化したものをやっていきたいと思っております。

8番（松本明雄君） それと漏水の調査を毎年やっていますが、今年度はどのくらい漏水があったのか、件数が。分かれば教えてください。

上下水道係長（前田孝也君） 漏水の調査の件数ですけれども、手元に書類がありませんので、また後ほどお調べしてお答えさせていただきます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 特別会計について、今3本上がっておりますが、質疑漏れはありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって本日の全員協議会を終了いたします。

なお、この3日間で審議いたしました事項につきましては、9月18日金曜日の午前10時からの本会議にて、令和元年度小国町一般会計歳入歳出決算及び令和元年度小国町特別会計歳入歳出決算、同じく小国町水道事業会計決算、それぞれを採決いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

お疲れ様さまでした。

（午後2時45分）

小国町議会会議録
令和2年第3回定例会

令和2年9月発行

発行人 小国町議会議長 松崎 俊一
編集人 小国町議会議務局長 藤木 一也
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119